

大学における産学連携に関する倫理基準策定の研究  
～利益相反問題を中心として～

**A Study on Ethical Standards of University in terms of University-Industry  
Research Collaborations focusing on Conflict-of-Interest Problems**

2008年5月

新谷 由紀子

菊本 虔

(筑波大学産学リエゾン共同研究センター)

## は じ め に

産学連携が注目を集め始めたのは 1998 年 5 月の大学等技術移転促進法（いわゆる TLO 法）の制定が一つの契機となっている。それがこの 10 年足らずの間に大きな流れとなり、特に 2004 年 4 月の国立大学の法人化はこの流れを著しく加速した。

一方で、利益相反相反問題を始めとする産学連携に関する倫理問題に対する各大学の対応は立ち遅れてきた。明確な対処方針を定め、それに実行力を持たせている大学はごくわずかである。このことは、大学での研究活動や産学連携活動について、納税者としての国民の側からの不信を招くとともに、大学教員や大学自身の日常的な活動の支障ともなっている。本研究では、大学教員の倫理問題に関する新聞報道を過去 10 年間にわたって抽出・分析し、大学において起こりやすい問題について大学教員及び外部有識者の意識調査を実施した。本研究は、これらの結果を以って、産学連携に関する倫理基準の構築を目指すものである。

本書の構成は以下のとおりである、

第 1 章では、現代の大学における倫理基準の中心的問題である利益相反問題について、用語の整理を行った。現在では、コンプライアンスや CSR など、一般的な企業においても倫理的な行動規範が強く求められるようになっており、それらと利益相反との相違や特に大学における利益相反問題とはどのようなことを指し示すかといった問題を中心に記載した。

第 2 章では、過去 10 年間の大学における倫理問題の関連記事を抽出し、どのような問題が多く発生する傾向にあるのか等について分析した。

第 3 章においては、第 2 章の新聞記事の分析結果を踏まえた調査票を作成し、大学教員と国立大学法人の経営協議会委員（外部有識者）に対して大学における倫理問題についてのアンケート調査を行い、その結果について分析の上、倫理基準策定の指標を示した。

これらの成果が、大学における倫理基準策定の一助となり、大学の研究活動や産学連携活動の健全な発展に資することを願っている。

平成 20 年 5 月

筑波大学産学リエゾン共同研究センター

新 谷 由紀子

菊 本 虔



大学における産学連携活動に関する倫理基準策定の研究  
～利益相反を中心とした問題の検討～

目 次

第1章	大学における倫理問題	1
第1節	大学における産学連携活動に関する倫理基準策定の研究にあたって	1
第2節	一般の利益相反 (conflict of interest) と大学の利益相反	3
1.	企業の利益相反	3
2.	大学の利益相反	10
第2章	大学における利益相反問題を中心とした倫理問題に関する新聞報道調査	12
第1節	本調査研究の目的	12
第2節	大学における倫理問題関連新聞記事の抽出方法とその結果	13
第3節	大学における倫理問題関連新聞記事の概要	16
1.	記事の件数と掲載年代	16
2.	記事に関連している組織	16
3.	記事に関連している大学の学部等	16
4.	記事の分類	16
第4節	大学における倫理問題関連新聞記事の具体的内容	24
1.	犯罪に発展した事件	24
2.	事件として取り上げられる頻度の高い問題	24
(1)	「寄付金」の問題	24
(2)	「兼業」の問題	31
(3)	「利益相反ルール」の問題	32
(4)	「医学部」の問題	32
(5)	「助成金不正受給」の問題	33
(6)	「不正請求」の問題	33
(7)	「大学発ベンチャー」の問題	33
(8)	上記以外の問題	34
第3章	産学連携における倫理問題に関する調査	35
第1節	本調査研究の目的	35
第2節	調査の方法と対象	36
1.	大学教員調査の方法と対象	36
2.	国立大学法人経営協議会委員調査の方法と対象	38

第3節	回収状況	41
第4節	調査結果の概要	42
1.	新聞記事に掲載された大学教員の産学連携における倫理問題に関する見解	42
(1)	臨床研究等と寄付金等との関係について	42
(2)	臨床研究等における未公開株式取得の取扱いについて	55
(3)	兼業について	59
2.	兼業全般に対する見解	69
(1)	兼業の経験及び受け入れ経験と生じた問題	69
(2)	兼業以外の産学連携について	73
(3)	国立大学法人化前後の兼業報酬制度と意識の変化について	76
3.	未公開株式の保有について	78
(1)	大学教員に対する設問	79
(2)	経営協議会委員に対する設問	81
4.	その他意見等	82
第5節	調査結果のまとめ	84
第4章	おわりに	91

#### 【資料編】

1.	大学における倫理問題関連新聞記事一覧	95
2.	産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究アンケート調査 集計結果	109
3.	調査票	164
(1)	国立大学法人	164
(2)	公立大学（法人）	172
(3)	私立大学	180
(4)	経営協議会	188

## 第1章 大学における倫理問題

### 第1節 大学における産学連携<sup>1</sup>活動に関する倫理基準策定の研究にあたって

「倫理」を広辞苑<sup>2</sup>で引くと、「①人倫<sup>3</sup>のみち。実際道德<sup>4</sup>の規範<sup>5</sup>となる原理。道德。②倫理学の略。」とある。こうした解説の中に使用されている「人倫」や「道德」、「規範」といった言葉の意味をたどると、「倫理」とは、換言すれば、「社会秩序を守るための内面的な行動基準」ということがいえるだろう。

本稿は、大学における産学連携活動の倫理基準策定のための研究というテーマで倫理を扱う。すなわち、大学教員が産学連携活動を行う中で、その秩序を守るためにどのような内面的行動基準を持ったらいいいのか、ということがテーマとなっている。

それでは、産学連携活動をする中で、教員にはどのような倫理問題が生じるのだろうか。大学は国民の多額の税金によって支援を受ける公的存在としてあることから、一般企業よりも強い職務の公正さが求められる。公的存在として典型的な国家公務員には、「国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）」が適用され、内面的なものと解される倫理が、法的に強制力を持ってコントロールされている。この法律の中心的な柱は、「利害関係者（許認可等、補助金等、契約等の相手方）から金銭、物品等の贈与や接待を受けてはならない。」ということと、「幹部は事業者等からの一定額以上の贈与等や株取引等の所得の報告義務がある。」という2点である。『国家公務員倫理教本』<sup>6</sup>には、基本的心構えの一つとして、「国民から見て、公正な職務の執行の観点から疑念や不信を持たれないか、意識しましょう。」とあり、公的な職務に特有の公正さを保つための倫理感の重要性と、それに対する国民の疑念の払しょくという点が狙いとなっている。つまり、具体的には、「利害関係者に有利に働くような行動は、仮にそれが公正な判断であっても、国民から疑念を抱かれる恐れがあ

---

<sup>1</sup> 本稿では、産学連携は次のように定義する。大学と民間企業との共同研究・受託研究、大学教員の民間企業での兼業、大学から民間企業への技術移転、民間企業から大学への奨学寄付金。

<sup>2</sup> 新村出編『広辞苑 第5版』（岩波書店、1998）

<sup>3</sup> 「人倫」とは、同書によると、孟子の考えを基に、「①人と人との秩序関係。君臣・父子・夫婦など、上下・長幼などの秩序。転じて、人として守るべき道。人としての道。」という解説がある。

<sup>4</sup> 「道德」とは、同書によると、次のような解説がある。「①人のふみ行うべき道。ある社会で、その成員の社会に対する、あるいは成員相互間の行為の善悪を判断する基準として、一般に承認されている規範の総体。法律のような外面的強制力を伴うものでなく、個人の内面的な原理。今日では、自然や文化財や技術品など、事物に対する人間のあるべき態度もこれに含まれる。」

<sup>5</sup> 「規範」とは、同書によると、次のような解説がある。「②[哲]のつとるべき規則。判断・評価または行為などの拠るべき基準。」

<sup>6</sup> 国家公務員倫理審査委員会『～三訂版～国家公務員倫理教本』p.2

<http://cellbank.nibio.go.jp/information/ethics/rinrikyohon/rk00001.html> 参照。

り、避ける。」という原則が見えてくる。

ところで、近年は産学連携活動における「利益相反問題」というものが倫理問題の一つとして取り沙汰されることが多い。これは、上述のような国家公務員倫理法の中心的な課題である利害関係者との関係を主要な問題にしているものであり、倫理基準策定の上で、重要な位置を占めているといつてよい。

## 第2節 一般の利益相反 (conflict of interest) と大学の利益相反

‘Conflict of interest’ は一般に、「利害の衝突」であるとか「(公務員などの) 公益と私利の衝突」と訳されたり<sup>7</sup>するほか、日本では、民法 826 条に「利益相反行為」という見出しがあり、「1 親権を行う父又は母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。2 親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。」といった条文があるなど、「利益相反」という言葉からは、社会の様々な場面で利益が衝突・競合するという状況が連想される。

しかし、利益相反という言葉が使用される頻度が多くなってきたのはここ数年で、それは、産学連携が活発化してきたことに伴う現象である。すなわち、利益相反という状態は、大学の教員という立場に極めて特異的に多く現れるようになってきたため、利益相反のマネジメントが産学連携において、特に要請されるようになってきたのである。実際に、‘Conflict of interest’ を検索語にしてインターネット上のホームページを調査すると、大多数が大学関係でヒットする。

利益相反の状態は、それが即、法令違反や規則違反を意味するわけではない。似たような取扱いをされている事項に、例えば、「コンプライアンス (compliance)」や「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility : CSR)」、「コーポレート・ガバナンス (corporate governance)」といった言葉がある。こうした言葉は、近年、企業の中で重視されつつあり、日本では、利益相反マネジメントという言葉より、これらの単語の方がより多く見受けられ、書籍なども多数発行されている。こうした言葉と利益相反とは、どのような関係にあるのだろうか。

### 1. 企業の利益相反

利益相反の概念がどのように使用されているかを調べるために、‘Conflict of interest’に比較的多くの画面を割いている外国企業のホームページの事例をみることとする。以下は、‘Conflict of interest’等をキーワードとして Google で検索を行い、上位のページの中から、このワードについて詳細を説明している企業を選択して調べたものである。

例えば、イギリスのパブレストラン等を経営する外食産業の上場企業 Mitchells & Butlers plc は、CSR のレポートを作成し、その中の項目として「環境」や「コーポレート・ガバナンス」等を挙げ、さらに「コーポレート・ガバナンス」の中に当該企業が作成した「倫理綱領 (Code of Ethics)」について言及し、「個人と職業との間の利益相反 (conflicts of interest)

---

<sup>7</sup> 松田徳一郎編集代表「リーダーズ英和辞典 (第2版)」(研究社、2002)

に倫理的に対処する」ということや、「会社や幹部職員に適用される全ての適切なルール・規則の遵守（コンプライアンス）」、といったような宣言を記載するなどしている<sup>8</sup>。なお、この企業の倫理綱領<sup>9</sup>の対象者は上級管理者と財務管理者であり、要約すると次のような利益相反の事例が挙げられている。

#### ①会社からの不適切な個人的利得

家族を含めて、幹部職員は、会社での地位に起因した利益（会社からの貸付や保証契約を含む）を、正式な手続きを経ずに会社から得てはいけない。外部の納入業者からの会社への贈答品や接待も会社のポリシーに則ったものに限る。

#### ②他企業からの金銭的利益

会社への忠誠心を危うくするような他企業の権利の所有。例えば、競合会社や納入業者の株式の所有は責任者の書面による同意が必要だが、発行株式の1%未満であれば利益相反とはみなさない。

#### ③会社とのビジネス協定

書面による責任者の同意がなければ、共同事業、提携等のビジネス協定を会社と結んではならない。

#### ④会社の好機

会社の所有物や情報や地位を利用して競合会社や納入業者への仕事や投資の好機を知った時は、責任者の賛同なしに参加したり投資したりしてはいけない。このような時はまず会社のための投資機会を考えるべし。

#### ⑤競合会社での副業や活動

競合会社との同時雇用や重役として勤務することは厳重に禁じる。会社の活動と競合する商品の販売やサービスの提供も禁ずる。問題となる行動を実行する前に責任者に相談すること。

#### ⑥納入業者での副業

責任者の事前の書面による同意なしに、納入業者になったり、雇われたり、重役になったり、代理になったりしてはいけない。責任者の事前の書面による同意なしに会社の業務に関連して、顧客や納入業者等に対して助言や尽力をし、第三者から対価や報酬として金銭や利益を得てはいけない。

#### ⑦業界で勤務している家族

配偶者、パートナー、子供、両親、姻戚、家族関係にある他の者が、競合会社や納入業者であったりあるいはそれらに雇用されている場合、責任者にその状況を開示しなければならない。会社はそれらの解決策を調査する。不注意に秘密情報を漏らしてはいけないし、

---

<sup>8</sup> Mitchells & Butlers plc “Corporate Social Responsibility Review 2007”

<http://www.mbplc.com/index.asp?pageid=111> 参照。

<sup>9</sup> <http://www.mbplc.com/index.asp?pageid=120>

他の企業が絡んだ会社の決定に関与してはいけない。

上記をまとめると、大きな枠の順に CSR→コーポレート・ガバナンス→利益相反・コンプライアンスといったような捉え方になっていることがわかる。また、利益相反に関しては、競合企業や納入業者との癒着、すなわち副業や贈答品、株式取得、秘密漏洩等による利益相反が懸念されている。これは、主に、幹部職員に対するものであり、家族等を含めた状況の報告も義務付けられている。所属会社の利益と個人的利益の相反という問題に焦点が当たっているということがわかる。

次は、エレベータ・ヘリコプター等の設計、燃料電池の開発等総合技術会社であるアメリカの United Technologies Corporation (UTC) の企業責任 (corporate responsibility) に関するホームページの記載をみってみる<sup>10</sup>。ここには、製品の質や環境に対する配慮などの宣言がなされており、その中の「ガバナンス (Governance)」の項目は「倫理的な行動をする社風の醸成」(Instilling ethical behavior across our culture)が主題となっている。また、UTC の「倫理綱領」には、利益相反、納入業者からの贈物、不適切な金銭授与等、細かく項目を分けて対応を明記してある。コンプライアンスについては、この倫理綱領に関する冊子<sup>11</sup>中に、「(法など)を遵守する (compliance with~)」とか、「倫理とコンプライアンスは我々の責任」といった記載があるほか、「商習慣／コンプライアンス担当役 (Business Practices/Compliance Officer)」という役職を設けて、副業に関する相談などを担当させているといった記載もみられる<sup>12</sup>。また、この企業の利益相反ポリシーの対象者は全ての社員であり、「利益相反 (conflict of interest)」とは、「投資、社外での雇用、恋愛、個人的関係、義務、その他の方法により、自分の立場を利用して社内での影響をもたらし、会社の最良利益のためではなく、個人又は他人のために利益をもたらす行為を意味します。」<sup>13</sup>と明記されている。当該企業で定義する利益相反には 5 つの分野があり、その記載の概要は以下のとおりである。

- ① 社員の独立性や判断力を損ねたり、職場での妨害や業務遂行上問題となるような上下関係における恋愛・個人的関係を含む人間関係。

<sup>10</sup> United Technologies Corporation “2007 Corporate Responsibility Report”  
<http://www.utc.com/responsibility/index.htm> 参照。

<sup>11</sup> United Technologies Corporation “Code of Ethics - *Trust. Respect. Integrity.*”  
[http://www.utc.com/responsibility/ethics/code\\_of\\_ethics.htm](http://www.utc.com/responsibility/ethics/code_of_ethics.htm) 参照。

<sup>12</sup> United Technologies Corporation “Conflicts of Interest” p.3  
[http://www.utc.com/responsibility/ethics/english/coi\\_english.pdf](http://www.utc.com/responsibility/ethics/english/coi_english.pdf) 参照。

<sup>13</sup> [http://www.utc.com/responsibility/ethics/code\\_supplements.htm#english](http://www.utc.com/responsibility/ethics/code_supplements.htm#english) には、倫理に関する規定が各国語に訳されている。‘Conflict of interests’ は、日本語訳で「利害の対立」となっており、この引用は企業の HP の訳をそのまま記載している。資料は 96 年 10 月作成。

- ② 納入業者、顧客、あるいは会社の最良利益に反するような規模の競合会社で、直接的・間接的に金銭的利益を持つこと（例えば、納入業者の競合会社への投資額が自己の純資産の5%を超えたり、当該企業の全株式の5%以上の株主になること等。）。
- ③ 会社に不利益をもたらすような組織に雇用されたりサービスを提供したりすること。
- ④ 取引先及び取引を希望している者から直接的・間接的に贈答品を受けようとしたり、実際に受けること。但し、ポリシー解説文書「社用の贈答について」で許可されているものは除く。
- ⑤ 会社の機密情報、専有情報、内部情報を悪用したり他人に不正に流したりすること（内部情報を元に株式を売買することも含める）。

この会社は基本的に、金銭的利益や社外雇用について、利益相反に関する社員声明を提出し、会社から承認を得ることになっている。さらに、会社のポリシーに違反する場合は、解雇を含む懲戒処分を受ける結果になることがあり、また、倫理綱領及びポリシーが法的要請事項を中心に構成されているため、違反行為は法律違反になり得るということを付記している。

この会社は CSR から‘Social’を除いた単に「企業責任」という表現を使用しており、概念としては、企業責任 (CR) →ガバナンス (または‘CR’と同列) →利益相反といった大まかな括りがあり、コンプライアンスという言葉は随所に出てくるという形となっている。また、ここでは、社員全員が利益相反マネジメントの対象となっているが、個人の利益を会社の利益に優先してはいけないという利益相反問題の原則は前に挙げた **Mitchells & Butlers plc** と同様で、競合企業や納入業者の副業や贈答、株式取得、秘密漏洩等による利益相反が懸念されている。さらに、ここでは恋愛を含む社内の上下関係において生じる利益相反も問題にするなど、若干、幅が広げられている。

以上、英米の2つの企業をみると、基本的には、企業には社会的な責任があり、その責任を負いながら企業統治 (ガバナンス) をしていく中で、利益相反マネジメントが一つの要素となっているということができる。また、法や規則へのコンプライアンスがガバナンスのための基本的土台になっているということがいえる。

ここで、日本の企業における利益相反の取扱いについても取り上げて比較することにする。日本の商社三井物産株式会社は、その HP に「コーポレート・ガバナンス」の欄を設け、そのうちのひとつの項目として、「三井物産役職員行動規範」を公開している<sup>14</sup>。この行動規範の冒頭には、次のような記載がある。

---

<sup>14</sup> <http://www.mitsui.co.jp/company/governance/04/index.html>

当社では、2001年2月にコンプライアンス・プログラムを整備し、同時に「三井物産役職員行動規範」を皆さんに配布して、社内のコンプライアンス意識の徹底を図りました。(中略) 先般当社の経営理念(Mission、Vision、Values)を明示しましたが、常にこの経営理念を心にとめて企業の社会的責任(CSR)をより強く意識した経営を推進したいと考え、本行動規範を再度改訂することと致しました。・・・

そして、この行動規範の4番目につきのような利益相反に関する記載がある。

#### 4. 利益相反行為及び公私のけじめ

- ・ 競業他社や取引先のために働き、また、自分のために会社と取引するなど、会社と利害が対立したり、そのように見えることは行わない。
- ・ 会社の資産や情報システムを会社業務以外の目的のために使用しない。
- ・ 会社の承認を得ないで、他の職業に従事しない。
- ・ 会社の承認を得ないで、非公開会社の取引先または投資(検討)先の株式を取得しない。

三井物産では、コーポレート・ガバナンスを行っていく中で、社内コンプライアンスの徹底やCSRに対する強い意識をうたっており、利益相反は、役職員行動規範の中の一つとして取り上げられている。

以上の企業における利益相反マネジメントをまとめると、企業における利益相反とは、競合会社や納入業者の副業や株式取得、贈答等の金品の受領、あるいは秘密漏洩によって得る個人的利益が会社の利益と衝突している(ように見える)状態であるということがいえる。

これらは各企業のポリシーや社内規則等から見られる特徴であるが、浜辺はその著書、『コンプライアンスの考え方』で、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、CSRの関係性について以下のように記載している。

コンプライアンスもCSRも究極的には同じような価値観と狙いを持っている。(中略) CSRとコンプライアンスを明確に分けて論じ、コンプライアンスをCSRの一部として理解する方法もある。しかし、それではコンプライアンスを企業経営の全体の動きのなかで把握することが困難となり、矮小化された取り扱いがなされてしまう恐れがある。両者をいずれも広義で理解すれば、どちらかの二者択一を迫るのでもなく、また並列か主従の関係か厳密に定義するのでもなく、アプローチと説明の仕方の違いがあるにすぎないと考えた方が、CSRとコンプライアンスのそれぞれにとって有益である。(中略) コーポレート・ガバナンスのなかにコンプライアンスがあり、コンプライア

ンスのなかで、リスク・マネジメントのうちリーガル・リスク・マネジメントやリーガル・クライシス・マネジメントが取り扱われるという関係にある。<sup>15</sup>

前述の2企業と浜辺の記載を比較すると、概念的には以下のようなになる。

**【Mitchells & Butlers plc】**

・CSR→コーポレート・ガバナンス→利益相反・コンプライアンス

**【United Technologies Corporation】**

・企業責任（CR）→ガバナンス（または‘CR’と同列）（コンプライアンスは随所）→利益相反

**【三井物産株式会社】**

・コーポレート・ガバナンス→コンプライアンス・CSR・役職員行動規範→利益相反

**【浜辺陽一郎】**

・コーポレート・ガバナンス→CSR・コンプライアンス→企業倫理

前述のUTCでは、CRの中にさらにGovernanceに関する記載がある一方で、Corporate Responsibilityと広い意味でのGovernanceが並列的に取り上げられている場合があった。すなわち、‘Governance’といった場合、社会的責任を負う立場での企業統治をどのようにすべきかという狭義で捉える場合と、ガバナンスを広い意味で企業統治と捉える場合との2つの場合の使い分けがなされていると考えられる。しかし、企業の（社会的）責任を前面に出したガバナンスを広報する方が、企業にとっても顧客の歓心を得られる可能性が高く、その意味で、C(S)Rの中のガバナンスの記載が目立つ企業が多いものと考えられる。

なお、浜辺の著作中には「利益相反」という言葉に関する言及はないが、コンプライアンスの対象は「企業倫理」にまで及ぶ<sup>16</sup>とあり、その倫理的行動の一部を構成するものが「利益相反」であるといっておくべきだろう。

このようにみると、各企業で何を前面に出して企業PRをしていくのか、ということで、上記の用語の包含関係が決定してくるようである。ここで、一般企業の経営における利益相反の位置付けを考えるため、浜辺の著述の中にある「コーポレート・ガバナンス」、「CSR」、「コンプライアンス」、「企業倫理」という4つの言葉の意味内容を整理した上で、利益相反の定義をまとめた（表1-1-1）。

表1を概観すると、コーポレート・ガバナンスは一般的に幅広く、健全な「企業経営」に使用され、CSRは倫理的な、コンプライアンスはルール重視的な傾向の強い企業の責任ある経営を指し、また、CSRとコンプライアンスは企業倫理と密接に結びつき、その企業倫理の一部を構成するのが利益相反ということになる。

<sup>15</sup> 浜辺陽一郎『コンプライアンスの考え方 信頼される企業経営のために』（中公新書、2005）p.99,104,108

<sup>16</sup> 浜辺、同書、p.29

表 1-1-1 企業経営にかかわる用語

No.	語	意味・内容
1	コーポレート・ガバナンス (企業統治)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧米では株式公開企業を対象とする。</li> <li>・狙い：①経営の適正さ、健全性（コンプライアンスの目的と重なる）、②経営のパフォーマンス、業績向上</li> </ul>
2	CSR（企業の社会的責任）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社は営利目的の活動をするばかりでなく、社会的な存在である以上は、社会に対してさまざまな貢献をすることによって社会貢献を果たすべきである。</li> <li>・伝統的には製品やサービスの提供、雇用創出、納税、メセナ活動が具体例であったが、近年は付随した活動ではなく、経営の本質的課題として考えられるようになった（ex. SRI）。</li> <li>・ポジティブな目標を高く掲げ、企業責任について「法的責任」より「社会的責任」に焦点を当てる。</li> <li>・倫理的思考から出発する傾向が強い。</li> <li>・ヨーロッパでブーム。</li> <li>・価値中立的な概念で、多義的な性格。コンプライアンス以上に曖昧な概念。</li> </ul>
3	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業において組織全体が自主的に工夫を凝らしながらさまざまなルール（法令、企業倫理等）を活用して、ルールに適合した健全な経営をしていくこと。</li> <li>・米では、1991年に「連邦量刑ガイドライン」（1987年作成→摘発された犯罪の量刑を決めるときのガイドライン）にコンプライアンス・プログラムへの取り組みに応じて会社や経営者に課される刑罰を軽くする内容を含めた。したがって、「法的責任」を強く意識し、「法令等遵守」という傾向が強くなっている。</li> <li>・アメリカで先行。</li> <li>・コンプライアンスを広く捉えればCSRとほとんどが重なる。</li> <li>・コンプライアンスの眼目は悪徳事業者を教育・矯正するというよりも、企業が健全に成長していくこと。</li> <li>・コンプライアンスを重視することが企業の社会的責任（CSR）であり、コーポレート・ガバナンスの重要な課題。</li> </ul>
4	企業倫理（Business Ethics）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業倫理までコンプライアンスの対象。</li> <li>・会社が株主のための存在という観念を打破して従業員、消費者、地域社会等さまざま利害関係者の利益をも図るよう配慮すべきという議論が発端。</li> <li>・地球環境問題をはじめ、幅広い。</li> <li>・談合、企業への忠実義務等、会社のために行動したことが必ずしも社会のためには好ましくないという倫理観は企業の特徴。</li> <li>・法曹倫理、医療倫理など、専門職に多く要求される（職業倫理）。</li> <li>・法的義務がなくても（ex. スプリンクラー設置基準、クーリングオフ制度、法令が制定される前のインサイダー取引、薬害エイズ問題時のミドリ十字の判断等）、高いレベルのルールを設置するなど、法律の趣旨もから倫理が導かれる。</li> <li>・企業の倫理的・社会的な行動を評価してそれを投資基準にするSRI（Socially Responsible Investment 社会的責任投資）が近年注目を集めている。</li> </ul>
5	利益相反	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（企業においては）企業倫理の一つ</li> <li>・競合会社や納入業者の副業や株式取得、贈答等による金品の受領や秘密漏洩等によって得る個人的利益を会社の利益に優先させる行為。</li> </ul>

注) No.1～4 は浜辺陽一郎『コンプライアンスの考え方 信頼される企業経営のために』（中公新書、2005）から用語の意味内容を整理した。

## 2. 大学の利益相反

大学の場合、国立大学法人はもとより、私立大学でも、国民の税負担は大きく、公共的な存在である。すなわち、大学においては、「公益性」という面では社会的責任（CSR）が一般企業よりより重いものであり、それゆえに利益相反問題が企業のように内部的な問題にとどまらなくなってくる。すなわち、企業の場合の利益相反問題は、一般に、個人的利益と企業（組織）利益が衝突するという、内部的な問題を中心に繰り広げられるが、公共的存在である大学では、組織側の利益が社会的利益に敷衍する場合が多々あり、それゆえ、各大学個別の利益相反問題が社会問題に発展することが往々にしてある。一方、利益追求が目的である私企業と異なり、日常的に、大学にCSRやコンプライアンスが殊更強調されて求められることはないが、産学連携などにおいて、企業活動等とかかわりをもったときなどに、公共的組織特有の利益相反問題が存在するといえる。また、逆に、「副業」にかかわる問題は、一般企業にはほとんどみられないかと思われるが、大学では、教員が他所で非常勤講師を引き受けたり、大学発ベンチャーの役員になったり、各地で講演したりなどの副業が、その専門性を社会に役立てるという一般に認められた性格の特殊性ゆえに、多い。したがって、企業においては「企業倫理」の中でもほとんど問題にならない「利益相反問題」が、大学では大きくクローズアップされることがある。

大学における利益相反の概念については、別に詳細を記している<sup>17</sup>ここでは改めて記載しないが、基本的には、企業の定義と同様、「教員の個人的利益と大学に対する職業上の責任との間に衝突が生じている（ようにみえる）状況」ということである。利益相反の具体例としては、コンサルティング等兼業時間のかけ過ぎや大学設備の私的利用、技術のライセンス先や家族の関与する会社からの物品調達、自らが関与した製薬会社の治験などがある。大学教員は産学連携活動等で利益相反に直面することが多いばかりでなく、もともと公益性を要求されている存在であるため、私的利益の獲得に走る姿勢を戒めているという面もある。つまり、企業が企業倫理を保持して社会に受け入れられようとするポジティブな姿勢、あるいは、企業の不利益にならないように個人的利益を抑制するといった牽制的な姿勢というものよりも、公益性に基づいたより義務的な側面が付加されているとあってよいだろう。ただ、前述のように、利益相反の問題が大きくなってきた背景には、社会的要請による産学連携の活発化という状況があり、その意味では、一方で、産学連携を問題なく、安心して遂行するためのマネジメントが必要であると捉えることが重要である。

また、利益相反の状態自体が直ちに法令違反に該当するわけではないといっても、自らの利益を所属の大学あるいは大学の目的とする公益性に優先させた結果として、研究費の不正使用や備品の私的流用などが生じ、犯罪に発展する可能性も否定できない。この意味で

---

<sup>17</sup> 新谷由紀子、菊本虔『産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究』（筑波大学産学リエゾン共同研究センター、2005）

<http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/activities.html> 参照。

は、第三者から疑念を抱かせるような利益相反行為について、常日頃から組織としてのマネジメントを実施していることが重要なのである。

## 第2章 大学における利益相反問題を中心とした倫理問題に関する新聞報道調査

### 第1節 本調査研究の目的

第1章においては、大学が教員の倫理基準を策定する上で、どのような問題を「倫理問題」としてとらえるべきかを検討した。その結果、公共的組織としての大学は、まず、国家公務員倫理法に見られるように、「利害関係者（許認可等、補助金等、契約等の相手方）から金銭、物品等の贈与や接待を受けてはならない。」ということと、「幹部は事業者等からの一定額以上の贈与等や株取引等の所得の報告義務がある。」という2点が基本となる、という出発点から、「利害関係者に有利に働くような行動は、仮にそれが公正な判断であっても、国民から疑念を抱かれる恐れがあり、避ける。」という原則があぶりだされた。この点から、大学においては、産学連携において「利益相反問題」というものが中心的課題となってくることを説明した。これは、企業において、「CSR」や「コンプライアンス」などをマネジメントすることによって、より一層社会に受け入れられるような行動をとるという概念に比較すると、より、義務的な側面が強い。このため、近年注目される企業倫理に関連した言葉の概念を整理し、その中で、利益相反がどのような位置付けにあるかということを示した上で、利益相反問題が産学連携において大学側に露呈しやすい問題であることや犯罪に発展する可能性をはらんだ概念であることに言及した。

こうした利益相反を中心とした問題は、具体的には、どのような形であらわれているのだろうか。第2章では、過去約10年間（1997年4月1日～2007年5月31日）に大学における利益相反を中心とした倫理問題が絡んだ事件を新聞報道から抽出し、その特色や傾向を分析することにした。これによって、大学が特に注意を払うべき具体的な利益問題が抽出されてくることになる。また、倫理的基準というものは社会的に形成されるもので、時代によって意識の変動もあることから、現代社会の利益相反問題を中心とした倫理基準づくりには不可欠な基礎的分析がここで行えることになる。

なお、大学の教員が詐欺罪や収賄罪等の犯罪で告発されたケースでは、被告に罪の意識がないことも少なくない。この意味でも、社会的な倫理意識の枠組みを提示することは重要である。

## 第2節 大学における倫理問題関連新聞記事の抽出方法とその結果

本調査研究では、読売新聞、朝日新聞、日本経済新聞の3紙において、過去10年間余りの記事について利益相反を中心とした倫理問題に関連するものを調査し、その傾向を分析した。方法としては、表2-2-1のとおり、オンラインデータベース検索による。

また、大学における倫理関連の記事を検索するために、表2-2-2に挙げた①～⑤の5種類のキーワード検索を行い、その上で大学の倫理問題に関連する記事を振り分けた。表2-2-2は検索語を入力してヒットした件数である。なお、基本的に1997年4月1日～2007年5月31日の約10年間の報道が対象であるが、内容によっては、裁判の判決等、事件が長期にわたって未決着のものもあるため、2007年6月以降の関連記事についても調査を行ったが、それらについては表中の数値には表れていない。また、5種類のキーワード検索をしても該当しなかったものでも、事件が大きかったために記憶にあるような関連記事については、追加をして検索を実施した(表2-2-2の⑥)。⑥の追加記事というのは、2005年に北海道大学が同大地震火山研究観測センター元教授を虚偽公文書作成と業務上横領の疑いで告訴した一連の事件の記事検索である。

表2-2-1 新聞記事検索ツール

新聞名	データベース
朝日新聞	聞蔵Ⅱビジュアル(1945年以降の記事が検索可)
読売新聞	ヨミダス文書館(1986年9月以降の記事が検索可)
日本経済新聞	日経テレコン21(1981年10月以降の記事が検索可)

表2-2-2 新聞検索のキーワードと検索結果(1997.4.1～2007.5.31)

No.	キーワード	ヒット件数			
		朝日新聞	読売新聞	日本経済新聞	合計
①	大学、利益相反	18	7	58	83
②	大学、教授、利益	2,533	1,752	2,130	6,415
③	大学、教授、寄付金	384	271	93	748
④	大学、教授、兼業	236	183	142	561
⑤	大学発ベンチャー、未公開株	7	5	13	25
⑥	〇〇*、地震	305	370	58	733
合計		3,483	2,588	2,494	8,565

\*「〇〇」は個人名であるので匿名とした。

さて、検索語を入力してヒットした記事の中から大学における倫理問題に関係のある記事のみを抽出したところ、表 2-2-3 の示す記事数（延数）となった。また、これらの記事には内容の重複したものがあため、整理したものが表 2-2-4 であり、最終的にこの検索語では 474 件の倫理問題関連記事が検索された（資料編 1 参照）。

表 2-2-4 には、ヒット件数の多いものについて新聞ごとに上位 2 件に濃い網掛けを、続いて多い 3 件に薄い網掛けをしてある。また、合計の欄をグラフ化したものが図 2-2-1 である。図 2-2-1 をみると、「大学、教授、寄付金」（38%）や「大学、教授、兼業」（24%）の検索結果が高い割合を示している。この 2 つの重複した記事も 7%（③,④）ある。「寄付金」や「兼業」が頻繁に問題になっているといえる。

表 2-2-3 キーワード別倫理問題関連記事数（延数）

No.	キーワード	ヒット件数			
		朝日新聞	読売新聞	日本経済新聞	合計
①	大学、利益相反	6	6	11	23
②	大学、教授、利益	37	28	18	83
③	大学、教授、寄付金	132	93	9	234
④	大学、教授、兼業	78	64	20	162
⑤	大学発ベンチャー、未公開株	5	4	5	14
⑥	〇〇、地震	25	22	1	48
合計		283	217	64	564

表 2-2-4 キーワード別倫理問題関連記事数（実数）

No.	キーワード	ヒット件数							
		朝日新聞		読売新聞		日本経済新聞		合計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①	大学、利益相反	2	1%	1	1%	6	11%	9	2%
②	大学、教授、利益	18	8%	15	8%	13	25%	46	10%
③	大学、教授、寄付金	99	42%	76	41%	7	13%	182	38%
④	大学、教授、兼業	52	22%	41	22%	18	34%	111	23%
⑤	大学発ベンチャー、未公開株	3	1%	2	1%	1	2%	6	1%
⑥	〇〇、地震	25	11%	22	12%	1	2%	48	10%
①,②	大学、利益相反、教授、利益	1	0%	3	2%		0%	4	1%
①,⑤	大学、利益相反、大学発ベンチャー、未公開株		0%		0%	1	2%	1	0%
②,③	大学、教授、利益、寄付金	6	3%		0%	1	2%	7	1%
②,④	大学、教授、利益、兼業	1	0%	6	3%		0%	7	1%
②,⑤	大学、教授、利益、大学発ベンチャー、未公開株	1	0%		0%		0%	1	0%
③,④	大学、教授、寄付金、兼業	18	8%	15	8%	1	2%	34	7%
①,②,③	大学、利益相反、教授、利益、寄付金	2	1%		0%		0%	2	0%
①,②,④	大学、利益相反、教授、利益、兼業		0%		0%	1	2%	1	0%
①,②,⑤	大学、利益相反、教授、利益、大学発ベンチャー、未公開株	1	0%	2	1%	3	6%	6	1%
②,③,④	大学、教授、利益、寄付金、兼業	7	3%	2	1%		0%	9	2%
合計		236	100%	185	100%	53	100%	474	100%

注) 「No.」は、表 2-2-2 及び表 2-2-3 の「No.」に対応している。

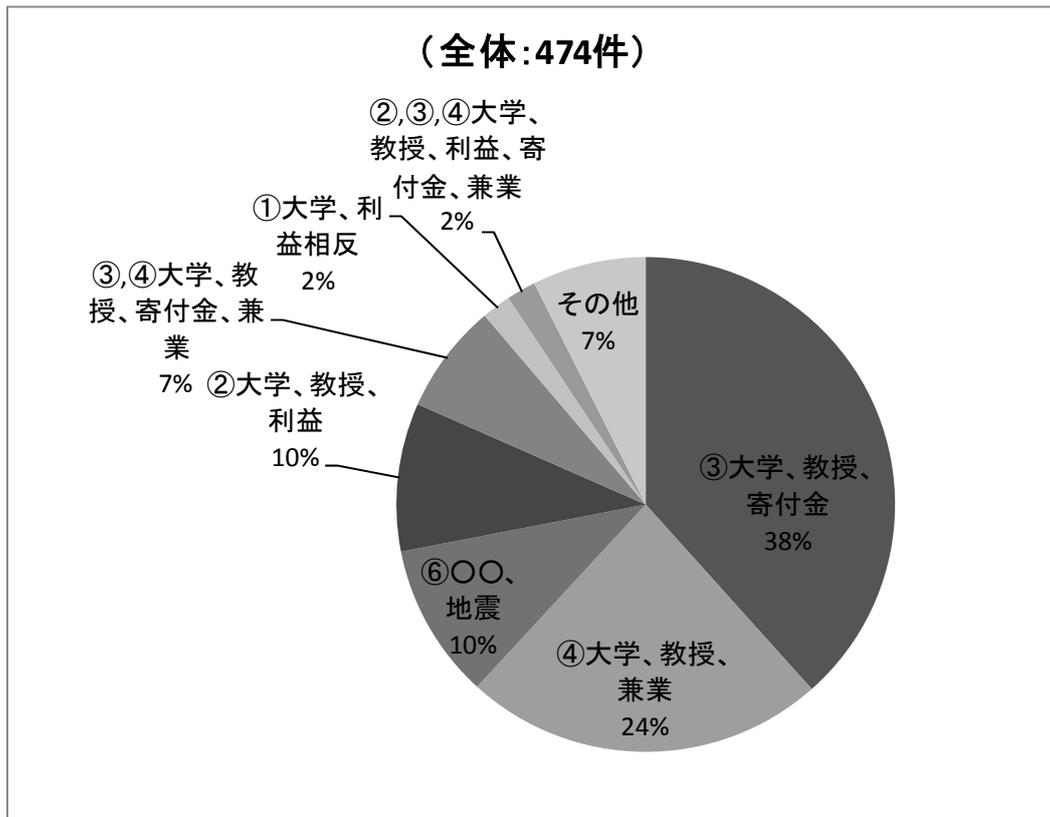


図 2-2-1 倫理問題関連記事のキーワード別割合

なお、これら 474 件の記事は、あくまでキーワード検索をして抽出された記事数であって、これらのキーワードを含まない関連記事は他にもある。この検索結果の件数はあくまでおおよその記事の出現頻度目安であると考えるのが妥当である。

## 第3節 大学における倫理問題関連新聞記事の概要

### 1. 記事の件数と掲載年代

前述のように、倫理問題関連の新聞記事は474件あり（詳細は資料編1参照）、年度別に分類すると、図2-3-1のようになった。年によって報道数にばらつきがあることがわかる。また、記事は、当該事件の続報もあるため、内容を確認して関連記事ごとにまとめた結果、91件の事件に分類することができた。このうち、多いもので、50件の記事が掲載された事件もあった。このため、この91の事件の記事について、各事件の記事が最初に掲載された年度ごとに分類してグラフ化したものが図2-3-2である。これをみると、2003年が若干突出し、この年度を中心に山形になっているが、2003年度以降はほぼ10件前後の事件報道となっている。

### 2. 記事に関連している組織

上記のように分類した事件91件について、関与している組織を整理したところ、図2-3-3のようになった。倫理問題の関連記事は公的性格の強い国立大学で多く、62%と過半数に上っている。これは、私立大学の約5倍であり、国立大学の関与が高い。2003年度まで、国立大学の教員は公務員だったため、収賄罪が成立した事件などもあった。また、国立大学法人化後も、国立大学法人法第19条に、「国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」とあるため、こうした罰則が適用されることになっている。このため、国立大学では、私立大学よりも倫理問題に関わる問題が社会問題化しやすいといえる。

なお、これら抽出記事は必ずしも不正事件として現れたものではなく、利益相反問題に取り組むべきとするインタビューなどの記事や各省または新聞社の調査なども含まれている。

### 3. 記事に関連している大学の学部等

大学における倫理問題の記事で、関連している学部等の種類が明確にわかる記事が91件中55件あった。これら学部等の種別をグラフ化したものが図2-3-4である。これをみると、医学・医療関係が80%に上り、圧倒的に多い。

### 4. 記事の分類

利益相反関連の記事を抽出するために、前述のように、関連がありそうなキーワード5組を使って検索したが、こうして抽出した記事を上述のとおり91件の記事に分類し、さらに、その記事の内容を分析し、最も象徴的なキーワードで表現し、分類を試みた。新たに付したキーワードは、なるべく91件の記事に共通の概念として使用できるようなものを選択し、極力1つのキーワードで表現できるように努めた。ただし、1つの事件の捜査から、別の問題が判明したケースもあり、複数のキーワードを付与した事件もある。この結果、1つの記

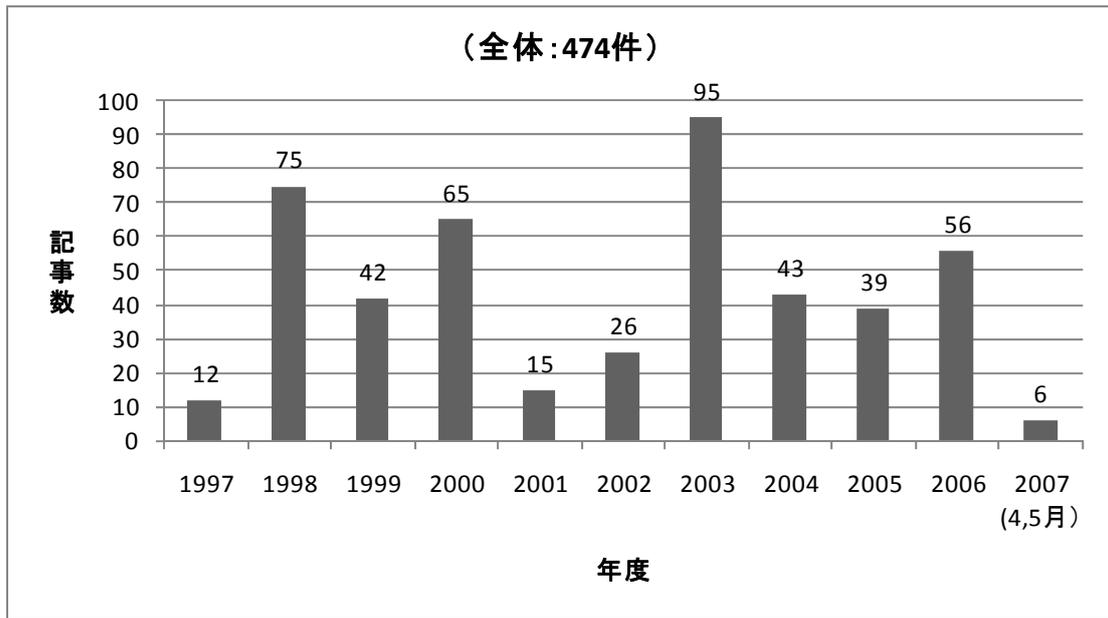


図 2-3-1 年度別倫理問題関連新聞記事掲載数

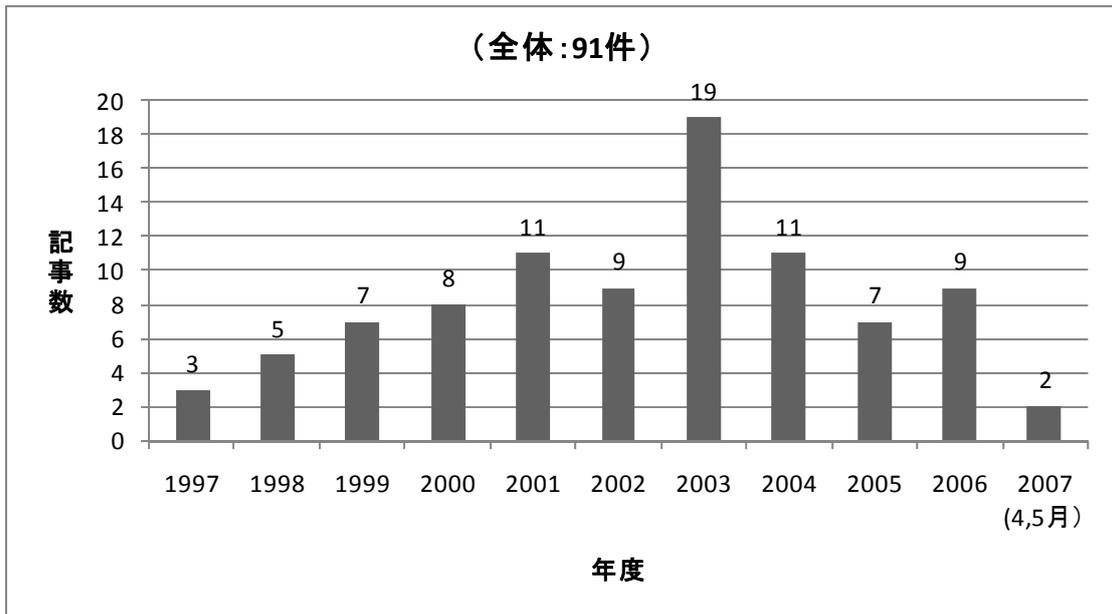


図 2-3-2 年度別倫理問題関連新聞記事事件数

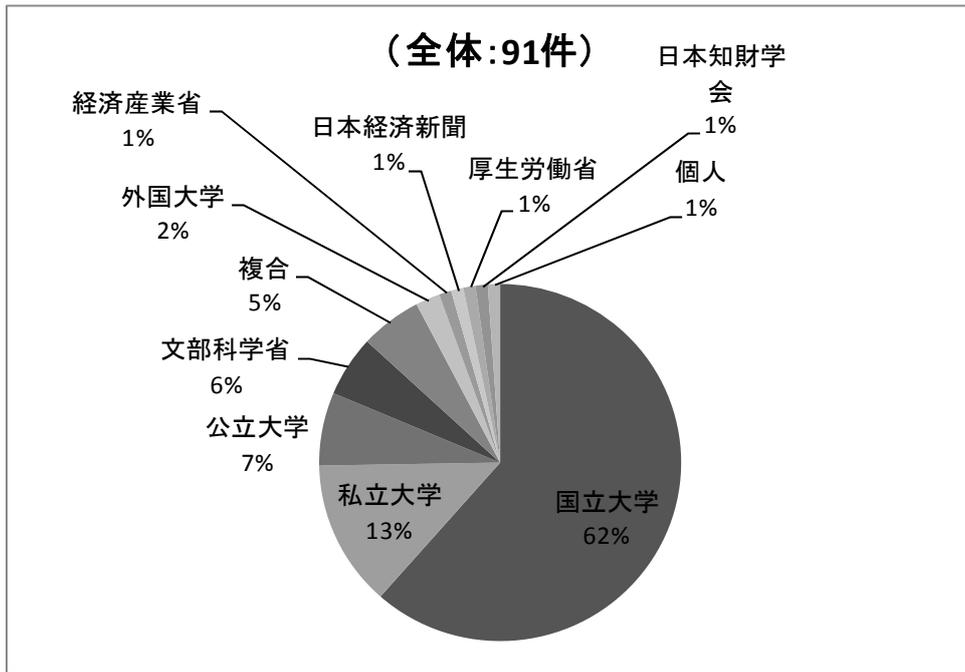


図 2-3-3 倫理問題の記事に関与している組織

注)「複合」とは、種類の異なる複数の組織が関与している場合。

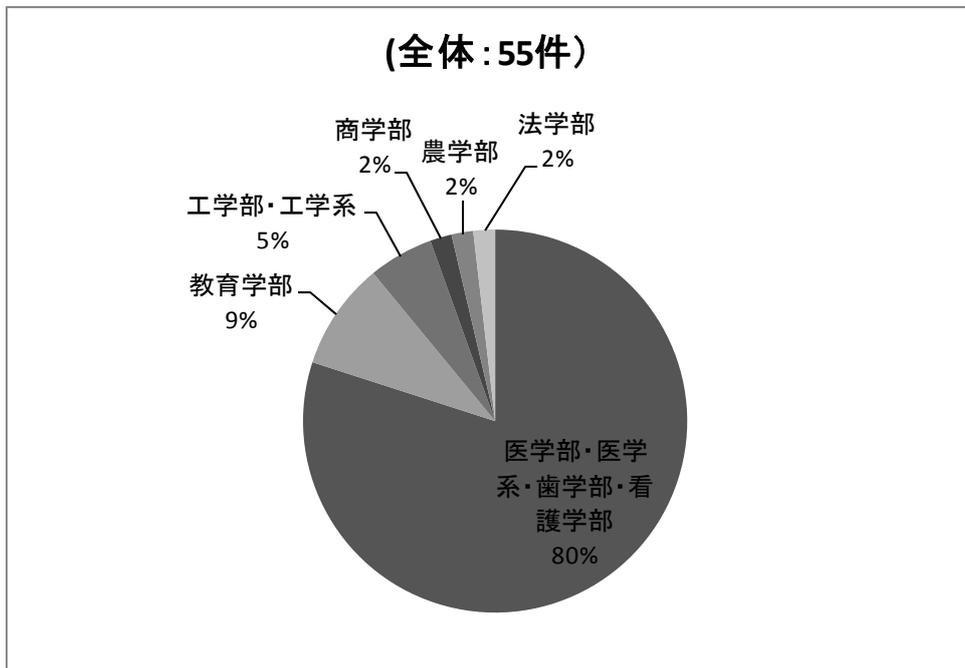


図 2-3-4 倫理問題の記事に関連している大学の学部等

注) 学部等が明確に判明しているものについてのみ分類している。また、学部等の分野については問題になった分野で分類をしている (ex.工学部に所属しながら医師免許を持って医師の兼業をして、それが問題になった場合は、医学部のところ。)

事に1～4個のキーワードを付与することになった。91件の記事に付与したキーワード数別件数は表2-3-1のとおりである。

キーワードは延べ126個あり、それらの内容は表2-3-2のとおりである。表2-3-2の「関連」の列は、これら新たに付与したキーワードをさらに大きな括りで分類した言葉である。この大きな括りで分類した言葉の割合をグラフ化したものが図2-3-5である。これをみると、「寄付金」(21%)、「兼業」(19%)、「利益相反ルール」(10%)の順に割合が高くなっている。「医学部」関連の記事も8%を占めているが、表2-3-2をみると、寄付金や兼業の中にも医学関連の記事が多く、全般に医学部を舞台にした事件が多いことが特徴的である。

表 2-3-1 付与したキーワード数別件数

キーワード数	件数	全キーワード数
1	63	63
2	23	46
3	4	12
4	0	0
5	1	5
合計	91	126

表 2-3-2 キーワードの内容

No.	キーワード	新聞掲載の年月日	個数	%	関連	No.	キーワード	新聞掲載の年月日	個数	%	関連
1	寄付金(医学部)	1997/8/9	26	21%	寄付金	64	医局廃止	2002/6/27~2004/2/28	10	8%	医学部
2	寄付金(医学部・試薬メーカー)	1999/7/31				65	医局廃止(医師派遣絡み)	2004/4/22			
3	寄付金(医学部・製薬会社)	2007/5/23				66	医師名義貸し	2003/1/8~2003/7/22			
4	寄付金(医学部)	2003/7/26~2003/10/30				67	医師名義貸し	2003/8/19~2004/4/24			
5	寄付金(医学部・製薬会社)	2007/3/13~2007/4/27				68	医師名義貸し	2003/9/11~2007/4/21			
6	寄付金(医局・医師派遣)	2000/11/25				69	医師名義貸し	2003/12/27~2004/3/23			
7	寄付金(医局・医師派遣)	2002/6/27~2004/2/28				70	臨床試験(インフォームド・コンセント)	2004/6/12~2004/11/2			
8	寄付金(医局)	2002/8/26				71	臨床試験(インフォームド・コンセント)	2006/4/27~2006/4/27			
9	寄付金(医学部教授)	2000/12/8~2000/12/9				72	臨床試験(インフォームド・コンセント)	2007/5/23			
10	寄付金(患者会・製薬会社・架空団体)	2000/3/23				73	医師の偽証	2006/4/27~2006/4/27			
11	自治体の寄付(医局・医師派遣)	2003/8/19~2004/4/24				74	科研費不正受給(医学部・流用)	2003/7/26~2003/10/30			
12	自治体の寄付(医局・医師派遣)	2003/9/11~2007/4/21				75	科研費不正受給(医学部・架空請求)	2003/10/25~2003/10/26			
13	自治体の寄付(医局・医師派遣)	2003/9/24				76	科研費不正受給(医学部・カラ出張・架空請求)	2007/4/26			
14	自治体の寄付(医局)	2003/12/27~2004/3/23				77	科研費不正受給(工学部・流用)	2002/12/30~2002/12/31			
15	自治体の寄付(医学部・医師派遣)	2004/2/12				78	科研費不正受給防止	2003/8/25			
16	自治体の寄付(医学部・医師派遣)	2004/3/6~2004/3/9				79	厚生省科研費不正受給防止	2006/3/20			
17	寄付金	1998/8/30				80	厚生省科研費不正受給(同一課題受給)	2007/5/23			
18	無届寄付金	2004/10/11~2004/10/11				81	NEDO助成金不正受給(工学部・人件費勤務実態なし)	2005/4/2			
19	無届寄付金(医学部)	2005/6/4~2006/2/16				82	JST助成金不正受給(架空請求・付け替え)	2006/6/24~2006/8/13			
20	無届寄付金(医学部教授)	2006/3/27~2006/3/29				83	財団助成金不正受給(医学部・架空請求)	2003/9/20~2003/9/20			
21	入学前の寄付金(医学部)	2001/12/22~2003/2/14				84	カラ出張	2003/6/6			
22	入学前の寄付金	2004/3/5~2004/3/9	85	カラ出張	2003/9/20~2003/9/20						
23	入試問題漏えい(医学部)	1997/8/19~1997/11/22	86	カラ出張	2006/5/24						
24	寄附講座受入れ企業の種類	2002/7/4~2002/9/20	87	カラ出張(講演)	2006/9/15~2006/9/15						
25	寄附講座の研究結果の公表	2004/5/12	88	旅費の二重請求	2000/3/22						
26	奨学寄附金の企業名公開	2006/11/15	89	架空請求	2003/7/23						
27	無届兼業(医学部)	2000/1/4~2006/8/23	90	架空請求	2006/5/24						
28	無届兼業(医学部)	2000/10/6~2000/10/19	91	無断欠勤(医学部)	2002/8/26~2002/8/27						
29	無届兼業(医学部・勤務実態なし)	2004/6/18	92	無断欠勤(医学部)	2001/2/16						
30	無届兼業(医学部)	2004/10/20	93	無断欠勤	2003/9/20~2003/9/20						
31	無届兼業(医学部)	2006/6/30~2006/7/22	94	収賄罪(医学部・製薬会社)	1998/8/29~1999/4/1						
32	無届兼業(医師)	2003/5/8	95	収賄罪(医学部・医師派遣)	2000/11/1~2001/5/10						
33	無届兼業(技術指導)	2002/12/30~2002/12/31	96	受託収賄罪(医学部・医療機器)	1997/9/11~1998/3/13						
34	無届兼業(技術指導)	2005/4/1~2005/4/2	97	受託収賄罪(医学部・医師派遣)	2005/3/21~2005/8/25						
35	無届兼業(技術指導)	2006/10/1~2006/10/2	98	詐欺罪(医学部・厚生省科研費不正受給)	2002/2/15						
36	無届兼業(企業の仕事)	2003/7/23	99	詐欺罪(医療関係)	2006/12/13						
37	無届兼業(セミナー講師)	2003/6/6	100	詐欺罪(学内備品)	2005/3/18~2007/3/2						
38	無届兼業(講演料)	2006/9/15~2006/9/15	101	所得税法違反の罪(医学部)	2001/12/22~2003/2/14						
39	兼業(私大での予備校講師)	2001/8/4	102	競売入札妨害罪(医学部)	2006/6/30~2006/7/22						
40	無届兼業(通信講座)	1999/7/13~1999/7/14	103	大学発ベンチャー設立の精神的障害	2003/11/12						
41	無届兼業(委員)	2000/4/1	104	大学発ベンチャーの兼業問題	2002/5/2						
42	無届兼業(住職)	2003/3/12~2003/3/12	105	大学発ベンチャーの未公開株	2004/6/12~2004/11/2						
43	無届兼業(24人)	2001/2/16	106	大学発ベンチャーの未公開株	2005/5/11						
44	大学職員と政治家の兼業	2000/7/3	107	大学発ベンチャーの利益配分	2002/11/2						
45	大学職員と政治家の兼業	2000/10/2	108	大学発ベンチャーのルール整備	2001/7/3						
46	公立大学役員兼業	2001/12/31	109	大学発ベンチャーのルール整備	2002/3/29						
47	兼業の規制緩和(外国大学との兼業)	1999/6/18	110	税の申告漏れ	2000/10/6~2000/10/19						
48	兼業の規制緩和	1999/3/30~200/6/28	111	税の申告漏れ	2006/10/1~2006/10/2						
49	兼業の規制緩和	2001/12/7	112	脱税(受託研究)	2004/4/15						
50	講義重複	1998/6/2	113	論文捏造(のち名譽毀損で訴え)	2005/6/4~2006/2/16						
51	利益相反ルールの整備	2001/5/16~2001/16	114	論文捏造	2006/6/30~2006/7/22						
52	利益相反ルールの整備	2001/7/3	115	論文盗用	2003/9/20~2003/9/20						
53	利益相反ルールの整備	2002/5/14	116	審査委員と授賞対象者の同一	2001/6/20						
54	利益相反ルールの整備	2003/5/12	117	政府委員	2006/6/24~2006/8/13						
55	利益相反ルールの整備	2003/6/25	118	政府委員	2007/3/13~2007/4/27						
56	利益相反ルールの整備	2004/2/16	119	学内施設使用	2000/10/6~2000/10/19						
57	利益相反ルールの整備	2004/2/25	120	国立大学未公開株取得	2005/5/11						
58	利益相反ルールの整備	2004/6/12~2004/11/2	121	TLO	1998/8/30						
59	利益相反ルールの整備	2004/6/28	122	アカハラ	2003/9/20~2003/9/20						
60	利益相反ルールの整備	2004/11/13	123	借金	2006/3/27~2006/3/29						
61	利益相反ルールの整備	2006/10/19	124	不当利益(のち不当解雇で訴え)	1999/6/30~2000/3/22						
62	米国の利益相反ルール	2002/3/29	125	薬事法違反の商品販売	2001/7/18						
63	米国の利益相反ルール	2002/3/29	126	情報漏洩	1999/2/26						
合計									126	100%	

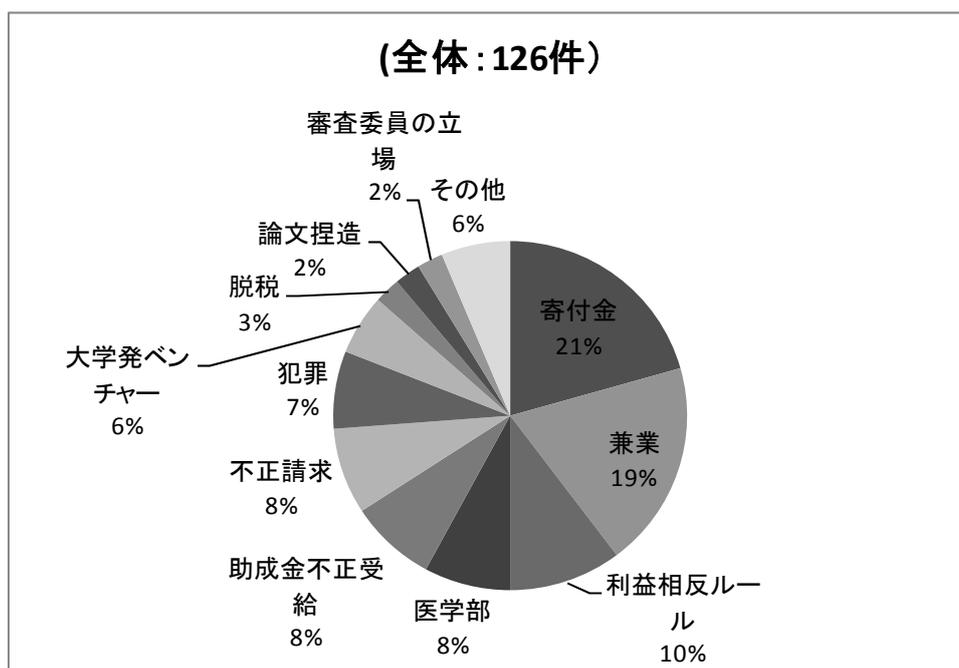


図 2-3-5 倫理問題の記事の内容の分類

さらに、この 91 の事件のキーワードをまとめた大きな括りは 12 に分かれているが、それぞれの括りの記事を掲載年月日別にグラフ化したものが図 2-3-6～2-3-17 である。これらによって、年代ごとに話題になった事件が把握できる。なお、複数の年度にまたがって掲載されている記事については、最初に掲載された記事の年度を採用している。この結果、最も事件となる件数の高かった「寄付金」や「兼業」関連の事件は、どの年度においても分散して起きていることがわかった（図 2-3-6、2-3-7）。こうした問題は常時生じやすくなっていることがわかる。また、「利益相反ルール」ということに関しては、2001 年度に入ってから問題が取りあげられてきており、2001～2004 年度にかけて議論されることが多かった（図 2-3-8）。また、「医学部」に関連する記事は、医師名義貸しや臨床試験におけるインフォームド・コンセントといった問題が中心であり、2002 年度以降にみられる（図 2-3-9）。さらに、「助成金不正受給」や「不正請求」といった個人的な研究費にかかわる問題は 2003 年度を筆頭に、2005～2007 年度にかけて割合が高くなっており、近年比較的問題視されている事件といえる（図 2-3-10、2-3-11）。「犯罪」に関連する記事は、調査対象である 10 年前の 1997 年度から始まって時折あらわれている（図 2-3-12）。「大学発ベンチャー」関連の事件は、2001 年度から 2005 年度にかけて、ほぼ毎年同じ程度の割合で報道されている（図 2-3-13）。図 2-3-14～図 2-3-16 については件数が少ないが、これら「論文捏造」や「脱税」、「審査委員の立場」に関する問題は、2000 年度以降、事件としてしばしば取り上げられている。

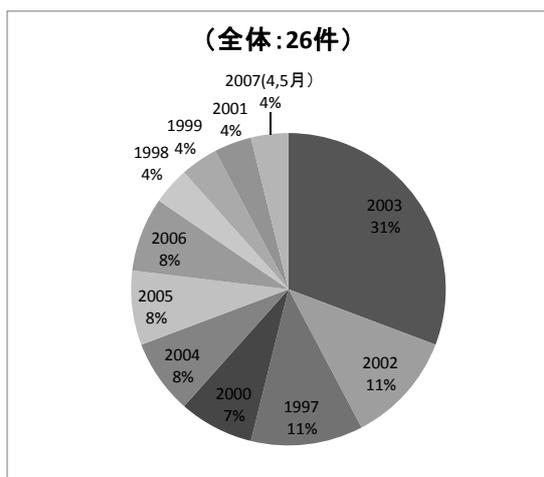


図 2-3-6 「寄付金」に関する記事が掲載された年度

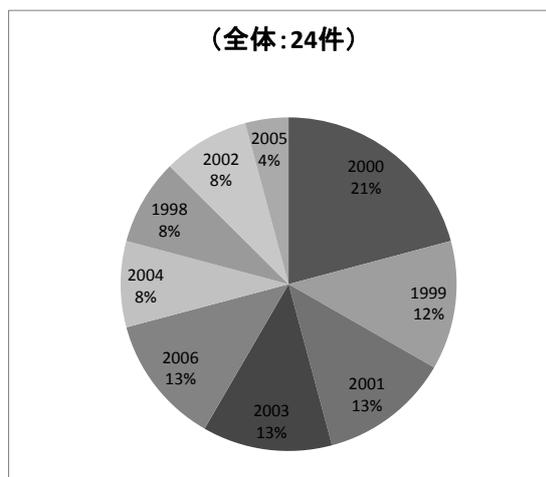


図 2-3-7 「兼業」に関する記事が掲載された年度

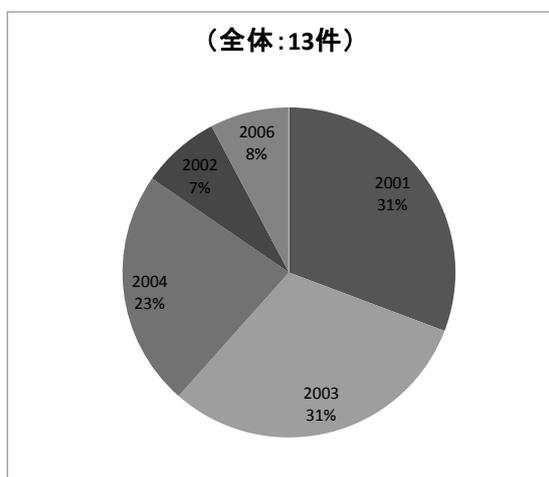


図 2-3-8 「利益相反ルール」に関する記事が掲載された年度

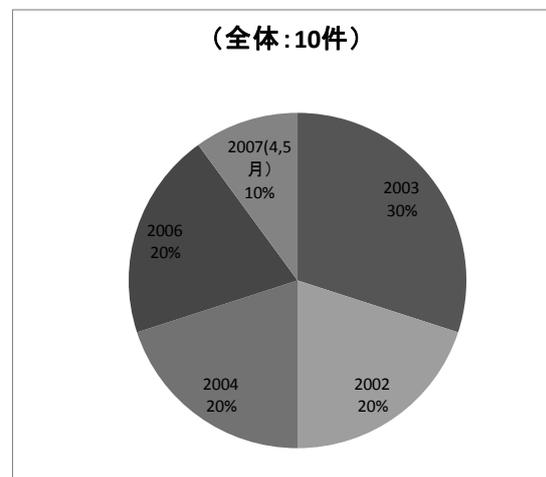


図 2-3-9 「医学部」に関する記事が掲載された年度

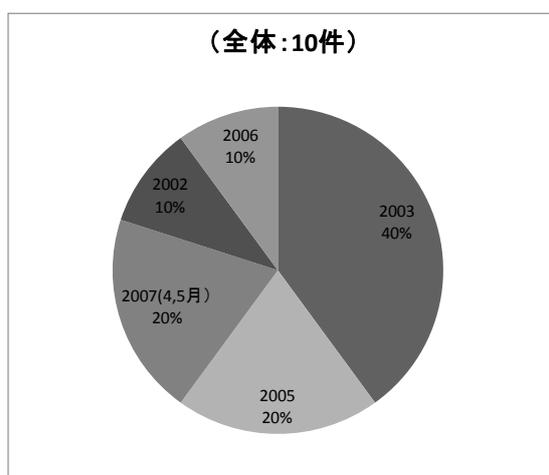


図 2-3-10 「助成金不正受給」に関する記事が掲載された年度

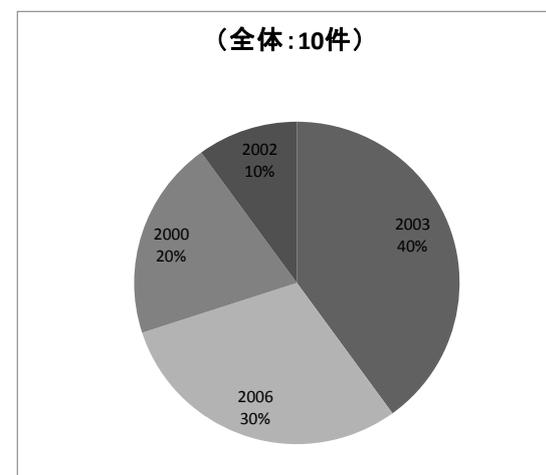


図 2-3-11 「不正請求」に関する記事が掲載された年度

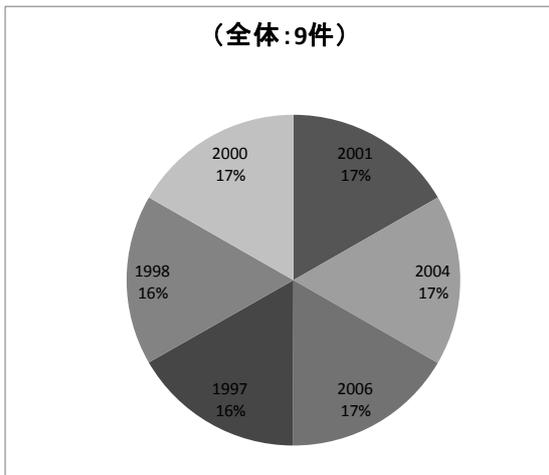


図 2-3-12 「犯罪」に関する記事が掲載された年度

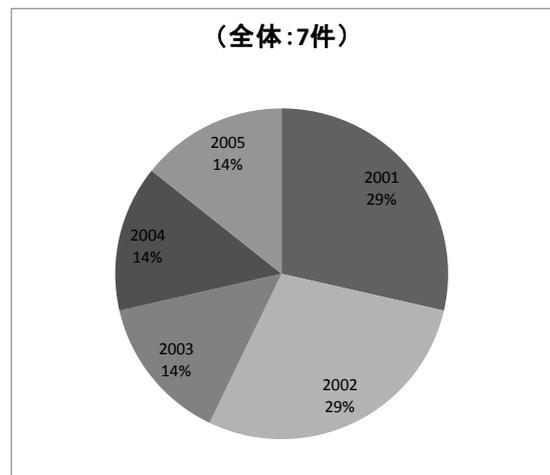


図 2-3-13 「大学発ベンチャー」に関する記事が掲載された年度

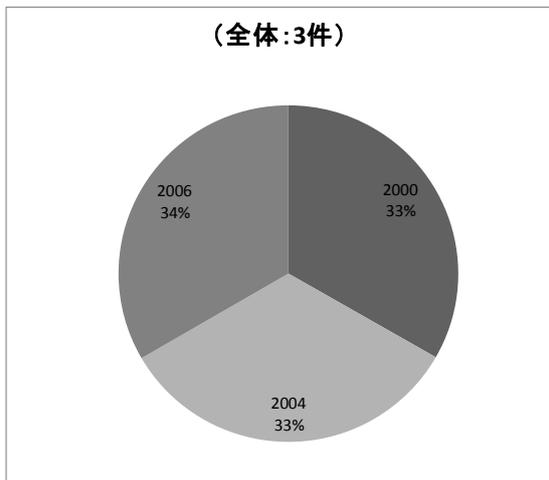


図 2-3-14 「脱税」に関する記事が掲載された年度

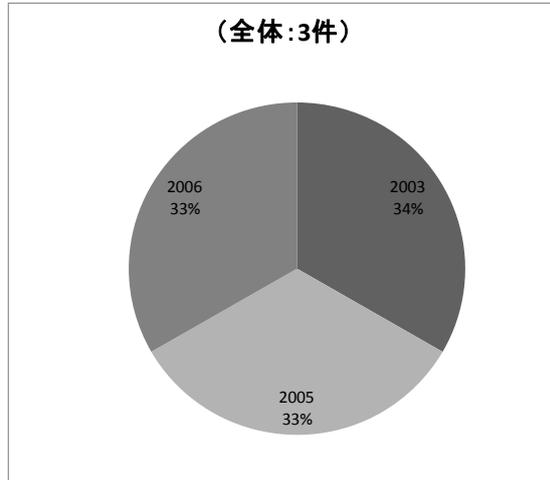


図 2-3-15 「論文捏造」に関する記事が掲載された年度

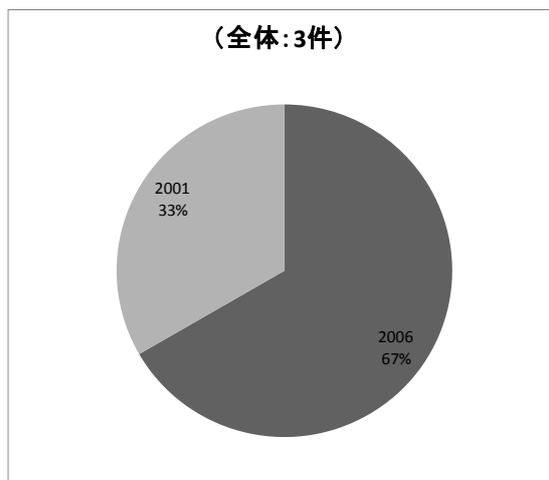


図 2-3-16 「審査委員の立場」に関する記事が掲載された年度

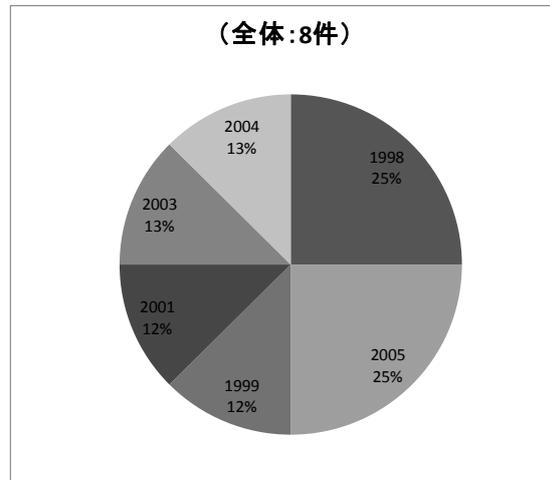


図 2-3-17 「その他」の記事が掲載された年度

## 第4節 大学における倫理問題関連新聞記事の具体的内容

### 1. 犯罪に発展した事件

第1章で記載したように、「倫理」とは、基本的には内面的な問題であるが、大学においては、自らの利益を公的な利益に優先させ、犯罪に発展したケースがいくつか見られる。これらを整理すると、表2-4-1のような主要な事件があった。9件の事件のうち、7件が医学部の事件で、また4件は収賄事件である。また、近年は、国有財産をめぐる工学系の詐欺罪や弁護士を兼業している法学部教授の詐欺罪などが摘発されている。医学部においては、医療機器購入や実験結果の提供、医師派遣といったことの見返りに私的利益を得ていたことが贈収賄という事件に発展している。これらは、公務員特有の問題であるため、私立大学では犯罪とはなり得ない問題であるが、私立大学においても、大学という公的性格を持った存在であるがゆえに、このような倫理問題のコントロールが必要であろう。また、前述のように、「寄付金」、「兼業」の2つが最も多いタイプの倫理関連キーワードであったが、この中には犯罪に至らないまでも、医師派遣に絡む問題などが含まれ(表2-3-2)、こうした事件は繰り返し新聞で取り上げられ、問題視され、根の深い問題となっている。

なお、産学連携に関するマネジメント(利益相反マネジメント)が定着し、教員の相談相手となるアドバイザー(利益相反アドバイザー)が任命され、十分に機能していれば避けられたのではないかというケースも見受けられる。表2-4-1のNo.8の事件(資料編1大枠番号72参照)では、北海道大学と地震計売却先であるベルゲン大学とが正規に共同研究・受託研究契約書を交わし、成果物をベルゲン大学と共同で使用する契約を結んでおけば問題はなかったと考えられる。この場合、販売代金とされたものは、明確に研究費として契約上規定することができたはずである。このような取扱いは、研究担当者の本来の意図とも最もよく適合したものと思われる。国立大学は物を販売するということは想定されていないが、遺伝子組み換えマウスなどは受託製作契約の規定を整備して販売することが可能になっているからである。

さて、次に、図2-3-5において整理した出現頻度の高いキーワードに関する記事について具体的な分析を行う。

### 2. 事件として取り上げられる頻度の高い問題

#### (1) 「寄付金」の問題

「寄付金」関連の事件は全体で21%と最も割合が高い(図2-3-5)。寄付金関係の問題26件のうち、20件は医学部が絡んだ事件であった(表2-3-2)。この中で注目されるのは、自治体から医学部あるいは医局への寄付である。これは、自治体が経営する病院への医師派遣をめぐる問題として浮上している。例えば、地方財政再建促進特別措置法では、地方公

表 2-4-1 犯罪に発展した主な大学関連の倫理問題

No.	判決日等	大学名等	犯罪名等	内容	備考
1	19980313	名古屋大学医学部胸部外科元教授	受託収賄罪：懲役1年6月、執行猶予3年、追徴金約132万円（名古屋地裁）	医療機器販売会社「〇〇〇〇」から医療機器を納入できるように請託を受け、名大付属病院での治療材料の選定、購入で有利な取り計らいをしたり、大垣市民病院勤務時代に便宜を図った謝礼であると知りながら、現金100万円と絵画（77万円相当）を受け取った。	
2	19990331	名古屋大学医学部元教授	収賄罪：懲役3年、執行猶予5年、追徴金2億5,600万円／国税局：約5,900万円 追徴課税（ダミー会社の法人収入ではなく雑所得と認定）（名古屋地裁）	元教授が、主宰する薬理学教室に製薬3社の社員を研究生として受け入れ、施設やスタッフなどを使った実験結果を提供するなどした見返りに、ダミー会社を通じて計2億5,600万円を受け取った。	元教授は贈賄側の〇〇製薬を相手取り、共同開発した新薬の研究成果の引き渡しを求める訴えを起こした。（名古屋地裁）
3	①・② 20011207 ③ 20020430	奈良県立医科大学 ①元名誉教授A ②前付属病院長B ③元教授C	収賄罪：①懲役3年、執行猶予5年、追徴金1,170万円 ②懲役2年、執行猶予3年、追徴金300万円 ③懲役3年、執行猶予5年、追徴金2,235万円（以上大阪地裁）	①A被告は救急医学教室教授の間、医局の所属医師を派遣した見返りに、〇〇病院院長と、医療法人理事長の両被告から計1,170万円を受け取った。②B被告は第一外科学教室教授時に、医師派遣の見返りとして〇〇病院院長から計300万円を受け取った。③C被告は第一内科学教室教授時、医師派遣の謝礼として、民間病院の元理事長2人から計2,235万円を受け取った。	
4	20030116	徳島大学医学部元教授	詐欺罪：懲役2年6月、執行猶予3年（徳島地裁）	架空の文房具費やアルバイト雇用費を実績報告書に記入し、厚生科学研究費補助計約3,100万円をだまし取った。	
5	20030414	学校法人帝京学園元会長	所得税法違反：懲役1年6月、執行猶予4年、罰金3,500万円（東京地裁）	〇〇被告は帝京大元総長の実弟であることなどを利用し、受験生の親に医学部受験で1人につき8,000万-2,000万円、他学部受験でも500万円程度の口利き料を得ていたと認定。同被告は00年までの4年間に、受験生の親7人から受け取った口利き料など約3億1,000万円の所得を隠し、所得税約1億4,000万円を免れた。	控訴取り下げ
6	20050303 逮捕、 20050524 自殺	広島大原爆放射線医科学研究所元教授	受託収賄罪（初公判後の保釈中に、広島市の自宅で自殺し、公訴棄却）	医師派遣の見返りに北海道の病院理事長らから計約2,300万円の現金や接待を受けた。	計260万円相当のわいろを渡したとして、贈賄罪に問われた北海道の〇〇病院元理事長、同事務局長の控訴審判決が20060124、広島高裁であり、両被告にいずれも懲役1年6月、執行猶予3年を言い渡した1審・広島地裁判決を支持、控訴を棄却。
7	20060811	山形大医学部元教授	競売入札妨害罪：罰金30万円の略式命令（山形簡裁）	麻酔剤の指名競争入札で、医療機器販売業「〇〇〇〇」が落札できるよう、県立病院の当時の医事経営課主事（競売入札妨害罪で略式命令）らに対し、ほかの指名業者らに談合を働きかけることを指示した。これを受け、同社を含む業者4社間で価格調整が行われ、結局同社が610万円で落札した。	
8	20070112	北海道大学元教授・地震火山研究センター長	詐欺罪：懲役3年、執行猶予4年（札幌地裁）	研究のためノルウェーに持ち込んでいた北大所有の地震計5組を、自分に売却権限があるように偽って譲渡し、代金計約2,030万円を個人口座に振り込ませてだまし取った。	
9	20071225	東洋大学法学部元教授（弁護士兼業）	詐欺罪：懲役2年6月（東京地裁）	漢方薬局（東京）経営者、〇〇被告（詐欺罪などで起訴）に虚偽の処方せんを作らせ、同社が経営するクリニックの診療報酬や、同被告が扱っている漢方薬の調剤報酬計約490万円を東京社会保険事務局などからだまし取った。	

注）書類送検されて不起訴処分等になったケースや国家公務員法の懲戒処分等は含まれない。

共団体が国や国立大学法人等に寄付金等を支出してはならないことが定められているが<sup>18</sup>、塩釜市立病院と石巻市立病院が東北大学医学部の医局などを通じて大学に寄付金を支出したのは違法であり、医師派遣の対価でわいろだとし、両市の住民が両市長を相手取り寄付金それぞれ 460 万円と 88 万円を大学に返還請求するよう求めた訴訟がある。2007 年 4 月 20 日、仙台高裁では寄付の違法性を指摘しながらも、「医局などの活動を通じ、地域医療の充実に寄与している」として、大学に支出された寄付金の返還請求を命じた 1 審・仙台地裁判決を取り消し、住民側の訴えを退けた。判決は、「医局は、東北大とは別の実体だが、寄付金の一部は国の費用に充てられている」として、自治体から国への寄付を禁じた地方財政再建促進特別措置法に抵触する疑いがあると指摘。ただ、「(同法は) 財政秩序を守るための法律で、違反行為が、直ちに寄付を無効とする理由には当たらない」と述べている。また、塩釜市の寄付をめぐるのは、住民側が「寄付は、医局や教授個人に対する医師派遣の対価で、わいろだ」と主張したことについて、判決は「医師派遣の対価ではなく、研究助成目的の寄付金といえる」と判断した。住民側が上告したが、2007 年 10 月 26 日、最高裁は「寄付金は医局などの活動を通じ、地域医療に貢献しており、無効とすることはできない」として上告受理申し立てを不受理とする決定をした。こうした中で、弘前大学、岩手医科大学などでは医局の廃止に踏み切り、寄付金の受領の一本化を図るなどの対策が講じられてきている。一方、2007 年 11 月、政府の地域活性化統合本部が規制緩和の必要性を提言し、2008 年 1 月、総務省自治財政局財務調査課長通知により、自治体から国立大学法人への寄付の緩和や施設の無償貸与など、地方財政再建促進特別措置法の現行規制を弾力化する方針がとられるようになった。さらに、同年 3 月には地方財政再建促進特別措置法施行令が改正され、地域産業振興や住民福祉増進を目的とした地方公共団体の重要施策の場合には、自治体が国立大に研究開発等事業用の土地、施設、設備を寄付できるようになったり、あるいは、地域住民に特別に医療を提供する場合には医療費用負担や土地、施設、設備の寄付が認められるようになった。

寄付金については、医師派遣をめぐる医学部や医局への寄付金の強要のほか、大学に無届の寄付金の受領、入試に絡んだ寄付金の要請などが問題となるケースが多い。

そのほかは、企業から受けた奨学寄付金<sup>19</sup>を記録した文書の公開についての事件がある。大分大学の事例において、企業から受けた奨学寄付金の記録文書について、企業の「団体

---

<sup>18</sup> 「地方財政再建促進特別措置法施行令」第 12 条第 3 項第 7 号では、国立大学法人等又は、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該研究開発等の実施に要する経費を当該地方公共団体が負担しようとするときは支出を認めているが、地方財政再建促進特別措置法 24 条により、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないことになっている。

<sup>19</sup> 奨学寄付金は、国立大学等において学術研究に要する経費等、教育研究の奨励を目的とする経費に充てるべきものとして民間等から受け入れる寄付金及び有価証券。

名、郵便番号、住所、電話番号、印影」の非開示決定を認める内閣府審議会の答申が、2005年1月に出ている。内閣府審議会は、「当該法人等の業務運営上の内部情報が他の法人等に明らかになり、その結果、当該寄付者の経営戦略や経営内容が推測され、あるいは寄付の有無や当該寄付者の寄付額の多寡により社会的評価に不当な影響を及ぼし、更には同業者間の不要な競争がおられるなどの事態が生ずるおそれがあることは、否定できない」<sup>20</sup>とし、不開示を妥当とする見解を出している。一方、横浜市立大学の医学部と付属病院の寄付金について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会が「(法人等の名称については)公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められないものであり、このような情報の公表によって、法人等との信頼関係を損なうこととなり、実施機関の大学経営業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。」<sup>21</sup>と答申を覆す判断を示している事例(2006年10月)が報じられた。横浜市立大学の開示の対象となったのは、2000～2005年度に同大の医学部と付属病院が受けた寄付金の状況を示す文書で、週刊朝日の記者が請求したもの。同大は当初、寄付を受けた教員の氏名や職名、寄付金額は開示していたが、企業名などは拒否していた。答申を受け同大は全ての企業名を公表した。その後、内閣府審議会は、2007年7月、高知大学において、医学部及び医学部附属病院が保有する奨学寄付金一覧について、寄付者が法人等の場合の当該法人等の名称並びにその役員等の肩書及び氏名を開示すべきという答申を出し、2005年1月の大分大学の事例に関する答申を覆した<sup>22</sup>。この答申では、「確かに、かつては多くの企業において、自らの情報を必要最小限しか開示しないことが企業利益につながると考え、内部管理情報を企業秘密として明らかにしてこなかったが、近年は、企業経営の透明性の確保等を図るために、企業が自ら可能な限り企業情報を開示することが求められており、企業自身も、内部管理情報であっても、積極的に公表することが社会の信頼を得、自らの利益につながるという考え方に急速に変わってきていると考えられ、奨学寄付金の提供先等の情報をホームページ等で公表している企業も見られるようになってきている。」とし、「奨学寄付金については、委託研究や共同研究への研究費の提供のように、知的財産権等の譲渡等を期待して行われるものとは異なり、大学や講座等に対して教育・研究助成という形で包括的にされるものであることから、法人等が特定の大学又はその講座に寄付を行っていることをもって直ちに当該法人等の企業活動に影響を与えるほどの機密性の高い経営戦略までが明らかになるとは言えず、また、寄付金の額の多寡から当該法人等の具体的な経理内容までが明らかになるとも言えない。むしろ奨学寄付金として資金を提供している法人等とこれを受け入れている国立大学法人との間の関係の透明性を確保し、あらぬ疑念を抱かせないためにもその実態を明らかにする意義は大きいと考えられる。」と判断している。こうした流れにより、今後大学への寄付金に関する情報公開が促

<sup>20</sup> <http://www8.cao.go.jp/jyouhou/tousin/h16-d01/d033.pdf> 参照。

<sup>21</sup> <http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/joho/kokai/toshin/toshin472.pdf> 参照。

<sup>22</sup> <http://www8.cao.go.jp/jyouhou/tousin/h19-d01/d049.pdf>

進されると考えられる。

また、横浜市立大学の教授がインフルエンザ治療薬「タミフル」の輸入販売元の製薬会社から 2001-2006 年度にかけて計 1,000 万円の奨学寄付金を受け入れていながら、タミフル服用と異常行動の関連性を調査する厚生労働省研究班の主任研究者として参画し、使用者・未使用者との間で異常行動を起こす割合に違いが見られないとする報告書を 2006 年 10 月にまとめていた事例では、厚労省が、医薬品の承認審査や安全対策を審議する際、過去 3 年間（審議会開催日を起算日）、審議する医薬品などの製造販売業者から年 500 万円を超す寄付金などを受けた委員は参加できないことを当面のルールとすると決めた（2007 年 4 月 23 日）。受取額が年 500 万円以下の場合、議論に加われるが、議決には加わることができない。ただし、寄付金等が講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬のみであり、かつ、3 年間いずれも年間 50 万円以下の場合には議決にも加わることができるとした。また、2007 年中に奨学寄付金や指導料、講演料などを対象とする正式なルールを策定する方針との発表であった。なお、2008 年 3 月 24 日、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会薬事分科会で「審議参加に関する遵守事項（案）」が審議された。この同分科会申し合わせでは、医薬品等の承認等を審議する委員の申請者等からの金銭的利益（寄付金・契約金等を受領）について、表 2-4-2 のような方針が示された。<sup>23</sup>これをみると、審議や議決の参加基準となる金銭的利益の金額については、2007 年 4 月に決定されたルールと基本的に変更がない。ただし、対象に配偶者、子供、両親を加えるなど、詳細が示された。本案は同年 5 月にも実施される方針である。

また、厚生労働省大臣官房厚生科学課からは「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針」が 2008 年 3 月 31 日に発表された。これを 2006 年 3 月に徳島大学が作成した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」（文部科学省 21 世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム）と比較したものが表 2-4-3 である。表 2-4-3 の「経済的な利益関係の事例」に注目すると、両者とも、あくまで事例として挙げているに過ぎないが、企業等からの個人的利益は 100 万円、産学連携活動による受け入れ金額は 200 万円、株式はすべて、といった基準が示されている。

一方、厚労省のタミフルへの対応について、選択式で 2 つの回答を求めた朝日新聞のアンケート調査<sup>24</sup>によると、「異常行動の解明を」（1,247 人）、「二転三転したのは無責任」（752 人）、「公表が遅すぎる」（900 人）に次いで、4 番目に「製薬会社と癒着している」（752 人）が選択されていた。製薬会社との癒着について不信感を持つ人も多く、第三者からみた場合の疑念を払しょくするための利益相反マネジメントについて改めて問われる事件となっ

<sup>23</sup> 審議会委員が申請者等から寄付金や契約金等を受領していた場合以外に、委員等が申請資料作成関与者等であった場合についても申し合わせがなされている。

<sup>24</sup> be モニター：「アスパラクラブ」会員のうち、全国で約 4,400 人が登録。毎週インターネットで回答を得ている。本調査は 2007 年 4 月 21 日の朝日新聞「be」版に掲載。

表 2-4-2 審議委員等が個別の医薬品等の承認審査や安全対策に係る審議の申請者等から寄付金・契約金等を受領している場合の基準の要約（2008年3月現在）<sup>25</sup>

対象審議会	個別の医薬品等の承認審査や安全対策に係る審議
対象	委員、臨時委員、専門委員、必要に応じ外部から招致する参考人（以上委員等）、委員等の家族（本人と生計を一にする配偶者及び一親等の者）
寄付金・契約金等の内容	コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員等が実質的に用途を決定し得る寄付金・研究契約金（実際に割り当てられた額。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されたいわゆる奨学寄付金も含む。）等。なお、当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値（申告時点）も金額の計算に含める。 <sup>*</sup>
申告対象期間	部会等開催日の年度を含め過去 <u>3 年度</u> とし、部会開催の都度、 <u>最も受取額の多い年度等</u> につき自己申告。
審議不参加の基準	審議品目の製造販売業者または競合企業**からの受取額が（個別企業から） <u>年度あたり 500 万円</u> を超える年度がある場合→審議・議決時退室。
議決不参加の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議品目の製造販売業者または競合企業からの受取額が（個別企業から）<u>年度あたりいずれも 500 万円以下</u>の場合→意見を述べるができるが、議決には加わらない。ただし、あらかじめ部会長に委任状を提出することにより、当該委員等の議決権は、議決結果に従って部会長により行使されたものとする。</li> <li>・（個別企業から）<u>年度あたりいずれも 50 万円以下</u>の場合→議決にも加わることができる</li> </ul>
審議・議決参加の特例	委員等が審議・議決への参加を希望し、寄付金等の用途等の理由書を添えて申し出、妥当であると部会等が認め、または、当該委員等の発言が特に必要であると認めた場合は、審議・議決に参加することができる。
情報公開	各委員等から提出された寄付金等に係る申告書は厚労省 HP で公開。

\* 実質的に委員等個人宛の寄付金等とみなせる範囲を申告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄付金等を受け取っていることが明確なものは除く。

\*\* 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とする。競合品目は審議品目の申請者に 3 品目まで申告させ部会等において妥当性を審議する。

<sup>25</sup> 審議参加と寄付金等に関する基準策定ワーキンググループメンバーは、大学教員（医薬、法関係）5 人、医薬系独立行政法人所長 1 人、弁護士 1 人、新聞社論説委員 1 人の計 8 人。

表 2-4-3 厚生労働科学研究・臨床研究における利益相反管理に関するガイドラインの対比

	厚生労働省：厚生労働科学研究 (2008.3) *	徳島大学（文部科学省）：臨床研究 (2006.3) **
対象	厚生労働科学研究を実施しようとする研究者（生計を一にする配偶者及び一親等の者も含む）及び研究者が所属する機関（以下「所属機関」という）	ヒトを対象とした臨床研究を行う研究者（機関により一親等までなどの家族も含む）及び大学、研究機関、病院、学術団体等
所属機関の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・COI管理に関する規定の策定と規定等の所属研究者への周知</li> <li>・COI委員会の設置（外部委託も可）</li> <li>・COI委員会等（COI委員会又は機関の長から委託を受けてCOIに関する審査及び検討を行う委員会）には外部の者が委員に参加しなければならない</li> <li>・機関長は厚生労働科学研究に何らかの弊害が生じたり生じているとみなされる可能性がある場合には補助金交付の決定等を行う機関に速やかに報告し、適切なCOI管理を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益相反ポリシー及びマネージメントルールの策定</li> <li>・臨床研究利益相反委員会等の設置</li> </ul>
研究者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出時までにCOI委員会等に「経済的な利益関係」について報告・審査の申し出をする</li> <li>・研究期間中は年度ごとに、また新しく報告すべき「経済的な利益関係」が発生するごとにCOI委員会等に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒト対象の臨床研究実施時に研究に携わる研究者全員が実施計画書と同時に利益相反自己申告書を機関の長へ提出</li> <li>・自己申告書を毎年提出。また、研究期間中に新たな利益相反状態が発生した場合は一定限度内（ex.6週以内）に報告</li> </ul>
経済的な利益関係の事例	<p>各所属機関において、一定の基準を設定し、それを超える「経済的な利益関係」の報告を求めて管理することで差し支えない。事例としては以下のとおり。</p> <p>①企業・団体からの収入（診療報酬を除く）について、年間の合計金額が同一組織から<u>100万円を超える</u>場合</p> <p>②産学連携活動に係る受入れ額（申請研究に係るもので、申告者又はその所属分野が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入れ、研究助成金・奨学寄付金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等）について、年間の合計受入れ額が同一組織から<u>200万円を超える</u>場合</p> <p>③産学連携活動の相手先の株式（公開・未公開を問わない）、出資金、ストックオプション、受益権等）</p>	<p>自己申告書には下記の項目が含まれるべきである。</p> <p>①利害関係が想定される企業・団体での活動収入が、同一外郭組織で年間<u>100万円を超える</u>場合</p> <p>②産学官連携活動（共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、依頼出張、客員研究員・ポスト・ドクトラルフェローの受入れ、研究助成金・寄附金等受入れ、依頼試験・分析等）：同一外郭組織から年間<u>200万円を超える</u>場合</p> <p>③産学連携活動の相手先のエクイティ（公開・未公開を問わない株式、出資金、ストックオプション、受益権等）</p>

\* 厚生科学審議会科学技術部会厚生労働科学研究における利益相反に関する検討委員会メンバーは、大学教員（医薬、法関係）4人、医師3人、弁護士1人、公認会計士1人、日経BP社1人、計10人。なお、本指針では、平成22年度以降の厚労省科研費の交付申請書提出前にCOI委員会が設置あるいは外部委託されていない場合、平成22年度以降の補助金交付を受けることができないとされている。

\*\* 臨床研究の倫理と利益相反に関する検討班メンバーは、大学教員（医、歯関係）9人、弁護士1人、監査法人1人、富士通総研1人、計12人。

ている。

さらに、近年の医学関連では、厚労省では「臨床研究に関する倫理指針」（2003年7月）の中の「研究の資金源」を計画書に記載して被験者に説明することを求めているが、こうした関連企業の寄付金を使用されるなど利益相反問題が絡む臨床研究で、きちんとしたインフォームド・コンセントが行われていない慶應義塾大学医学部の事例なども新聞報道されている（朝日新聞、2007年5月23日）。

一方、「企業が大学研究者に寄付金を提供する代わりに研究成果を使う権利を得るという仕組みが奨学寄付金である」（日本経済新聞、1998年8月30日）というような、奨学寄付金に対して新聞社の側に誤解が生じているケースも見られる（奨学寄付金を提供したことにより見返りを求めることはできない）。

## （2）「兼業」の問題

「寄付金」関連の記事に次いで多数を占めたのが「兼業」問題である（19%）（表 2-3-2）。24件の記事のうち、16件は無届兼業の問題で、うち6件は医師による病院での無届兼業等、医学部や病院の絡んだ問題であった。また、無届兼業のうち、企業への技術指導（3件）や企業での講演（3件）なども多くなっている。例えば、新潟大学医学部教授が、1998年までの7年間、大学に無届で外部の医療機関からの依頼により腫瘍の良悪の診断をして得た報酬について、8,000万円以上の申告漏れを指摘された事件があった。教授の兼業報酬は医学部で一括管理して、医局の購読雑誌や研究会にあてるということが慣例になっていた。これによって当該教授は訓告処分となり、また、顕微鏡などの学内施設の使用料約45万円を国に納めることになった。また、千葉大学大学院教授が、2005年までの7年間、大学には無届で国内外の企業等12団体に景観デザインや家電製品の技術調査に関する助言、講演を行い、約5,600万円の収入を得ていたという事件もあった。このケースでは、大学の調査委員会設置決定後に教授が辞職したため、調査を打ち切っている。大学教員は、社会貢献のために大学以外の様々な場所で、専門知識を生かしていくということが期待されている立場でもあり、兼業に絡む問題は大学において特に生じやすいといえる。手続きもルーズになることがしばしばあり、多額の報酬が問題視されることも多い。

また、「大臣規範」は閣僚の兼業禁止を定めているが、閣僚が大学の顧問となっていた事件を契機に、政治家が大学の理事や講師や外部評価委員になって報酬を得ているケースが数多く取り上げられ、顧問料や理事報酬という名目で政治献金となる不明朗な構図が問題とされた報道もある。

さらに、一橋大学商学部教授が1999年3月に企業の社外取締役役に就任するという発表は、国家公務員であった国立大学教官の兼業が可能であるかという問題で話題となった。本件は国家公務員でない大学の非常勤講師となって社外取締役役に就任ということで決着がついたが、2000年4月には、産業技術力強化法が成立し、国立大学教官の民間企業役員兼業が可能となっている。こうした問題のほか、兼業規制の緩和に関するいくつかの記事が報道

されている。

### (3) 「利益相反ルール」の問題

3 番目に多かった記事は「利益相反ルール」関連の記事である (10%) (表 2-3-2)。産業競争力の強化に向けて産学連携が具体化する中、文部科学省は利益相反問題に関するルール作りに取り組み始める。2001 年 5 月、文部科学省の科学技術・学術審議会は利益相反のルール作りを議題で取り上げることに合意。以後、大学における利益相反のルール整備の必要性について取り上げた記事が目立ってくる。これらの中には、ルール作りが必要であるが、産学連携を萎縮させない配慮も重要との指摘も含まれている。また、利益相反ルール作りでは先進的なアメリカの大学の事例を紹介した記事もみられる。

### (4) 「医学部」の問題

医学部関連の記事は全体の 8% で 10 件であった (表 2-3-2)。このうち 4 件は医学部の医局員等の医師名義貸しの問題であった。前述のように、医学部関連の事件は、医師派遣に絡んだ寄付金の問題が多くあげられることがあるが、こうした名義貸しの問題も医師不足の北海道・東北地方でよくみられる。また、医師派遣と寄付金の不透明な関連性を問題視し、医局を廃止した大学 (弘前大学、岩手医科大学) の報道もなされている。これらは 2002～2003 年度にかけて集中している。

一方、2004 年頃から臨床試験に絡むインフォームド・コンセントが重視され始めているのが注目される。1997 年 12 月、金沢大学医学部附属病院で卵巣がんの摘出手術を受けた患者が、その後 2 種類の卵巣がん治療の効果を比較する研究の対象にされることを担当医師から知らされないまま、抗がん剤を投与されたが、腎機能障害が出たため比較試験は中止、転院先の病院で約 1 年後に死亡という事件が起こった。死亡した患者の家族は、インフォームド・コンセント (十分な説明と同意) なしに卵巣がん治療の比較試験の対象にされ、精神的苦痛を受けたとして、国に 1,080 万円の損害賠償を求めた訴訟をおこした。訴訟では、1・2 審とも、女性患者を卵巣がんの抗がん治療の比較臨床試験の対象にしたことについて、病院側の説明義務違反を認めたが、名古屋高裁は、不適切な医療行為はなかったとし、国に 165 万円の支払いを命じた金沢地裁判決を変更し、大学側に 72 万円の支払いを命じた。最高裁は判決を不服とした遺族側の上告を棄却。2 審判決が確定した (2006 年 4 月)。2 審では、病院が患者を比較試験の症例に登録し、抗がん剤を投与したことについて、「治療を主な目的としながらも実験的な側面があった」と認定しており、新薬などで行う臨床試験だけでなく、標準的な治療法を使った比較試験にも、患者に対して十分な説明と同意が必要であるとの判断を示している。

また、この事件に関連して、臨床試験を統括する教授と患者の主治医であった講師による偽証があったとし、原告側に協力した同大付属病院の医師が告発した。教授は、患者が比較臨床試験の対象外だったように症例登録票を偽造し証拠提出し、本物であると偽証した

と告発。また、これによって退職を迫られたと強要未遂罪で告訴した。前者について、金沢地検は、嫌疑不十分として不起訴処分としたことが明らかになっている（2007年2月）。

インフォームド・コンセントについては社会的なコンセンサスが徐々に形成されつつあるが、医療関連の訴訟については、依然、医療機関側の実態が不透明で、患者側が弱い立場になりがちである。<sup>26</sup>

#### （5）「助成金不正受給」の問題

助成金不正受給の記事は全体の8%であり、10件のうち半数の5件が医学部関連の事件である（表2-3-2）。架空請求がほとんどで、流用問題もみられる。不正防止のための罰則強化の報道などもみられる。

#### （6）「不正請求」の問題

不正請求の記事は全体の8%であり、10件のうち5件がカラ出張や旅費の2重支給の事件であった（表2-3-2）。また、無断欠勤は3件あり、うち2件は医学部で起こっている。アルバイト代や機器購入費の研究費架空請求もみられる。

#### （7）「大学発ベンチャー」の問題

「大学発ベンチャー」の記事は全体の6%であった（表2-3-2）。

1990年代初頭のバブル経済崩壊後、日本経済の長期にわたる低迷克服のため、大学の所有する研究資源の利用に大きな期待がかけられるようになった。その中で、日本経済再生の新たな担い手として大学発ベンチャーの創業の促進が政府の重要施策としても注目を浴びてきた。こうした中、大学発ベンチャーの利益相反ルールが後手に回ったことが一因となって生じた事件が2004年に起こっている。

これは、大阪大学発のベンチャー（1999年12月設立）が開発を目指す遺伝子治療薬の臨床試験を実施した同大学教授ら5人が、同社の未公開株式を取得していたという問題である。未公開株式を取得した同大教授2人と医師3人は、2000年12月、同社の第三者割当増資に応じて1株5万円で20株～数株を取得。その後の増資で保有株数が増え、教授2人は320株を保有した。このうちの1人は2002年9月のマザーズ上場時に半数を売却、約3,200万円を得た。これについて会社側は次のような説明をしている。

- ①教員らの購入当時は株式公開の予定すらなく、株式も紙くずになる可能性もあった。
- ②問題の臨床試験は、新薬の承認申請を前提にした治験ではなく、研究活動の一環であった。

---

<sup>26</sup> 最高裁判所の公表しているデータによると、地裁民事第一審通常訴訟事件の認容率は1997～2006年の10年間の平均をとると、84.9%となるが、医事関係訴訟事件の認容率となると、39.2%で、半分以下と極端に低い。

[http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/izikankei/toukei\\_03.html](http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/izikankei/toukei_03.html) 参照。

③上場の際に多くの人に株を買ってもらいたかったので、会社から教授にお願いして買い戻した。利益を得るのが目的なら、上場後に売った方がずっとよかった。

製薬会社の株式保有者による臨床試験は、違法ではないものの、データの信頼性が損なわれる恐れが指摘されている。この事件では、臨床試験は公正であったと判断されたが、担当者が株を所有しているという利害関係が被験者に説明されていない点が問題とされ、以後、臨床試験の透明性を確保するため、同大では臨床研究等に係る利益相反管理ポリシー等が策定された。

大学発ベンチャーに関連する記事としては、ルール整備の必要性などについてしばしば取り上げられている

#### (8) 上記以外の問題

脱税、論文捏造、審査委員や政府委員の利益相反問題も 2000 年以降、しばしば報道されている (表 2-3-2)。

## 第3章 産学連携における倫理問題に関する調査

### 第1節 本調査研究の目的

第2章においては、大学における利益相反問題を中心に、倫理問題が絡んだ事件を過去約10年間にわたり新聞報道から抽出し、その特色や傾向を分析した。これによって、医学部を中心とした寄付金や兼業等の問題が特に多く出現していることが判明した。こうしたことから、本調査研究では、利益相反問題の生じやすい、産学連携という領域において、倫理基準策定のための調査を行うこととした。

具体的には、大学関係者の倫理問題に対する意識調査を実施する方法をとる。前述のように、倫理的基準は社会的に形成されるもので、時代によって意識の変動もあることから、その時々における意識調査は不可欠である。今回、第2章で抽出・分析した新聞記事について、典型的な事件や判断が分かれるような問題等を選択し、それらに対する大学教員及び国立大学法人の経営協議会委員（外部有識者）の考え方を調査するとともに、兼業や報酬にかかわる制限等について、倫理的側面からみた場合の意識調査を実施することとした。本研究では、このような一連の作業を通して、現代の日本社会で適用し得る新たな倫理基準を構築しようとするものである。

## 第2節 調査の方法と対象

本調査は全国の国公私立大学の教員と国立大学法人経営協議会委員（外部有識者）を対象に、産学連携における倫理問題に関するアンケート調査を行ったものである。

### 1. 大学教員調査の方法と対象

まず、大学教員自身が産学連携における報酬等に関する倫理基準をどのように考えているのか、その意識を明らかにするために、アンケート調査を実施した。本アンケート調査は、全国の国公私立大学 733 か所<sup>27</sup>のうち、自然科学系の学部・研究科を有する大学 346 か所から国公私立大学別の教員数割合に応じて無作為に 50 大学を抽出し、さらにそれら 50 の大学から 1,000 人を、各大学の教員数に応じて無作為抽出した。この結果、国公私立各 26、5（公立大学 3、公立大学法人 2）、19 大学（計 50 大学）から、各 521 人、95 人（公立大学 26 人、公立大学法人 69 人）、384 人（計 1,000 人）を調査対象とすることにした（表 3-2-1）。

調査対象大学と各大学の教員数に応じて決定した調査対象教員数は、表 3-2-2 のとおりである。無作為抽出は、Microsoft Office Excel 2003 で乱数を発生させて抽出した。

表 3-2-1 大学及び教員の抽出数

記号	内容	国立大学法人	公立大学(法人)	私立大学	総計
a	大学数	87	76	570	733
b	上記のうち自然科学系の学部・研究科を有する大学数	69	57	220	346
	割合	19.9%	16.5%	63.6%	100.0%
c	調査対象大学の割合 (b/a)	79.3%	75.0%	38.6%	47.2%
d	(aの大学の) 教員数	60,712	11,739	92,032	164,483
	割合	36.9%	7.1%	56.0%	100.0%
e	教員数×調査対象大学の割合 (d×b/a)	48,151	8,804	35,521	92,476
	割合	52.1%	9.5%	38.4%	100.0%
f	大学抽出数 (50×e(%))	26	5	19	50
g	教員抽出数 (1,000×e(%))	521	95	384	1,000

<sup>27</sup> 平成 18 年度文部科学省学校基本調査では、国公私立大学数は各 87、89、568、計 744 であるが、調査時点（2006 年 12 月）では、大学の新生・合併等により、数値が若干異なっている。

表 3-2-2 調査票配付対象大学と教員数

通し番号	種別	種別番号	大学名	教員数	割合	抽出人数
1	国立大学法人	1	北海道大学	2,132	10%	55
2	国立大学法人	2	弘前大学	693	3%	18
3	国立大学法人	3	秋田大学	548	3%	14
4	国立大学法人	4	山形大学	770	4%	20
5	国立大学法人	5	茨城大学	554	3%	14
6	国立大学法人	6	筑波技術大学	113	1%	3
7	国立大学法人	7	宇都宮大学	379	2%	10
8	国立大学法人	8	群馬大学	726	4%	19
9	国立大学法人	9	千葉大学	1,261	6%	32
10	国立大学法人	10	東京大学	2,711	13%	69
11	国立大学法人	11	東京海洋大学	244	1%	6
12	国立大学法人	12	電気通信大学	338	2%	9
13	国立大学法人	13	横浜国立大学	513	3%	13
14	国立大学法人	14	福井大学	538	3%	14
15	国立大学法人	15	山梨大学	581	3%	15
16	国立大学法人	16	岐阜大学	641	3%	16
17	国立大学法人	17	静岡大学	725	4%	19
18	国立大学法人	18	豊橋技術科学大学	209	1%	5
19	国立大学法人	19	京都大学	2,878	14%	74
20	国立大学法人	20	奈良女子大学	229	1%	6
21	国立大学法人	21	島根大学	676	3%	17
22	国立大学法人	22	岡山大学	1,191	6%	30
23	国立大学法人	23	山口大学	889	4%	23
24	国立大学法人	24	佐賀大学	523	3%	13
25	国立大学法人	25	鹿屋体育大学	63	0%	2
26	国立大学法人	26	奈良先端科学技術大学院大学	214	1%	5
小計				20,339	100%	521
27	公立大学	1	公立はこだて未来大学	72	4%	3
28	公立大学	2	宮城大学	133	7%	7
29	公立大学	3	京都府立医科大学	324	17%	16
30	公立大学法人	4	首都大学東京	611	32%	30
31	公立大学法人	5	大阪府立大学	791	41%	39
小計				1,931	100%	95
32	私立大学	1	北海学園大学	245	4%	17
33	私立大学	2	東北工業大学	116	2%	8
34	私立大学	3	秋田看護福祉大学	36	1%	2
35	私立大学	4	国際医療福祉大学	458	8%	31
36	私立大学	5	昭和大学	536	10%	37
37	私立大学	6	東京理科大学	709	13%	49
38	私立大学	7	法政大学	672	12%	46
39	私立大学	8	明治薬科大学	82	1%	6
40	私立大学	9	早稲田大学	1,026	18%	70
41	私立大学	10	湘南工科大学	84	2%	6
42	私立大学	11	新潟医療福祉大学	128	2%	9
43	私立大学	12	松本歯科大学	178	3%	12
44	私立大学	13	愛知医科大学	212	4%	15
45	私立大学	14	龍谷大学	489	9%	34
46	私立大学	15	九州共立大学	144	3%	10
47	私立大学	16	西日本工業大学	65	1%	4
48	私立大学	17	日本赤十字九州国際看護大学	38	1%	3
49	私立大学	18	福岡工業大学	142	3%	10
50	私立大学	19	崇城大学	222	4%	15
小計				5,582	100%	384
合計				27,852		1,000

注) 教員数は『平成 18 年度版全国大学職員録』に氏名が掲載されているもののみカウントしたため、実際的人数と異なる場合がある。

調査票（資料編 3 参照）は、大学の総務課宛に郵送して各教員宛に配付依頼をし、記入後、各個人から同封の返信用封筒または E-mail、FAX のいずれかでの返送を依頼した。調査実施日は平成 19 年 9 月 18 日、締切りは同年 10 月 17 日とした。

## 2. 国立大学法人経営協議会委員調査の方法と対象

国立大学法人法 20 条には次のような記載があり、国立大学法人に「経営協議会」を設置することが定められている。

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

3 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。

4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

三 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

六 その他国立大学法人の経営に関する重要事項

5 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

6 議長は、経営協議会を主宰する。

今回の調査で対象としたのは、上記第 20 条第 2 項第 3 号に該当する「当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもの」である。このような委員は普段から大学の現状に関する情報を得やすい立場にあることから、これら外部有識者が産学連携における報酬等に関する倫理基準に対してどのような認識を持っているかを調査し、当該倫理基準について検討することは有益であると考えた。

全国の国立大学法人 87 校には、外部有識者としての経営協議会委員が 4～16 人置かれており、延べ 675 人となっている（2006 年度）。このうち、重複して就任している委員がいるため、それを除くと、実数が 622 人であった。この 622 人のうち、調査票送付の宛先が判明したものが 592 人であったため、この 592 人（95%）に調査を実施した。

調査対象大学は、表 3-2-3 のとおりである。

調査票（資料編 3 参照）は、各経営協議会委員宛に郵送して記入依頼をし、記入後、同封の返信用封筒または E-mail、FAX のいずれかでの返送を依頼した。調査実施日は平成 19 年 9 月 18 日、締切りは同年 10 月 17 日とした。

表 3-2-3 経営協議会委員調査対象大学

No.	大学名	No.	大学名	No.	大学名
1	北海道大学	30	電気通信大学	59	神戸大学
2	北海道教育大学	31	一橋大学	60	奈良教育大学
3	室蘭工業大学	32	横浜国立大学	61	奈良女子大学
4	小樽商科大学	33	新潟大学	62	和歌山大学
5	帯広畜産大学	34	長岡技術科学大学	63	鳥取大学
6	旭川医科大学	35	上越教育大学	64	島根大学
7	北見工業大学	36	富山大学	65	岡山大学
8	弘前大学	37	富山医科薬科大学	66	広島大学
9	岩手大学	38	金沢大学	67	山口大学
10	東北大学	39	福井大学	68	徳島大学
11	宮城教育大学	40	山梨大学	69	鳴門教育大学
12	秋田大学	41	信州大学	70	香川大学
13	山形大学	42	岐阜大学	71	愛媛大学
14	福島大学	43	静岡大学	72	高知大学
15	茨城大学	44	浜松医科大学	73	福岡教育大学
16	筑波大学	45	名古屋大学	74	九州大学
17	宇都宮大学	46	愛知教育大学	75	九州工業大学
18	群馬大学	47	名古屋工業大学	76	佐賀大学
19	埼玉大学	48	豊橋技術科学大学	77	長崎大学
20	千葉大学	49	三重大学	78	熊本大学
21	東京大学	50	滋賀大学	79	大分大学
22	東京医科歯科大学	51	滋賀医科大学	80	宮崎大学
23	東京外国語大学	52	京都大学	81	鹿児島大学
24	東京学芸大学	53	京都教育大学	82	鹿屋体育大学
25	東京農工大学	54	京都工芸繊維大学	83	琉球大学
26	東京芸術大学	55	大阪大学	84	政策研究大学院大学
27	東京工業大学	56	大阪外国語大学	85	北陸先端科学技術大学院大学
28	東京海洋大学	57	大阪教育大学	86	奈良先端科学技術大学院大学
29	お茶の水女子大学	58	兵庫教育大学	87	総合研究大学院大学

### 第3節 回収状況

全国の国公立大学教員 1,000 人と国立大学法人の経営協議会委員 592 人を対象に実施した本アンケート調査の回収状況は表 3-3-1 のとおりである。どの機関からも 15%前後のほぼ均一の回収率を得た。

また、総回答数 250 の内訳は図 3-3-2 のとおりで、ほぼ調査対象数の割合（図 3-3-1）と同じとなった。

表 3-3-1 調査票回収状況

対象	対象数(a)	回答数(b)	回収率	退職等の理由 で返信なし(c)*	回収率 (b/(a-c))	
国立大学法人	521	79	15.16%	10	15.46%	
公立大学 (法人)	95	16	16.84%	1	17.02%	
内訳	公立大学	26	5	19.23%	0	19.23%
	公立大学法人	69	11	15.94%	1	16.18%
私立大学	384	53	13.80%	11	14.21%	
小計	1,000	148	14.80%	22	15.13%	
経営協議会	592	102	17.23%	23	17.93%	
合計	1,592	250	15.70%	45	16.16%	

\*退職をした、宛所がない等の理由で調査票が該当者の手に渡らず、返送等されてきたもの。

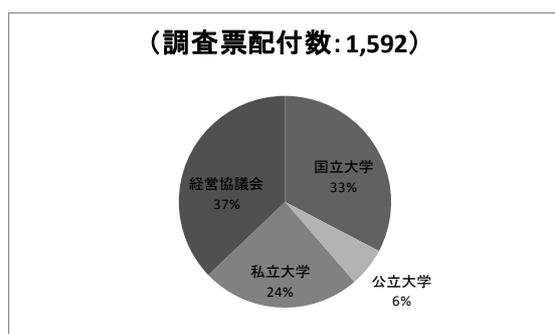


図 3-3-1 調査票配付先割合

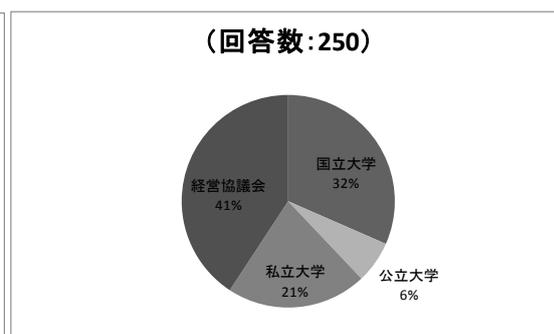


図 3-3-2 回答者所属別内訳

## 第4節 調査結果の概要

今回の調査では、対象を、①国立大学法人の教員、②公立大学及び公立大学法人の教員、③私立大学の教員、④国立大学法人の経営協議会の外部委員と4つに分け、4種類の調査票を作成した。そして、これらの調査票において、主に以下の2点について質問を設けた。

- (1) 過去10年間の大学教員の産学連携における倫理問題に関わる新聞記事の抜粋から、こうした問題をどのように考えるか。
- (2) 兼業、産学連携（共同研究・受託研究・大学発ベンチャー・発明の実施）、関連企業の未公開株の保有に関して過去に経験した問題点等。

上記2点は、各大学の種類に応じて回答を求めている。例えば、私立大学であれば私立大学の教員の倫理についての回答を依頼した。なお、経営協議会委員については、国立大学法人の教員の倫理に関する意見を記入するよう依頼した。

また、4種類の調査票は、上記(1)については基本的に同じ設問となっているが、(2)については国立大及び一部の公立大の法人化前後の変化に関する設問や、第三者的立場である経営協議会委員の意見に関する設問等について、若干内容が異なっている。(質問紙については「資料編3」参照。)

なお、設問については、第2章で分析した新聞記事を踏まえ、頻出した寄付金、兼業についての問題(図2-3-5)や医学部が絡んだ問題などを中心に取り上げた。

以下は、本調査結果の具体的な内容である。

### 1. 新聞記事に掲載された大学教員の産学連携における倫理問題に関する見解

#### (1) 臨床研究等<sup>28</sup>と寄付金等との関係について

問1として、以下の事例を掲載し、3種のケースの質問を設け、選択式で回答をしてもらった。なお、これ以降、設問の記載については、原則として国立大学法人教員を対象としたものから抜粋し、【 】内には、公立大学法人、私立大学、経営協議会の順に質問紙に応じた対象語の入れ替えを表示する。

(問1) インフルエンザ治療薬「タミフル」の輸入販売元から、厚生労働省研究班の大学教授が寄付金を受け取る一方、タミフルと異常行動の因果関係に否定的な見解をまとめて

<sup>28</sup> ここでは、「臨床研究等」を「臨床研究・臨床試験(治験を含む。)」と定義した。一般に、「臨床研究(clinical research)」とは、人や人由来の材料及びデータを対象とした研究。「臨床試験(clinical trial)」とは、人を対象として治療を介入した場合に効果の有無を検討する研究。また、医薬品・医療機器の製造・輸入・販売にあたり、厚生労働省の承認申請に必要な臨床試験のことを、薬事法上「治験(registration trial)」と定義する。

いた問題を受け、同省は 2007 年 4 月、医薬品の承認審査や安全対策を審議する際、過去 3 年間、審議する医薬品などの製造販売業者から年 500 万円を超す寄付金などを受けた委員は参加できないことを当面のルールとすると決めました。受取額が年 500 万円以下の場合、議論に加われるが、議決には加わることができません。ただし、寄付金等が講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬のみであり、かつ、3 年間いずれも年間 50 万円以下の場合には議決にも加わることができます。年内に、奨学寄付金や指導料、講演料などを対象とする正式なルールを策定する方針です。

国立大学法人【公立大学（法人）／私立大学／国立大学法人】において正式な手続きを経て教員に交付されている寄付金等について、研究テーマが寄付金等を提供している側の利害に絡む場合の利益相反問題等についておたずねします。

（朝日新聞（2007.4.24）ほか参照）

#### ①臨床研究等と寄付金の関係

[問 1.1]医学部の場合は特に高額の研究費が寄付される場合があります。臨床研究・臨床試験（治験を含む。）（以下「臨床研究等」という。）において、国立大学法人【公立大学（法人）／私立大学／国立大学法人】の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等から寄付金を得た場合、どのようなマネジメントが好ましいとお考えですか。

#### [回答欄]

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、たとえ大学による正式の手続きを経ても避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、条件付きで認める。（以下の 1～4 を選択してください。（複数回答可））

1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。

その場合、マネジメントが必要となる寄付金額は

- ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合  
イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合

2. 被験者には利害関係を開示する。

その場合、開示する寄付金額は

- ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合  
イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合

3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。

4. その他（ ）

c. 正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。

d. その他（具体的に）（ ）

臨床研究等で利害関係のある製薬会社等から寄付金を得た場合のマネジメントとしては、全体では、「条件付きで認める」（45%）が最も多く、次いで「たとえ大学による正式の手続きを経ても避けるべきである」（32%）、「正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない」（17%）という結果となった（図 3-4-1）。所属別にみると、「条件付きで認める」は公立大学（60%）、国立大学法人（46%）、私立大学（47%）、経営協議会（44%）の順に最も高い割合となっており、公立大学法人だけが「特に問題はない」（46%）が最も高い割合となった（図 3-4-2～3-4-7）。大学を正式に経由した寄付金であっても、臨床研究等で利害関係が出てくる場合は、全体の約 3 分の 1 は「避けるべきである」と回答し、また認める場合であっても、「条件付きで認める」というのが半数近くに上っている。

また、その「条件付きで認める」を選択した場合、その条件について選択（複数選択可）してもらった結果が図 3-4-8～3-4-14 である。これをみると、全体では、「臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。」とするものが最も多く 70%、続いて「研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する」（59%）、「被験者には利害関係を開示する」（35%）となり、「被験者には利害関係を開示する」以外が過半数となった（図 3-4-8）。また、所属別にみると、公立大学法人（100%）、国立大学法人（72%）、公立大学（67%）の順に、「論文等に利害関係の有無を掲載する」が最も高い割合となったが、私立大学（72%）と経営協議会（76%）は「大学が利益相反マネジメントを行う」が最も多い割合となった（図 3-4-9～3-4-14）。

さらに、全体で最も高い割合を示した「大学が利益相反マネジメントを行う」という場合の「マネジメントが必要となる寄付金額」について質問を設けたところ、全体で最も多かった回答は、「年限は限らず 0 円（または 1 円）を超えた場合」が 12 件、「年限は限らず 100 万円を超えた場合」が 8 件、「年限は限らず 500 万円を超えた場合」と「過去 3 年以内に 500 万円を超えた場合」が各 6 件、「年限は限らず 50 万円を超えた場合」、「年限は限らず 1,000 万円を超えた場合」、「過去 3 年以内に 1,000 万円を超えた場合」が各 5 件となった（資料編 2 ※1,2 参照）。この回答には金額に幅があったが、総額、少なくとも 100 万円を超えた場合については大学がマネジメントをする必要があるという意見が多くみられる。

また、被験者に利害関係を開示する場合の寄付金額については、「年限は限らず 1 円を超えた場合」が 7 件、「年限は限らず 100 万円を超えた場合」が 5 件で、ほかは多いもので 2 件ずつの回答となった（資料編 2 ※3,4 参照）。この回答についても、総額、少なくとも 100 万円を超えた場合については被験者に開示をする必要があるという意見が多かった。

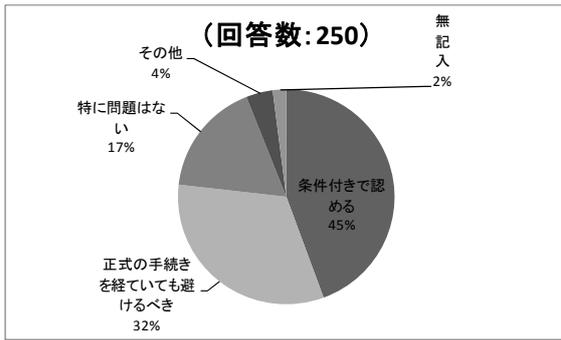


図 3-4-1 寄付金のマネジメント (全体)

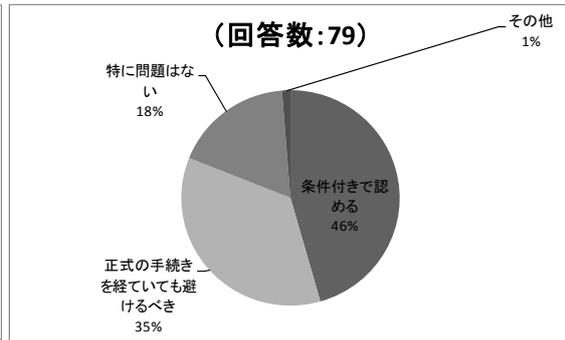


図 3-4-2 寄付金のマネジメント  
(国立大学法人)

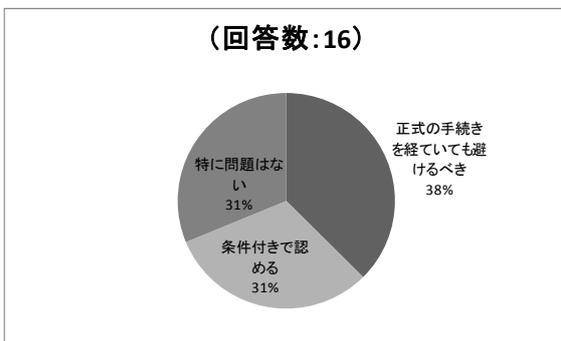


図 3-4-3 寄付金のマネジメント  
(公立大学 (法人))

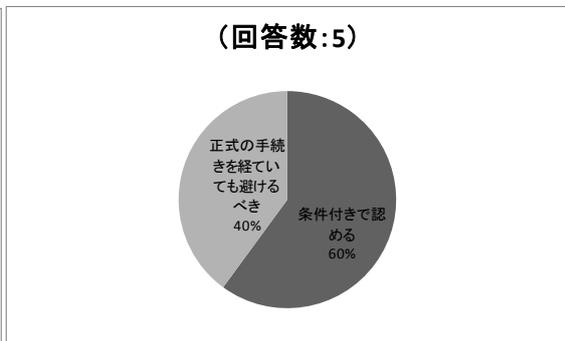


図 3-4-4 寄付金のマネジメント  
(公立大学のみ)

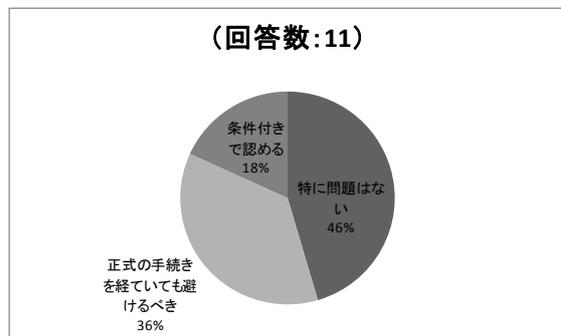


図 3-4-5 寄付金のマネジメント  
(公立大学法人のみ)

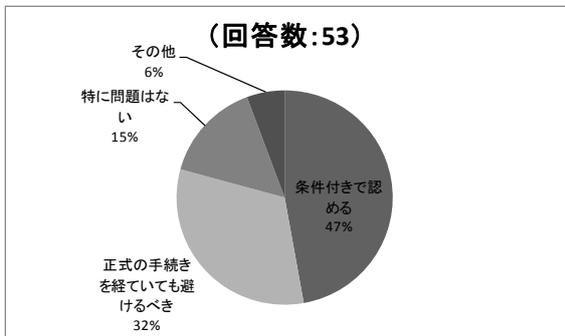


図 3-4-6 寄付金のマネジメント (私立大学)

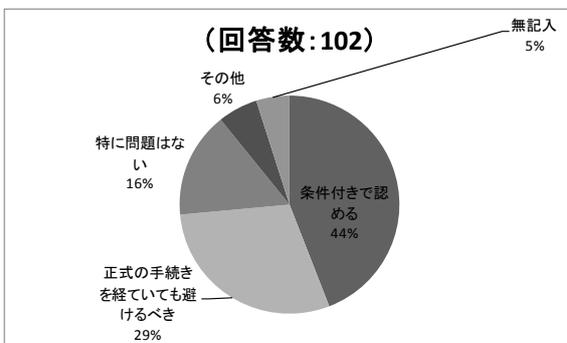


図 3-4-7 寄付金のマネジメント (経営協議会)

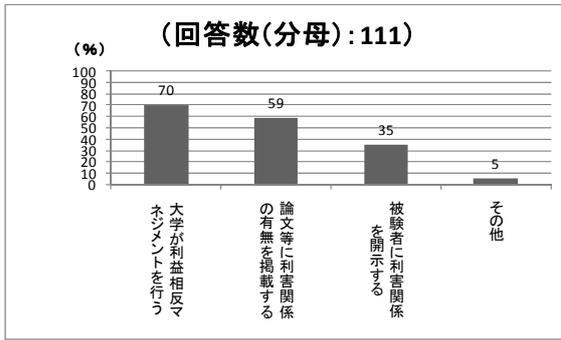


図 3-4-8 寄付金受領の条件 (全体)

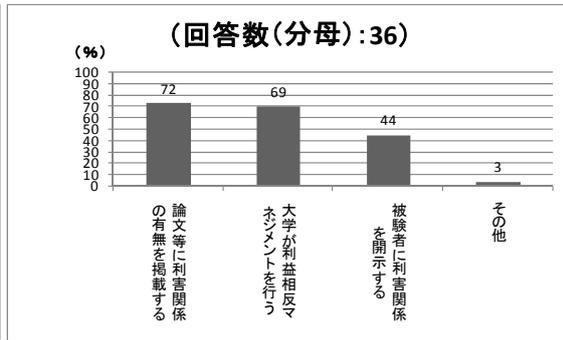


図 3-4-9 寄付金受領の条件 (国立大学法人)

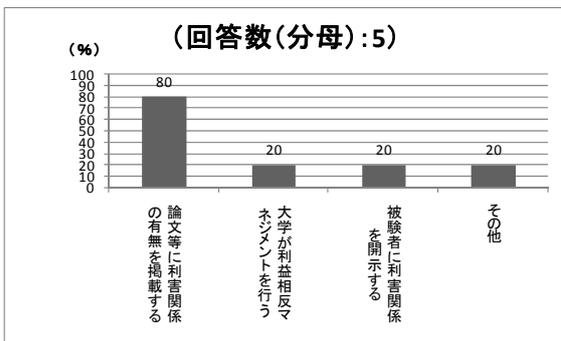


図 3-4-10 寄付金受領の条件  
(公立大学 (法人))

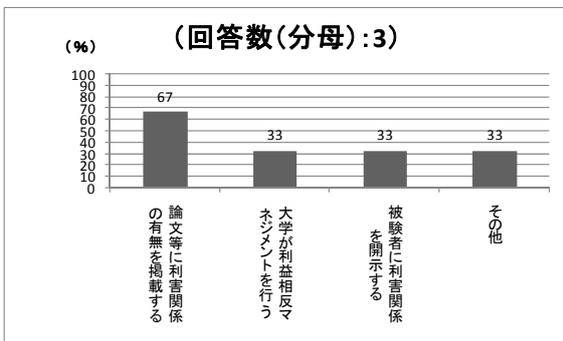


図 3-4-11 寄付金受領の条件 (公立大学のみ)

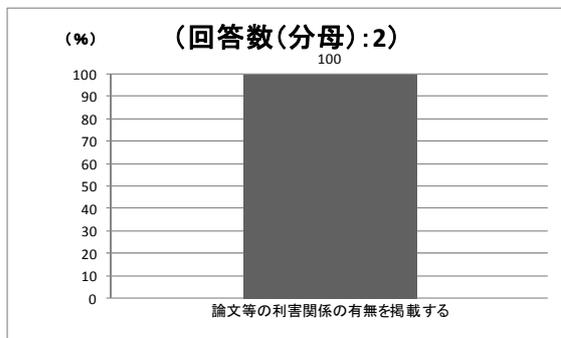


図 3-4-12 寄付金受領の条件  
(公立大学法人のみ)

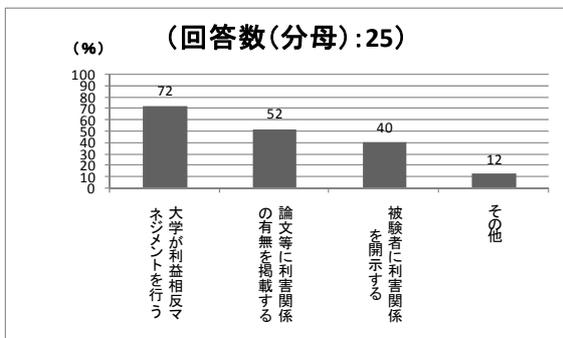


図 3-4-13 寄付金受領の条件 (私立大学)

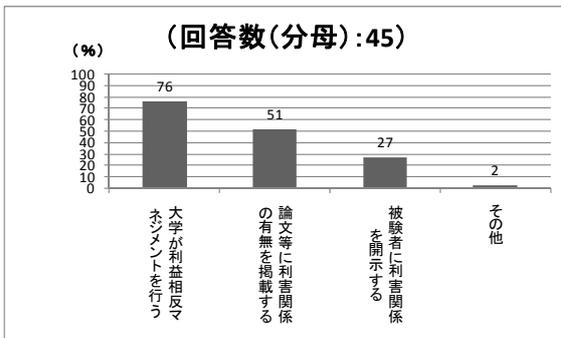


図 3-4-14 寄付金受領の条件 (経営協議会)

②臨床研究等と共同研究または受託研究との関係

[問 1.2] 臨床研究等において、国立大学法人【公立大学（法人）／私立大学／国立大学法人】の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等と共同研究または受託研究を行っている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。

[回答欄]

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式の手続きを経ている問題があり、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください。（複数回答可））
1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。
- その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は
- ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合  
イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合
2. 被験者には利害関係を開示する。
- その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は
- ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合  
イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合
3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。
4. その他（ ）
- c. 正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。
- d. その他（具体的に）（ ）

臨床研究等で利害関係のある製薬会社等と共同研究や受託研究を行っている場合のマネジメントとしては、全体では、「条件付きで認める」（51%）が最も多く、次いで「正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない」と「たとえ大学による正式の手続きを経ている問題がある」がそれぞれ 22%という結果となった（図 3-4-15）。所属別にみると、「条件付きで認める」は全て最も高い割合を示しており、公立大学（60%）、国立大学法人（52%）、私立大学（51%）、経営協議会（51%）、公立大学法人（46%）という順が多かった（図 3-4-16～3-4-21）。公立大学法人だけが過半数割れしているほかは、過半数を占めている。また、「特に問題はない」が第2位になっているのは、公立大学法人（45%）、私立大学法人（24%）、経営協議会（21%）で、「正式の手続きを経ている問題がある」が第2位になったのは、国立大学法人（27%）と公立大学（40%）であった。「寄付金」の

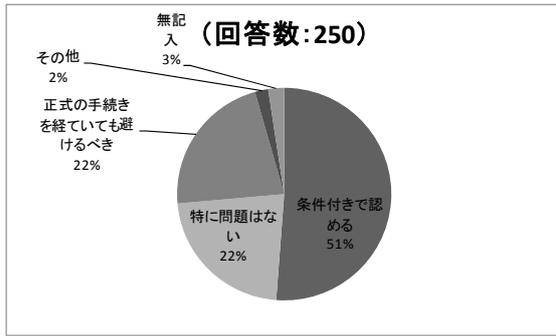


図 3-4-15 共同・受託研究のマネジメント (全体)

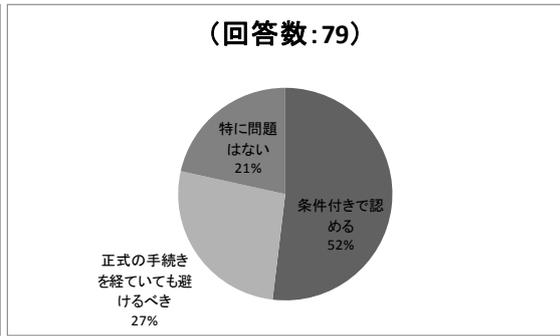


図 3-4-16 共同・受託研究のマネジメント (国立大学法人)

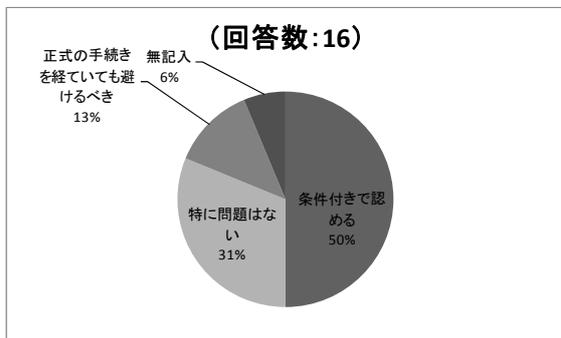


図 3-4-17 共同・受託研究のマネジメント (公立大学 (法人))

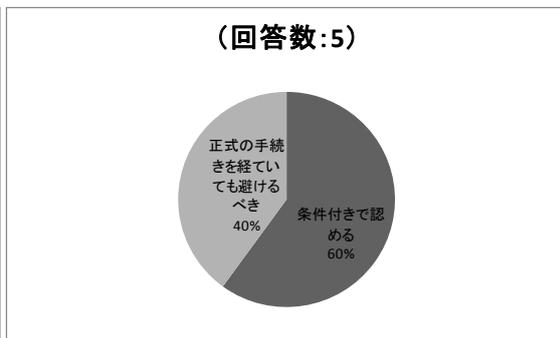


図 3-4-18 共同・受託研究のマネジメント (公立大学のみ)

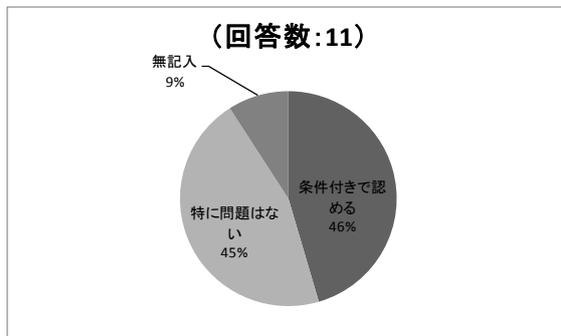


図 3-4-19 共同・受託研究のマネジメント (公立大学法人のみ)

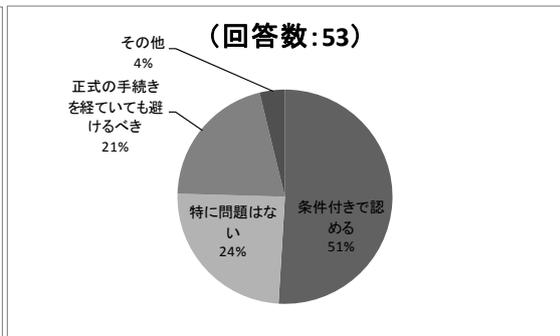


図 3-4-20 共同・受託研究のマネジメント (私立大学)

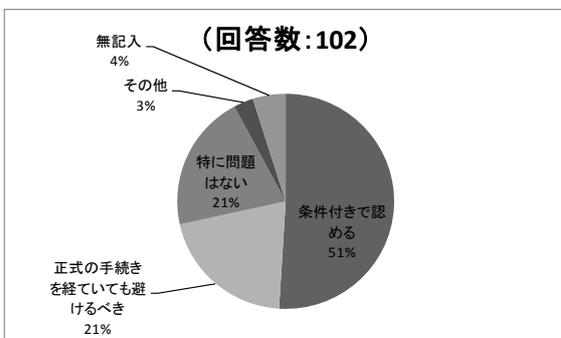


図 3-4-21 共同・受託研究のマネジメント (経営協議会)

場合と比較すると、「正式の手続きを経ているも避けるべき」とする回答が10%減少し、「特に問題はない」や「条件付きで認める」がそれぞれ5%と6%増加しており、寄付金よりも共同研究・受託研究の方が利益相反問題は若干起こりにくいととらえられている(図3-4-1、3-4-15)。

また、その「条件付きで認める」を選択した場合、その条件について選択(複数選択可)してもらった結果が図3-4-22~3-4-28である。これをみると、全体では、「臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正等)を行う。」とするものが最も多く72%、続いて、「研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する」(58%)、「被験者には利害関係を開示する」(38%)となった(図3-4-22)。これらの回答割合は、ほぼ「寄付金」の場合と同程度となった(図3-4-8、3-4-22)。また、所属別にみると、国立大学法人(73%)、公立大学(100%)、公立大学法人(60%)は、「論文等に利害関係の有無を掲載する」が最も高い割合となったが、私立大学(78%)と経営協議会(73%)は「大学が利益相反マネジメントを行う」が最も多い割合となった(図3-4-23~3-4-28)。

さらに、全体で最も高い割合を示した「大学が利益相反マネジメントを行う」という場合の「マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の額」について質問を設けたところ、全体で最も多かった回答は、「年限は限らず0円(または1円)を超えた場合」が16件、「年限は限らず100万円を超えた場合」が12件、「年限は限らず500万円を超えた場合」と「年限は限らず1,000万円を超えた場合」が各7件、「過去5年以内に500万円を超えた場合」が6件となった(資料編2※7,8参照)。この回答には金額に幅があったが、総額、少なくとも100万円を超えた場合については大学がマネジメントをする必要があるという意見が多くみられるが、「寄付金」と比較すると、若干高額の回答となっている(資料編2※1,2,7,8参照)。

また、被験者に利害関係を開示する場合の共同研究費・受託研究費の額については、「年限は限らず0円(または1円)を超えた場合」が10件、「年限は限らず100万円を超えた場合」が6件、「年限は限らず500万円を超えた場合」が4件で、ほかは1~3件ずつの回答となった(資料編2※9,10参照)。この回答については、総額、少なくとも500万円を超えた場合については被験者に開示をする必要があるという意見が多くみられ、寄付金額の時よりも高額の回答が若干多くみられた(資料編2※3,4,9,10参照)。

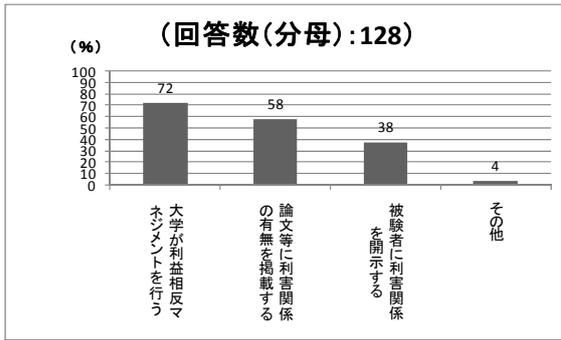


図 3-4-22 共同・受託研究の条件 (全体)

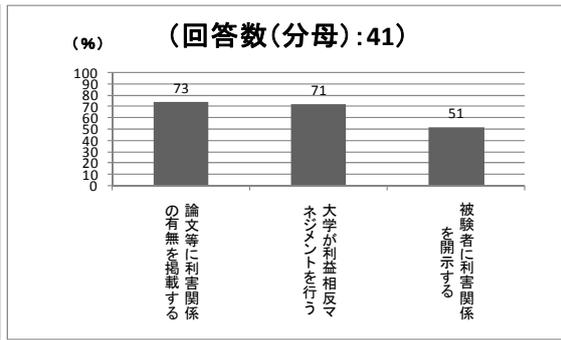


図 3-4-23 共同・受託研究の条件 (国立大学法人)

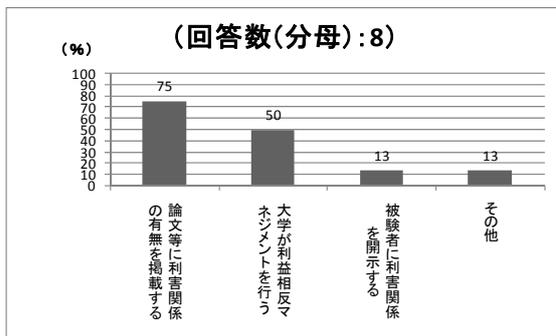


図 3-4-24 共同・受託研究の条件 (公立大学 (法人))

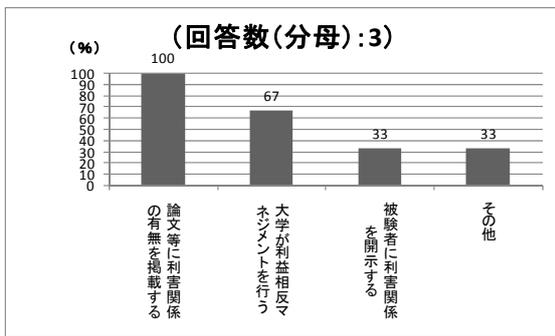


図 3-4-25 共同・受託研究の条件 (公立大学のみ)

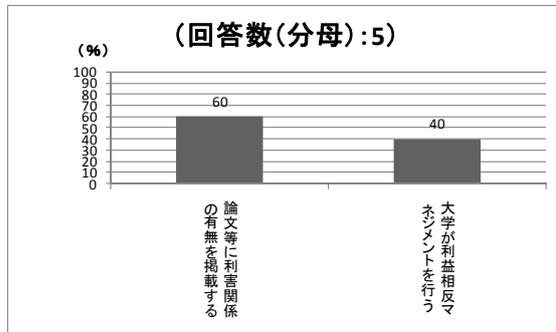


図 3-4-26 共同・受託研究の条件 (公立大学法人のみ)

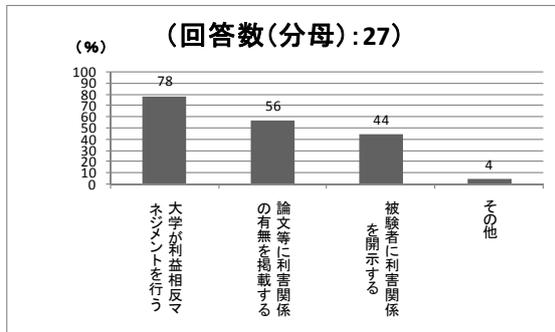


図 3-4-27 共同・受託研究の条件 (私立大学)

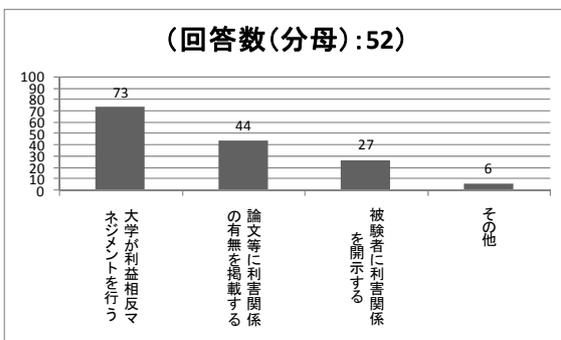


図 3-4-28 共同・受託研究の条件 (経営協議会)

③臨床研究等と兼業による個人的利益との関係

[問 1.3]臨床研究等において、国立大学法人【公立大学（法人）／私立大学／国立大学法人】の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益（技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等）を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。

[回答欄]

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください。（複数回答可））

1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。

その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は

- ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合  
イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合

2. 被験者には利害関係を開示する。

その場合、開示する個人的利益の金額は

- ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合  
イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合

3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。

4. その他（ ）

- c. 大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。
- d. その他（具体的に）（ ）

臨床研究等で利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益（技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等）を得ている場合のマネジメントとしては、全体では、「たとえ大学による正式の手続きを経ていても避けるべきである」（40%）が最も多く、次いで「条件付きで認める」が36%、「正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない」が18%という結果となった（図 3-4-29）。所属別にみると、「たとえ大学による正式の手続きを経ていても避けるべきである」は、国立大学法人（44%）、公立大学（40%）、経営協議会（40%）、私立大学（39%）の順で最も多い割合となっており、公立大学法人だけが「特に問題はない」（46%）が最も多い割合となった（図 3-4-30～3-4-35）。寄付金や共同研究

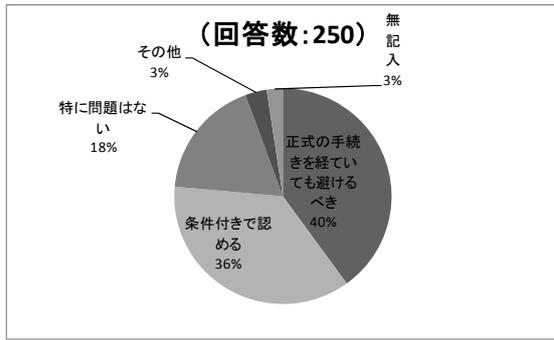


図 3-4-29 兼業等個人的利益のマネジメント (全体)

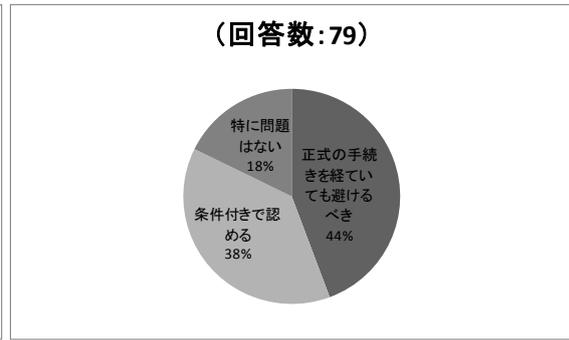


図 3-4-30 兼業等個人的利益のマネジメント (国立大学法人)

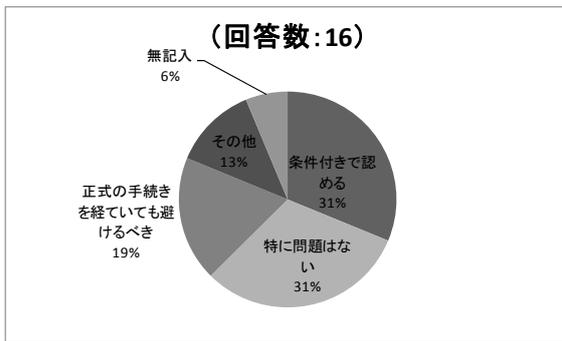


図 3-4-31 兼業等個人的利益のマネジメント (公立大学 (法人))

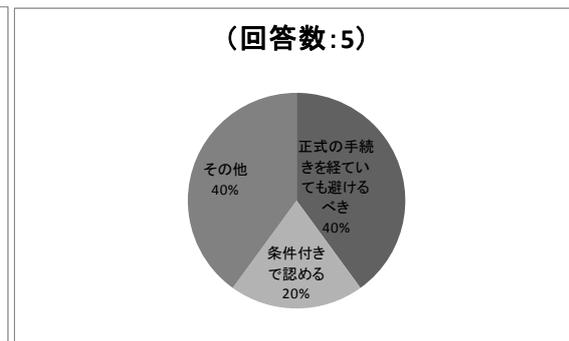


図 3-4-32 兼業等個人的利益のマネジメント (公立大学のみ)

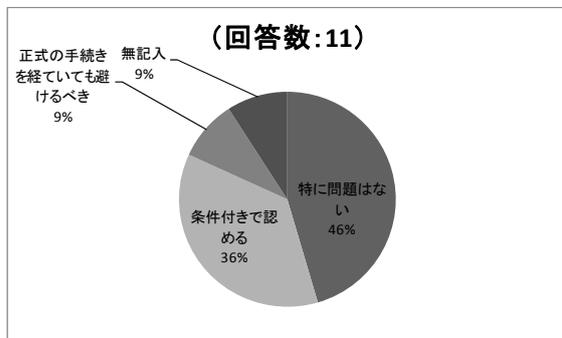


図 3-4-33 兼業等個人的利益のマネジメント (公立大学法人のみ)

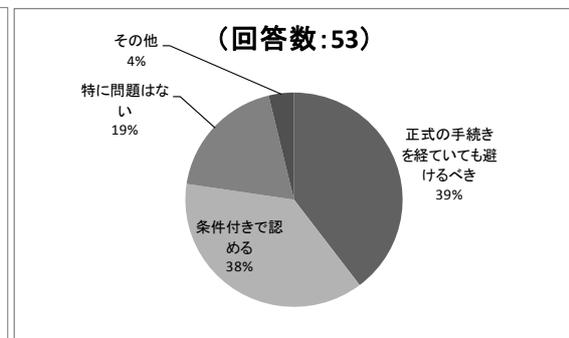


図 3-4-34 兼業等個人的利益のマネジメント (私立大学)

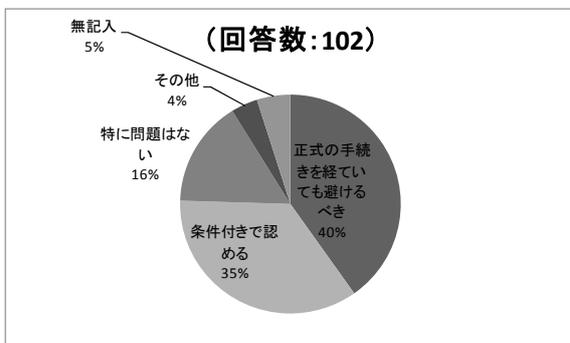


図 3-4-35 兼業等個人的利益のマネジメント (経営協議会)

費・受託研究費の受領の場合よりも、全般に、厳格な対応を求められる判断となっている（図 3-4-1、3-4-15、3-4-29）。

また、その「条件付きで認める」を選択した場合、その条件について選択（複数選択可）してもらった結果が図 3-4-36～3-4-42 である。これをみると、全体では、「臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。」とするものが最も多く 74%、続いて、「研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する」（42%）、「被験者には利害関係を開示する」（34%）となった（図 3-4-36）。これらの回答割合は、ほぼ「寄付金」や「共同研究・受託研究」の場合と同程度となったが、「利益相反マネジメントを行う」が両者に比べて若干高い割合を示しているのが特徴的である（図 3-4-8、3-4-22、3-4-36）。これは、兼業等の報酬が個人的な利益であるため、外部に開示するという解決法が他と比べて支持を得にくいということが推定される。また、所属別にみると、公立大学を除き、「大学が利益相反マネジメントを行う」が最も多い割合となり、公立大学のみ「論文等に利害関係の有無を掲載する」の回答が 1 件あった（図 3-4-37～3-4-42）。国立大学法人、私立大学、経営協議会がほぼ同じ傾向を示しており、公立大学、公立大学法人が、サンプル数は少ないが、全体に回答割合が低く、異なった傾向を示している。

さらに、全体で最も高い割合を示した「大学が利益相反マネジメントを行う」という場合の「マネジメント（大学に開示）が必要となる個人的利益の金額」について質問を設けたところ、全体で最も多かった回答は、「年限は限らず 0 円（または 1 円）を超えた場合」が 10 件、「年限は限らず 100 万円を超えた場合」が 6 件、「年限は限らず 50 万円を超えた場合」が 5 件となった（資料編 2 ※13,14 参照）。少なくとも 100 万円を超えた場合については大学がマネジメントをする必要があるという意見が多くみられるが、「寄付金」や「共同研究費・受託研究費」と比較すると、若干低額の回答となっている（資料編 2 ※1,2,7,8,13,14 参照）。

また、被験者に利害関係を開示する場合の個人的利益の額については、「年限は限らず 1 円を超えた場合」が 4 件、「年限は限らず 100 万円を超えた場合」が 3 件、「年限は限らず 50 万円を超えた場合」が 2 件で、ほかには 1 件ずつの回答となった（資料編 2 ※15,16 参照）。この回答については、総額、少なくとも 100 万円を超えた場合については大学がマネジメントをする必要があるという意見が多くみられ、「寄付金」や「共同研究・受託研究」と比較すると、若干低額の回答が多くなっている（資料編 2 ※3,4,9,10,15,16 参照）。

以上、兼業等を行って個人的利益を得た場合は、全般に、マネジメントをする金額が低く設定されている方が望ましいという結果が出ている。

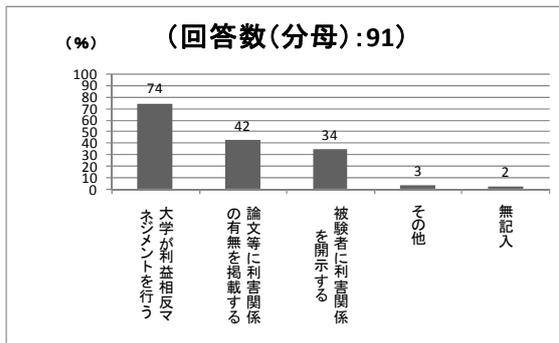


図 3-4-36 兼業等個人的利益の条件 (全体)

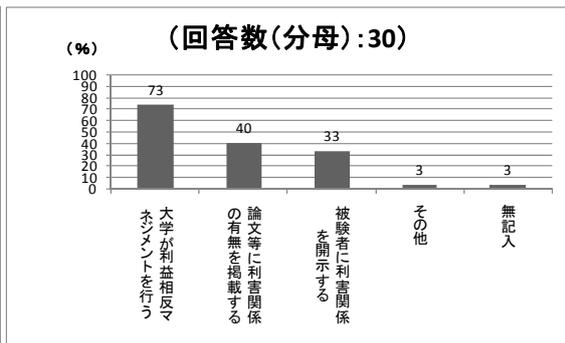


図 3-4-37 兼業等個人的利益の条件  
(国立大学法人)

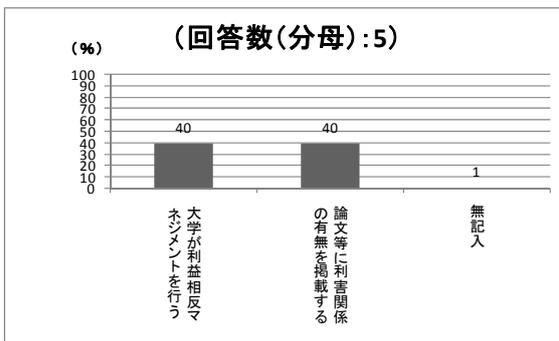


図 3-4-38 兼業等個人的利益の条件  
(公立大学 (法人))

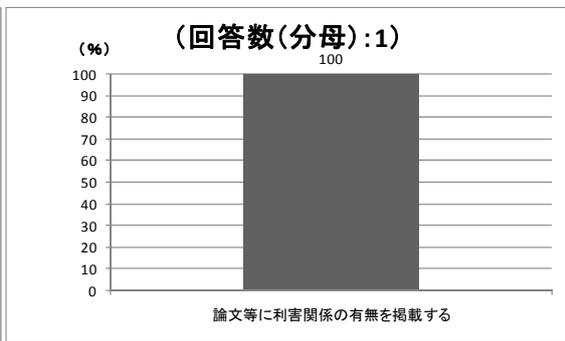


図 3-4-39 兼業等個人的利益の条件  
(公立大学のみ)

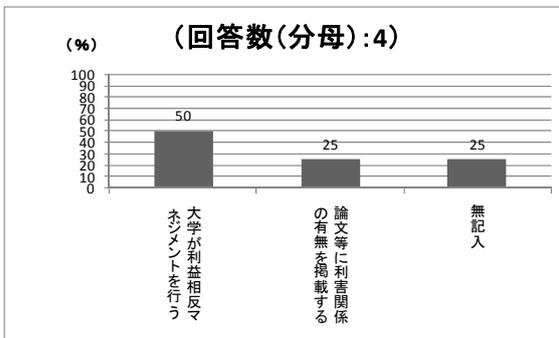


図 3-4-40 兼業等個人的利益の条件  
(公立大学法人のみ)

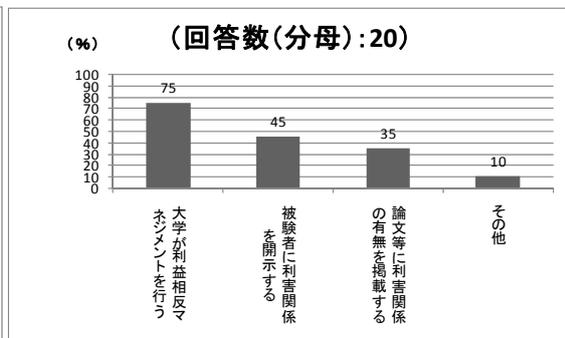


図 3-4-41 兼業等個人的利益の条件  
(私立大学)

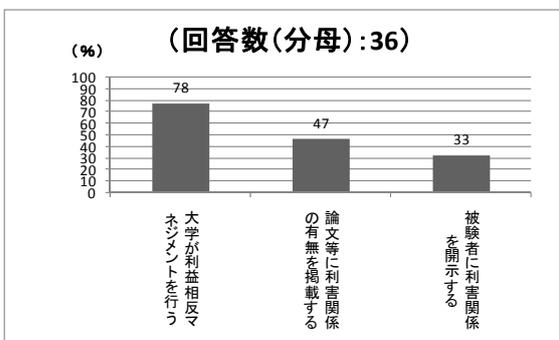


図 3-4-42 兼業等個人的利益の条件 (経営協議会)

(2) 臨床研究等における未公開株式取得の取扱いについて

問2として、未公開株式取得の取扱いについて選択式の質問を設け、回答を求めた。

(問2) A 国立大学発のベンチャー (1999 年 12 月設立) が開発を目指す遺伝子治療薬の臨床試験を実施した A 国立大学教授ら 5 人が、同社の未公開株式を取得していたという問題がありました。未公開株式を取得した同大教授 2 人と医師 3 人は、2000 年 12 月、同社の第三者割当増資に応じて 1 株 5 万円で 20 株～数株を取得。その後の増資で保有株数が増え、教授 2 人は 320 株を保有しました。このうちの 1 人は 2002 年 9 月のマザーズ上場時に半数を売却、約 3,200 万円を得ました。これについて会社側は次のような説明をしています。

- ①教員らの購入当時は株式公開の予定すらなく、株式も紙くずになる可能性もあった。
- ②問題の臨床試験は、新薬の承認申請を前提にした治験ではなく、研究活動の一環であった。
- ③上場の際に多くの人に株を買ってもらいたかったので、会社から教授にお願いして買い戻した。利益を得るのが目的なら、上場後に売った方がずっとよかった。

製薬会社の株式保有者による臨床試験は、違法ではないものの、データの信頼性が損なわれる恐れが指摘されています。この事件では、臨床試験は公正であったと判断されましたが、担当者が株を所有しているという利害関係が被験者に説明されていない点が問題とされ、以後、臨床試験の透明性を確保するため、同大では臨床研究等に係る利益相反管理ポリシー等が策定されました。このように臨床研究等において、国立大学法人【公立大学(法人) / 私立大学 / 国立大学法人】の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。

(日本経済新聞 (2004.6.12)、朝日新聞 (2004.6.13) ほか参照)

[回答欄]

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。(以下の 1~5 を選択してください。(複数回答可))

1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等)を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は( )株以上。
2. 被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は( )株以上。
3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。

4. 公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。

5. その他 ( )

c. 未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。

d. その他 (具体的に) ( )

臨床研究等において、大学教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合のマネジメントとしては、全体では、「臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。」が最も多く 57%、続いて「条件付きで認める」が 30%、「未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。」が 9%という結果となった(図 3-4-43)。所属別にみても、全てこの順序であったが、「避けるべきである」は、国立大学法人(66%)、私立大学(62%)、公立大学(60%)、経営協議会(49%)、公立大学法人(37%)の順で高い割合を示した(図 3-4-44~3-4-49)。全体としては、寄付金や共同研究費・受託研究費、兼業による個人的利益の取得の場合よりも、「避けるべき」とする割合が最も高く、厳格な対応を求められている(図 3-4-1、3-4-15、3-4-29、3-4-43)。

また、その「条件付きで認める」を選択した場合、その条件について選択(複数選択可)してもらった結果が図 3-4-50~3-4-56 である。これをみると、全体では、「臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等)を行う。」とするものが最も多く 76%、続いて、「研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する」(45%)、「被験者には利害関係を開示する」(36%)となった(図 3-4-50)。また、「公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。」は 13%と、最も少ない割合となった。これらの回答割合は、「兼業等による個人的利益の取得」の場合と類似した割合となっており(図 3-4-36、3-4-50)、「避けるべきである」とする割合が高い。また、所属別にみると、全ての機関において「大学が利益相反マネジメントを行う」が最も多い割合となっている(図 3-4-51~3-4-56)。さらに、国立大学法人(19%)、私立大学(7%)、経営協議会(14%)のみが「公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。」を選択している。

また、全体で最も高い割合を示した「大学が利益相反マネジメントを行う」という場合の「マネジメント(大学に報告)が必要となる未公開株式数」について質問を設けたところ、全体で最も多かった回答は、「0株(または1株)以上」が29件、「100株以上」が5件、「10株以上」と「20株以上」が各3件、「50株以上」と「1,000株以上」が各1件となった(資料編2※19参照)。未公開株については、1株でも所有していれば大学に報告し、マネジメントをする必要があるという意見が多くみられる。

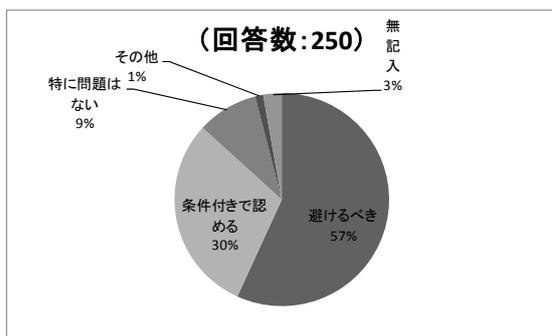


図 3-4-43 未公開株式取得のマネジメント (全体)

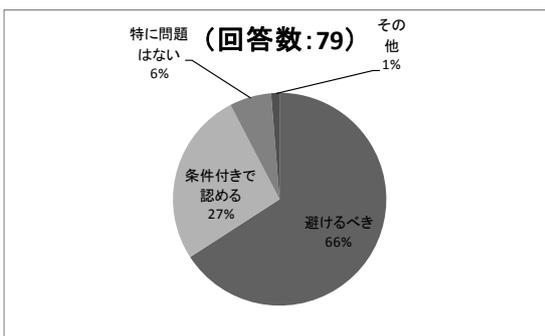


図 3-4-44 未公開株式取得のマネジメント (国立大学法人)

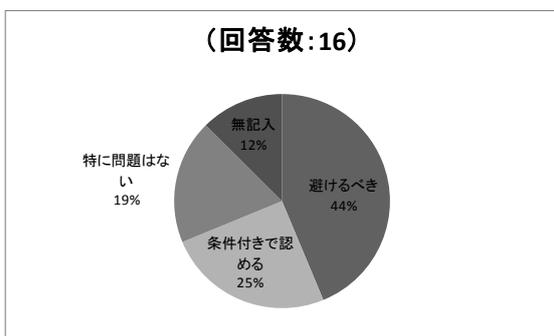


図 3-4-45 未公開株式取得のマネジメント (公立大学 (法人))

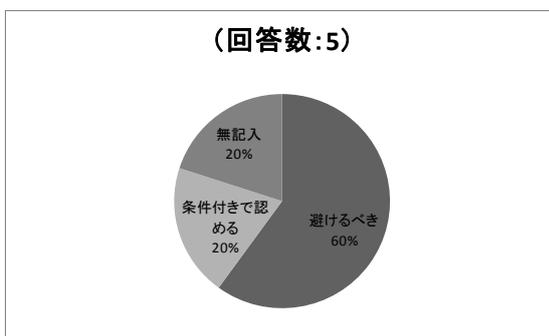


図 3-4-46 未公開株式取得のマネジメント (公立大学のみ)

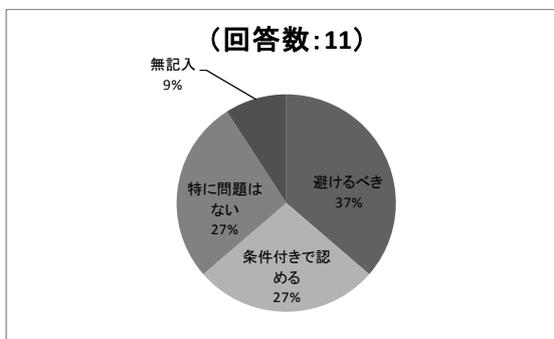


図 3-4-47 未公開株式取得のマネジメント (公立大学法人のみ)

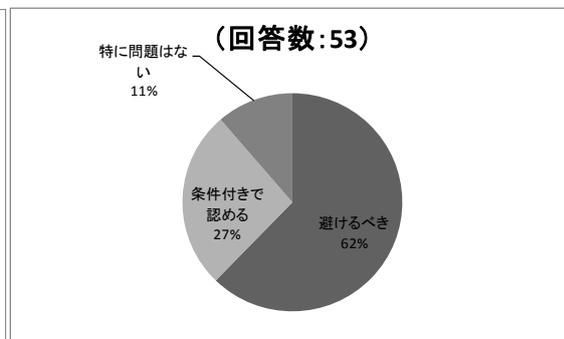


図 3-4-48 未公開株式取得のマネジメント (私立大学)

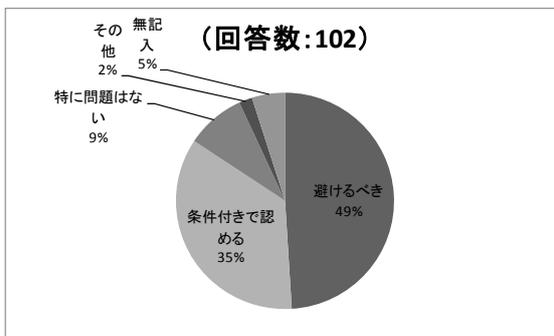


図 3-4-49 未公開株式取得のマネジメント (経営協議会)

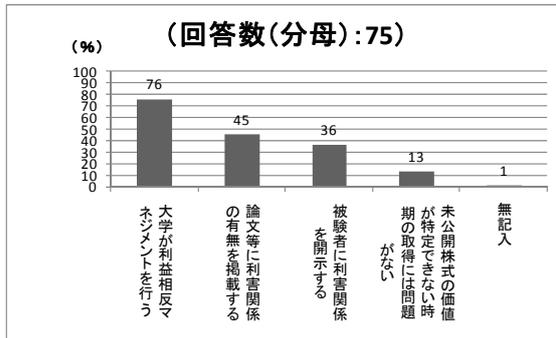


図 3-4-50 未公開株式取得の条件 (全体)

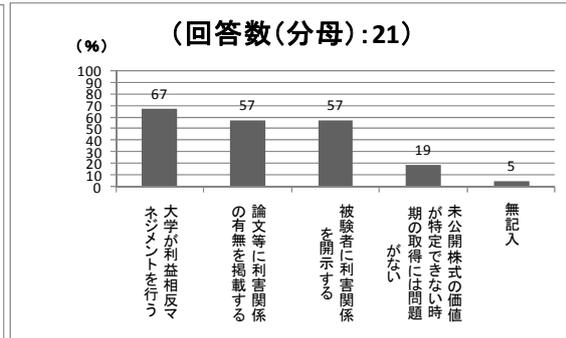


図 3-4-51 未公開株式取得の条件 (国立大学法人)

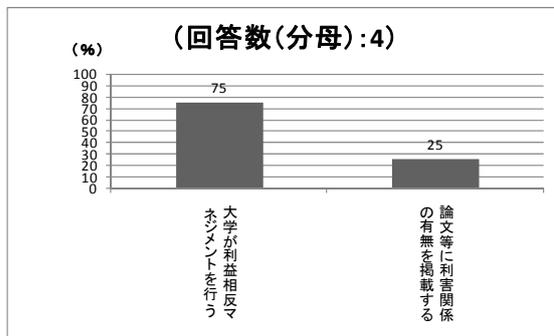


図 3-4-52 未公開株式取得の条件 (公立大学 (法人))

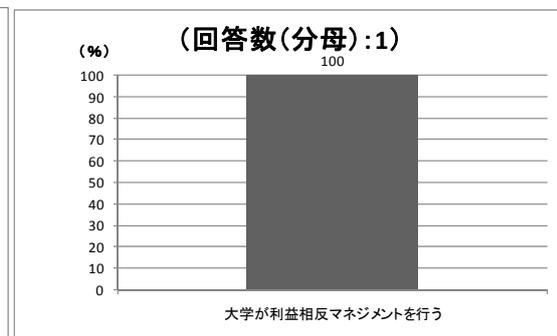


図 3-4-53 未公開株式取得の条件 (公立大学のみ)

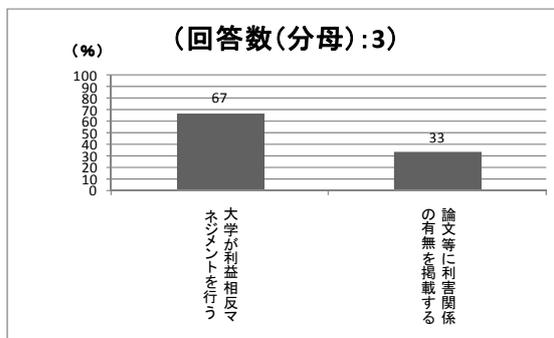


図 3-4-54 未公開株式取得の条件 (公立大学法人のみ)

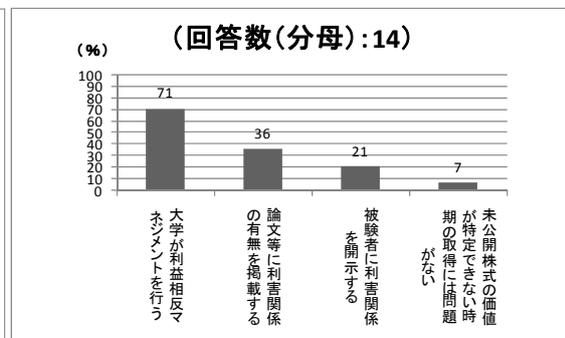


図 3-4-55 未公開株式取得の条件 (私立大学)

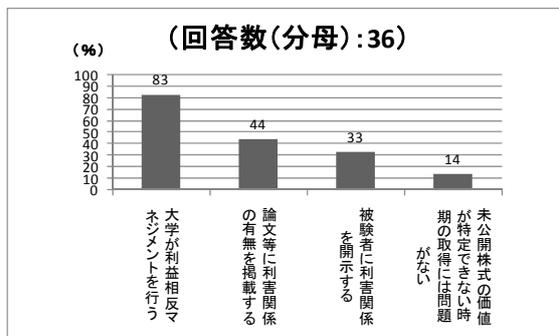


図 3-4-56 未公開株式取得の条件 (経営協議会)

また、被験者に利害関係を開示する場合の未公開株式数については、「1株以上」が18件、「20株以上」、「50株以上」、「100株以上」が各1件となった（資料編2※20参照）。この場合も、1株でも所有していれば被験者に利害関係を開示する必要があるという意見が多くみられた。

### （3）兼業について

問3として、大学教員が兼業する場合の報酬金額の制限について選択式の質問を設け、回答を求めた。

（問3）B 国立大学医学部教授が、1998年までの7年間、大学に無届で外部の医療機関からの依頼により腫瘍の良悪の診断をして得た報酬について、8,000万円以上の申告漏れを指摘された事件がありました。教授の兼業報酬は医学部で一括管理して、医局の購読雑誌や研究会にあてるということが慣例になっていました。これによって当該教授は訓告処分となり、また、顕微鏡などの学内施設の使用料約45万円を国に納めることになりました。また、C 国立大学大学院教授が、2005年までの7年間、大学には無届で国内外の企業等12団体に景観デザインや家電製品の技術調査に関する助言、講演を行い、約5,600万円の収入を得ていたという事件もありました。このケースでは、大学の調査委員会設置決定後に教授が辞職したため、調査を打ち切っています。大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。

（読売新聞（2000.10.19）、朝日新聞（2006.10.1）ほか参照）

#### ①兼業の報酬制限

[問 3.1] 国家公務員時代の国立大学では、大学教員の技術コンサルティング兼業等の報酬額は「社会通念上合理的な範囲に限られる」とされ、具体的には本給を超えない程度という考え方が示されていました。国立大学法人【公立大学（法人）／私立大学／国立大学法人】の教員の兼業に対して、報酬金額の制限が必要だと思いますか。

#### [回答欄]

a. 必要である

1. 国家公務員と同じで本給を超えない程度
2. 上限（ ）円／年程度
3. その他（具体的に： ）

b. 必要ではない

大学教員の兼業に対して報酬金額の制限が必要かどうかという問では、「必要である」との回答が59%、「必要ではない」が38%という結果になった（図 3-4-57）。所属別にみると、

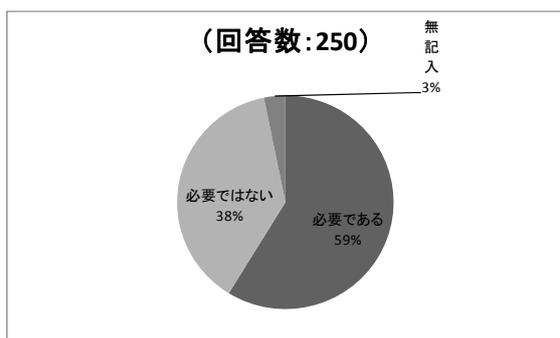


図 3-4-57 兼業の報酬制限 (全体)

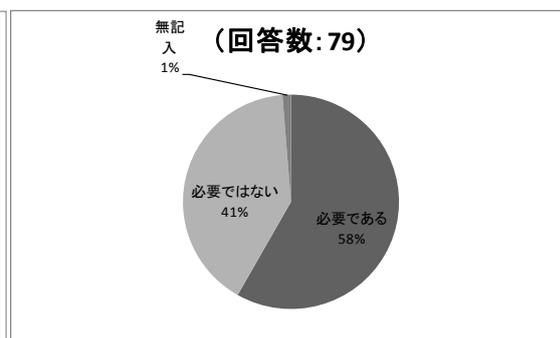


図 3-4-58 兼業の報酬制限 (国立大学法人)

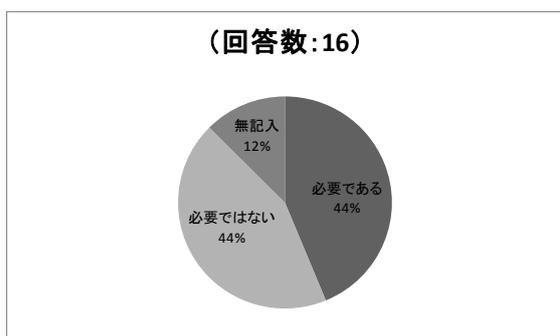


図 3-4-59 兼業の報酬制限  
(公立大学 (法人))

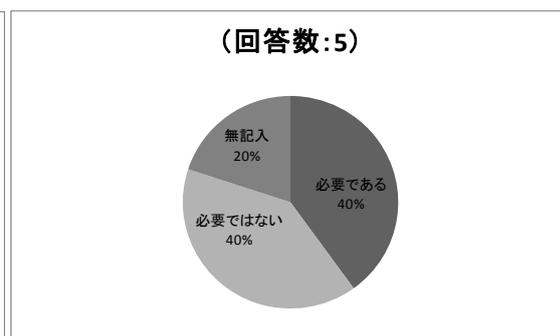


図 3-4-60 兼業の報酬制限 (公立大学のみ)

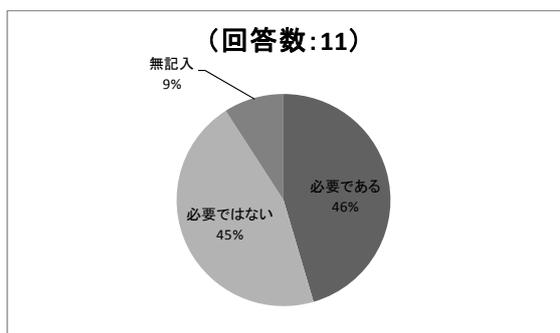


図 3-4-61 兼業の報酬制限  
(公立大学法人のみ)

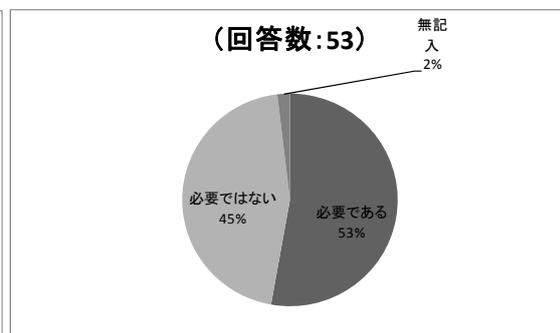


図 3-4-62 兼業の報酬制限 (私立大学)

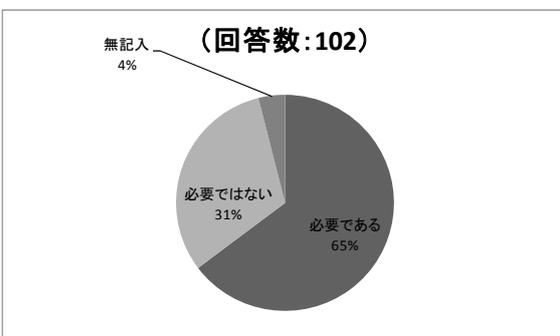


図 3-4-63 兼業の報酬制限 (経営協議会)

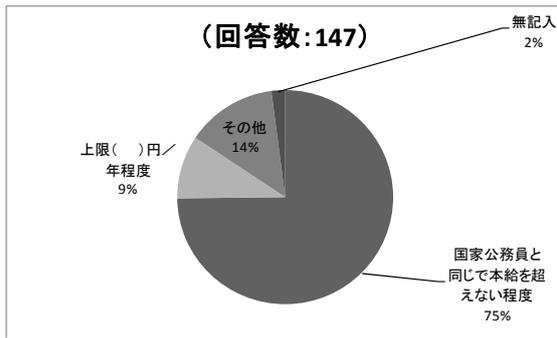


図 3-4-64 具体的な兼業の報酬制限 (全体)

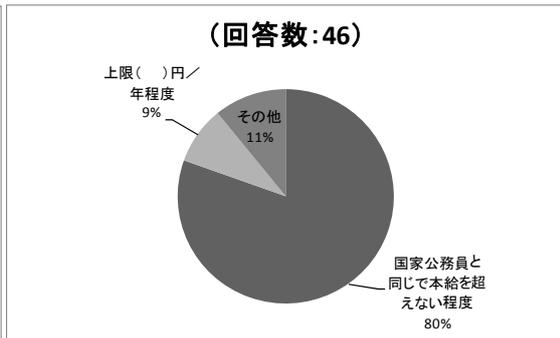


図 3-4-65 具体的な兼業の報酬制限 (国立大学法人)

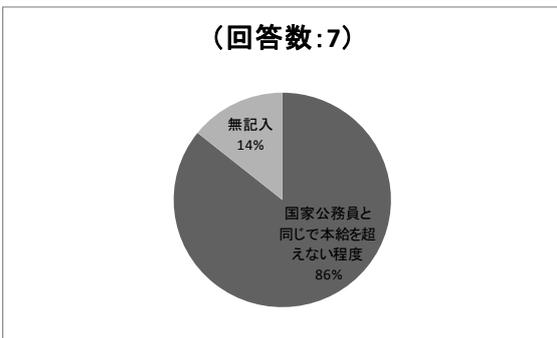


図 3-4-66 具体的な兼業の報酬制限 (公立大学 (法人))

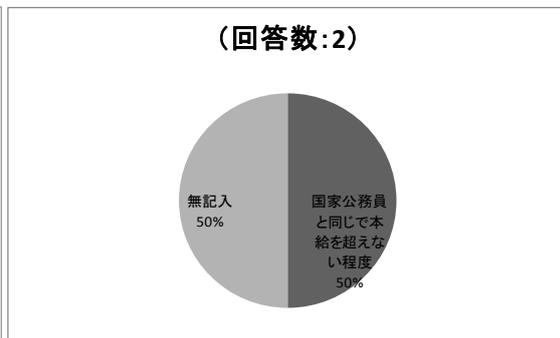


図 3-4-67 具体的な兼業の報酬制限 (公立大学のみ)

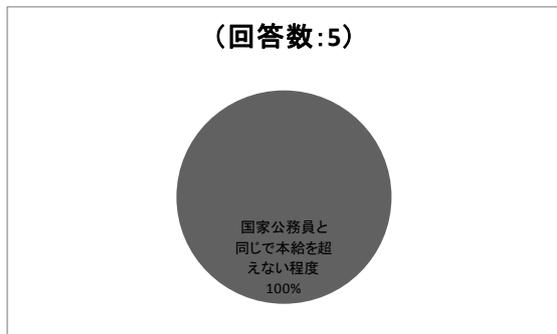


図 3-4-68 具体的な兼業の報酬制限 (公立大学法人のみ)

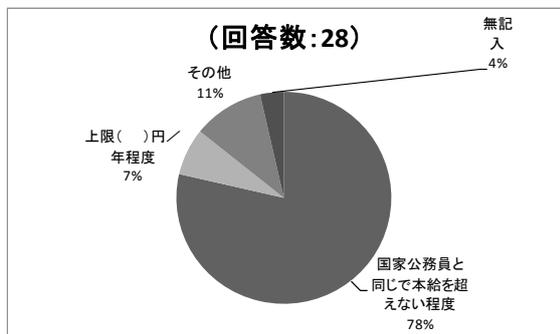


図 3-4-69 具体的な兼業の報酬制限 (私立大学)

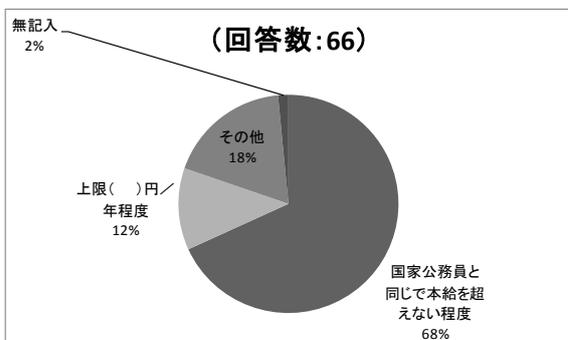


図 3-4-70 兼業の報酬制限 (経営協議会)

公立大学を除き、「必要である」との回答の方が高い割合を示した（図 3-4-58～3-4-63）。「必要である」の回答割合が最も高かったのは経営協議会の 65%で（図 3-4-63）、公立大学では「必要である」と「必要ではない」が各 40%と拮抗した（図 3-4-60）。

また、「必要である」と回答した場合、その条件について選択してもらった結果が図 3-4-64～3-4-70 である。これをみると、全体では、「国家公務員と同じで本給を超えない程度」とするものが最も多かった（図 3-4-64）。これは、公立大学の 50%が最低で（図 3-4-67）、公立大学法人の 100%が最高であった（図 3-4-68）。なお、「上限（ ）円程度」として具体的な金額を記入したものが全体で 9%あり（図 3-4-64）、この回答の中で最も多かったものが、「上限 100 万円程度」（4 件）、「上限 200 万円程度」と「上限 300 万円程度」が各 2 件ずつという結果となった（資料編 2 ※22 参照）。また、「その他」として具体的に記載したものの中には、「本給の 2 分の 1（50%）」と「本給の 5 分の 1（20%）」がそれぞれ 3 件ずつあった（資料編 2 ※23 参照）。

## ②兼業の時間制限

[問 3.2] 国立大学法人【公立大学（法人）／私立大学／国立大学法人】の教員の兼業に対して、時間の制限が必要だと思いますか。

### [回答欄]

a. 必要である（以下具体的に）

1. 勤務時間内のみ時間数に制限をする（ 時間／週・その他（ ））
2. 勤務時間外も含めて兼業時間数に制限をする
  - ア. 勤務時間内（ 時間／週・その他（ ））
  - 勤務時間外（ 時間／週・その他（ ））
  - イ. 勤務時間内外を通じて（ 時間／週・その他（ ））
3. 勤務時間外のみ兼業を認めて、兼業時間数に制限をする  
（ 時間／週・その他（ ））
4. 勤務時間外のみ兼業を認め、兼業時間数に制限をしない
5. その他（具体的に： ）

b. 必要ではない

大学教員の兼業に対して時間数の制限が必要かどうかという問では、「必要である」との回答が全体で 81%、「必要ではない」が 15%という結果になり、報酬金額よりも制限を厳しくする必要があるという回答の割合が高い（図 3-4-57、3-4-71）。所属別にみると、「必要である」の回答割合が、公立大学で 60%というほかは、ほぼ 8 割の回答を得ている（図 3-4-72～3-4-77）。

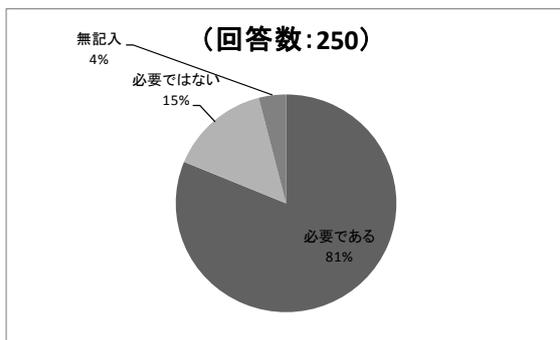


図 3-4-71 兼業の時間制限 (全体)

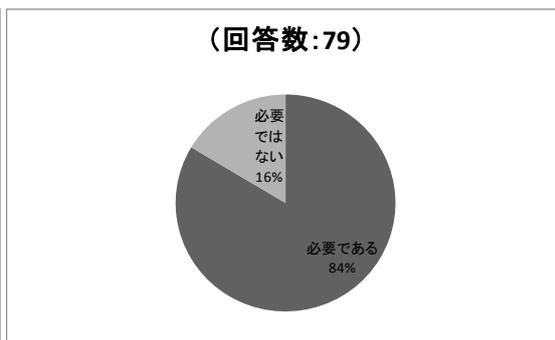


図 3-4-72 兼業の時間制限 (国立大学法人)

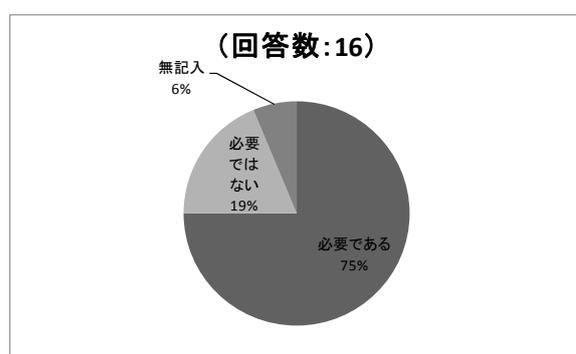


図 3-4-73 兼業の時間制限  
(公立大学 (法人))

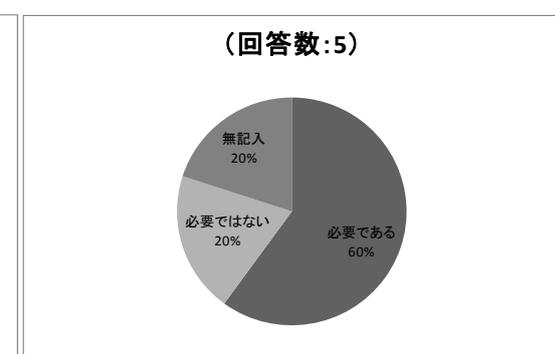


図 3-4-74 兼業の時間制限 (公立大学のみ)

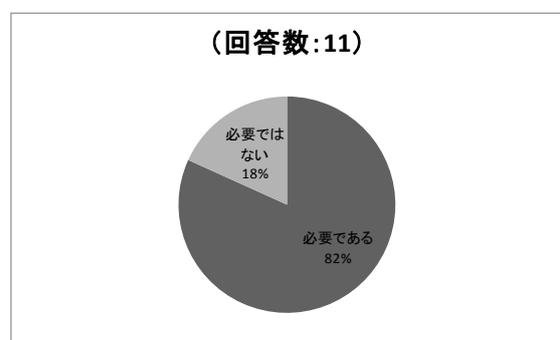


図 3-4-75 兼業の時間制限  
(公立大学法人のみ)

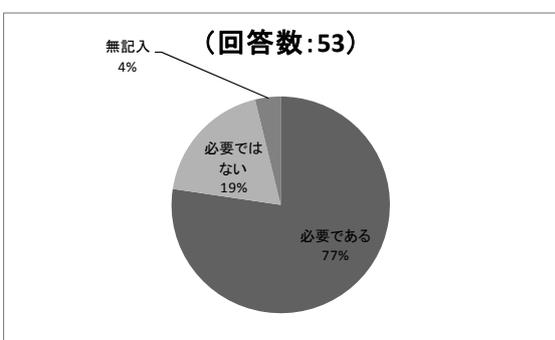


図 3-4-76 兼業の時間制限 (私立大学)

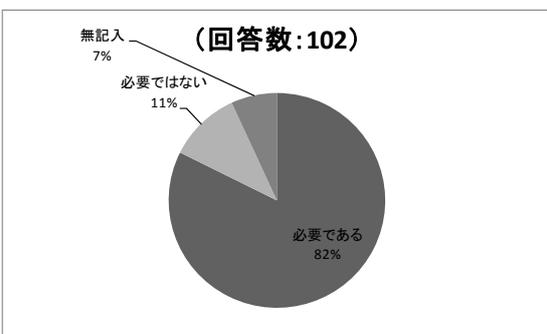


図 3-4-77 兼業の時間制限 (経営協議会)

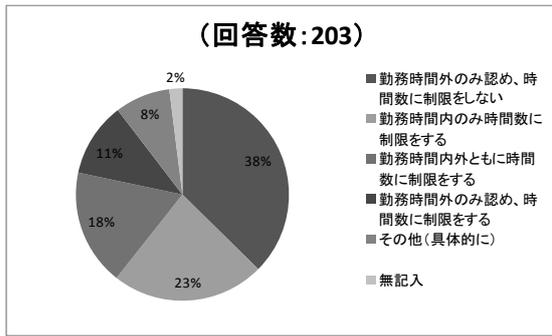


図 3-4-78 具体的な兼業の時間制限 (全体)

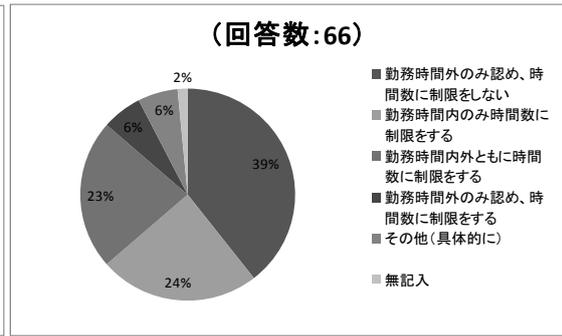


図 3-4-79 具体的な兼業の時間制限 (国立大学法人)

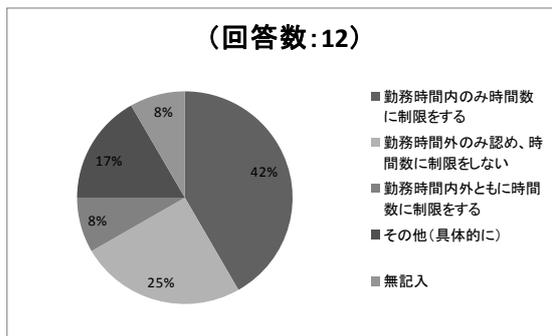


図 3-4-80 具体的な兼業の時間制限 (公立大学(法人))

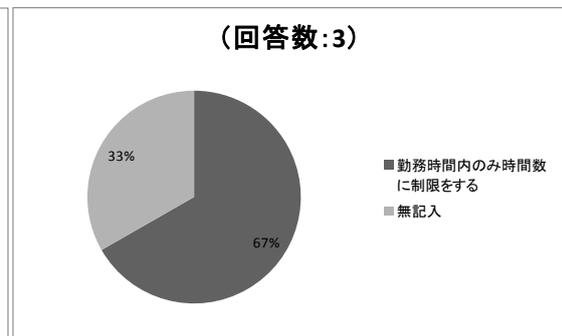


図 3-4-81 具体的な兼業の時間制限 (公立大学のみ)

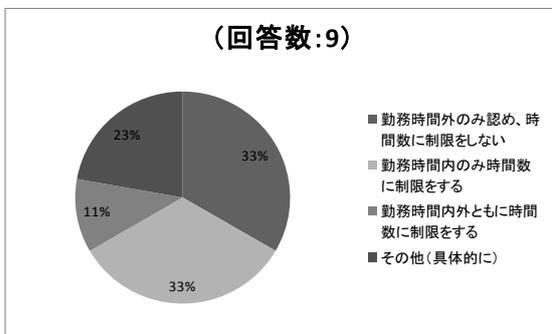


図 3-4-82 具体的な兼業の時間制限 (公立大学法人のみ)

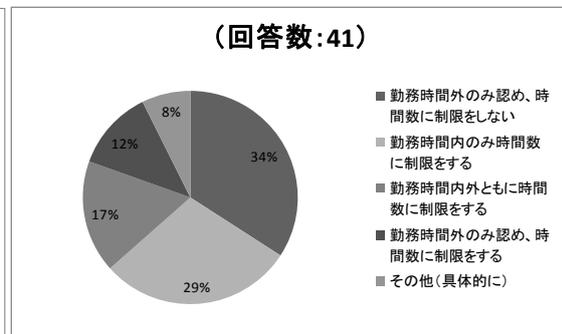


図 3-4-83 具体的な兼業の時間制限 (私立大学)

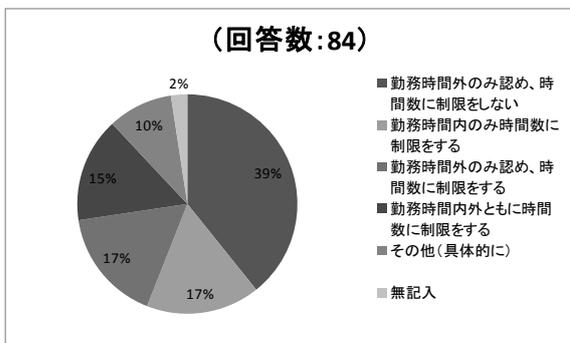


図 3-4-84 具体的な兼業の時間制限 (経営協議会)

また、「必要である」と回答した場合、その条件について選択してもらった結果が図 3-4-78～3-4-84 である。これをみると、全体では、「勤務時間外のみ兼業を認めて、兼業時間数に制限をしない」(38%) とするものが最も多かった(図 3-4-78)。これは、公立大学を除いた全ての対象で最も高い割合を占めた(図 3-4-79～3-4-84)。次いで多かったものは、「勤務時間内のみ時間数に制限をする」(23%)、「勤務時間外も含めて兼業時間数に制限をする」(18%) という結果になっている(図 3-4-78)。全般の傾向としては、勤務時間外のみ時間に制限なく兼業を認めるべきとする回答が 4 割近くに上り、また、勤務時間内のみ兼業の時間制限をするというものも 4 分の 1 程度支持されているという結果となり、概して、勤務時間外は自由とし、勤務時間内には避けるか時間数制限をするといった意見が多いといえる。

なお、2 番目に支持の多かった「勤務時間内のみ時間数に制限をする」という回答の場合、制限する時間数としては、「8 時間/週」が 18 件と最も多く、次いで「4 時間/週」と「10 時間/週」が各 4 件という結果となった(資料編 2 ※24 参照)。

### ③兼業の職種制限

[問 3.3] 国家公務員時代の国立大学では、営利企業の兼業は原則として許可されていませんでしたが、営利企業付設の診療所等の非常勤医師等、公的要素が強く営業に直接関与しない場合のほか、営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業や TLO 役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業など、特定のものに限って許可されていました。国立大学法人【私立大学/国立大学法人】の教員の営利企業での兼業に対して、職種の制限が必要だと思いますか。

(公立大学(法人)の設問のみ右記のとおり：地方公務員法には、任命権者の許可を得なければ営利企業で兼業できないことが定められていますが、公立大学(法人)の教員の営利企業での兼業に対して、職種の制限が必要だと思いますか。なお、国家公務員時代の国立大学では、営利企業の兼業は原則として許可されていませんでしたが、営利企業付設の診療所等の非常勤医師等、公的要素が強く営業に直接関与しない場合のほか、営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業や TLO 役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業など、特定のものに限って許可されていました。)

#### [回答欄]

a. 必要である(以下具体的に)

1. 国家公務員時代の教員と同程度の制限が必要

2. その他( )

b. 必要ではない

大学教員の営利企業での兼業に対して職種の制限が必要かどうかという問では、「必要である」との回答が全体で 53%、「必要ではない」が 42%という結果となり、報酬金額や時間よりも制限を必要とする回答の割合が低い（図 3-4-57、3-4-71、3-4-85）。所属別にみても、「必要である」の回答割合は、5～6 割の回答を得ており、類似している（図 3-4-86～3-4-91）。

また、「必要である」と回答した場合、その条件について選択してもらった結果が図 3-4-92～3-4-98 である。これをみると、全体では、「国家公務員時代の教員と同程度の制限は必要」（80%）とするものが最も多かった（図 3-4-92）。所属別では、公立大学法人の 67%が最も低い割合で、公立大学の 100%が最も高い割合となったが、全般に高い割合で国家公務員時代の教員と同程度の制限が支持されているといえる（図 3-4-93～3-4-98）。

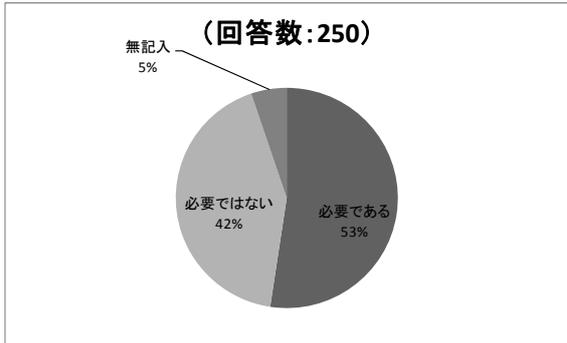


図 3-4-85 兼業の職種制限 (全体)

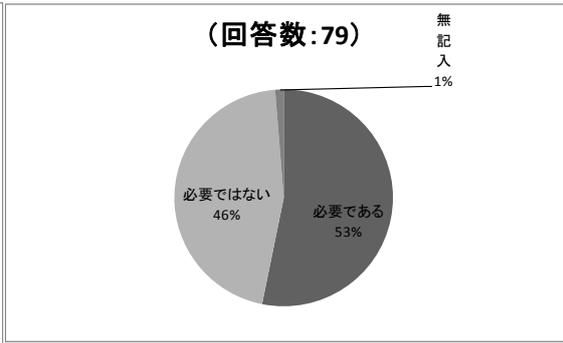


図 3-4-86 兼業の職種制限 (国立大学法人)

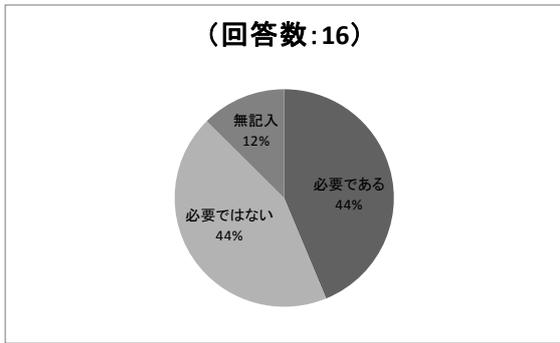


図 3-4-87 兼業の職種制限 (公立大学 (法人))

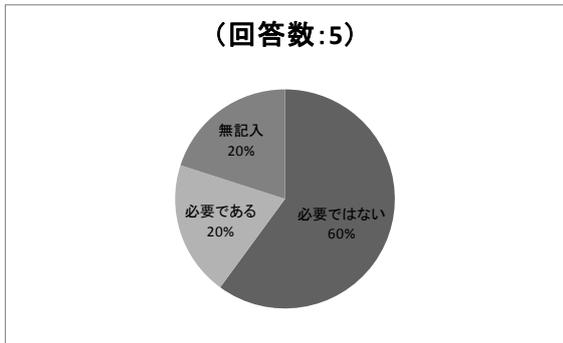


図 3-4-88 兼業の職種制限 (公立大学のみ)

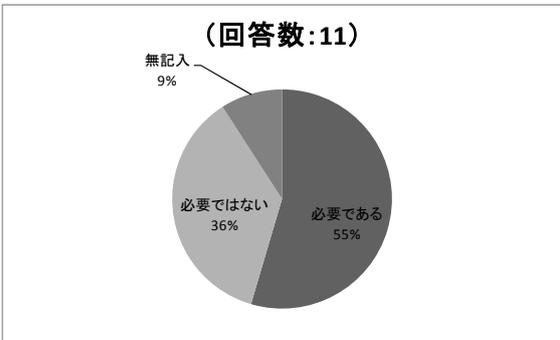


図 3-4-89 兼業の職種制限 (公立大学法人のみ)

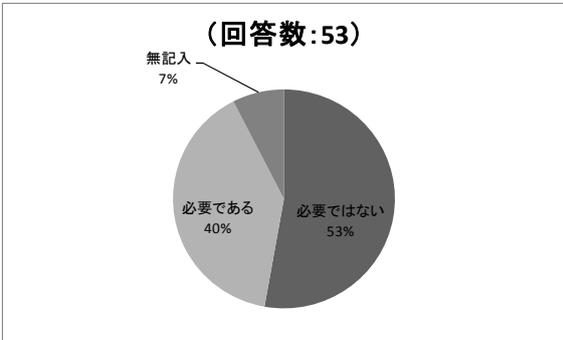


図 3-4-90 兼業の職種制限 (私立大学)

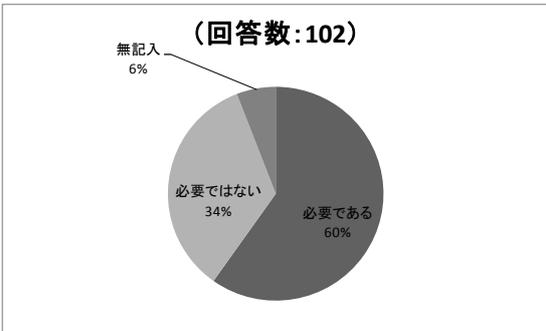


図 3-4-91 兼業の職種制限 (経営協議会)

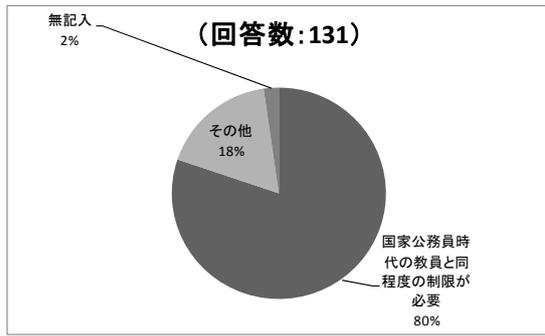


図 3-4-92 具体的な兼業の職種制限 (全体)

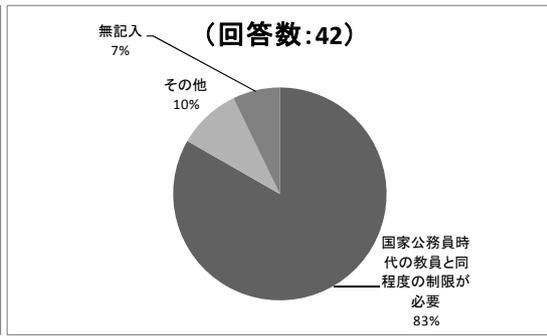


図 3-4-93 具体的な兼業の職種制限 (国立大学法人)

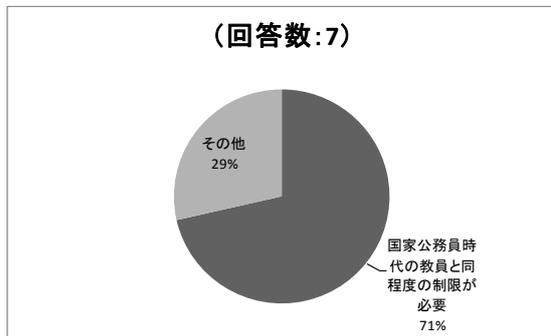


図 3-4-94 具体的な兼業の職種制限 (公立大学 (法人))

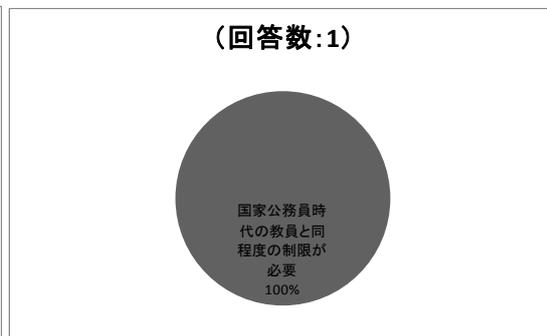


図 3-4-95 具体的な兼業の職種制限 (公立大学のみ)

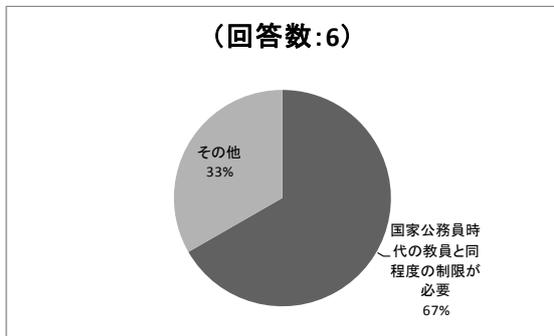


図 3-4-96 具体的な兼業の職種制限 (公立大学法人のみ)

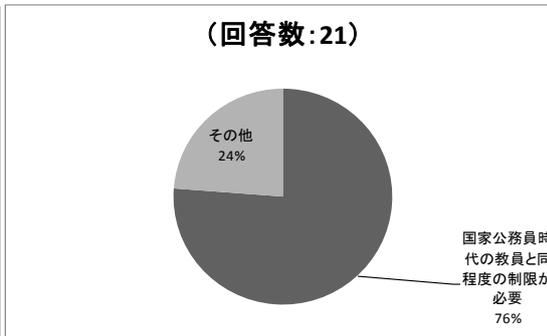


図 3-4-97 具体的な兼業の職種制限 (私立大学)

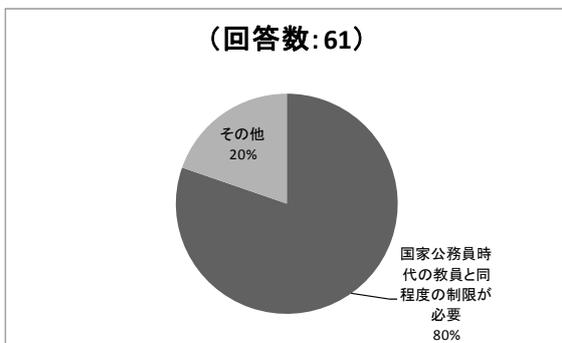


図 3-4-98 具体的な兼業の職種制限 (経営協議会)

## 2. 兼業全般に対する見解

### (1) 兼業の経験及び受け入れ経験と生じた問題

問1として、大学教員に対しては兼業経験等について、経営協議会委員に対しては、企業等に所属している委員を対象を絞り、国立大学（法人）教員の兼業者の受け入れ経験等について質問を設けた。

(問1) 兼業経験についておたずねします。

(経営協議会の設問のみ右記のとおり：企業等にご所属の方におたずねします。)

#### ①兼業経験及び受け入れ経験の有無

[問1.1] あなたに兼業経験はありますか。

(経営協議会の設問のみ右記のとおり：あなたの所属する企業等で国立大学（法人）の教員の兼業者を受け入れた経験はありますか。)

[回答欄]

- a. 経験がある
- b. 経験はない

大学教員に対する兼業経験の有無についてと経営協議会委員に対する教員兼業者の受け入れ経験の有無に関する問では、教員全体では、「経験がある」との回答が60%で、過半数となった(図3-4-100)。経営協議会委員は「経験がない」(35%)の方が多数を占め、「経験がある」との回答は13%にとどまった(図3-4-106)。所属別にみると、「兼業経験がある」との回答は、公立大学(100%)、国立大学法人(73%)、公立大学法人(45%)、私立大学(40%)の順で割合が高かった(図3-4-101~3-4-105)。

#### ②兼業に関連して生じた問題の有無とその具体的内容・対処法

[問1.2] 「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。

(1) その兼業に関連して何か問題が生じたことはありますか。

(経営協議会の設問のみ右記のとおり：その兼業の教員について何か問題が生じたことはありますか。)

[回答欄]

- a. ある（具体的に（問題の内容と対処法）： )
- b. ない

兼業経験あるいは兼業の教員を受け入れた経験があると回答した場合、その兼業に関連して何か問題が生じたことがあるかどうかを質問したところ、「ある」の回答割合は教員全体で3%、経営協議会委員では0%となった(図3-4-108、3-4-114)。所属別にみると、「ある」の回答は、私立大学5%、国立大学法人3%の2機関のみで、それぞれ2件と1件であった(図3-4-109~3-4-113)。

また、それらの問題について、具体的な内容と対処法を記載してもらったところ、時間に関するものが2件、周囲の無理解に対するものが1件であった(資料編2※33参照)。このうち時間に関するものは、「責務相反があり、時間調整に苦勞。裁量労働制に助けられた。」(国立大学法人)とするものや、「兼業時間が少ない」(私立大学)とするもので、周囲の環境に関するものでは、「同僚から嫌みを言われた」(国立大学法人)などがあった。

### ③兼業に関して生じた問題の対処法に対する感想

(2) 上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

兼業に関連して問題が生じたことがあるとの回答者に、具体的な対処法をたずねたところ、時間調整で苦勞し、裁量労働制で対処した教員からは、「役員としての責務を十全に果たしつつ、教員としての責務を十全に果たすことは難しい。」(国立大学法人)とのコメントがあった(資料編2※34参照)。

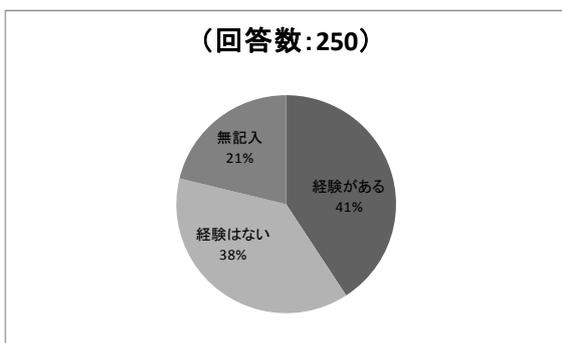


図 3-4-99 兼業経験 (全体)

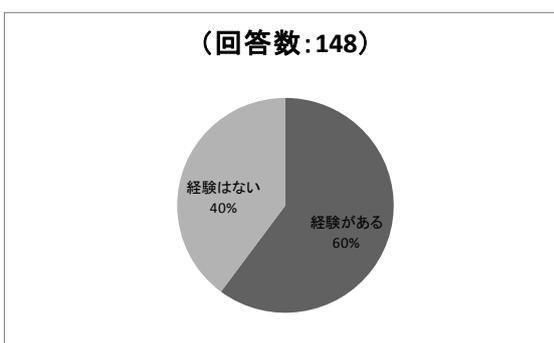


図 3-4-100 兼業経験 (教員のみ)

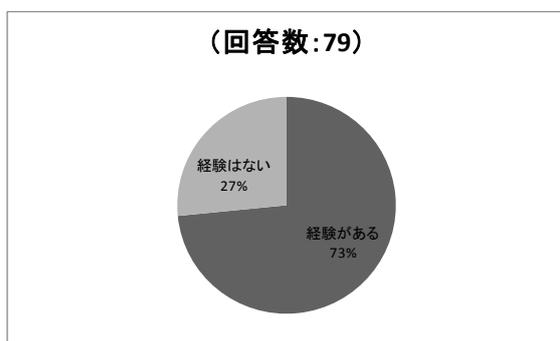


図 3-4-101 兼業経験 (国立大学法人)

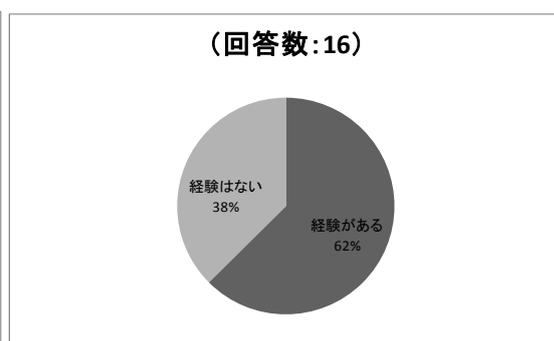


図 3-4-102 兼業経験 (公立大学 (法人))

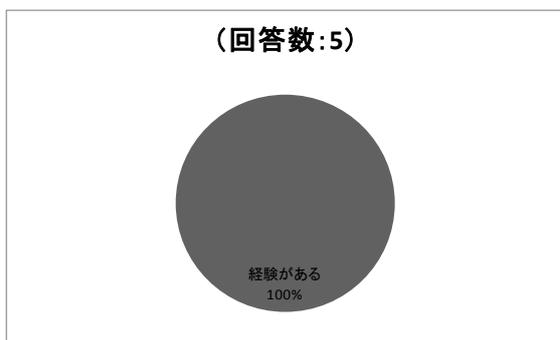


図 3-4-103 兼業経験 (公立大学のみ)

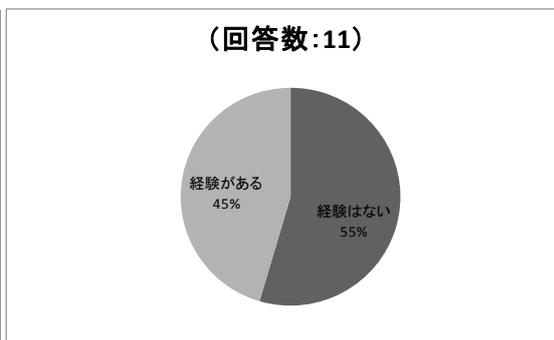


図 3-4-104 兼業経験 (公立大学法人のみ)

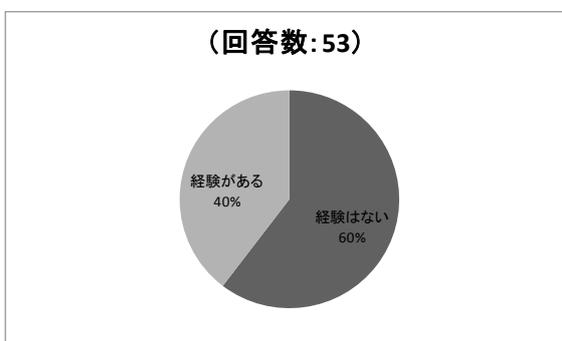


図 3-4-105 兼業経験 (私立大学)

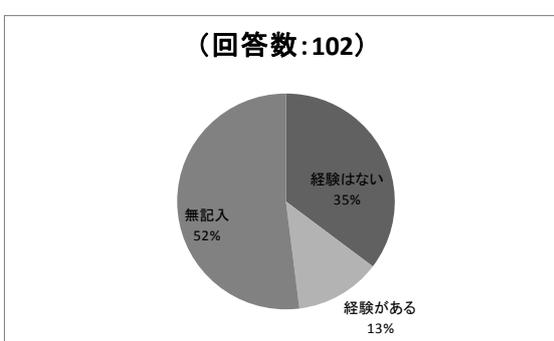


図 3-4-106 兼業経験 (経営協議会)

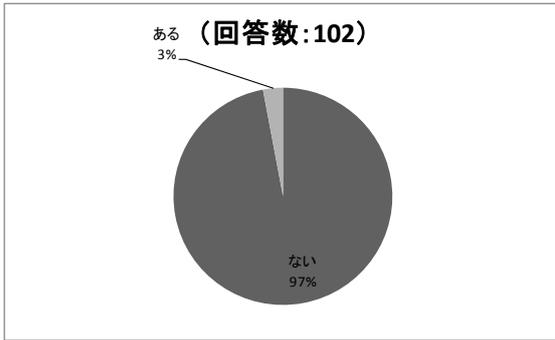


図 3-4-107 兼業に関連して生じた問題 (全体)

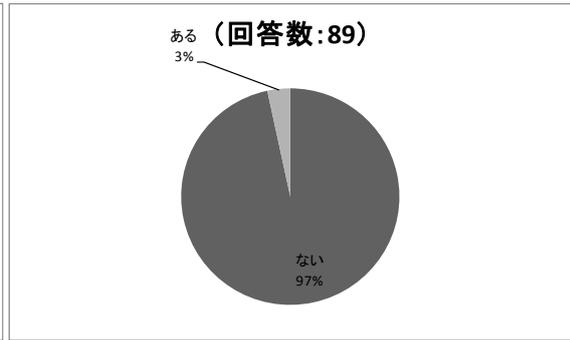


図 3-4-108 兼業に関連して生じた問題 (教員のみ)

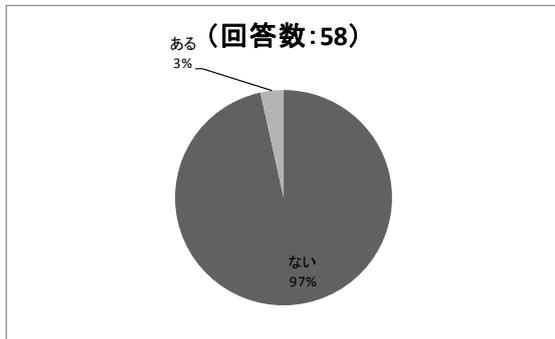


図 3-4-109 兼業に関連して生じた問題 (国立大学法人)

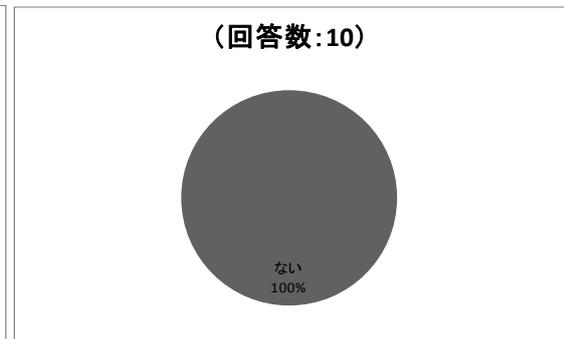


図 3-4-110 兼業に関連して生じた問題 (公立大学 (法人))

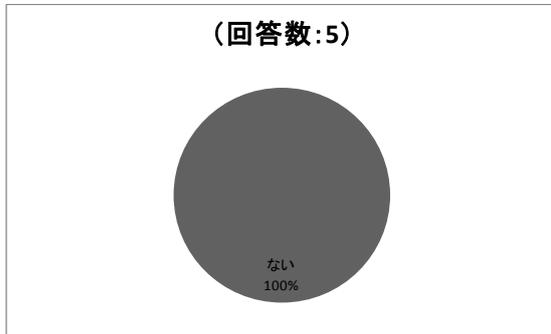


図 3-4-111 兼業に関連して生じた問題 (公立大学のみ)

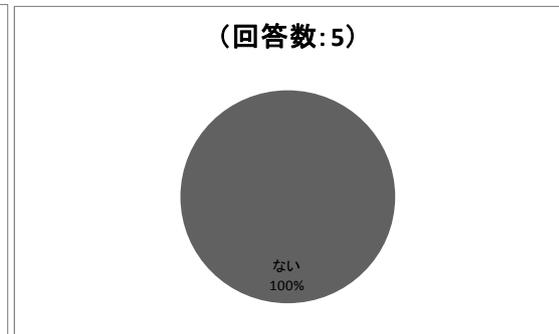


図 3-4-112 兼業に関連して生じた問題 (公立大学法人のみ)

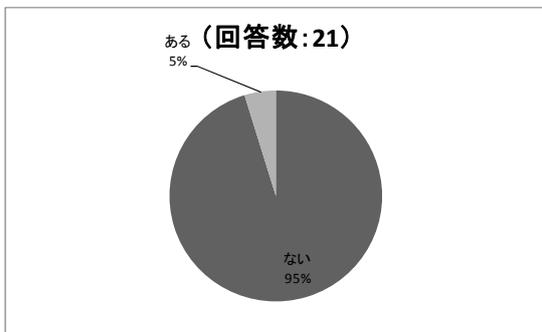


図 3-4-113 兼業に関連して生じた問題 (私立大学)

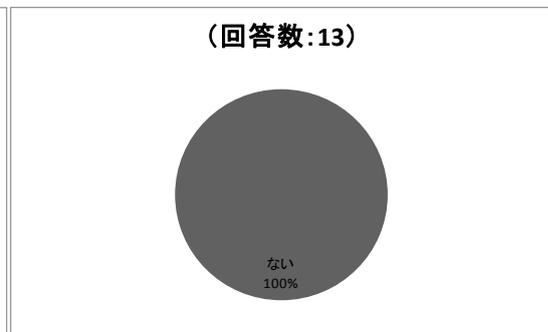


図 3-4-114 兼業に関連して生じた問題 (経営協議会)

(2) 兼業以外の産学連携について

問2として、経営協議会委員を除いた大学教員のみに対し、兼業以外の産学連携についての報酬に関連した質問を設けた。

(問2) 兼業以外の産学連携についておたずねします。

①兼業以外の産学連携での報酬受領経験

[問2.1] あなたは兼業以外の産学連携（共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施）で報酬を得たことがありますか。

[回答欄]

- a. ある
- b. ない

兼業以外の産学連携（共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施）で報酬を得た経験を大学教員のみ質問したところ、全体で、「報酬を得たことがある」との回答が18%（27件）で、ほとんどは報酬を得たことがなかった（81%）（図3-4-115）。所属別にみると、「報酬を得たことがある」という割合が最も高かったのが公立大学法人で27%、もっとも低い割合だったのが私立大学の15%であった（図3-4-116～3-4-120）。

②兼業以外の産学連携での報酬に関する問題の有無とその具体的内容・対処法

[問2.2] 「2.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。

(1) その時得た報酬について何か問題が生じたことはありますか。

[回答欄]

- a. ある（具体的に（問題の内容と対処法）：\_\_\_\_\_）
- b. ない

兼業以外の産学連携（共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施）で報酬を得たことがあると回答した場合、その報酬に関連して何か問題が生じたことがあるかどうかを質問したところ、「ある」の回答割合は教員全体で4%のみであった（図3-4-121）。所属別にみると、「ある」との回答は、私立大学13%のみで、1件であった（図3-4-122～3-4-126）。

また、その問題について具体的な内容と対処法を記載してもらったところ、出金伝票に出張（出勤）回数や時間が実際よりも多く記載されていたが、当時は放置されていたというものであった（資料編2※35参照）。

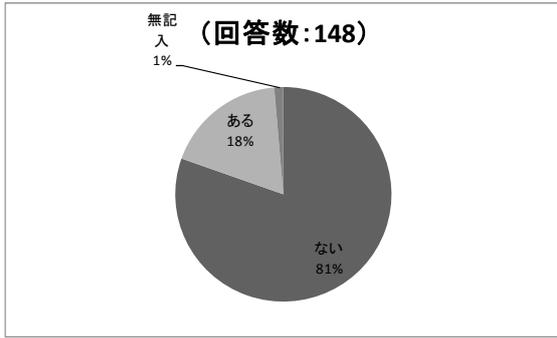


図 3-4-115 産学連携における報酬受領経験  
(教員全体)

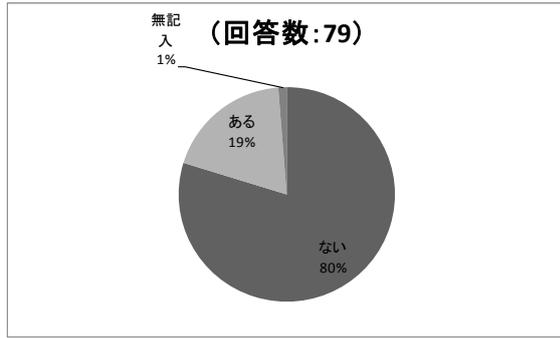


図 3-4-116 産学連携における報酬受領経験  
(国立大学法人)

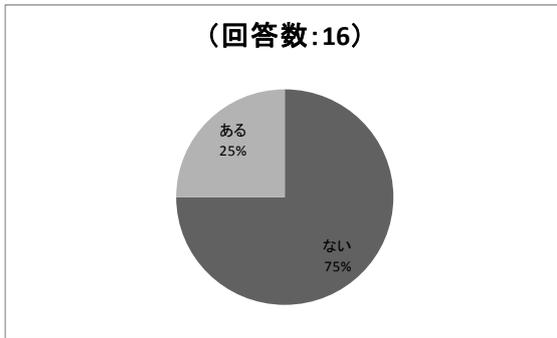


図 3-4-117 産学連携における報酬受領経験  
(公立大学 (法人))

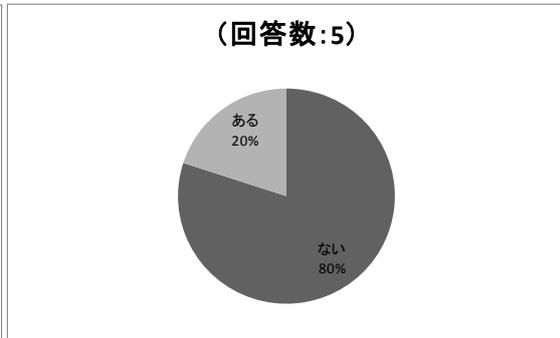


図 3-4-118 産学連携における報酬受領経験  
(公立大学のみ)

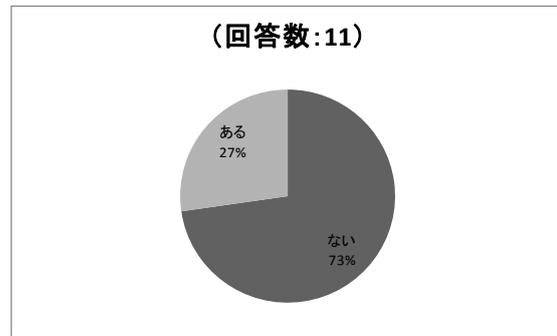


図 3-4-119 産学連携における報酬受領経験  
(公立大学法人のみ)

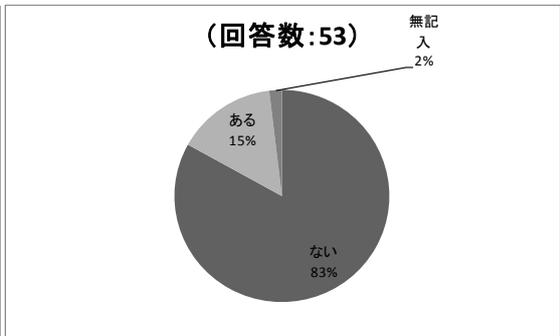


図 3-4-120 産学連携における報酬受領経験  
(私立大学)

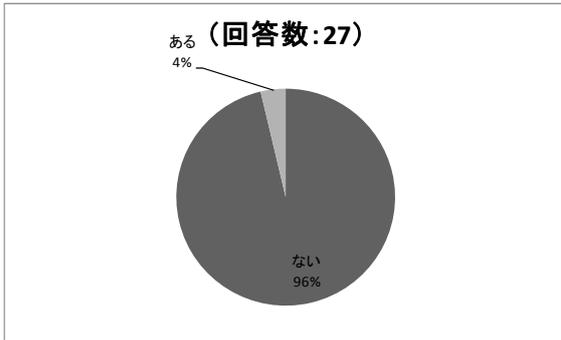


図 3-4-121 産学連携での報酬に関連して生じた問題（教員全体）

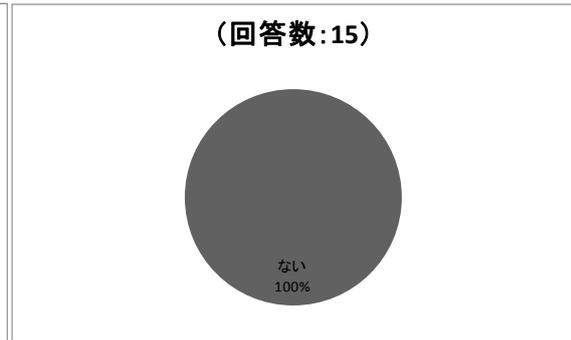


図 3-4-122 産学連携での報酬に関連して生じた問題（国立大学法人）

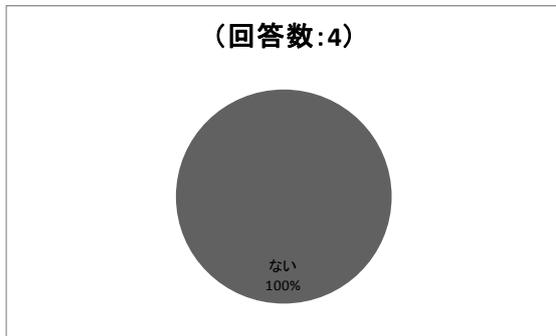


図 3-4-123 産学連携での報酬に関連して生じた問題（公立大学（法人））

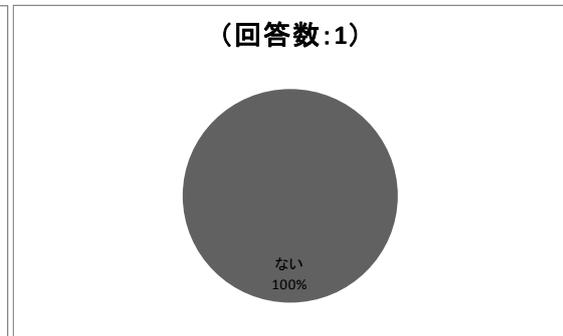


図 3-4-124 産学連携での報酬に関連して生じた問題（公立大学のみ）

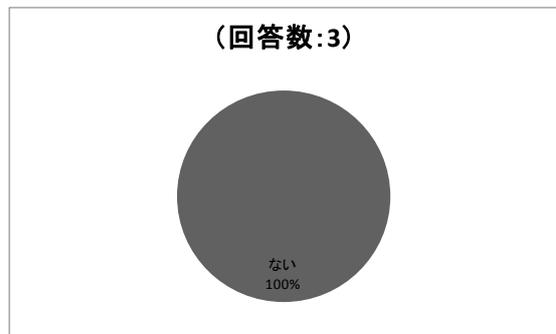


図 3-4-125 産学連携での報酬に関連して生じた問題（公立大学法人のみ）

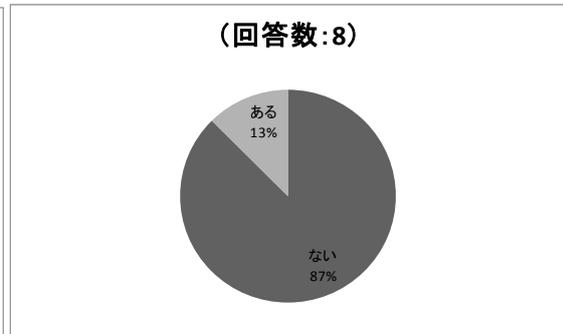


図 3-4-126 産学連携での報酬に関連して生じた問題（私立大学）

③兼業以外の産学連携に対する報酬に関して生じた問題への対処法

(2) 上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

1件だけ事例のあった、産学連携のために出張した場合の出金伝票の誤りに関しては、かなり過去のことで、認印を預けていたという事情があり、そのまま放置されてしまったという結果になったということは、現在ではありえないが、当時としてはよくあることであったという(資料編2※36参照)。事務処理上のミスという形で処理されたようであるが、こうしたことは産学連携以外の場合でも生じる可能性がある問題であり、特に産学連携に特徴的な問題ともいえない。

(3) 国立大学法人化前後の兼業報酬制度と意識の変化について

問3として、法人化を経験した国立大学法人と公立大学法人の教員と、経営協議会委員に対し、法人化前後の兼業報酬制度や教員の意識の変化に関する質問を設けた。

(問3) 国立大学法人化前後で兼業の報酬について制度の変化はありましたか。また教員に意識の変化があったと思いますか。

(公立大学法人の設問は右記のとおり：法人化された公立大学の教員の方におたずねします。公立大学法人化前後で兼業の報酬について制度の変化はありましたか。また教員に意識の変化があったと思いますか。)

(経営協議会の設問は右記のとおり：国公立大学法人化後では、兼業の報酬について制度や意識の変化があるべきだと思いますか。)

①制度の変化について

[回答欄]

(国立大学法人・公立大学法人)

a. 制度に変化があった(具体的に: )

b. 制度に変化はなかった

(経営協議会委員)

a. 制度に変化があるべき(具体的に: )

b. 制度に変化はなくてよい

大学の法人化前後で兼業の報酬制度に変化があったかという問では、国立大学法人・公立大学法人の教員全体では、「制度に変化はなかった」との回答が66%で、過半数となった(図3-4-127)。変化があったとする割合は、公立大学法人(36%)の方が国立大学法人(19%)を上回った(図3-4-128、3-4-129)。一方、経営協議会委員については、「制度に変化があるべき」(47%)とする回答の方が、「制度に変化はなくてよい」(33%)とする回答を上回

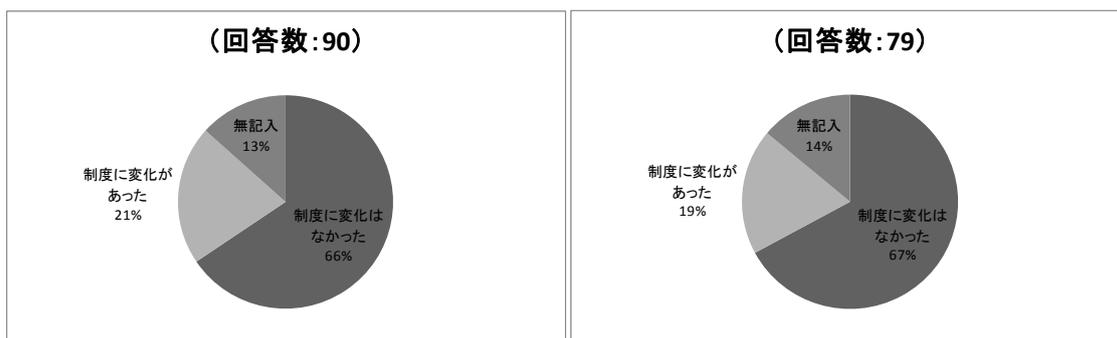


図 3-4-127 制度の変化（国立・公立大学法人） 図 3-4-128 制度の変化（国立大学法人）

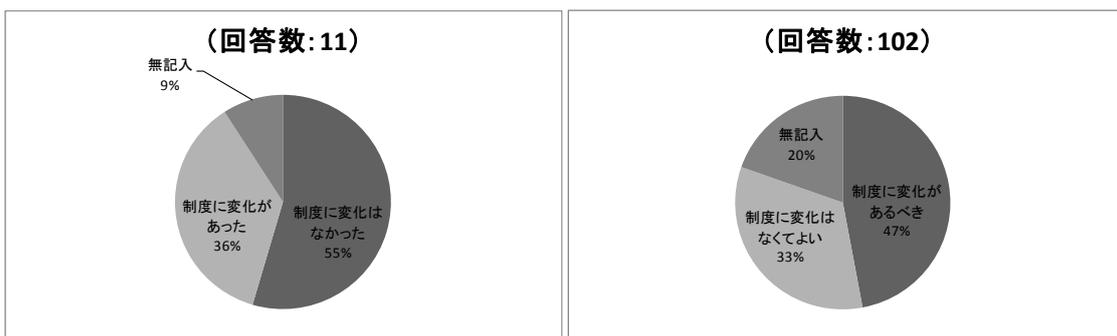


図 3-4-129 制度の変化（公立大学法人） 図 3-4-130 制度の変化（経営協議会）

った（図 3-4-130）。外部からみると、兼業の報酬に関する制度の変化はあってしかるべきとする回答の割合の方が高いが、実態はほとんど変化がなかったといえる。

また、「制度変化があった」とする教員の回答のうち、具体的な変化の内容を質問したところ、15件の回答が得られた（資料編 2 ※37）。これをみると、制度が緩くなったという回答が 6 件、逆に厳しくなった（5 件）、あるいは明確化された（2 件）という回答が計 7 件、詳細不明が 2 件であった。法人化により、かえって管理が厳格になったといえる。一方、経営協議会委員は、緩和を支持する回答が 23 件、厳格化すべきとする回答が 12 件となり、実態とは異なっている（資料編 2 ※38）。

## ②意識の変化について

### [回答欄]

（国立大学法人・公立大学法人）

- a. 意識に変化があったと思う（具体的に： \_\_\_\_\_）
- b. 意識に変化はないと思う

（経営協議会委員）

- a. 意識に変化があるべき（具体的に： \_\_\_\_\_）
- b. 意識に変化はなくてもよい

大学の法人化前後で兼業の報酬に関して意識の変化があったかという問では、国立大学法

人・公立大学法人の教員全体では、「意識に変化はないと思う」との回答が66%で、過半数となった(図3-4-131)。変化があったとする割合は、公立大学法人(27%)の方が国立大学法人(24%)よりも若干上回った(図3-4-132、3-4-133)。一方、経営協議会委員については、「意識に変化があるべき」(50%)とする回答の方が、「意識に変化はなくてもよい」(25%)とする回答を上回った(図3-4-134)。教員も経営協議会委員も制度変化・意識変化ともに同程度の割合の回答があった(図3-4-127、3-4-130、3-4-131、3-4-134)。

また、「意識変化があったと思う」とする教員の回答のうち、具体的な変化の内容を質問したところ、20件の回答が得られた(資料編2※39)。これをみると、報酬に関することに限定されず、全般に兼業に対する自由度が増して社会貢献の意識が向上したという回答が12件、ルール等を明確に意識するようになったとする回答が5件あった。一方、経営協議会委員は、より自由な民間的転換を支持する回答が22件、報酬等に関してあまり過大にならないように等、公的精神を重視するような回答が8件となった(資料編2※40)。教員も経営協議会委員も、比較的自由的な状況を肯定的に受け止めているようである。

### 3. 未公開株式の保有について

問1として、大学教員に対しては大学と取引関係等のある関連企業の未公開株式保有経験に関連した質問について、経営協議会委員に対しては、当該未公開株式のマネジメントについて質問を設けた。

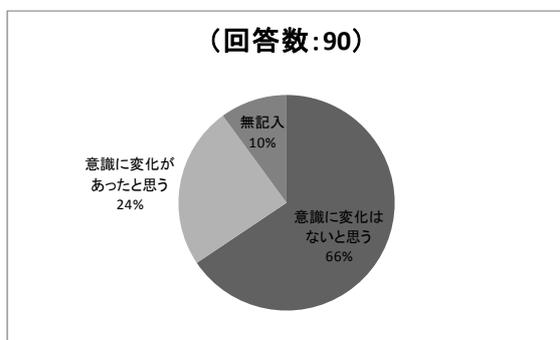


図 3-4-131 意識の変化 (国立・公立大学法人)

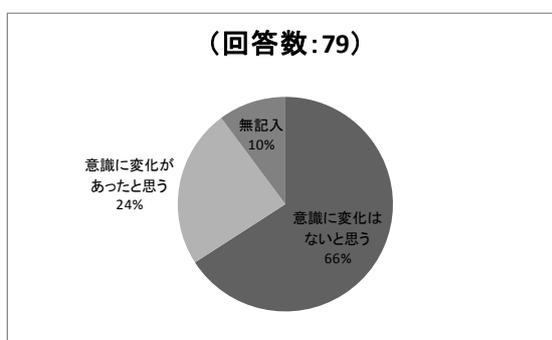


図 3-4-132 意識の変化 (国立大学法人)

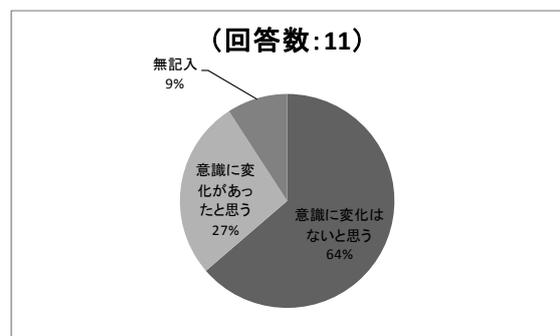


図 3-4-133 意識の変化 (公立大学法人)

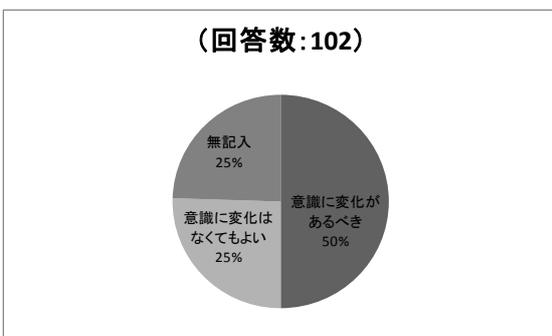


図 3-4-134 意識の変化 (経営協議会)

(1) 大学教員に対する設問

〔問 1〕 国立大学法人【公立大学（法人）／大学】と取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄付金、研究成果の移転、製品・サービスの納入）の未公開株式会社についておたずねします。

①関連企業の未公開株式の取得

〔問 1.1〕 国立大学法人【公立大学（法人）／大学】と取引関係等のある関連企業の未公開株式を持ったことがありますか。

〔回答欄〕

- a. ある
- b. ない

大学と取引関係等のある関連企業の未公開株式の所有経験についての質問に対しては、全体で、「ない」との回答が 96%を占めた（図 3-4-135）。所属別にみると、「ある」という回答は国立大学法人与私立大学のみにもみられ、どちらも 4%で、それぞれ、3 件と 2 件であった（図 3-4-136～3-4-140）。

②関連会社の未公開株式取得に関する問題の有無とその具体的内容・対処法

〔問 1.2〕 「1.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。

(1) その未公開株式を持ったことに関連して何か問題が生じたことはありますか。

〔回答欄〕

- a. ある（具体的に（問題の内容と対処法）： \_\_\_\_\_）
- b. ない

大学と取引関係等のある関連企業の未公開株式の所有経験があると回答した場合、その未公開株式に関連して何か問題が生じたことがあるかどうかを質問したところ、全て「ない」との回答であった（図 3-4-141～3-4-143）。

③関連会社の未公開株式取得に関して生じた問題の対処法

(2) 上記 (1) で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

この設問は、上記 (1) で「ある」との回答がなかったため、回答はなかった。

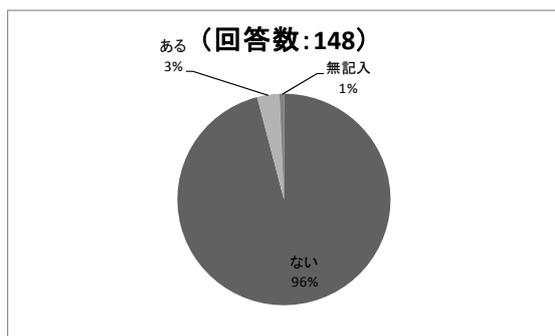


図 3-4-135 関連企業の未公開株式保有経験 (教員全体)

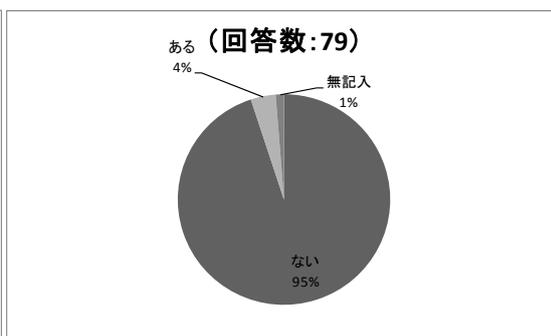


図 3-4-136 関連企業の未公開株式保有経験 (国立大学法人)

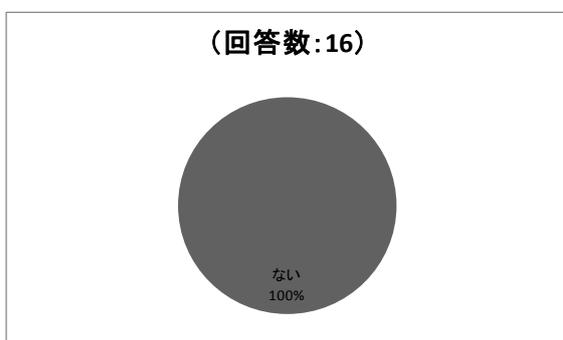


図 3-4-137 関連企業の未公開株式保有経験 (公立大学 (法人))

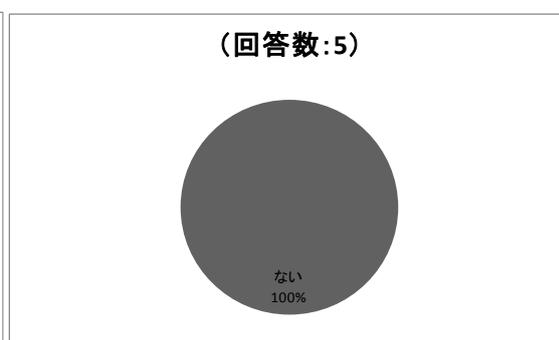


図 3-4-138 関連企業の未公開株式保有経験 (公立大学のみ)

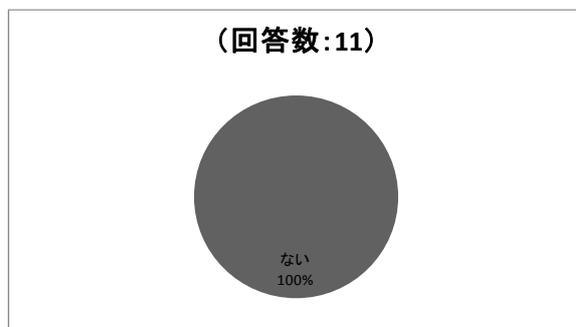


図 3-4-139 関連企業の未公開株式保有経験 (公立大学法人のみ)

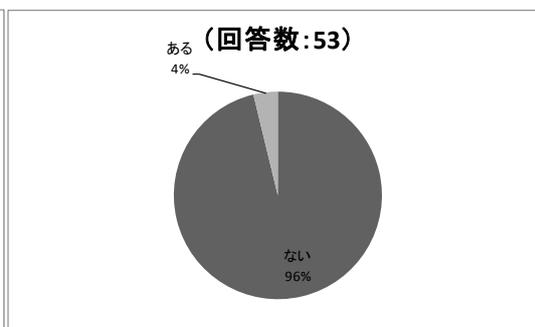


図 3-4-140 関連企業の未公開株式保有経験 (私立大学)

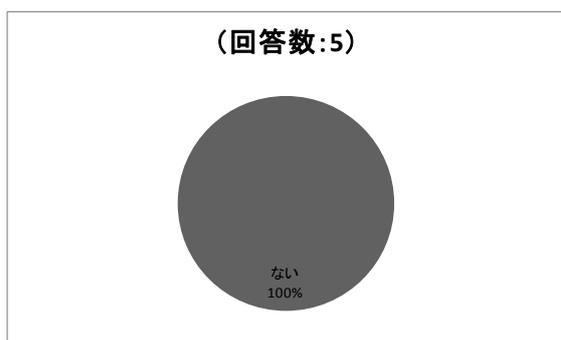


図 3-4-141 関連企業の未公開株式保有に関連して生じた問題（教員全体）

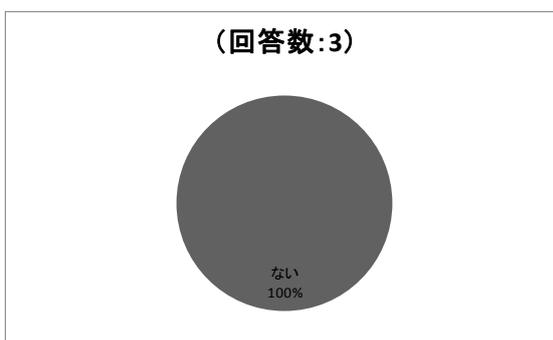


図 3-4-142 関連企業の未公開株式保有に関連して生じた問題（国立大学法人）

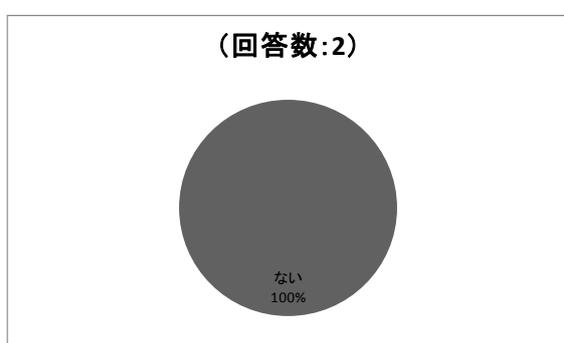


図 3-4-143 関連企業の未公開株式保有に関連して生じた問題（私立大学）

## （2）経営協議会委員に対する設問

（問 1）国立大学法人と取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄付金、研究成果の移転、製品・サービスの納入）の未公開株式についておたずねします。国立大学法人と取引関係等のある関連企業の未公開株式を当該教員が保有することについてどのようなお考えをお持ちですか。臨床研究等以外の場合でお答えください。

### [回答欄]

- a. ( ) 株／年を超えた場合所属大学に開示し、利益相反マネジメントを行うべきである。
- b. 上記のように開示する必要はない。
- c. その他（具体的に）

臨床研究等以外で国立大学法人の教員が関連会社の未公開株式を取得することに対する見解としては、40%が「( ) 株／年を超えた場合所属大学に開示し、利益相反マネジメントを行うべきである。」と回答した（図 3-4-144）。臨床研究等の場合では、49%が「避けるべきである」を選択し、35%が「条件付きで認める」を選択していた（図 3-4-49）。後者のうち、「大学が利益相反マネジメントを行う」は 83%となった（図 3-4-56）。この設問の選択肢には「避けるべきである」を設けなかったが、「その他」を選択した中に、「避けるべ

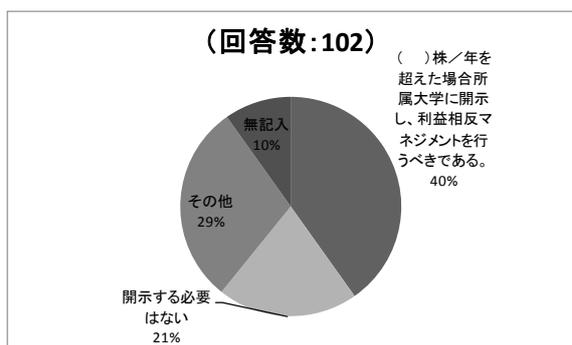


図 3-4-144 臨床研究等以外の関連企業の  
未公開株式保有時のマネジメント  
(経営協議会)

きである」とした回答が 11 件あった (資料編 2 ※42 参照)。

なお、利益相反マネジメントを行うべきである」とした回答のうち、「1 株以上」の場合が 17 件、「1,000 株以上」が 4 件、「20 株以上」が 3 件となり、ほかは 1~2 件ずつであった (資料編 2 ※41 参照)。臨床研究等の場合は「0 または 1 株以上」の回答が、経営協議会委員の全回答 21 件中 14 件を占めており (資料編 2 ※19 参照)、これと比較すると、幅が大きくなっている。

#### 4. その他意見等

その他、産学連携における倫理問題等についてお困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

産学連携における倫理問題等に関する自由記入欄に記載された事項をまとめると、表 3-4-1 のとおりとなった。

全体で最も多くみられた意見は、「法人化後は兼業等は自由にすべき。ベンチャー精神をもつ大学人が中にいてもよい。過度な規制はよくない。足かせが多すぎる。」といった、産学連携に対する規制を緩和した方がよいという意見であった。また、「倫理問題に関する統一ルールやガイドラインが必要。」といった意見も全体で多く挙げられた。また、大学教員に限ると、「私大や法人化後の大学もモラルをきちんと維持すべき。中にはモラルを持っていない人もいる。」といった、モラルをきちんと守るべきであるという意見が上記の規制緩和をすべしとの意見と同程度に多かったのに対し、経営協議会委員に限ると、「産学連携は必要。活発化を。大学は外部資金の獲得は必要。」という意見が 2 番目に多く、大学教員と経営協議会委員の意識の差がみられる。

表 3-4-1 産学連携における倫理問題等に関する自由記入（複数回答）

（\*（ ）内は経営協議会委員の記入で内数）

内容	件数
法人化後は兼業等は自由にすべき。ベンチャー精神をもつ大学人が中にいてもよい。過度な規制はよくない。足かせが多すぎる。	13 (6)
私大や法人化後の大学もモラルをきちんと維持すべき。中にはモラルを持っていない人もいる。	9 (2)
倫理問題に関する統一ルールやガイドラインが必要。	8 (4)
産学連携は必要。活発化を。大学は外部資金の獲得は必要。	7 (5)
透明性の確保が重要。	5 (3)
倫理問題に対処する大学の体制整備や利益相反マネジメントが必要。	5 (3)
大学には社会貢献・奉仕するという姿勢が重要。	3 (1)
倫理問題は事例ごとの対応にならざるを得ない。	3 (2)
大学の倫理問題に関する報道が過剰。	2 (0)
産学連携において科学的客観性がゆがめられることが最も問題。	2 (1)
産学連携における報酬金額の制限は不要。	2 (1)
産学連携において困ったことは特になかった。	2 (2)
医師の休日・時間外の兼業・講演等は禁止すべきでない。	2 (0)
産学連携における倫理問題が生じないように、大学の予算をもっと増額すべき。	1 (0)
安易に大学の人材を産業界に切り売りすべきでない。	1 (0)
営利目的の産学連携はよくない。	1 (0)
利害関係者の未公開株取得は認められない。	1 (0)
兼業で本業がおろそかになる教員もいれば、自己の業績中心で兼業は一切行わない教員もあり、様々である。	1 (0)
芸術系では商業的活動が多く、兼業の概念をあてはめることが難しいのではないかな。	1 (0)
多忙で倫理問題を考える余裕がない。	1 (0)
産学連携における間接経費の使途が不透明で不満。	1 (0)
産学連携を大局的に見る必要がある。	1 (1)
社会通念上、合理性が認められる範囲で産学連携を行う。	1 (1)
大学の本来の使命である学部教育・基礎的研究の充実も必要。	1 (1)
合計	74 (33)

## 第5節 調査結果のまとめ

第3章第4節の冒頭に記載したように、今回のアンケート調査は、以下の2点を主眼に行った。

- (1) 過去10年間の大学教員の産学連携における倫理問題に関わる新聞記事の抜粋から、それらの問題をどのように考えるか。
- (2) 兼業、産学連携（共同研究・受託研究・大学発ベンチャー・発明の実施）、未公開株の保有に関して過去に経験した問題点等。

まず、上記(1)についてであるが、事件記事の多さ等から、次の3つの事項に関する記事を取り上げ、その対処法についての質問を設けた。

- ①臨床研究等と寄付金・共同研究または受託研究・兼業による個人的利益（技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等）との関係について
- ②臨床研究等における未公開株式取得の取扱いについて
- ③兼業について

これらのうち、①と②において、臨床研究等で利害関係のある製薬会社等から寄付金等の利益や未公開株式を得た場合のマネジメントとしては、最も厳しい対処をすべきと考えられているのが未公開株式の取得で、「避けるべきである」という回答が57%と過半数に達した（図3-4-43）。「避けるべきである」との回答が多い順に並べると、未公開株式（57%）、兼業による個人的利益（40%）、寄付金（32%）、共同研究・受託研究（22%）である（図3-4-43、3-4-29、3-4-1、3-4-15）。未公開株式は取得時点ではあまり価値のないものも多いが、公開されたときに高額になる可能性もあり、警戒を要するものとされている。また、「兼業等によって個人的に得る利益」も次いで避けるべきとされており、未公開株式と兼業等による個人的利益は、「避けるべき」とする回答が最も多くなった（図3-4-43、3-4-29）。寄付金や共同研究・受託研究といった、大学が正式に受け入れたり契約を締結したりしているものについては、「避けるべき」とする回答が少なくなる傾向にあり、「条件付きで認める」という割合が最も高くなっている（寄付金が45%、共同研究・受託研究が51%）（図3-4-1、3-4-15）。

また、所属別にみると、大学教員全体と経営協議会委員の意見は傾向がほぼ一致していたが、公立大学法人の回答が他の所属と比較するとかい離があった（図3-4-2～3-4-7、3-4-16～3-4-21、3-4-30～3-4-35、3-4-44～3-4-49）。例えば、公立大学法人においては、「兼業等による個人的利益」や「寄付金」については、「特に問題はない」とする回答割合が最も高かった（両者とも46%）（図3-4-5、3-4-33）ほか、共同研究・受託研究でも「特に問題は

ない」が 45%と他と比較すると最も多く（図 3-4-19）、また、未公開株式の取得についても、「避けるべき」とする回答が 37%ともっとも少なかった（図 3-4-47）ことが特徴的であった。公立大学法人は、国立大学法人よりも、法人化後における緩やかな規制を期待する傾向が大きいといえる。

また、「条件付きで認める」という回答が全体で最も多かったのは、寄付金（45%）と共同研究・受託研究（51%）の場合であり（図 3-4-1、3-4-15）、兼業等の個人的利益（36%）や未公開株式（30%）は 2 番目に多かったが（図 3-4-29、3-4-43）、その場合の条件について選択式でたずねたところ（複数回答可）、全て、「大学が利益相反マネジメントを行う」という回答が最も多く、70~76%を占めた（図 3-4-8、3-4-22、3-4-36、3-4-50）。次いで多かった回答が、「論文等に利害関係の有無を掲載する」で、42~59%の支持があり、「被験者に利害関係を開示する」が 34~38%となった。傾向としては、寄付金と共同研究・受託研究が類似し、兼業等の個人的利益と未公開株式が類似している。前者のグループは「論文等に利害関係の有無を掲載する」も比較的選択率が高く、5割を超えていたが（図 3-4-8、3-4-22）、後者のグループは前者のグループよりも「大学が利益相反マネジメントを行う」の割合が数パーセント高めで、かつ、「論文等に利害関係の有無を掲載する」が 5割を切っている（図 3-4-36、3-4-50）。前者のグループのように大学が公式に受け入れや契約を行っているものについては、大学以外にも公開するという姿勢が期待されているが、後者のグループのように個人的なものについては、公開というよりも大学内でのマネジメントに力を入れることの方が期待されているといえる。

また、所属別でも、寄付金と共同研究・受託研究が類似し、兼業等の個人的利益と未公開株式が類似している。前者のグループは、私立大学と経営協議会で「大学が利益相反マネジメントを行う」の割合が最も高かったものの、国立大学法人、公立大学、公立大学法人は「論文等に利害関係の有無を掲載する」が高かった（図 3-4-9~3-4-14、3-4-23~3-4-28）。一方、後者のグループは、兼業等の個人的利益で公立大学が「論文等に利害関係の有無を掲載する」を第 1 に選択しているほかは、全て「大学が利益相反マネジメントを行う」の割合が高かった（図 3-4-37~3-4-42、3-4-51~3-4-56）。私立大学と経営協議会では、寄付金や共同研究・受託研究の場合でも大学内部のマネジメントで処理することが好ましいとする傾向があるのに対し、国立大学法人、公立大学、公立大学法人は論文等によって公開していく方が好ましいと捉える傾向にある。

なお、「大学が利益相反マネジメントを行う」場合に必要な金額等をたずねたところ、寄付金、共同研究・受託研究、兼業等の個人的利益ともに「年限は限らず 0 円（または 1 円）を超えた場合」が最も多く、それぞれ 12 件、16 件、10 件であった（資料編 2 ※1,2,7,8,13,14 参照）。次いで多かったのが、「年限は限らず 100 万円を超えた場合」で、それぞれ 8 件、12 件、6 件と共通した。3 番目に多かった回答は、寄付金が「年限は限らず 500 万円を超えた場合」と「過去 3 年以内に 500 万円を超えた場合」（各 6 件）で、共同研究・受託研究が「年限は限らず 500 万円を超えた場合」と「年限は限らず 1,000 万円を超えた場合」（各

7件)、兼業等の個人的利益が「年限は限らず100万円を超えた場合」(5件)となった。全般に総額、少なくとも過去に100万円を超えた場合は大学でマネジメントを行う必要があるというのが共通の認識であるが、金額的に最も高額であったのが共同研究・受託研究で、次いで寄付金、最後に兼業等の個人的利益となった。個人的な利益に近いほど小額のレベルでのマネジメントを行うことが必要と捉えられている。未公開株式会社については、全体で最も多かった回答は、「0株(または1株)以上」(29件)、次いで「100株以上」(5件)、「10株以上」と「20株以上」(各3件)となった(資料編2※19参照)。未公開株については、1株でも所有していれば大学に報告し、マネジメントをする必要があるという意見が多くみられる。

さらに、「被験者に利害関係を開示する」場合に必要な金額等については、寄付金、共同研究・受託研究、兼業等の個人的利益ともに「年限は限らず0円(または1円)を超えた場合」が最も多く、それぞれ7件、10件、4件であった(資料編2※3,4,9,10,15,16参照)。次いで多かったのが、「年限は限らず100万円を超えた場合」で、それぞれ5件、6件、3件と共通した。全般に総額、少なくとも過去に100万円を超えた場合は大学でマネジメントを行う必要があるというのが共通の認識であるが、金額的に最も高額であったのが共同研究・受託研究で、次いで寄付金、最後に兼業等の個人的利益となった。個人的な利益に近いほど低額のレベルでのマネジメントを行うことが必要と捉えられている。未公開株式会社については、全体で最も多かった回答は、「1株以上」(18件)、次いで「20株以上」、「50株以上」、「100株以上」(各1件)となった(資料編2※20参照)。この場合も、1株でも所有していれば被験者に利害関係を開示する必要があるという意見が多くみられた。

以上をまとめ、さらに厚生労働省の厚生労働科学研究における利益相反管理指針や徳島大学の作成した臨床研究の利益相反ポリシーのガイドライン等(表2-4-3、2-4-2)と比較したものが表3-5-1である。まず、本節冒頭の(1)の①～②に関する問題の取り扱いについては、本調査結果では次のようにいうことができる。まず、臨床研究等で利害関係のある製薬会社等から未公開株式や兼業等の個人的利益を得ることは基本的には避けるべきであるとする意見が多数を占める。また、大学の正式な手続きを経ている寄付金や共同研究費・受託研究費の場合は条件付きで認めるという意見が多数を占める。この条件とは、大学が利益相反マネジメントを行うということで、論文等に利害関係の有無を掲載するということが過半数が支持をしている。また、大学が利益相反マネジメントを行うときは、年限を限らず過去に1円以上全て大学に報告するという割合が高く、少なくとも過去に100万円を超えた場合は報告するという意見が多数を占めた。そして、被験者に利害関係を開示する場合も、同様の回答であった。一方、未公開株式や兼業等の個人的利益を条件付きで認めると回答したグループは、大学が利益相反マネジメントを行うということが重要であると考え、論文等に利害関係の有無を掲載するということが過半数割れをした。また、大学が利益相反マネジメントを行うときは、年限を限らず過去に1円以上全て大学に報告するという割合が高く、少なくとも過去に100万円を超えた場合は報告するという意見が多数

表 3-5-1 臨床研究等における金銭的利益の取扱いに関する見解のまとめ

利益の種類 見解	①未公開株式	②兼業等の 個人的利益	③寄付金	④共同研究費・ 受託研究費
最も支持された見解	避けるべきである (57%)	避けるべきである (40%)	条件付きで認める (45%) 【条件】 (1)大学が利益相反マネジメントを行う (70%) → ①過去に取得した寄付金を <u>全て</u> 大学に報告する (12件)、② <u>100万円</u> を超えた場合すべて (8件) (2)論文等に利害関係の有無を掲載する (59%)	条件付きで認める (51%) 【条件】 (1)大学が利益相反マネジメントを行う (72%) → ①過去に取得した共同研究費・受託研究費を <u>全て</u> 大学に報告する (16件)、② <u>100万円</u> を超えた場合すべて (12件) (2)論文等に利害関係の有無を掲載する (58%)
2番目に支持された見解	条件付きで認める (30%) 【条件】 (1)大学が利益相反マネジメントを行う (76%) → ①過去に取得した未公開株式を <u>全て</u> 大学に報告する (29件)、② <u>100株以上</u> (5件) (2)論文等に利害関係の有無を掲載する (45%)	条件付きで認める (36%) 【条件】 (1)大学が利益相反マネジメントを行う (74%) → ①過去に取得した兼業等の個人的利益を <u>全て</u> 大学に報告する (10件)、② <u>100万円</u> を超えた場合すべて (6件) (2)論文等に利害関係の有無を掲載する (42%)	正式の手続きを経ているも避けるべきである (32%)	正式の手続きを経ているも避けるべきでない (各22%)
制限の度合い	<div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">強</span> <div style="flex-grow: 1; border-bottom: 1px solid black; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: -10px; left: 0; right: 0; height: 10px; background: linear-gradient(to right, black 48%, white 48% 52%, white 52%);"></div> </div> <span style="margin-left: 10px;">弱</span> </div>			
厚労省の指針事例	利益相反マネジメントを行う→ <u>全て</u> 報告	利益相反マネジメントを行う→ <u>100万円</u> を超える場合	利益相反マネジメントを行う→ <u>200万円</u> を超える場合	利益相反マネジメントを行う→ <u>200万円</u> を超える場合
徳島大学ガイドライン事例	利益相反マネジメントを行う→ <u>全て</u> 報告	利益相反マネジメントを行う→ <u>100万円</u> を超える場合	利益相反マネジメントを行う→ <u>200万円</u> を超える場合	利益相反マネジメントを行う→ <u>200万円</u> を超える場合
厚労省の審議会委員の基準	①500万円超/年：審議・議決不可 ②500万円以下/年：議決不可 ③50万円以下/年：議決可		※いずれも部会等開催日の年度を含め過去3年度とし、最も受取額の多い年度等につき自己申告。	

を占めた。未公開株式の場合も、全て報告するという回答が最も多数の意見となっている。そして、被験者に利害関係を開示する場合も、同様の回答であった。一方、厚労省や徳島大学のガイドラインでは、各機関で基準を決めるよう指示されており、金額はあくまで例示であるが、本調査の結果よりも緩やかな取扱いが提示されていることが分かる。こうした従来の指針は 8~12 人の検討委員会メンバーにより策定されており、

特に、医学系の大学教員や、弁護士などの法律関係者といった職種の委員を中心に構成されている（表 2-4-2、2-4-3）。つまり、実際に臨床研究等を実施する側の見解が比較的強く反映されているといえる。このことは、大学の仕組みをある程度理解している全ての分野の大学教員や国立大学法人経営協議会委員の見解と、臨床研究等を行う側の見解のずれが生じているということを示している。一般教員等は必ずしも臨床研究等を行う教員の産学連携の実情に精通しているわけではないが、少なくとも、世間一般の人々よりも理解があるはずであり、その意味で、ここに生じる見解の相違は大きいものと捉えるべきである。したがって、例えば、今回の調査で、臨床研究等をするにあたって兼業等の個人的利益を得るということについては「避けるべきである」が最も支持されたが、利益相反マネジメントを行うことによってこれを認めると大学が判断した場合、内部的な処理にとどめず、一般に対して情報公開を行うなど、当該マネジメントに一層の透明性が要求されているということ認識すべきであろう。

また、本節冒頭の（1）の③に関する問題の取り扱いについてであるが、特に兼業についての報酬金額、時間、営利企業での職種の制限について調査したところ、報酬金額の制限は「必要である」が全体で 59%と過半数を占め（図 3-4-57）、制限内容としては「国家公務員と同じ本給を超えない程度」が 75%に上った（図 3-4-64）。また、時間制限についても、「必要である」が全体の 81%と高い割合を占め（図 3-4-71）、制限内容としては、「勤務時間外のみ兼業を認め、時間数に制限をしない」が 38%、「勤務時間内のみ時間数に制限をする」23%といった割合となった（図 3-4-78）。概して、勤務時間外は自由とし、勤務時間内には避けるか時間数制限をするといった意見が多いという結果となった。さらに、営利企業での職種制限については、「必要である」が 53%となり、「必要ではない」の 42%を若干上回った（図 3-4-85）。必要な制限内容としては、「国家公務員時代の教員と同程度の制限が必要」が 80%に上り、営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業や TLO 役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業に限るという状況が支持されている（図 3-4-92）。

以上、兼業については、表 3-5-2 のとおりにまとめることができる。兼業をする場合には、時間、報酬金額、営利企業での職種の順に制限は全て必要であるとの回答が多数で、具体的には、勤務時間外には時間数について制限を設けないこと、金額は本給を超えない程度、職種は営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業や TLO 役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業に限ることが支持された。

次に、本節冒頭（2）に関する問題については、次の事項に関する質問を設け、意見をとりまとめた。

- ①兼業経験の有無とその時生じた問題の対処法
- ②兼業以外の産学連携（共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施）での報酬受領経験の有無とその時生じた問題の対処法



意識の変化については、国立大学法人及び公立大学法人では、「意識に変化はないと思う」がやはり 66%を占めた（図 3-4-131）。一方で、経営協議会委員は「意識に変化があるべき」の方が多数派で、50%となり（図 3-4-134）内部の教員と外部委員との間で意見の相違がみられた。「意識変化があったと思う」とする教員の回答のうち、具体的な変化の内容を質問したところ、報酬に関することに限定されず、全般に兼業に対する自由度が増して社会貢献の意識が向上したという回答が 12 件、ルール等を明確に意識するようになったとする回答が 5 件あった（資料編 2 ※39）。一方、経営協議会委員は、より自由な民間的転換を支持する回答が 22 件、報酬等に関してあまり過大にならないように等、公的精神を重視するような回答が 8 件となった（資料編 2 ※40）。教員も経営協議会委員も、意識としては、比較的自由な状況を肯定的に受け止めているようである。

④の関連企業の未公開株式の取得経験の有無については、教員全体で 3%（5 件）が「経験がある」と回答した（図 3-4-135）。しかし、これに関連して生じた問題はなかった（図 3-4-141）。一方、経営協議会委員に臨床研究等以外で関連企業から未公開株を取得することについての意見を求めたところ、「所属大学に開示し、利益相反マネジメントを行うべきである」との回答が最も多く、40%を占めた（図 3-4-144）。また、この場合、「1 株以上」を大学に報告すべきとする意見が最も多く、17 件となった（資料編 2 ※41 参照）。

以上の状況からみると、現時点では兼業、産学連携活動、関連企業の未公開株式の取得等についてほとんど問題が発生していないということが明らかになった。また、兼業報酬制度については、法人化前後の国公立大学で過半数に変更がなかったということであったが、変化があった場合も、逆に厳格な制度が設計される場合が半数近くに上っている。また、意識変化も、過半数で変化がなかったようであるが、変化が感じられたところでは、自由度が増して意識するようになったという回答が多くみられる。一方、経営協議会委員は、制度や意識の変化に期待する意見が多い。全般に、大きな変化や問題が生じてきていないという状況である。

最後に産学連携における倫理問題等に関する自由記入欄の意見であるが、「法人化後は兼業等は自由にすべき。過度な規制はよくない。」といった意見が最も多かった一方で、「法人化後もモラルをきちんと維持すべき。」とする意見も、2 番目に多かった。このように、二つの価値観が拮抗しているが、「倫理問題に関する統一ルールやガイドラインを設けるべき。」という意見が 3 番目に多くあり、現状の規制緩和の声が若干上回っているものの、ある程度のガイドラインで決着を図るところが現実的対処法であるということになる。

以上の調査結果から、各大学において、こうした現場の大学教員や経営協議会の外部委員などの意見を踏まえて、マネジメントを行っていくことが重要であり、また、統一ルールやガイドラインを現場や現状に即して見直していくことも必要になってきているといえる。

## 第4章 おわりに

今回の過去10年にわたる大学の倫理問題に関する新聞記事調査では、医学部に関連した記事が非常に多く、しかも、「寄付」という形式が疑念を生じているケースが多かったことが印象的であった。多額な研究費を要する医学分野では、金銭に絡んだ問題が発生する確率が高く、また、金銭を受領する側もルーズになるケースが多い。医局や医学部関連の財団など、資金をプールする団体の管理状態も問われているが、私立大学はもとより、法人化された後の国公立大学の動向も懸念される。その中で、利益相反マネジメントなど、近代的なルールの方針が議論されるようになったことは安心材料となる。科学的な真実や被験者等関係者の権利などが個人的な金銭的利益によって左右されることのないようにしなければならないことは当然なことであるが、これは実に研究者の研究に対する根本的な倫理問題であり、これまで単なる「信頼」に依存していたこれらのものをより明確化するための手段の構築が重要となってきたといえる。

この中で、各省庁等が利益相反マネジメント等のガイドライン等を示してきたが、すべての分野の大学教員および外部有識者の意見を求めた今回のアンケート調査では、これらのガイドラインよりも一層厳しいハードルを期待していることが判明した。このことは、倫理基準や利益相反ルール策定にあたって考慮すべきことであろう。

実際にデータ改ざん等の不正が行われていなくとも、外から見た時に疑わしい金銭授受等が行われることは、研究者にとっても周囲の関係者にとっても不幸なことである。一方、産学連携が活発化する中、大学の研究成果の産業界への移転の対価として大学教員が特定の企業から研究費を受領することはごく普通の状況となっている。大学側の対応としては、受領金額等の情報開示という手段で透明性を確保することが可能であるが、産業界の側が企業秘密を楯にとって情報開示に消極的な場合もまま見受けられる。こうした産学連携における公的責任と企業等の利益といった利益相反もたびたびあらわれており、大学と産業界との意識の統一も重要な取り組むべき課題の一つとなっている。

### <謝辞>

末筆ですが、本調査研究の実施にあたり、調査にご協力をいただきました大学教員および国立大学法人経営協議会委員の皆様、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、データ処理にご尽力をいただいた鈴木美香氏に厚く御礼申し上げます。



# 資料編





新聞名	検索 No.	大 件 番 号	年月日	見出し	発行形態	面名	大学等 種別	大学等	学部等	記事概略	キーワード
読売新聞	③、④	28	1998/10/16	名大汚職、〇〇報告がB製薬会社に私に自 由になる金出せ!	中部朝刊	社会					
朝日新聞	③	29	1998/10/17	発明、本物に似けず 成開容疑の〇〇元名 大教授【名古屋】	夕刊	1社					
朝日新聞	③	30	1998/10/29	製薬会社社長を製薬容疑で逮捕 立件判断 へ進む 名大汚職【名古屋】	夕刊	1社					
朝日新聞	③	31	1998/11/5	製薬会社社長が重罪交渉 著書作成も指示 名大汚職調査進展【名古屋】	朝刊	1社					
朝日新聞	③	32	1998/11/6	技術指導料、請求なし 製薬会社、いろいろ しか 名大汚職【名古屋】	朝刊	1社					
朝日新聞	③	33	1998/11/8	製薬会社、特許切れ前に急ぎ新薬開発 名 大汚職【名古屋】	朝刊	1社					
朝日新聞	③	34	1998/11/8	名大汚職容疑、特許切れ前に急ぎ新薬開発の 改良に協力 汚職事件	朝刊	1社					
朝日新聞	③	35	1998/11/10	名大汚職事件 C製薬会社社長を懲罰容疑で 逮捕へ 名古屋地検	東京夕刊	夕一面					
朝日新聞	③	36	1998/11/10	1200万円、1年後2500万円 名大元教授、 C製薬会社に懲罰要求	夕刊	1社					
朝日新聞	③	37	1998/11/10	元教授、賞状頒領を要求 C製薬会社の新薬 開発に成果 名大汚職【名古屋】	夕刊	1社					
朝日新聞	③、④	38	1998/11/10	名大汚職、C製薬会社社長逮捕へ——7200 万円罰金の支払い	夕刊	1ページ					
朝日新聞	③	39	1998/11/11	産学協同、前々め滞り 共同研究、社内に異 言 C製薬社長逮捕	朝刊	1社					
朝日新聞	③	40	1998/11/11	C製薬会社社長ら逮捕——いろいろ要求拒否で きず、新薬開発支障恐れ	朝刊	39ページ					
朝日新聞	③	41	1998/11/11	不透明な産学協同 C製薬会社、業界で購買 名古重大汚職【名古屋】	朝刊	2社					
朝日新聞	②	42	1998/11/12	産学協同のルールを守れ 製薬汚職(社説)	朝刊	オピニオン					
朝日新聞	③	43	1998/11/13	自分は迷惑、争わせろ 〇〇元教授、両社長 に因果責任を 名大汚職	夕刊	1社					
朝日新聞	③	44	1998/11/13	〇〇元名大教授に改良薬開発協力求める C 製薬会社顧問容疑【名古屋】	朝刊	1社					
読売新聞	③	45	1998/11/15	名大汚職、I製薬会社の新薬計画、自社開 発計画でわかる 〇〇報告への資金	中部朝刊	社会					
読売新聞	③	46	1998/11/16	名大汚職 C製薬会社が学術総会に3000万 円寄付 会長、〇〇報告の業績で	中部朝刊	社会					
朝日新聞	②、③	47	1998/11/25	盗脱した産学協同特許 名大汚職・A製薬会社 ルート初公開【名古屋】	夕刊	1社					
朝日新聞	③	48	1998/12/1	「再発防止」制度見直し 名古屋大新薬汚職事 件【名古屋】	朝刊	2社					
朝日新聞	②、③、④	49	1998/12/1	私欲重なり巨額要求 贈収贈、研究に効適用 名大汚職【名古屋】	朝刊	1社					
朝日新聞	③、④	50	1998/12/1	贈収贈問われる「産学協同」研究 名大汚 職で贈収贈罪の対象	朝刊	オピニオン					
朝日新聞	③	51	1998/12/7	「全額をわいろは送付せよ」 〇〇元教授初公開 新薬汚職【名古屋】	夕刊	1社					
朝日新聞	③	52	1998/12/8	名大汚職・B製薬ルートの冒頭陳述く要旨 【名古屋】	朝刊	3社					
読売新聞	③	53	1998/12/9	【社説】公正大に産学協同を進めよう	東京朝刊	三面					
朝日新聞	③、④	54	1998/12/21	密着取材を再現 検察側、冒険で 名大汚職 のC製薬会社ルート【名古屋】	夕刊	1社					
朝日新聞	③	55	1998/12/22	名大汚職「C製薬会社ルート」冒頭陳述要旨 【名古屋】	朝刊	3社					
読売新聞	②、③、④	56	1998/12/25	「産学協同のあり方」で協議 汚職再発防止へ 明確な基準必要(解説)	解説						
日経新聞	②	57	1998/3/10	名大汚職事件、名古屋地裁判決、A製薬会社 元役員に有罪——「社会的除根」	夕刊	17ページ					
朝日新聞	②、③	58	1998/3/10	利益追求止めなく 産学協同の特選説 名 大汚職初判決【名古屋】	夕刊	1社					
読売新聞	②	59	1998/3/11	名古屋大学新薬汚職事件 産学協同の透明性 求める(解説)	中部朝刊	社会					
読売新聞	③	60	1998/3/12	寄付金には文書で「自主的研究に使用」、汚職 防止で名古屋大学が改定	中部朝刊	2社					
朝日新聞	②	61	1998/3/15	B製薬会社元役員に求刑 容疑1年6—4月 名大汚職【名古屋】	夕刊	2社					
日経新聞	②	62	1998/3/15	名古屋のB製薬会社顧問、申告書に1年6 月求刑——乙報告1年4月	夕刊	17ページ					
日経新聞	②	63	1998/3/20	名大汚職、前C製薬会社社長、懲役2年を求 刑	朝刊	39ページ					
朝日新聞	②、③、④	64	1998/3/27	問われる「産学協同」 29日、31日に判決 名大汚職【名古屋】	朝刊	3社					
朝日新聞	③	65	1998/3/29	「ファン」社長、断罪 C製薬会社前社長に有 罪 名大汚職【名古屋】	夕刊	1社					
朝日新聞	④	66	1998/3/30	製薬業界、冷静な反応 名大汚職でC製薬 社前社長に有罪【名古屋】	朝刊	3社					
朝日新聞	②、③	67	1998/3/30	汚・C製薬会社前社長への判決 名大汚職 悪言>>【名古屋】	朝刊	3社					
朝日新聞	③、④	68	1998/3/31	新薬開発ゆがめた私欲 〇〇元教授有罪判 決 名大汚職【名古屋】	夕刊	1社					
朝日新聞	③、④	69	1998/3/31	〇〇元教授に有罪、初の国立大教授わいろ認 定 名大新薬開発汚職	夕刊	1社					













検索語: ①大学、利益相反、②大学、教授、利益、③大学、教授、寄付金、④大学、教授、寄付金、⑤大学、教授、未公開株、⑥〇〇、地震	記事概略		キーワード						
新聞名	No.	採録日	見出し	発行形態	面名	大学等	学部等	記事概略	キーワード
読売新聞	③	2004/1/17	東北大学医学部の名義貸し ずさんな学内調査 新たに大学院生ら24人＝宮城	東京朝刊	仙台				
朝日新聞	③	2004/1/24	地産地消推進し期待 オンパス、東北大学寄付 金で養子市長退席／岩手	朝刊	岩手1				
朝日新聞	③	2004/1/27	東北本への寄付金「執行しない」〇〇〇市 民病院／岩手	朝刊	岩手1				
朝日新聞	③	2004/1/27	東北本への寄付金停止 予算にも盛り込まず 〇〇〇市民病院／宮城	朝刊	宮城1				
朝日新聞	③	2004/2/3	寄付金の管理に 東北大学医学部の経理 室で子システム調査／宮城	朝刊	宮城1				
読売新聞	③	2004/2/17	委任管理金の明細判明 東北大学医学部から 支出／岩手	東京朝刊	2社				
読売新聞	③	2004/2/17	【宮城】名義貸しの大学、情報を開示せず 自 営業・慶田明博54	東京朝刊	気流				
読売新聞	③	2004/2/28	東北大学医学部の寄付金受領 学長の責任役 果実をたるまざる、3教授が提出＝宮城	東京朝刊	仙台				
朝日新聞	③	2004/3/2	委員会向け、あつせん、東北大学医師派遣(地 域医療を考慮する)／宮城	朝刊	宮城1				
朝日新聞	③	2004/3/3	東北大学医学部の委員会、医師あつせん 作業 部が立案／岩手	朝刊	岩手1				
朝日新聞	③	2004/3/16	医師派遣の調整一本化「病院から金銭」で東 北大	朝刊	3社会				
朝日新聞	③	2004/3/17	【急と派遣、関係ない】東北大学名義貸しで69 人処分／宮城	朝刊	宮城1				
読売新聞	③	2004/3/17	東北大学医学部医師名義貸し 不正意圖欠如、 浮き彫り「内閣」の対応急分＝宮城	東京朝刊	仙台				
読売新聞	③	2004/3/17	東北大学医学部職員小倉中門前報告 疑惑不明 問題なし、医師派遣関連ない＝宮城	東京朝刊	仙台				
読売新聞	③	2004/4/11	(二二二)最新情報)国立大医学部への寄付 問題 医師派遣で依存＝山形	東京朝刊	山形南				
読売新聞	③	2004/4/17	5月中旬にも医師派遣が発覚へ 医師派遣正 置と後計＝宮城	東京朝刊	宮城2				
読売新聞	③	2004/6/28	東北大学医学部、医師派遣窓口を一本化 名義 貸し問題で検討委員会＝宮城	東京朝刊	仙台				
朝日新聞	③	2004/12/29	地方病院、資金消えず 東北大学寄付、学長ら 不起訴＝宮城	朝刊	宮城1				
朝日新聞	③	2004/12/31	寄付金、名義貸し、揺れた東北大学医学部(事件 この1年(5)／宮城	朝刊	宮城1				
日経新聞	③	2006/7/28	医師への寄付違法」、地裁、石巻市に返還請 求命令	朝刊	38ページ				
朝日新聞	③	2006/7/28	東北本への寄付金流る住居訴訟、石巻市に公金 返還請求を命令 地裁／宮城	朝刊	宮城全編、1地 方				
読売新聞	③	2006/10/25	X X X X市立病院への寄付 東北大学「違法 性はない」と証言＝山形	東京朝刊	山形南				
朝日新聞	③	2007/3/18	(やまがた)「パート」東北大学医学部寄付金訴訟 判決	朝刊	山形・1地方				
読売新聞	②	2007/4/21	市立2病院の東北大学寄付訴訟 1審判決取り 消す 地裁 地裁医師に命令＝宮城	東京朝刊	仙台				
朝日新聞	③	2003/9/20	宮沢本学助産師、報酬5万円 使途不明金、 寄付金に上乗せ	朝刊	3社会				
読売新聞	③	2003/9/20	助産師高野の金沢大助産師 学内の「密 室」明らか＝石川	東京朝刊	石川				
読売新聞	③	2003/9/24	礼文島、医師派遣へ補助金 窓口一元化、1 月に600万円＝北海道	東京朝刊	礼文島				
読売新聞	③	2003/10/25	医療本学助産師が補助金300万円採用 5年前 密室伝票、物品購入裏手	大阪夕刊	夕社会				
読売新聞	③	2003/10/28	医療本学の医学部助産師、研修費補助金1300万円 採用	東京朝刊	社会				
朝日新聞	②	2003/11/12	加藤する大学学長ベンチャーと産学連携(基礎 研究の「重上」)	朝刊	科学医療科学				
朝日新聞	③	2003/12/27	川内医大、寄付5599万円受領「名義貸し問 題ない」北海道	朝刊	2社会				
読売新聞	③	2004/3/23	地産地消推進 窓口一本化 来月から、名義貸 し再発防止＝北海道	東京朝刊	礼文島				
朝日新聞	③	2004/2/12	熊本〇〇〇市民病院、医師派遣元の2私 大に年ご千数百万円寄付	夕刊	1社会				
日経新聞	①	2004/2/16	特異 大学工学部本部本部長、理問見える改 善、工学部と工学部	朝刊	18ページ				





係条語: ①大学、利益相反、②大学、教授、利益、③大学、教授、寄付金、④大学、教授、業業、⑤大学発ベンチャー、未公開株、⑥〇〇、地震

新開名	係条語	No.	大伴番号	年月日	見出し	発行形態	面名	大学等種別	大学等	学部等	記事概要	キーワード
読売新聞	⑥	29		2006/6/7	地震計売却詐欺 ベルグマン教授が証言 「北大不許可なら購入せず」=北海道	東京朝刊	札2社					
読売新聞	⑥	30		2006/6/8	地震計売却詐欺で被害者証言 「ベルグマン側の手続きにも問題」=北海道	東京朝刊	札2社					
朝日新聞	⑥	31		2006/6/8	「たまたま」と思われぬ「ベルグマン」教授証言 地震計売却事件 / 北海道	朝刊	2道					
朝日新聞	⑥	32		2006/6/13	研究者独自の設置は誰のもの? 北大・海底地震計事件公開で争点に	夕刊	科学1					
読売新聞	⑥	33		2006/7/22	地震計詐欺、〇〇元北大教授が保釈 札幌 地震=北海道	東京朝刊	札2社					
朝日新聞	⑥	34		2006/7/25	〇〇報告の保証認める / 北海道	朝刊	2道					
読売新聞	⑥	35		2006/9/20	北大地震計売却で弁護士証立証始まる 札幌 地震=北海道	東京朝刊	道社A					
読売新聞	⑥	36		2006/10/25	北大地震計売却詐欺疑念 〇〇元2000万円支払いで和解 札幌 札幌地震=北海道	東京夕刊	札2社					
朝日新聞	⑥	37		2006/10/25	海底地震計売却、教授と北大地解 札幌地震 / 北海道	夕刊	2社					
朝日新聞	⑥	38		2006/10/25	教授に懲役4年求刑 北大・地震計詐欺事件 / 北海道	朝刊	2道					
読売新聞	⑥	39		2006/10/25	北大地震計売却詐欺事件 〇〇元教授に懲役4年求刑 札幌地震=北海道	東京朝刊	札2社					
読売新聞	⑥	40		2006/11/8	地震計詐欺事件が結審 判決は某年1月12日=北海道	東京朝刊	道社A					
朝日新聞	⑥	41		2006/11/8	北大地震計詐欺、無罪主張し結審 / 北海道	朝刊	2道					
読売新聞	⑥	42		2007/1/12	地震計詐欺 〇〇元北大教授に有罪判決 懲役3年・猶予4年 札幌 札幌地震=北海道	東京夕刊	札2社					
読売新聞	⑥	43		2007/1/13	地震計詐欺者無罪判決 地裁「大組で悪質な取引」被告・控訴に慎重姿勢=北海道	東京朝刊	札2社					
読売新聞	⑥	44		2007/1/13	地震計売却詐欺事件 〇〇元北大教授に詐欺で有罪判決 / 札幌 札幌地震	東京朝刊	3社					
朝日新聞	⑥	45		2007/1/13	北大地震計売却で有罪 海底地震計売却詐欺 札幌 札幌地震判決	朝刊	2社					
読売新聞	⑥	46		2007/1/27	北大地震計詐欺事件 〇〇元教授、控訴を断念=北海道	東京朝刊	道社A					
朝日新聞	⑥	47		2007/1/27	〇〇被告が有罪無罪 札幌地裁判決控訴へ 北大地震計売却詐欺 / 北海道	朝刊	2道					
朝日新聞	⑥	48		2007/2/2	取壊の意欲そぐ「指摘も」独自加工の悪徳認めず 北大地震計売却詐欺有罪判決	夕刊	科学1					
朝日新聞	③	1		2005/3/21	北島の病院理事長ら入達捕 贈賄容疑【北海道】	朝刊	2社		国	医学部		
読売新聞	④	2		2005/4/7	「北島の北」病院で偽造薬品、A被告、大卒にその事業許可申請=北海道	東京夕刊	札2					
読売新聞	④	3		2005/4/7	広大汚職、A被告、業業アソ申請 贈賄容疑 院、指導や軌跡なく後学	大塚夕刊	夕2社					
朝日新聞	④	4	73	2005/4/7	贈賄で理事兼連補 医師連体体積で1071万円渡した容疑 帯広、〇〇病院【北海道】	朝刊	2社					
読売新聞	③	5		2005/4/27	汚職女生活、感嘆符? 帯広汚職の噂被告 多額寄付、ごまかす基金=広島	大塚朝刊	広島					
朝日新聞	②	6		2005/7/15	汚職2人に懲刑、懲役1年6月 広大原医師汚職事件 / 広島	朝刊	広島1・1地方					
朝日新聞	②	7		2005/8/25	贈賄容疑 有罪の判決 広大医師連体連 汚職 広島地裁 / 北海道	朝刊	北海道総合					
朝日新聞	②	8		2005/8/25	贈賄容疑3被告に懲り付き判決 広大原医師汚職事件 / 広島県	朝刊	広島1・1地方					
朝日新聞	④	1	74	2005/4/2	無罪で技術指導 福井大教授に厳重注意	夕刊	1社					
朝日新聞	④	2		2005/4/2	無罪で技術指導 福井大教授に厳重注意 / 福井	朝刊	福井全県・1地方					
朝日新聞	④	1	75	2006/4/2	人事費助成、ずさん請求 東京電機大教授のベンチャー企業 NEDO調査	朝刊	1社					





2. 産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究アンケート調査集計結果

1. 調査実施日	平成19年9月18日
2. 調査実施対象	(1)大学教員調査 全国の国公立大学733か所(国立87、公立76、私立570)のうち、自然科学系の学部・研究科を有する大学346か所(国立69、公立57、私立220)から無作為に50大学(国立26、公立5、私立19)を抽出し、さらにその大学から1,000人を、各大学の教員数に応じて無作為抽出した。この結果、国公立大学から、各521人、95人、384人(計1,000人)を調査対象とすることにした。 (2)国立大学法人経営協議会委員調査 全国の国立大学法人87校に置かれている経営協議会委員の外部有職者(4~16人/校)は、延べ675人(2006年度)、実数622人であるが、これらのうち、調査票送付の宛先が判明したものが592人であり、この592人に調査を実施。
3. 調査実施方法	(1)大学教員調査 調査票を、大学の総務課宛に郵送して各教員宛に配付依頼をし、記入後、各個人から同封の返信用封筒またはE-mail、FAXのいずれかでの返送を依頼した。なお、締切りは平成19年10月17日とした。 (2)経営協議会委員調査 調査票を、各経営協議会委員宛に郵送して記入依頼をし、記入後、同封の返信用封筒またはE-mail、FAXのいずれかでの返送を依頼した。なお、締切りは平成19年10月17日とした。

4. 回収状況

対 象	対 象 数 (a)	回 答 数 (b)	回 答 率	退職等の理由で 返信なし (c)*	回 答 率 (b/(a-c))	
国 立 大 学	521	79	15.16%	10	15.46%	
公 立 大 学 (法 人)	95	16	16.84%	1	17.02%	
内 訳	公立大学	26	5	19.23%	0	19.23%
	公立大学法人	69	11	15.94%	1	16.18%
私 立 大 学	384	53	13.80%	11	14.21%	
小 計	1,000	148	14.80%	22	15.13%	
経 営 協 議 会 委 員	592	102	17.23%	23	17.93%	
合 計	1,592	250	15.70%	45	16.16%	

\*退職をした、宛所がない等の理由で調査票が該当者の手に渡らず、返送等されてきたもの。

調査事項		回答数	割合	備考						
I	以下は過去10年間の新聞報道の中から産学連携における倫理問題に関する記事を選択し、ご意見をうかがうものです。ご自分の意見に最も近いものを選択してください。			※(1)						
【臨床研究等と寄付金等との関係について】										
問1	大学において正式な手続きを経て教員に交付されている寄付金等について、研究テーマが寄付金等を提供している側の利害に絡む場合の利益相反問題等についておたずねします。			※(2)						
1.1	医学部の場合は特に高額の研究費が寄付される場合があります。臨床研究・臨床試験（治験を含む。）（以下「臨床研究等」という。）において、大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等から寄付金を得た場合、どのようなマネジメントが好ましいとお考えですか。									
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、たとえ大学による正式の手続きを経ても避けるべきである。	※(3)	81	32.4%	分母は250				
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください。（複数回答可））	※(4)	111	44.4%					
	1	その場合マネジメントが必要となる寄付金額は	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。		78	70.3%	分母は111			
			ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	※1	28	35.9%	分母は78		
				イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※2 ※(5)	38		48.7%	
					無記入	※(6)	13		16.7%	
			2	その場合、マネジメントが必要となる寄付金額は	被験者には利害関係を開示する。		39	35.1%	分母は111	
					ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	※3	14	35.9%	分母は39
						イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※4	22	
			無記入		※(7)		4	10.3%		
			3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	※(8)	66	59.5%	分母は111		
			4	その他	※5	6	5.4%			
	c	正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。	※(9)	43	17.2%					
d	その他（具体的に）	※6	10	4.0%	分母は250					
無記入			5	2.0%						
計			250	100.0%						
1.2	臨床研究等において、大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等と共同研究または受託研究を行っている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。									
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式の手続きを経ても問題があり、避けるべきである。	※(10)	55	22.0%	分母は250				
	1	その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。		92	71.9%	分母は128			
			ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	※7	31	33.7%	分母は92		
				イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※8 ※(11)	47		51.1%	
					無記入	※(12)	16		17.4%	
			2	その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は	被験者には利害関係を開示する。		48	37.5%	分母は128	
					ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	※9	14	29.2%	分母は48
						イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※10 ※(13)	27	
			無記入				8	16.7%		
			3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	※(14)	74	57.8%	分母は128		
			4	その他	※11	5	3.9%			

調査事項				回答数	割合	備考			
1.2	c	正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。		※(15)	56	22.4%	分母は250		
	d	その他（具体的に）		※12	5	2.0%			
	無記入				6	2.4%			
	計				250	100.0%			
臨床研究等において、大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益（技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等）を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。									
1.3	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。			※(16)	100	40.0%	分母は250	
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付で認める。（以下の1~4を選択してください。（複数回答可））				91	36.4%		
	1	その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。				67	73.6%	分母は91
			ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	※13	24	35.8%		
				イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※14 ※(17)	30	44.8%	
			無記入		※(18)	14	20.9%	分母は67	
		被験者には利害関係を開示する。			※(19)	31	34.1%		分母は91
		2	その場合、開示する個人的利益の金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	※15	8	25.8%	
				イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※16	10	32.3%	
			無記入			14	45.2%		
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。				38	41.8%	分母は91	
	4	その他（ ）			※17	3	3.3%		
無記入					2	2.2%			
c	大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。			※(20)	45	18.0%	分母は250		
d	その他（具体的に）			※18	8	3.2%			
無記入					6	2.4%			
計					250	100.0%			
【臨床研究等における未公開株式取得の取扱いについて】									
問2	臨床研究等において大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。					※(21)			
1.3	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。			※(22)	142	56.8%	分母は250	
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。（以下の1~5を選択してください。（複数回答可））			※(23)	75	30.0%		
	1	その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等）を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は（ ）株以上。			※19 ※(24)	57	76.0%	分母は75
			被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は（ ）株以上。			※20 ※(25)	27	36.0%	
			研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。				34	45.3%	
			公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。				10	13.3%	
			5		その他（ ）		0	0.0%	
	無記入					1	1.3%		
c	未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。			※(26)	23	9.2%	分母は250		
d	その他（具体的に）			※21	3	1.2%			
無記入					7	2.8%			
計					250	100.0%			

調査事項				回答数	割合	備考		
【兼業について】								
問3	大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。							
3.1	国家公務員時代の国立大学では、大学教員の技術コンサルティング兼業等の報酬額は「社会通念上合理的な範囲に限られる」とされ、具体的には本給を超えない程度という考え方が示されていました。大学の教員の兼業に対して、報酬金額の制限が必要だと思いますか。							
	a	必要である			147	58.8%	分母は250	
		1	国家公務員と同じで本給を超えない程度	※(27)	110	74.8%	分母は147	
		2	上限( )円/年程度	※22	14	9.5%		
		3	その他(具体的に)	※23	20	13.6%		
	無記入			3	2.0%			
b	必要ではない			95	38.0%	分母は250		
無記入			8	3.2%	※(29)			
計				250	100.0%			
3.2	大学の教員の兼業に対して、時間の制限が必要だと思いますか。必要だと思う場合は制限する時間等についてご記入ください。							
	a	必要である(以下具体的)			203	81.2%	分母は250	
		1	勤務時間内のみ時間数に制限をする	※(30) 時間/週 ※24 その他 ※25	47	23.2%	分母は203	
			勤務時間内外ともに時間数に制限をする			36		17.7%
		2	ア. 勤務時間内	※26 時間/週	その他	8	22.2%	分母は36
			イ. 勤務時間外	※26 時間/週	その他	25	69.4%	
			イ. 勤務時間内外を通じて		時間/週 ※27 その他 ※28	3	8.3%	
		無記入			3	8.3%		
		3	勤務時間外のみ認め、時間数に制限をする	時間/週 ※29	その他 ※30	23	11.3%	分母は203
			勤務時間外のみ認め、時間数に制限をしない			76	37.4%	
			その他(具体的に)			17	8.4%	
	無記入			4	2.0%			
b	必要ではない			37	14.8%	分母は250		
無記入			10	4.0%	※(33)			
計				250	100.0%			
3.3	国家公務員時代の国立大学では、営利企業の兼業は原則として許可されていませんでしたが、営利企業付設の診療所等の非常勤医師等、公的要素が強く営業に直接関与しない場合のほか、営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業やTLO役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業など、特定のものに限り許可されていました。大学の教員の営利企業での兼業に対して、職種の制限が必要だと思いますか。							
	a	必要である(以下具体的に)			131	52.4%	分母は250	
		1	国家公務員時代の教員と同程度の制限が必要		105	80.2%	分母は131	
		2	その他		23	17.6%		
	無記入			3	2.3%			
	b	必要ではない			106	42.4%	分母は250	
無記入			13	5.2%	※(35)			
計				250	100.0%			
II	兼業全般についておたずねします。							
問1	兼業経験についておたずねします。 ※(36)							
1.1	あなたに兼業経験はありますか。(大学教員) / 受け入れ経験はありますか。(経営協議会委員)							
	a	経験がある			102	40.8%	分母は250	
	b	経験はない			95	38.0%		
	無記入			53	21.2%			
計				250	100.0%			
1.2	「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。							
	(1)	その兼業に関連して何か問題が生じたことはありますか。				99	97.1%	分母は102
		a	ある	具体的に(内容の内容と対処法)	※33			
	b	ない			102	100.0%		
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。			3	100.0%	分母は3		

調査事項			回答数	割合	備考		
問2	兼業以外の産学連携についておたずねします。(大学教員)						
2.1	あなたは兼業以外の産学連携(共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施)で報酬を得たことがありますか。						
	a	ある	27	18.2%	分母は148		
	b	ない	119	80.4%			
	無記入		2	1.4%			
計		148	100.0%				
2.2	「2.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。						
	(1)	その時得た報酬について何か問題が生じたことはありますか。					
		a	ある	具体的に(内容の内容と対処法) ※35	1	3.7%	分母は27
		b	ない		26	96.3%	
計		27	100.0%				
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。 ※36			1	100.0%	分母は1	
問3	大学法人化前後で兼業の報酬について制度の変化はあるべきだと思いますか/ありましたか。また教員に意識の変化があるべきだと思いますか。/あったと思いますか。						
(1)-1	制度の変化について(国立大学法人教員、公立大学法人教員)						
	a	制度に変化があった	※(38) 具体的に	19	21.1%	分母は90	
	b	制度に変化はなかった	※(39)	59	65.6%		
	無記入		※(40)	12	13.3%		
計			90	100.0%			
(1)-2	制度の変化について(経営協議会委員)						
	a	制度に変化があるべき	具体的に	48	47.1%	分母は102	
	b	制度に変化はなくてよい	※(41)	34	33.3%		
	無記入		※(42)	20	19.6%		
計			102	100.0%			
(2)-1	意識の変化について(国立大学法人教員、公立大学法人教員)						
	a	意識に変化があったと思う	具体的に	22	24.4%	分母は90	
	b	意識に変化はないと思う	※(43)	59	65.6%		
	無記入		※(44)	9	10.0%		
計			90	100.0%			
(2)-2	意識の変化について(経営協議会委員)						
	a	意識に変化があるべき	具体的に	51	50.0%	分母は102	
	b	意識に変化はなくてもよい		26	25.5%		
	無記入		※(45)	25	24.5%		
計			102	100.0%			
Ⅲ	未公開株式の保有についておたずねします。						
問1	大学と取引関係等のある関連企業(共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄付金、研究成果の移転、製品・サービスの納入)の未公開株式についておたずねします。(大学教員)						
1.1	大学と取引関係等のある関連企業の未公開株式を持ったことがありますか。						
	a	ある		5	3.4%	分母は148	
	b	ない		142	95.9%		
	無記入			1	0.7%		
計			148	100.0%			
1.2	「1.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。						
	(1)	その未公開株式を持ったことに関連して何か問題が生じたことはありますか。					
		a	ある	具体的に(内容の内容と対処法)	0	0.0%	分母は5
		b	ない		5	100.0%	
計			5	100.0%			
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。						

調査事項		回答数	割合	備考
問2	国立大学法人と取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金、研究成果の移転、製品・サービスの納入）の未公開株式についておたずねします。国立大学法人と取引関係等のある関連企業の未公開株式を当該教員が保有することについてどのようなお考えをお持ちですか。臨床研究等以外の場合でお答えください。（経営協議会委員）			
	a ( )株/年を超えた場合所属大学に開示し、利益相反マネジメントを行うべきである。 ※41 ※(46)	41	40.2%	分母は102
	b 上記のように開示する必要はない	21	20.6%	
	c その他（具体的に） ※42	30	29.4%	
	無記入	10	9.8%	
	計	102	100.0%	
IV	その他、産学連携における倫理問題等についてお困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。 ※43	59	23.6%	分母は250
回答総数		250		

調査事項				回答数	割合	備考		
I	以下は過去10年間の新聞報道の中から産学連携における倫理問題に関する記事を選択し、ご意見をうかがうものです。ご自分の意見に最も近いものを選択してください。							
【臨床研究等と寄付金等との関係について】								
問1	国立大学法人において正式な手続きを経て教員に交付されている寄付金等について、研究テーマが寄付金等を提供している側の利害に絡む場合の利益相反問題等についておたずねします。							
1.1	医学部の場合は特に高額の研究費が寄付される場合があります。臨床研究・臨床試験（治験を含む。）（以下「臨床研究等」という。）において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等から寄付金を得た場合、どのようなマネジメントが好ましいとお考えですか。							
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、たとえ大学による正式の手続きを経ていても避けるべきである。			28	35.4%	分母は79	
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください。（複数回答可））			36	45.6%		
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。			25	69.4%	分母は36	
			その場合マネジメントが必要となる寄付金額は	ア.	過去（ ）年内以内に（ ）円を超えた場合 ※1	10	40.0%	分母は25
				イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※2	11	44.0%	
	無記入		4	16.0%				
	2	被験者には利害関係を開示する。			16	44.4%	分母は36	
			その場合、マネジメントが必要となる寄付金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 ※3	8	50.0%	分母は16
				イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※4	7	43.8%	
	無記入		1	6.3%				
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。			26	72.2%	分母は36	
			4 その他 ※5		1	2.8%		
	c	正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。			※(9)	14	17.7%	
d	その他（具体的に） ※6			1	1.3%	分母は79		
計				79	100.0%			
1.2	臨床研究等において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等と共同研究または受託研究を行っている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。							
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式の手続きを経ていても問題があり、避けるべきである。			21	26.6%	分母は79	
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください（複数回答可））			41	51.9%		
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。			29	70.7%	分母は41	
			その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 ※7	11	37.9%	分母は29
				イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※8 ※(11)	13	44.8%	
	無記入		5	17.2%				
	2	被験者には利害関係を開示する。			21	51.2%	分母は41	
			その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 ※9	8	38.1%	分母は21
				イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※10 ※(13)	9	42.9%	
	無記入		4	19.0%				
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。			30	73.2%	分母は41	
			4 その他		0	0.0%		
	c	正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。			※(15)	17	21.5%	
d	その他（具体的に）			0	0.0%	分母は79		
計				79	100.0%			

調査事項				回答数	割合	備考
1.3	臨床研究等において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益（技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等）を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。					
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。		35	44.3%	分母は79
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付で認める。（以下の1~4を選択してください。（複数回答可））		30	38.0%	
		1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。	22	73.3%	分母は30
			その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は			分母は22
		ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 ※13	8	36.4%	
		イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※14 ※(17)	9	40.9%	
			無記入 ※(18)	5	22.7%	
		2	被験者には利害関係を開示する。	10	33.3%	分母は30
			その場合、開示する個人的利益の金額は			分母は10
		ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 ※15	4	40.0%	
		イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※16	2	20.0%	
			無記入	4	40.0%	
		3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	12	40.0%	分母は30
	4	その他（ ） ※17	1	3.3%		
		無記入	1	3.3%		
c	大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。		14	17.7%	分母は79	
d	その他（具体的に）		0	0.0%		
	計		79	100.0%		
【臨床研究等における未公開株式取得の取扱について】						
問2	臨床研究等において国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。					
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。		52	65.8%	分母は79
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。（以下の1~5を選択してください。（複数回答可））		21	26.6%	
		1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等）を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は（ ）株以上。 ※19 ※(24)	14	66.7%	分母は21
		2	被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は（ ）株以上。 ※20 ※(25)	12	57.1%	
		3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	12	57.1%	
		4	公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。	4	19.0%	
		5	その他（ ）	0	0.0%	
		無記入		1	4.8%	
	c	未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。 ※(26)		5	6.3%	分母は79
	d	その他（具体的に） ※21		1	1.3%	
	計			79	100.0%	

調査事項		回答数	割合	備考				
<b>【兼業について】</b>								
問3	大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。							
3.1	国家公務員時代の国立大学では、大学教員の技術コンサルティング兼業等の報酬額は「社会通念上合理的な範囲に限られる」とされ、具体的には本給を超えない程度という考え方が示されていました。国立大学法人の教員の兼業に対して、報酬金額の制限が必要だと思いますか。							
	a	必要である		46	58.2%	分母は79		
		1	国家公務員と同じで本給を超えない程度	37	80.4%	分母は46		
		2	上限( )円/年程度 ※22	4	8.7%			
		3	その他(具体的に) ※23	5	10.9%			
b	必要ではない		32	40.5%	分母は79			
無記入 ※(29)			1	1.3%				
計			79	100.0%				
3.2	国立大学法人の教員の兼業に対して、時間の制限が必要だと思いますか。必要だと思う場合は制限する時間等についてご記入ください。							
	a	必要である(以下具体的)		66	83.5%	分母は79		
		1	勤務時間内のみ時間数に制限をする ※(30)	時間/週 ※24	その他 ※25	16	24.2%	分母は66
			2	勤務時間内外ともに時間数に制限をする		15	22.7%	
				ア. 勤務時間内 ※26	時間/週	その他	3	
		イ. 勤務時間内外を通じて	時間/週 ※27	その他 ※28	11	73.3%	分母は15	
			無記入		1	6.7%		
		3	勤務時間外のみ認め、時間数に制限をする	時間/週 ※29	その他	4	6.1%	分母は66
			4	勤務時間外のみ認め、時間数に制限をしない		26	39.4%	
			5	その他(具体的に) ※31		4	6.1%	
		無記入			1	1.5%		
b	必要ではない		13	16.5%	分母は79			
計 ※(32)			79	100.0%				
3.3	国家公務員時代の国立大学では、営利企業の兼業は原則として許可されていませんでしたが、営利企業付設の診療所等の非常勤医師等、公的要素が強く営業に直接関与しない場合のほか、営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業やTLO役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業など、特定のものに限って許可されていました。国立大学法人の教員の営利企業での兼業に対して、職種の制限が必要だと思いますか。							
	a	必要である(以下具体的に)		42	53.2%	分母は79		
		1	国家公務員時代の教員と同程度の制限が必要		35	83.3%	分母は42	
		2	その他 ※32		4	9.5%		
		無記入		3	7.1%			
b	必要ではない		36	45.6%	分母は79			
無記入 ※(35)			1	1.3%				
計			79	100.0%				
<b>Ⅱ 兼業全般についておたずねします。</b>								
問1	兼業経験についておたずねします。							
1.1	あなたに兼業経験はありますか。							
	a	経験がある		58	73.4%	分母は79		
	b	経験はない		21	26.6%			
計			79	100.0%				
1.2	「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。							
	(1)	その兼業に関連して何か問題が生じたことはありますか。						
		a	具体的に(内容の内容と対処法) ※33		2	3.4%	分母は58	
		b	ない		56	96.6%		
計			58	100.0%				
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。 ※34		2	100.0%	分母は2			
問2	兼業以外の産学連携についておたずねします。							
2.1	あなたは兼業以外の産学連携(共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施)で報酬を得たことがありますか。							
	a	ある		15	19.0%	分母は79		
	b	ない		63	79.7%			
	無記入		1	1.3%				
計			79	100.0%				

調査事項			回答数	割合	備考		
2.2	「2.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。						
	(1)	その時得た報酬について何か問題が生じたことはありますか。					
		a	ある	具体的に（内容の内容と対処法）	0	0.0%	分母は15
		b	ない		15	100.0%	
計			15	100.0%			
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。						
問3	国立大学法人化前後で兼業の報酬について制度の変化はありましたか。また教員に意識の変化があったと思いますか。						
(1)-1	制度の変化について						
	a	制度に変化があった	※(38) 具体的に	※37	15	19.0%	分母は79
	b	制度に変化はなかった		※(39)	53	67.1%	
	無記入			※(40)	11	13.9%	
計				79	100.0%		
(2)-1	意識の変化について						
	a	意識に変化があったと思う	具体的に	※39	19	24.1%	分母は79
	b	意識に変化はないと思う			52	65.8%	
	無記入			※(44)	8	10.1%	
計				79	100.0%		
Ⅲ	未公開株式の保有についておたずねします。						
問1	国立大学法人与取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄付金、研究成果の移転、製品・サービスの納入）の未公開株式についておたずねします。						
1.1	国立大学法人与取引関係等のある関連企業の未公開株式を持ったことがありますか。						
	a	ある		3	3.8%	分母は79	
	b	ない		75	94.9%		
	無記入				1		1.3%
計				79	100.0%		
1.2	「1.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。						
	(1)	その未公開株式を持ったことに関連して何か問題が生じたことはありますか。					
		a	ある	具体的に（内容の内容と対処法）	0	0.0%	分母は3
		b	ない		3	100.0%	
計			3	100.0%			
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。						
Ⅳ	その他、産学連携における倫理問題等についてお困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。			※43	21	26.6%	分母は79
回答総数				79			

調査事項				回答数	割合	備考	
I	以下は過去10年間の新聞報道の中から産学連携における倫理問題に関する記事を選択し、ご意見をうかがうものです。ご自分の意見に最も近いものを選択してください。なお、設問中、「公立大学（法人）では・・・」といった記載がありますが、公立大学にご所属の方は公立大学について、公立大学法人にご所属の方は公立大学法人についてご回答ください。						
【臨床研究等と寄付金等との関係について】							
問1	公立大学（法人）において正式な手続きを経て教員に交付されている寄付金等について、研究テーマが寄付金等を提供している側の利害に絡む場合の利益相反問題等についておたずねします。						
	医学部の場合は特に高額の研究費が寄付される場合があります。臨床研究・臨床試験（治験を含む。）（以下「臨床研究等」という。）において、公立大学（法人）の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等から寄付金を得た場合、どのようなマネジメントが好ましいとお考えですか。						
1.1	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、たとえ大学による正式の手続きを経ている場合でも避けるべきである。			6	37.5%	分母は16
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください。（複数回答可））			5	31.3%	
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。			1	20.0%	分母は5
		その場合マネジメントが必要となる寄付金額は	ア.	過去（ ）年内以内に（ ）円を超えた場合	0	0.0%	
	イ.		年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※2	1	100.0%	分母は1	
	2	被験者には利害関係を開示する。			1	20.0%	分母は5
		その場合、マネジメントが必要となる寄付金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	0	0.0%	
	イ.		年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※4	1	100.0%	分母は1	
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。			4	80.0%	分母は5
	4	その他 ※5			1	20.0%	
	c	正式な手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。			5	31.3%	分母は16
d	その他（具体的に）			0	0.0%		
計				16	100.0%		
1.2	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式な手続きを経ている場合でも問題があり、避けるべきである。			2	12.5%	分母は16
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください（複数回答可））			8	50.0%	
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。			4	50.0%	分母は8
		その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 ※7	1	25.0%	
	イ.		年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※8	3	75.0%	分母は4	
	2	被験者には利害関係を開示する。			1	12.5%	分母は8
		その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	0	0.0%	
	イ.		年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※10	1	100.0%	分母は1	
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。			6	75.0%	分母は8
	4	その他 ※11			1	12.5%	
	c	正式な手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。			5	31.3%	分母は16
d	その他（具体的に）			0	0.0%		
無記入				1	6.3%		
計				16	100.0%		

調査事項		回答数	割合	備考	
1.3	臨床研究等において、公立大学（法人）の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益（技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等）を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。				
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。	3	18.8%	分母は16
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付で認める。（以下の1~4を選択してください。（複数回答可））	5	31.3%	
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。	2	40.0%	分母は5
		その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は	ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 ※13 イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※14	1 1	50.0% 50.0%
	2	被験者には利害関係を開示する。	0	0.0%	分母は5
		その場合、開示する個人的利益の金額は	ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合		
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	2	40.0%	分母は5
	4	その他（ ）	0	0.0%	
		無記入	1	20.0%	
	c	大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。	5	31.3%	分母は16
	d	その他（具体的に） ※18	2	12.5%	
		無記入	1	6.3%	
	計		16	100.0%	
【臨床研究等における未公開株式取得の取扱について】					
問2	臨床研究等において公立大学（法人）の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。				
1.3	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。	7	43.8%	分母は16
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。（以下の1~5を選択してください。（複数回答可））	4	25.0%	
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等）を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は（ ）株以上。	3	75.0%	分母は4
		2	被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は（ ）株以上。	0	
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	1	25.0%	
	4	公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。	0	0.0%	
	5	その他（ ）	0	0.0%	
	c	未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。	3	18.8%	分母は16
	d	その他（具体的に）	0	0.0%	
		無記入	2	12.5%	
計		16	100.0%		

調査事項			回答数	割合	備考					
【兼業について】										
問3	大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。									
3.1	国家公務員時代の国立大学では、大学教員の技術コンサルティング兼業等の報酬額は「社会通念上合理的な範囲に限られる」とされ、具体的には本給を超えない程度という考え方が示されていました。公立大学（法人）の教員の兼業に対して、報酬金額の制限が必要だと思いますか。									
	a	必要である			7	43.8%	分母は16			
		1	国家公務員と同じで本給を超えない程度		6	85.7%				
		2	上限（ ）円/年程度		0	0.0%				
		3	その他(具体的に)		0	0.0%				
	無記入			1	14.3%	分母は7				
b	必要ではない			7	43.8%					
無記入			2	12.5%	分母は16					
計			16	100.0%						
3.2	公立大学（法人）の教員の兼業に対して、時間の制限が必要だと思いますか。必要だと思う場合は制限する時間等についてご記入ください。									
	a	必要である（以下具体的）			12	75.0%	分母は16			
		1	勤務時間内のみ時間数に制限をする	時間/週 ※24	その他	5		41.7%	分母は12	
			勤務時間内外ともに時間数に制限をする			1		8.3%		
		2	ア. 勤務時間内	※26	時間/週	その他		1	100.0%	分母は1
			イ. 勤務時間外	※26	時間/週	その他				
			イ. 勤務時間内外を通じて			時間/週				
		3	勤務時間外のみ認め、時間数に制限をする		時間/週	その他		0	0.0%	分母は12
			勤務時間外のみ認め、時間数に制限をしない					3	25.0%	
	その他(具体的に)		※31		2	16.7%				
	無記入			1	8.3%	分母は16				
b	必要ではない			3	18.8%					
無記入			1	6.3%						
計			16	100.0%						
3.3	地方公務員法には、任命権者の許可を得なければ営利企業で兼業できないことが定められていますが、公立大学（法人）の教員の営利企業での兼業に対して、職種の制限が必要だと思いますか。なお、国家公務員時代の国立大学では、営利企業の兼業は原則として許可されていませんでしたが、営利企業付設の診療所等の非常勤医師等、公的要素が強く営業に直接関与しない場合のほか、営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業やTLO役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業など、特定のものに限って許可されていました。									
	a	必要である（以下具体的に）			7	43.8%	分母は16			
		1	国家公務員時代の教員と同程度の制限は必要		5	71.4%		分母は7		
			その他		※32	2			28.6%	
	b	必要ではない			7	43.8%	分母は16			
	無記入			2	12.5%					
計			16	100.0%						
Ⅱ 兼業全般についておたずねします。										
問1	兼業経験についておたずねします。									
1.1	あなたに兼業経験はありますか。									
	a	経験がある			10	62.5%	分母は16			
	b	経験はない			6	37.5%				
計			16	100.0%						
1.2	「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。									
	(1)	その兼業に関連して何か問題が生じたことはありますか。			0	0.0%	分母は10			
		a	ある		具体的に（内容の内容と対処法）	10		100.0%		
	b	ない			10	100.0%				
計			10	100.0%						
(2)	上記（1）で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。									
問2 兼業以外の産学連携についておたずねします。										
2.1	あなたは兼業以外の産学連携（共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施）で報酬を得たことがありますか。									
	a	ある			4	25.0%	分母は16			
	b	ない			12	75.0%				
計			16	100.0%						

調査事項			回答数	割合	備考		
2.2	「1.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。						
	(1)	その時得た報酬について何か問題が生じたことはありますか。					
		a	ある	具体的に（内容の内容と対処法）	0	0.0%	分母は4
		b	ない		4	100.0%	
計			4	100.0%			
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。						
問3	法人化された公立大学の教員の方におたずねします。公立大学法人化前後で兼業の報酬について制度の変化はありましたか。また教員に意識の変化があったと思いますか。					※(44)	
(1)-1	制度の変化について						
	a	制度に変化があった	具体的に	※37	4	36.4%	分母は11
	b	制度に変化はなかった			6	54.5%	
	無記入			※(40)	1	9.1%	
計				11	100.0%		
(2)-1	意識の変化について						
	a	意識に変化があったと思う	具体的に	※39	3	27.3%	分母は11
	b	意識に変化はないと思う		※(43)	7	63.6%	
	無記入			※(44)	1	9.1%	
計				11	100.0%		
Ⅲ	未公開株式の保有についておたずねします。						
問1	公立大学（法人）と取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄付金、研究成果の移転、製品・サービスの納入）の未公開株式についておたずねします。						
1.1	公立大学（法人）と取引関係等のある関連企業の未公開株式を持ったことがありますか。						
	a	ある		0	0.0%	分母は16	
	b	ない		16	100.0%		
計			16	100.0%			
1.2	「1.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。						
	(1)	その未公開株式を持ったことに関連して何か問題が生じたことはありますか。					
		a	ある	具体的に（内容の内容と対処法）			
		b	ない				
計							
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。						
Ⅳ	その他、産学連携における倫理問題等についてお困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。			※43	1	6.3%	分母は16
Ⅴ	あなたは						
a	公立大学の教員			5	31.3%	分母は16	
b	公立大学法人の教員			11	68.8%		
計			16	100.0%			
回答総数			16				

調査事項				回答数	割合	備考	
I	以下は過去10年間の新聞報道の中から産学連携における倫理問題に関する記事を選択し、ご意見をうかがうものです。ご自分の意見に最も近いものを選択してください。なお、設問中、「公立大学（法人）では・・・」といった記載がありますが、公立大学にご所属の方は公立大学について、公立大学法人にご所属の方は公立大学法人についてご回答ください。						
【臨床研究等と寄付金等との関係について】							
問1	公立大学（法人）において正式な手続きを経て教員に交付されている寄付金等について、研究テーマが寄付金等を提供している側の利害に絡む場合の利益相反問題等についておたずねします。						
1.1	医学部の場合は特に高額の研究費が寄付される場合があります。臨床研究・臨床試験（治験を含む。）（以下「臨床研究等」という。）において、公立大学（法人）の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等から寄付金を得た場合、どのようなマネジメントが好ましいとお考えですか。						
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、たとえ大学による正式の手続きを経ていても避けるべきである。			2	40.0%	分母は5
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください。（複数回答可））			3	60.0%	
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。			1	33.3%	分母は3
		その場合マネジメントが必要となる寄付金額は	ア.	過去（ ）年内以内に（ ）円を超えた場合	0	0.0%	
	イ.		年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※2	1	100.0%	分母は1
	2	被験者には利害関係を開示する。			1	33.3%	
		その場合、マネジメントが必要となる寄付金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	0	0.0%	
	イ.		年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※4	1	100.0%	分母は1
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。			2	66.7%	
	4	その他			※5	1	33.3%
	c	正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。			0	0.0%	分母は5
	d	その他（具体的に）			0	0.0%	
	計				5	100.0%	
1.2	臨床研究等において、公立大学（法人）の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等と共同研究または受託研究を行っている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。						
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式の手続きを経ていても問題があり、避けるべきである。			2	40.0%	分母は5
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください（複数回答可））			3	60.0%	
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。			2	66.7%	分母は3
		その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	0	0.0%	
	イ.		年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※8	2	100.0%	分母は2
	2	被験者には利害関係を開示する。			1	33.3%	
		その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	0	0.0%	
	イ.		年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※10	1	100.0%	分母は1
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。			3	100.0%	
	4	その他			※11	1	33.3%
	c	正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。			0	0.0%	分母は5
	d	その他（具体的に）			0	0.0%	
	計				5	100.0%	

調査事項		回答数	割合	備考		
1.3	臨床研究等において、公立大学（法人）の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益（技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等）を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。					
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。	2	40.0%	分母は5	
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付で認める。（以下の1~4を選択してください。（複数回答可））	1	20.0%		
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。	0	0.0%	分母は1	
		その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は	ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合			
	2	被験者には利害関係を開示する。	0	0.0%	分母は1	
		その場合、開示する個人的利益の金額は	ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合			
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	1	100.0%	分母は1	
	4	その他（ ）	0	0.0%		
	c	大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。	0	0.0%	分母は5	
d	その他（具体的に）	※18	2	40.0%		
計		5	100.0%			
【臨床研究等における未公開株式取得の取扱いについて】						
問2	臨床研究等において公立大学（法人）の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。					
a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。		3	60.0%	分母は5	
	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。（以下の1~5を選択してください。（複数回答可））		1	20.0%		
	b	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等）を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は（ ）株以上。	※19 ※(24)	1	100.0%
		2	被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は（ ）株以上。	0	0.0%	分母は1
		3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	0	0.0%	
		4	公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。	0	0.0%	
		5	その他（ ）	0	0.0%	
c	未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。	0	0.0%			
d	その他（具体的に）	0	0.0%	分母は5		
無記入		1	20.0%			
計		5	100.0%			

調査事項				回答数	割合	備考		
【兼業について】								
問3	大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。							
3.1	a	必要である			2	40.0%	分母は5	
		1	国家公務員と同じで本給を超えない程度		1	50.0%	分母は2	
		2	上限( )円/年程度		0	0.0%		
		3	その他(具体的に)		0	0.0%		
		無記入			1	50.0%		
	b	必要ではない			2	40.0%	分母は5	
無記入			1	20.0%				
計				5	100.0%			
3.2	a	必要である(以下具体的)			3	60.0%	分母は5	
		1	勤務時間内のみ時間数に制限をする	時間/週 ※24	その他	2	66.7%	分母は3
			勤務時間内外ともに時間数に制限をする			0	0.0%	
		2	ア. 勤務時間内	時間/週	その他	/	/	/
			勤務時間外	時間/週	その他			
			イ. 勤務時間内外を通じて	時間/週	その他			
		3	勤務時間外のみ認め、時間数に制限をする	時間/週	その他	0	0.0%	分母は3
		4	勤務時間外のみ認め、時間数に制限をしない		0	0.0%		
		5	その他(具体的に)		0	0.0%		
		無記入			1	33.3%		
	b	必要ではない			1	20.0%	分母は5	
無記入			1	20.0%				
計				5	100.0%			
3.3	a	必要である(以下具体的)			1	20.0%	分母は5	
		1	国家公務員時代の教員と同程度の制限は必要		1	100.0%	分母は1	
		2	その他		0	0.0%		
	b	必要ではない			3	60.0%	分母は5	
	無記入			1	20.0%			
計				5	100.0%			
II 兼業全般についておたずねします。								
問1	兼業経験についておたずねします。							
1.1	あなたに兼業経験はありますか。							
	a	経験がある			5	100.0%	分母は5	
	b	経験はない			0	0.0%		
計				5	100.0%			
1.2	(1)	「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。				/	/	
		その兼業に関連して何か問題が生じたことはありますか。						
		a	ある	具体的に(内容の内容と対処法)				0
	b	ない			5	100.0%		
計				5	100.0%	分母は5		
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。					/	/	
問2	兼業以外の産学連携についておたずねします。							
2.1	あなたは兼業以外の産学連携(共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施)で報酬を得たことがありますか。							
	a	ある			1	20.0%	分母は5	
	b	ない			4	80.0%		
計				5	100.0%			

調査事項			回答数	割合	備考		
2.2	「2.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。						
	(1)	その時得た報酬について何か問題が生じたことはありますか。					
		a	ある	具体的に（内容の内容と対処法）	0	0.0%	分母は1
		b	ない		1	100.0%	
計			1	100.0%			
(2)	上記（1）で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。						
Ⅲ	未公開株式の保有についておたずねします。						
問1	公立大学（法人）と取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄付金、研究成果の移転、製品・						
1.1	公立大学（法人）と取引関係等のある関連企業の未公開株式を持ったことがありますか。						
	a	ある		0	0.0%	分母は5	
	b	ない		5	100.0%		
	計			5	100.0%		
1.2	「1.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。						
	(1)	その未公開株式を持ったことに関連して何か問題が生じたことはありますか。					
		a	ある	具体的に（内容の内容と対処法）			
		b	ない				
計							
(2)	上記（1）で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処						
Ⅳ	その他、産学連携における倫理問題等についてお困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。						
Ⅴ	あなたは						
a	公立大学の教員			5	100.0%	分母は5	
回答総数			5				

調査事項		回答数	割合	備考		
I	以下は過去10年間の新聞報道の中から産学連携における倫理問題に関する記事を選択し、ご意見をうかがうものです。ご自分の意見に最も近いものを選択してください。なお、設問中、「公立大学（法人）では・・・」といった記載がありますが、公立大学にご所属の方は公立大学について、公立大学法人にご所属の方は公立大学法人についてご回答ください。					
【臨床研究等と寄付金等との関係について】						
問1	公立大学（法人）において正式な手続きを経て教員に交付されている寄付金等について、研究テーマが寄付金等を提供している側の利害に絡む場合の利益相反問題等についておたずねします。					
1.1	医学部の場合には特に高額の研究費が寄付される場合があります。臨床研究・臨床試験（治験を含む。）（以下「臨床研究等」という。）において、公立大学（法人）の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等から寄付金を得た場合、どのようなマネジメントが好ましいとお考えですか。					
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、たとえ大学による正式の手続きを経ている場合でも避けるべきである。		4 36.4%	分母は11	
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください。（複数回答可））		2 18.2%		
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。		0	0.0%	分母は2
				その場合マネジメントが必要となる寄付金額は		
	ア.	過去（ ）年以内（ ）円を超えた場合		/	/	/
		イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合			
	2		被験者には利害関係を開示する。		0	0.0%
		その場合、マネジメントが必要となる寄付金額は				
	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合		/	/	/
		イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合			
	3		研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。		2	100.0%
		4 その他				
	c	正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。		5	45.5%	分母は11
d その他（具体的に）						
		0	0.0%			
計		11	100.0%			
1.2	臨床研究等において、公立大学（法人）の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等と共同研究または受託研究を行っている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。					
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式の手続きを経ている場合でも問題があり、避けるべきである。		0 0.0%	分母は11	
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください。（複数回答可））		5 45.5%		
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。		2	40.0%	分母は5
				その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は		
	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合		※7	1 50.0%	分母は2
		イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合		※8	
	2		被験者には利害関係を開示する。		0	0.0%
		その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は				
	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合		/	/	/
		イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合			
	3		研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。		3	60.0%
		4 その他				
	c	正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。		5	45.5%	分母は11
d その他（具体的に）						
		0	0.0%			
無記入		1	9.1%			
計		11	100.0%			

調査事項		回答数	割合	備考	
1.3	臨床研究等において、公立大学（法人）の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益（技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等）を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。				
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。	1	9.1%	分母は11
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付で認める。（以下の1～4を選択してください。（複数回答可））	4	36.4%	
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。	2	50.0%	分母は4
		その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は	ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 ※13	1	
		イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※14	1	50.0%	
	2	被験者には利害関係を開示する。	0	0.0%	分母は4
		その場合、開示する個人的利益の金額は	ア. 過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合		
		イ. 年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合			
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	1	25.0%	分母は4
	4	その他（ ）	0	0.0%	
		無記入	1	25.0%	
	c	大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。	5	45.5%	分母は11
d	その他（具体的に）	0	0.0%		
	無記入	1	9.1%		
計		11	100.0%		
【臨床研究等における未公開株式取得の取扱について】					
問2	臨床研究等において公立大学（法人）の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。				
1.3	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。	4	36.4%	分母は11
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。（以下の1～5を選択してください。（複数回答可））	3	27.3%	
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等）を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は（ ）株以上。	2	66.7%	分母は3
		2	被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は（ ）株以上。	0	
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	1	33.3%	
	4	公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。	0	0.0%	
	5	その他（ ）	0	0.0%	
	c	未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。	3	27.3%	分母は11
	d	その他（具体的に）	0	0.0%	
		無記入	1	9.1%	
計		11	100.0%		

調査事項				回答数	割合	備考		
【兼業について】								
問3	大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。							
3.1	国家公務員時代の国立大学では、大学教員の技術コンサルティング兼業等の報酬額は「社会通念上合理的な範囲に限られる」とされ、具体的には本給を超えない程度という考え方が示されていました。公立大学（法人）の教員の兼業に対して、報酬金額の制限が必要だと思いますか。							
	a	必要である			5	45.5%	分母は11	
		1	国家公務員と同じで本給を超えない程度		5	100.0%		
		2	上限（ ）円/年程度		0	0.0%	分母は5	
		3	その他(具体的に)		0	0.0%		
	b	必要ではない			5	45.5%	分母は11	
無記入			1	9.1%				
計				11	100.0%			
3.2	公立大学（法人）の教員の兼業に対して、時間の制限が必要だと思いますか。必要だと思う場合は制限する時間等についてご記入ください。							
	a	必要である（以下具体的）			9	81.8%	分母は11	
		1	勤務時間内のみ時間数に制限をする	時間/週 ※24	その他	3		33.3%
			勤務時間内外ともに時間数に制限をする				1	11.1%
		2	ア. 勤務時間内	※26	時間/週	その他	1	100.0%
			勤務時間外	※26	時間/週	その他		
			イ. 勤務時間内外を通じて		時間/週	その他		
	3	勤務時間外のみ認め、時間数に制限をする		時間/週	その他	0	0.0%	
	4	勤務時間外のみ認め、時間数に制限をしない				3	33.3%	
	5	その他（具体的に）		※31		2	22.2%	
	b	必要ではない			2	18.2%	分母は11	
計				11	100.0%			
3.3	地方公務員法には、任命権者の許可を得なければ営利企業で兼業できないことが定められていますが、公立大学（法人）の教員の営利企業での兼業に対して、職種の制限が必要だと思いますか。なお、国家公務員時代の国立大学では、営利企業の兼業は原則として許可されていませんでしたが、営利企業付設の診療所等の非常勤医師等、公的要素が強く営業に直接関与しない場合のほか、営利企業の実務者としての技術コンサルティング兼業やILO役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業など、特定のものに限って許可されていました。							
	a	必要である（以下具体的）			6	54.5%	分母は11	
		1	国家公務員時代の教員と同程度の制限は必要		4	66.7%		
		2	その他		※32	2	33.3%	
	b	必要ではない			4	36.4%	分母は11	
	無記入			1	9.1%			
計				11	100.0%			
Ⅱ 兼業全般についておたずねします。								
問1	兼業経験についておたずねします。							
1.1	あなたに兼業経験はありますか。							
	a	経験がある				5	45.5%	
	b	経験はない				6	54.5%	
計				11	100.0%	分母は11		
1.2	「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。							
	(1)	その兼業に関連して何か問題が生じたことはありますか。				5	100.0%	
		a	ある		具体的に（内容の内容と対処法）			
		b	ない					
計				5	100.0%			
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。							
問2	兼業以外の産学連携についておたずねします。							
2.1	あなたは兼業以外の産学連携（共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施）で報酬を得たことがありますか。							
	a	ある				3	27.3%	
	b	ない				8	72.7%	
計				11	100.0%	分母は11		
2.2	「2.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。							
	(1)	その時得た報酬について何か問題が生じたことはありますか。				3	100.0%	
		a	ある		具体的に（内容の内容と対処法）			
		b	ない					
計				3	100.0%			
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。							

調査事項		回答数	割合	備考
問3	法人化された公立大学の教員の方におたずねします。公立大学法人化前後で兼業の報酬について制度の変化はありましたか。また教員に意識の変化があったと思いますか。			
(1)-1	制度の変化について			分母は11
	a 制度に変化があった	※37	4 36.4%	
	b 制度に変化はなかった		6 54.5%	
	無記入	※(40)	1 9.1%	
	計		11 100.0%	
(2)-1	意識の変化について			分母は11
	a 意識に変化があったと思う	※39	3 27.3%	
	b 意識に変化はないと思う	※(43)	7 63.6%	
	無記入	※(44)	1 9.1%	
	計		11 100.0%	
Ⅲ	未公開株式の保有についておたずねします。			
問1	公立大学（法人）と取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄付金、研究成果の移転、製品・サービスの納入）の未公開株式についておたずねします。			
1.1	公立大学（法人）と取引関係等のある関連企業の未公開株式を持ったことがありますか。			分母は11
	a ある		0 0.0%	
	b ない		11 100.0%	
	計		11 100.0%	
1.2	「1.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。			
	(1) その未公開株式を持ったことに関連して何か問題が生じたことはありますか。			
	a ある			
	b ない			
	計			
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。			
Ⅳ	その他、産学連携における倫理問題等についてお困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。	※43	1 9.1%	分母は11
Ⅴ	あなたは			
b	公立大学法人の教員		11 100.0%	分母は11
	回答総数		11	

調査事項				回答数	割合	備考		
I	以下は過去10年間の新聞報道の中から産学連携における倫理問題に関する記事を選択し、ご意見をうかがうものです。ご自分の意見に最も近いものを選択してください。							
【臨床研究等と寄付金等との関係について】								
問1	私立大学において正式な手続きを経て教員に交付されている寄付金等について、研究テーマが寄付金等を提供している側の利害に絡む場合の利益相反問題等についておたずねします。							
1.1	医学部の場合は特に高額の研究費が寄付される場合があります。臨床研究・臨床試験（治験を含む。）（以下「臨床研究等」という。）において、私立大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等から寄付金を得た場合、どのようなマネジメントが好ましいとお考えですか。							
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、たとえ大学による正式の手続きを経ていても避けるべきである。			※(3)	17	32.1%	分母は53
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください。（複数回答可））				25	47.2%	
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。				18	72.0%	分母は25
		その場合マネジメントが必要となる寄付金額は	ア.	過去（ ）年内以内に（ ）円を超えた場合	※1	6	33.3%	分母は18
			イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※2	10	55.6%	
			無記入			2	11.1%	
	2	被験者には利害関係を開示する。				10	40.0%	分母は25
		その場合、マネジメントが必要となる寄付金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	※3	2	20.0%	分母は10
			イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※4	8	80.0%	
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。				13	52.0%	分母は25
	4	その他			※5	3	12.0%	
	c	正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。				8	15.1%	
	d	その他（具体的に）			※6	3	5.7%	分母は53
計					53	100.0%		
1.2	臨床研究等において、私立大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等と共同研究または受託研究を行っている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。							
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式の手続きを経ていても問題があり、避けるべきである。				11	20.8%	分母は53
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、条件付きで認める。（以下の1～4を選択してください（複数回答可））				27	50.9%	
	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。				21	77.8%	分母は27
		その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	※7	6	28.6%	分母は21
			イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※8	11	52.4%	
	無記入			4	19.0%			
	2	被験者には利害関係を開示する。				12	44.4%	分母は27
		その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	※9	2	16.7%	分母は12
			イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※10	9	75.0%	
	無記入			1	8.3%			
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。				15	55.6%	分母は27
	4	その他			※11	1	3.7%	
	c	正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。				13	24.5%	
d	その他（具体的に）			※12	2	3.8%	分母は53	
計					53	100.0%		

調査事項				回答数	割合	備考
1.3	臨床研究等において、私立大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益（技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等）を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。					
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。 ※(16)		21	39.6%	分母は53
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付で認める。（以下の1~4を選択してください。（複数回答可））		20	37.7%	
		1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。	15	75.0%	分母は20
			その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は			分母は15
		ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 ※13	6	40.0%	
		イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※14 ※(17)	7	46.7%	
			無記入	2	13.3%	
		2	被験者には利害関係を開示する。	9	45.0%	分母は20
			その場合、開示する個人的利益の金額は			分母は9
		ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合 ※15	2	22.2%	
		イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合 ※16	3	33.3%	
			無記入	4	44.4%	
		3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	7	35.0%	分母は20
	4	その他（ ） ※17	2	10.0%		
	c	大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。		10	18.9%	分母は53
	d	その他（具体的に） ※18		2	3.8%	
	計			53	100.0%	
【臨床研究等における未公開株式取得の取扱について】						
問2	臨床研究等において私立大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。					
	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。		33	62.3%	分母は53
	b	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。（以下の1~5を選択してください。（複数回答可））		14	26.4%	
		1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等）を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は（ ）株以上。 ※19	10	71.4%	分母は14
		2	被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は（ ）株以上。 ※20	3	21.4%	
		3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	5	35.7%	
		4	公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。	1	7.1%	
		5	その他（ ）	0	0.0%	
	c	未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。		6	11.3%	分母は53
	d	その他（具体的に）		0	0.0%	
	計			53	100.0%	

調査事項				回答数	割合	備考			
【兼業について】									
問3	大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。								
3.1	国家公務員時代の国立大学では、大学教員の技術コンサルティング兼業等の報酬額は「社会通念上合理的な範囲に限られる」とされ、具体的には本給を超えない程度という考え方が示されていました。私立大学の教員の兼業に対して、報酬金額の制限が必要だと思いますか。								
	a	必要である			28	52.8%	分母は53		
		1	国家公務員と同じで本給を超えない程度		22	78.6%			
		2	上限( )円/年程度 ※22		2	7.1%			
		3	その他(具体的に) ※23		3	10.7%			
	無記入			1	3.6%				
b	必要ではない ※(28)			24	45.3%	分母は53			
無記入			1	1.9%					
計				53	100.0%				
3.2	私立大学の教員の兼業に対して、時間の制限が必要だと思いますか。必要だと思う場合は制限する時間等についてご記入ください。								
	a	必要である(以下具体的)			41	77.4%	分母は53		
		1	勤務時間内のみ時間数に制限をする ※(30)	時間/週 ※24	その他 ※25	12		29.3%	分母は41
			勤務時間内外ともに時間数に制限をする			7		17.1%	
		2	ア. 勤務時間内 ※26	時間/週	その他	2		28.6%	分母は7
			イ. 勤務時間外 ※26	時間/週	その他				
	イ. 勤務時間内外を通じて ※27			4	57.1%				
	無記入			1	14.3%				
	3	勤務時間外のみ認め、時間数に制限をする	時間/週 ※29	その他 ※30	5	12.2%	分母は41		
	※(32)	4 勤務時間外のみ認め、時間数に制限をしない ※(31)		14	34.1%				
5	5 その他(具体的に) ※31		3	7.3%					
b	必要ではない			10	18.9%	分母は53			
無記入			2	3.8%					
計				53	100.0%				
3.3	国家公務員時代の国立大学では、営利企業の兼業は原則として許可されていませんでしたが、営利企業付設の診療所等の非常勤医師等、公的要素が強く営業に直接関与しない場合のほか、営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業やILO役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業など、特定のものに限って許可されていました。私立大学の教員の営利企業での兼業に対して、職種の制限が必要だと思いますか。								
	a	必要である(以下具体的)			21	39.6%	分母は53		
		1	国家公務員時代の教員と同程度の制限が必要		16	76.2%			
	2 その他 ※32			5	23.8%	分母は21			
	b	必要ではない ※(34)			28		52.8%		
無記入			4	7.5%	分母は53				
計				53		100.0%			
Ⅱ 兼業全般についておたずねします。									
問1	兼業経験についておたずねします。								
1.1	あなたに兼業経験はありますか。								
	a	経験がある				21	39.6%	分母は53	
	b	経験はない				32	60.4%		
計				53	100.0%				
1.2	「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。								
	(1)	その兼業に関連して何か問題が生じたことはありますか。				1	4.8%	分母は21	
		a	ある		具体的に(内容の内容と対処法) ※33				
b	ない		計	20	95.2%				
計				21	100.0%				
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。 ※34				1	100.0%	分母は1		
問2	兼業以外の産学連携についておたずねします。								
2.1	あなたは兼業以外の産学連携(共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施)で報酬を得たことがありますか。								
	a	ある				8	15.1%	分母は53	
	b	ない				44	83.0%		
	無記入			1	1.9%				
計				53	100.0%				

調査事項			回答数	割合	備考			
2.2	「2.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。							
	(1)	その時得た報酬について何か問題が生じたことはありますか。						
		a	ある	具体的に（内容の内容と対処法）	※35	1	12.5%	分母は8
		b	ない			7	87.5%	
	計				8	100.0%		
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。			※36	1	100.0%	分母は1	
Ⅲ	未公開株式の保有についておたずねします。							
問1	大学と取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄付金、研究成果の移転、製品・サービスの納入）の未公開株式についておたずねします。							
1.1	大学と取引関係等のある関連企業の未公開株式を持ったことがありますか。							
	a	ある			2	3.8%	分母は53	
	b	ない			51	96.2%		
計				53	100.0%			
1.2	「1.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。							
	(1)	その未公開株式を持ったことに関連して何か問題が生じたことはありますか。						
		a	ある	具体的に（内容の内容と対処法）		0	0.0%	分母は2
		b	ない			2	100.0%	
計				2	100.0%			
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。							
Ⅳ	その他、産学連携における倫理問題等についてお困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。			※43	14	26.4%	分母は53	
回答総数					53			

調査事項		回答数	割合	備考					
I	以下は過去10年間の新聞報道の中から産学連携における倫理問題に関する記事を選択し、ご意見をうかがうものです。ご自分の意見に最も近いものを選択してください。			※(1)					
【臨床研究等と寄付金等との関係について】									
問1	国立大学法人において正式な手続きを経て教員に交付されている寄付金等について、研究テーマが寄付金等を提供している側の利害に絡む場合の利益相反問題等についておたずねします。			※(2)					
1.1	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、たとえ大学による正式の手続きを経ていても避けるべきである。	※(3)	30	29.4%	分母は102			
		臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、条件付きで認める。(以下の1～4を選択してください。(複数回答可))	※(4)	45	44.1%				
	b	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正等)を行う。		34	75.6%	分母は45		
			その場合マネジメントが必要となる寄付金額は	ア.	過去( )年以内に( )円を超えた場合	※1	12	35.3%	分母は34
				イ.	年限は限らず、総額( )円を超えた場合	※2 ※(5)	16	47.1%	
			無記入	※(6)	7	20.6%			
		2	被験者には利害関係を開示する。			12	26.7%	分母は45	
			その場合、マネジメントが必要となる寄付金額は	ア.	過去( )年以内に( )円を超えた場合	※3	4	33.3%	分母は12
				イ.	年限は限らず、総額( )円を超えた場合	※4	6	50.0%	
				無記入	※(7)	3	25.0%		
		3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	※(8)	23	51.1%	分母は45		
			4	その他	※(5)	1	2.2%		
	c	正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。	※(9)	16	15.7%				
	d	その他(具体的に)	※(6)	6	5.9%	分母は102			
		無記入		5	4.9%				
計			102	100.0%					
1.2	a	臨床研究等において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等と共同研究または受託研究を行っている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。		21	20.6%	分母は102			
		臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式の手続きを経ていても問題があり、避けるべきである。	※(10)	21	20.6%				
	b	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、条件付きで認める。(以下の1～4を選択してください(複数回答可))		52	51.0%	分母は102		
			臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正等)を行う。		38	73.1%		分母は52	
			その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は	ア.	過去( )年以内に( )円を超えた場合	※7	13	34.2%	分母は38
		イ.		年限は限らず、総額( )円を超えた場合	※8	20	52.6%		
			無記入	※(12)	7	18.4%			
		2	被験者には利害関係を開示する。			14	26.9%	分母は52	
			その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は	ア.	過去( )年以内に( )円を超えた場合	※9	4	28.6%	分母は14
				イ.	年限は限らず、総額( )円を超えた場合	※10	8	57.1%	
				無記入		3	21.4%		
		3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	※(14)	23	44.2%	分母は52		
		4	その他	※11	3	5.8%			

調査事項				回答数	割合	備考			
1.2	c	正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。		※(15)	21	20.6%	分母は102		
	d	その他（具体的に）		※12	3	2.9%			
	無記入				5	4.9%			
	計				102	100.0%			
臨床研究等において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益（技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等）を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。									
1.3	a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえば大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。		※(16)	41	40.2%	分母は102		
	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付で認める。（以下の1~4を選択してください。（複数回答可））				36	35.3%			
	b	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正等）を行う。			28	77.8%	分母は36	
			その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	※13	9		32.1%
				イ.	年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※14	13		46.4%
		無記入				※(18)	7	25.0%	
		2	被験者には利害関係を開示する。		※(19)	12	33.3%	分母は36	
			その場合、開示する個人的利益の金額は	ア.	過去（ ）年以内に（ ）円を超えた場合	※15	2		16.7%
	イ.			年限は限らず、総額（ ）円を超えた場合	※16	5	41.7%		
	無記入					6	50.0%		
	3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。			17	47.2%	分母は36		
	4	その他（ ）			0	0.0%			
c	大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。		※(20)	16	15.7%	分母は102			
d	その他（具体的に）		※18	4	3.9%				
無記入				5	4.9%				
計				102	100.0%				
【臨床研究等における未公開株式取得の取扱いについて】									
問2	臨床研究等において国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。					※(21)			
a	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。		※(22)	50	49.0%	分母は102			
	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。（以下の1~5を選択してください。（複数回答可））		※(23)	36	35.3%				
	b	1	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント（情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等）を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は（ ）株以上。	※19 ※(24)	30	83.3%	分母は36		
		2	被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は（ ）株以上。	※20	12	33.3%			
		3	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。		16	44.4%			
		4	公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。		5	13.9%			
		5	その他（ ）		0	0.0%			
	c	未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。			9	8.8%	分母は102		
d	その他（具体的に）		※21	2	2.0%				
無記入				5	4.9%				
計				102	100.0%				

調査事項				回答数	割合	備考			
【兼業について】									
問3	大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。								
3.1	a	必要である			66	64.7%	分母は102		
		1	国家公務員と同じで本給を超えない程度	※(27)	45	68.2%			
		2	上限( )円/年程度	※22	8	12.1%			
		3	その他(具体的に)	※23	12	18.2%			
		無記入			1	1.5%			
	b	必要ではない			32	31.4%	分母は102		
	無記入			4	3.9%				
計				102	100.0%				
3.2	a	必要である(以下具体的)				84	82.4%	分母は102	
		1	勤務時間内のみ時間数に制限をする	時間/週	※24	14	16.7%		分母は84
			その他	※25					
		2	勤務時間内外ともに時間数に制限をする			13	15.5%		分母は13
			ア. 勤務時間内	時間/週	※26	2	15.4%		
				勤務時間外	時間/週				
			イ. 勤務時間内外を通じて	時間/週	※27	10	76.9%		
			無記入			1	7.7%		
		3	勤務時間外のみ認め、時間数に制限をする	時間/週	※29	14	16.7%		分母は84
			その他	※30					
	4	勤務時間外のみ認め、時間数に制限をしない			33	39.3%	分母は84		
5	その他(具体的に)			8	9.5%				
	無記入			2	2.4%				
b	必要ではない			11	10.8%	分母は102			
	無記入			7	6.9%				
計				102	100.0%				
3.3	a	必要である(以下具体的に)				61	59.8%	分母は102	
		1	国家公務員時代の教員と同程度の制限が必要			49	80.3%		分母は61
			その他			12	19.7%		
		2	※32			35	34.3%		
	b	必要ではない			35	34.3%	分母は102		
	無記入			6	5.9%				
計				102	100.0%				
Ⅱ 兼業全般についておたずねします。									
問1	企業等にご所属の方におたずねします。 ※(36)								
1.1	あなたの所属する企業等で国立大学(法人)の教員の兼業者を受け入れた経験はありますか。								
	a	経験がある				13	12.7%	分母は102	
	b	経験はない				36	35.3%		
		無記入				53	52.0%		
計				102	100.0%				
1.2	(1)	「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。						分母は13	
		その兼業に関連して何か問題が生じたことはありますか。							
		a	ある	具体的に(内容の内容と対処法)		0	0.0%		
	b	ない				13	100.0%		
	計				13	100.0%			
(2)	上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。								
問2	国立大学法人化後では、兼業の報酬について制度や意識の変化があるべきだと思いますか。								
(1)-2	制度の変化について								
	a	制度に変化があるべき				48	47.1%	分母は102	
	b	制度に変化はなくてよい				34	33.3%		
		無記入				20	19.6%		
計				102	100.0%				

調査事項		回答数	割合	備考	
(2)-2	意識の変化について				
	a 意識に変化があるべき	具体的に ※40	51	50.0%	
	b 意識に変化はなくてもよい		26	25.5%	
	無記入	※(45)	25	24.5%	
	計		102	100.0%	
III	未公開株式の保有についておたずねします。				
問1	国立大学法人与取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金、研究成果の移転、製品・サービスの納入）の未公開株式についておたずねします。国立大学法人与取引関係等のある関連企業の未公開株式を当該教員が保有することについてどのようなお考えをお持ちですか。臨床研究等以外の場合でお答えください。				
	a ( )株/年を超えた場合所属大学に開示し、利益相反マネジメントを行うべきである。	※41 ※(46)	41	40.2%	
	b 上記のように開示する必要はない		21	20.6%	
	c その他（具体的に）	※42	30	29.4%	
	無記入		10	9.8%	
	計		102	100.0%	
IV	その他、産学連携における倫理問題等についてお困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。		※43	23	22.5%
回答総数			102		

【I-1 臨床研究と寄付金等との関係について】

【I-1.1-b-1-7 寄付金のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる寄付金額／  
（ ）年以内に（ ）円を超えた場合】

※1

No.	過去（ ）年以内に	（ ）円を超えた場合	種別
1	1	3,000,000	国
2	3	5,000,000	国
3	3	5,000,000	国
4	5	1,000,000	国
5	5	5,000,000	国
6	5	5,000,000	国
7	5	5,000,000	国
8	10	1,000,000	国
9	10	10,000,000	国
10	3	5,000,000	私
11	3	10,000,000	私
12	3	10,000,000	私
13	5	1,000,000	私
14	5	1,000,000	私
15	5	10,000,000	私
16	2	1,000,000	経営
17	3	500,000	経営
18	3	3,000,000	経営
19	3	5,000,000	経営
20	3	5,000,000	経営
21	3	5,000,000	経営
22	3	10,000,000	経営
23	3	10,000,000	経営
24	3	10,000,000	経営
25	3	30,000,000	経営
26	5	500,000	経営
27	5	5,000,000	経営

【I-1.1-b-1-イ 寄付金のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる寄付金額／  
総額（ ）円を超えた場合】

※2

No.	総額（ ）円を超えた場合	種別
1	1	国
2	1	国
3	500,000	国
4	500,000	国
5	1,000,000	国
6	1,000,000	国
7	1,000,000	国
8	5,000,000	国
9	10,000,000	国
10	10,000,000	国
11	10,000,000	国
12	1	公
13	0	私
14	1	私
15	1	私
16	1	私
17	10	私
18	1,000,000	私
19	1,000,000	私
20	3,000,000	私
21	5,000,000	私
22	5,000,000	私
23	0	経営
24	1	経営
25	1	経営
26	1	経営
27	1	経営
28	500,000	経営
29	500,000	経営
30	500,000	経営
31	1,000,000	経営
32	1,000,000	経営
33	1,000,000	経営
34	5,000,000	経営
35	5,000,000	経営
36	5,000,000	経営
37	10,000,000	経営
38	10,000,000	経営

【I-1.1-b-2-7 寄付金のマネジメント：条件付きで認める／開示する寄付金額／  
( )年以内に( )円を超えた場合】

※3

No.	過去( )年以内に	( )円を超えた場合	種別
1	3	5,000,000	国
2	5	500,000	国
3	5	1,000,000	国
4	5	5,000,000	国
5	5	5,000,000	国
6	5	15,000,000	国
7	10	1,000,000	国
8	10	10,000,000	国
9	3	5,000,000	私
10	5	1,000,000	私
11	2	1,000,000	経営
12	3	3,000,000	経営
13	3	30,000,000	経営
14	5	500,000	経営

【I-1.1-b-2-イ 寄付金のマネジメント：条件付きで認める／開示する寄付金額／総額( )円を超えた場合】

※4

No.	総額( )円を超えた場合	種別
1	1	国
2	1	国
3	100,000	国
4	1,000,000	国
5	1,000,000	国
6	10,000,000	国
7	10,000,000	国
8	1	公
9	1	私
10	10	私
11	500,000	私
12	500,000	私
13	1,000,000	私
14	3,000,000	私
15	3,000,000	私
16	5,000,000	私
17	1	経営
18	1	経営
19	1	経営
20	1,000,000	経営
21	1,000,000	経営
22	5,000,000	経営

【I-1.1-b-4 寄付金のマネジメント：条件付きで認める／その他】

※5

No.	内容	種別
1	利害とは関係なく、研究成果を公表すべきです	国
2	研究と試験の結果と寄付金の関係が独立であることを示す（利害関係があってはならない）	公
3	倫理審査委員会の審査申請時にも申し出る	私
4	寄付金は大学全体の収入とする。特定目的には使用しない	私
5	金額の多少に関わらず、すべて第三者による利益相反マネジメントを行う	私
6	前向きな臨床研究と、認可や安全対策にかゝる臨床試験を明確に区分すべき	経営

【I-1.1-d 寄付金のマネジメント：その他】

※6

No.	内容	種別
1	金の流れの透明と実験データの公表がなされていけばよい。タミフルの件に関しては、因果関係が証明されてもいないのに、センセーショナルな報道となった。どんな薬にも副作用などのリスクがあり、今回はマスコミ、野次馬の喜ぶネタだったに過ぎない	国
2	寄付金は学内で統一プールして、学内審査によって配分する。特定の結び付きを防ぐことが可能	私
3	寄付は避けるべきだと思いますが、お金がなくては研究はできません。他にお金を得る手段があれば、避けるべきだと思いますが、他に手段がなければ寄付は避けるべきとは言いにくいです。ただ私はそんな寄付金をもらうくらいなら、研究はしないほうが良いと思います	私
4	寄付金等を制限するのではなく、承認審査や安全対策の委員に就くことを制限すべき	私
5	運営費交付金並みに大学で受取り、教員個人での受取りを制限する。受取った外部資金は貢献度合い等を勘案して、大学の全体の予算の中で消化すべきである	経営
6	倫理問題については、各大学での自主判断によって対応したほうが良いと考えるため、回答は差し控える	経営

No.	内容	種別
7	基本的には研究者自身の正しい倫理感（日頃よりこれを担保する活動が必要）に依存する。利益相反が生じる対象については一切の関与を認めない（研究テーマ別）	経営
8	個人が私的に受け取るとは好ましくない	経営
9	研究員という個人が受けるのは間違い。学校が受けるもの	経営
10	金額は問題ない。情報公開を厳密に行い利益相反を常に監視する	経営

【I-1.2-b-1-7 共同研究または受託研究のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額／（ ）年以内に（ ）円を超えた場合】

※7

No.	過去（ ）年以内に	（ ）円を超えた場合	種別
1	3	5,000,000	国
2	3	10,000,000	国
3	5	1,000,000	国
4	5	1,000,000	国
5	5	5,000,000	国
6	5	5,000,000	国
7	5	5,000,000	国
8	5	25,000,000	国
9	10	1,000,000	国
10	10	10,000,000	国
11	5	5,000,000	公(法)
12	3	500,000	私
13	3	3,000,000	私
14	3	5,000,000	私
15	5	1,000,000	私
16	5	1,000,000	私
17	5	10,000,000	私
18	1	0	経営
19	3	1	経営
20	3	500,000	経営
21	3	3,000,000	経営
22	3	5,000,000	経営
23	3	5,000,000	経営
24	3	10,000,000	経営
25	3	10,000,000	経営
26	3	30,000,000	経営
27	5	500,000	経営
28	5	500,000	経営
29	5	5,000,000	経営
30	5	5,000,000	経営

【I-1.2-b-1-イ 共同研究または受託研究のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額／総額（ ）円を超えた場合】

※8

No.	総額（ ）円を超えた場合	種別
1	0	国
2	1	国
3	1	国
4	500,000	国
5	1,000,000	国
6	1,000,000	国
7	1,000,000	国
8	1,000,000	国
9	5,000,000	国
10	10,000,000	国
11	10,000,000	国
12	10,000,000	国
13	10,000,000	国
14	1	公
15	1	公
16	10,000,000	公(法)
17	0	私
18	1	私
19	1	私
20	1	私
21	1	私
22	10	私
23	1,000,000	私
24	1,000,000	私
25	3,000,000	私
26	5,000,000	私
27	10,000,000	私
28	0	経営
29	0	経営

No.	総額( )円を超えた場合	種別
30	1	経営
31	1	経営
32	1	経営
33	1	経営
34	500,000	経営
35	500,000	経営
36	1,000,000	経営
37	1,000,000	経営
38	1,000,000	経営
39	1,000,000	経営
40	1,000,000	経営
41	1,000,000	経営
42	5,000,000	経営
43	5,000,000	経営
44	5,000,000	経営
45	5,000,000	経営
46	5,000,000	経営
47	10,000,000	経営

【 I-1.2-b-2-7 共同研究または受託研究のマネジメント：条件付きで認める／  
開示する共同研究費・受託研究費の金額／( )年以内に( )円を超えた場合】

※9

No.	過去( )年以内に	( )円を超えた場合	種別
1	3	5,000,000	国
2	5	1,000,000	国
3	5	3,000,000	国
4	5	5,000,000	国
5	5	5,000,000	国
6	5	25,000,000	国
7	10	1,000,000	国
8	10	10,000,000	国
9	3	5,000,000	私
10	5	1,000,000	私
11	3	1	経営
12	3	10,000,000	経営
13	3	30,000,000	経営
14	5	500,000	経営

【 I-1.2-b-2-1 共同研究または受託研究のマネジメント：条件付きで認める／  
開示する共同研究費・受託研究費の金額／総額( )円を超えた場合】

※10

No.	総額( )円を超えた場合	種別
1	0	国
2	1	国
3	1	国
4	1	国
5	500,000	国
6	1,000,000	国
7	1,000,000	国
8	5,000,000	国
9	10,000,000	国
10	1	公
11	1	私
12	1	私
13	10	私
14	100,000	私
15	500,000	私
16	1,000,000	私
17	1,000,000	私
18	5,000,000	私
19	5,000,000	私
20	1	経営
21	1	経営
22	1	経営
23	500,000	経営
24	1,000,000	経営
25	1,000,000	経営
26	3,000,000	経営
27	5,000,000	経営

## 【I-1.2-b-4 共同研究または受託研究のマネジメント：条件付きで認める／その他】

※11

No.	内容	種別
1	研究成果発表の独立性（会社等の束縛を受けない）	公
2	倫理審査委員会への審査申請時にも申し出る	私
3	研究テーマが同一でないこと。全く違うテーマは問題なしとする。	経営
4	開発途上の共同研究が認可や安全対策にかかる試験が判定の基準にするべきである	経営
5	共同研究、受託研究であることを発表論文に掲載する	経営

## 【I-1.2-d 共同研究または受託研究のマネジメント：その他】

※12

No.	内容	種別
1	わかりません。（共同研究とか受託研究のイメージがもてません）ただ、研究上必要なければやるべきではない	私
2	寄付金等を制限するのではなく、承認審査や安全対策の委員に就くことを制限すべき。共同研究自体には問題はない	私
3	倫理問題については、各大学での自主判断によって対応したほうが良いと考えるため、回答は差し控える	経営
4	正式の手続きを経た共同研究や受託研究で、金額は実費相当分又は大学で規定がある場合はそれに従う	経営
5	金額は問題ない。情報公開を厳密に行い利益相反を常に監視する	経営

## 【I-1.3-b-1-7 兼業等のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる個人的利益の金額／（ ）年以内に（ ）円を超えた場合】

※13

No.	過去（ ）年以内に	（ ）円を超えた場合	種別
1	1	1,000,000	国
2	2	5,000,000	国
3	3	500,000	国
4	5	100,000	国
5	5	5,000,000	国
6	5	15,000,000	国
7	10	1,000,000	国
8	10	10,000,000	国
9	5	5,000,000	公(法)
10	1	500,000	私
11	3	100,000	私
12	3	500,000	私
13	3	1,500,000	私
14	5	100,000	私
15	5	1,000,000	私
16	1	1	経営
17	3	500,000	経営
18	3	1,000,000	経営
19	3	1,000,000	経営
20	3	1,000,000	経営
21	3	30,000,000	経営
22	5	200,000	経営
23	5	500,000	経営
24	5	5,000,000	経営

## 【I-1.3-b-1-i 兼業等のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる個人的利益の金額／総額（ ）円を超えた場合】

※14

No.	総額（ ）円を超えた場合	種別
1	0	国
2	1	国
3	1	国
4	100,000	国
5	200,000	国
6	500,000	国
7	1,000,000	国
8	1,000,000	国
9	10,000,000	国
10	10,000,000	公(法)
11	0	私
12	1	私
13	1	私
14	10	私
15	50,000	私
16	500,000	私

No.	総額( )円を超えた場合	種別
17	1,000,000	私
18	0	経営
19	1	経営
20	1	経営
21	1	経営
22	100,000	経営
23	500,000	経営
24	500,000	経営
25	500,000	経営
26	1,000,000	経営
27	1,000,000	経営
28	1,000,000	経営
29	2,000,000	経営
30	5,000,000	経営

【I-1.3-b-2-7 兼業等のマネジメント：条件付きで認める／開示する個人的利益の金額／( )年以内に( )円を超えた場合】

※15

No.	過去( )年以内に	( )円を超えた場合	種別
1	2	5,000,000	国
2	5	5,000,000	国
3	5	15,000,000	国
4	10	1,000,000	国
5	1	500,000	私
6	3	1,500,000	私
7	3	30,000,000	経営
8	5	500,000	経営

【I-1.3-b-2-1 兼業等のマネジメント：条件付きで認める／開示する個人的利益の金額／総額( )円を超えた場合】

※16

No.	総額( )円を超えた場合	種別
1	1	国
2	1,000,000	国
3	1	私
4	10	私
5	500,000	私
6	1	経営
7	1	経営
8	500,000	経営
9	1,000,000	経営
10	1,000,000	経営

【I-1.3-b-4 兼業等のマネジメント：条件付きで認める／その他】

※17

No.	内容	種別
1	金額の上限を定める	国
2	年間10～20万円以内という金額の制限を付け、内容は個人の判断に任す。講演料、原稿料等実体のわかるものであれば問題ないと思う。技術指導料は実体がかみにくいのでより具体的に示すことのできるものが望ましい	私
3	所属大学の給与の50分の1（程度）以上の利益は認めない。製薬会社が兼業等を行う教員が所属する大学に寄付等金銭の供与を行うことも禁止する	私

【I-1.3-d 兼業等のマネジメント：その他】

※18

No.	その他内容	種別
1	研究の結果によって（長期的な視野を含んで）報酬額が従属的に変化しうるのであれば不可とする	公
2	基本的に上述Cであるが、但し本給（専業職の）を超えない範囲に抑える	公
3	兼業自体すべきではないと思います	私
4	寄付金等を制限するのではなく、承認審査や安全対策の委員に就くことを制限すべき	私
5	倫理問題については、各大学での自主判断によって対応したほうが良いと考えるため、回答は差し控える	経営
6	研究テーマが臨床、兼業で重なる場合は、両方を行うことは許されないものとする	経営
7	経営協議会など、一般社会通念的な判断を得ること	経営
8	個人的利益はあってはならない。学校に全て入金され、学校が正規の手続きにより、その一部を給与に含んで支払う	経営

【I-2 臨床研究等における未公開株式取得の取扱いについて】

【I-2-b-1 未公開株式取得のマネジメント：条件付きで認める／利益相反マネジメントで大学に報告する未公開株式数／( )株以上】

※19

No.	( )株以上	種別
1	1	国
2	1	国
3	1	国
4	1	国
5	1	国
6	1	国
7	1	国
8	1	国
9	1	国
10	50	国
11	100	国
12	1	公
13	20	公(法)
14	100	公(法)
15	1	私
16	1	私
17	1	私
18	1	私
19	1	私
20	100	私
21	100	私
22	0	経営
23	1	経営
24	1	経営
25	1	経営
26	1	経営
27	1	経営
28	1	経営
29	1	経営
30	1	経営
31	1	経営
32	1	経営
33	1	経営
34	1	経営
35	1	経営
36	10	経営
37	10	経営
38	10	経営
39	20	経営
40	20	経営
41	100	経営
42	1,000	経営

【I-2-b-2 未公開株式取得のマネジメント：条件付きで認める／被験者に利害関係を開示する場合の未公開株式数／( )株以上】

※20

No.	( )株以上	種別
1	1	国
2	1	国
3	1	国
4	1	国
5	1	国
6	1	国
7	1	国
8	1	国
9	1	国
10	50	国
11	100	国
12	20	私
13	1	経営
14	1	経営
15	1	経営
16	1	経営
17	1	経営
18	1	経営
19	1	経営

No.	( )株以上	種別
20	1	経営
21	1	経営

【I-2-d 未公開株式取得のマネジメント：その他】

※21

No.	内容	種別
1	利害関係があるなしに関わらず、研究者が未公開株式を所有すること自身が問題である	国
2	倫理問題については、各大学での自主判断によって対応したほうが良いと考えるため、回答は差し控える	経営
3	被験者の確保が大切な現状では、未公開株式の保有は避けた方がよい	経営

【I-3 兼業について】

【I-3.1-a-2 兼業の基準：報酬金額の制限の必要性／必要である／上限( )円/年程度】

※22

No.	上限( )円/年程度	種別
1	1,000,000	国
2	1,000,000	国
3	1,000,000	国
4	20,000,000	国
5	100,000	私
6	10	私
7	1,000,000	経営
8	2,000,000	経営
9	2,000,000	経営
10	3,000,000	経営
11	3,000,000	経営
12	5,000,000	経営
13	15,000,000	経営

【I-3.1-a-3 兼業の基準：報酬金額の制限の必要性／必要である／その他】

※23

No.	内容	種別
1	5分の1程度位まで	国
2	本給の3割程度を上限とする	国
3	時間による制限のみ（勤務時間内外を通じて8時間/週）	国
4	本給の半分を超えない程度	国
5	報酬金ではなく、あくまでも研究費として使える金額	国
6	本給の100分の1程度	私
7	本務従事義務時間と非常勤業務時間比率から換算される	私
8	本給の1/2	私
9	受注企業、受託金額の公表	経営
10	公務員の50%増しが望ましい	経営
11	原則0	経営
12	各大学の経営指針・倫理基準により報酬金額の上限を定めるか判断する	経営
13	旅費等を除き、年収の半額程度まで（複数の兼業先がある場合は、それら全ての合計）	経営
14	本業に支障がないと判断される範囲	経営
15	報酬は実費ベースの社会通念上の範囲	経営
16	本給の50% 1年を上限とする	経営
17	本業との兼合い90分/1日講師料程度	経営
18	金額に制度は不要であるが、本業をおろそかにしないことを制約とする	経営
19	年収の20%	経営
20	本給の1/5	経営

【I-3.2-a-1 兼業の基準：時間制限の必要性／必要である／勤務時間内のみ時間数に制限/( )時間/週】

※24

No.	( )時間/週	種別
1	4	国
2	4	国
3	4	国
4	8	国
5	8	国
6	8	国
7	8	国
8	8	国
9	8	国

No.	( )時間/週	種別
10	10	国
11	16	国
12	16	国
13	20	国
14	8	公
15	6~7	公
16	3	公(法)
17	10	公(法)
18	24	公(法)
19	4	私
20	5	私
21	8	私
22	8	私
23	8	私
24	8	私
25	8	私
26	12	私
27	12	私
28	8	経営
29	8	経営
30	8	経営
31	8	経営
32	8	経営
33	8	経営
34	10	経営
35	10	経営
36	16	経営
37	24	経営
38	4~6時間	経営

【 I-3.2-a-1 兼業の基準：時間制限の必要性/必要である/勤務時間内のみ時間数に制限/その他】

※25

No.	内容	種別
1	※但し年間平均(例 1000時間/年)	国
2	年100h	国
3	週1日の研究日※休みの日は土・日は自由	私
4	週2日	私
5	週2日迄	経営
6	学期単位で最大20%程度(本務に支障が生じない程度)	経営
7	講義・学生対応・学事に当てる時間を設定する	経営

【 I-3.2-a-2-7 兼業の基準：時間制限の必要性/必要である/勤務時間外も含めて兼業時間数に制限/勤務時間内/( )時間/週及び勤務時間外】

※26

No.	勤務時間内( )時間/週	勤務時間外( )時間/週	種別
1	4	4	国
2	5	10	国
3	常識的な範囲で	本務に支障のない限り認める	国
4	8	8	公(法)
5	10	10	私
6	4コマ		私
7		20	経営
8	原則的でよいのではないかと。必要に応じて本務に支障ない程度とする	原則的でよいのではないかと。必要に応じて本務に支障ない程度とする。一般常識の範囲内で	経営

【 I-3.2-a-2-1 兼業の基準：時間制限の必要性/必要である/勤務時間内外を通じて/( )時間/週】

※27

No.	( )時間/週	種別
1	8	国
2	8	国
3	8	国
4	10	国
5	10	国
6	16	国
7	20	国

No.	( )時間/週	種別
8	48	国
9	2	私
10	3	私
11	4	私
12	8	私
13	4	経営
14	4	経営
15	5	経営
16	8	経営
17	8	経営
18	8	経営
19	8	経営
20	10	経営
21	10	経営
22	20	経営

【I-3.2-a-2-1 兼業の基準：時間制限の必要性／必要である／勤務時間内外を通じて／その他】

※28

No.	内容	種別
1	1日に8時間位の意味です	国
2	本務への従事時間を超えない程度	国
3	特別な場合は有期限で特例があってもよい	経営

【I-3.2-a-3 兼業の基準：時間制限の必要性／必要である／勤務時間外のみ兼業を認め、兼業時間数に制限／( )時間/週】

※29

No.	( )時間/週	種別
1	8	国
2	10	国
3	20	国
4	26	国
5	4	私
6	8	私
7	20	私
8	10	経営
9	10	経営
10	10	経営
11	16	経営
12	16	経営
13	20	経営
14	20	経営
15	20	経営
16	20	経営
17	30	経営

【I-3.2-a-3 兼業の基準：時間制限の必要性／必要である／勤務時間外のみ兼業を認め、兼業時間数に制限／その他】

※30

No.	内容	種別
1	土日のみ	私
2	本業に影響を与えない範囲	経営
3	許可にあたり具体的に検討すべき	経営
4	企業などプロフィット追及団体との兼業	経営

【I-3.2-a-5 兼業の基準：時間制限の必要性／必要である／その他】

※31

No.	内容	種別
1	現在内部規定で8h/1wとなっている	国
2	「本業に影響のない様に」としか言えないのでは？	国
3	裁量労働制を運用して、時間外で行う	国
4	必要ではあるが、地方医療は兼業なしで維持不能な状況に陥ってる	国

No.	内容	種別
5	大学の規定に従う	公(法)
6	大学規定に従う	公(法)
7	本務の10分1を超えない負担(エフォート)であることが証明できる場合	私
8	兼業をやるような暇と余裕のある人間は、真面目に大学の仕事をやっているのでしょうか	私
9	本務に支障のない範囲という表現でよい。兼業といっても本務に無関係のものもあればFD(faculty development)に不可欠なものもある	私
10	全勤務時間の2-3割程度以内	経営
11	勤務時間外のみで、週40時間を超えない範囲	経営
12	各大学の経営指針・倫理基準により制限時間を定めるか判断する	経営
13	本業の遂行に支障のない範囲での制限	経営
14	勤務時間内で行う場合は、許可基準が必要。例えば勤務時間内の時間を兼業に当てなければならない合理的理由、本来業務への支障の無いこと、期間に制限をつけること、勤務時間内で行った兼業時間については給与を減ずることなど	経営
15	本業に支障をきたさないことが条件	経営
16	常識の範囲内で規定を作る	経営
17	勤務時間外のみ兼業を認め、本業に支障のない兼業時間数内	経営

【I-3.3-a-2 兼業の基準：職種制限の必要性／必要である／その他】

※32

No.	内容	種別
1	各大学法人ごとに定めればよい。もしくは審査すればよい	国
2	診療行為のみ可	国
3	大学との利害関係及び大学と他社との契約関係において、当該他社と利害関係に過去ならびに将来ならない会社	国
4	本業に支障がでないものに限る	国
5	大学における兼業審査委員会の許す範囲にとどめる	公(法)
6	大学での審査に依る	公(法)
7	社会貢献より、営利目的が強いと思われる場合や、本務核の秘密漏洩防止規定等に抵触する恐れが極めて強い場合など、なんらかの制限は必要だと思いますが、具体的な職種では書けません	私
8	大学の定めた規準で正式に承認された場合はOK	私
9	兼業ができるほど大学の教員の仕事は甘いものではないと思います。兼業を認める必要は全くないと思います	私
10	業務に支障がない状況で国家公務員より自由であるべき	私
11	本務及び大学の名誉を傷つけないものという表記でよい	私
12	教育として業務と利害関係が発生しない職種に現定するべき	経営
13	各大学の経営指針・倫理基準により職種の制限を定めるか判断する	経営
14	学内業務との利益相反についての学内委員会の判断による	経営
15	必要性を良く吟味し、本業に影響を与えない程度	経営
16	自主規制	経営
17	兼業報酬の最終帰属先とその配分のルール化を作成する	経営
18	あくまでも本業優先だが、ケースバイケースで学長、或いは経営協議会などでのアプルーブはあった方がよい	経営
19	一定の制限は必要と考えるが、法人化に際して教員についても大幅に制限を緩和された主旨は守るべきである	経営
20	当該大学ごとに、基準を定め判定委員会を設置し、基準と判定内容を常に公開する	経営
21	原則として不可。但し、大学が許可したものは可(内部ルールが必要か)	経営
22	報酬が本人なのか研究・開発費として大学へ入るので、制限内容が違う。兼業が本業になっているケースが多い。特に特定大学において	経営
23	国家公務員時代よりは緩和してよいが、公序良俗に反するものなど無制限はよくないと考える	経営

【Ⅱ-1 兼業経験について】

【Ⅱ-1.2-(1)-a 兼業経験について：何か問題が生じたことはありますか／ある（具体的に）】

※33

No.	内容	種別
1	責務相反（大学の執務への影響）があり、時間調整に苦労した。裁量労働制に助けられた	国
2	同僚からイヤミを言われた	国
3	兼業に与える時間が少ない	私

【Ⅱ-1.2-(2) 兼業経験について：何か問題が生じたことはありますか／ある（その時とった対処法）】

※34

No.	内容	種別
1	役員としての責務を十全に果たしつつ、教員としての責務を十全に果たすことは難しい	国
2	無視	国
3	兼業時間外を与えた（非公式）	私

【Ⅱ-2 兼業以外の産学連携について】

【Ⅱ-2.2-(1)-a 兼業以外の産学連携について：産学連携以外で報酬を得たことがありますか／ある（具体的に）】

※35

No.	内容	種別
1	（正確な情報ではない）出金伝票で、出勤（出張）回数や時間が多めに記載されていたと聞いた。直接の受取金額は出金伝票より少なかったような気がする。その年は多忙の為、放置	私

【Ⅱ-2.2-(2) 兼業以外の産学連携について：産学連携以外で報酬を得たことがありますか／ある（その時とった対処法）】

※36

No.	内容	種別
1	認印を預けていた為、出金伝票には直接、印を押さなかった。随分昔のことであり、当時はあまり問題意識がなかった。又、常識として、問題視しなかった時代背景があったので、放置は常識の範囲であると考え。現在はこのような行動は、全くとってない	私

【Ⅱ-3 大学法人化前後の兼業の制度と教員意識の変化について】

【Ⅱ-3-(1)-1-a 大学法人化前後の兼業報酬についての制度変化：あった or なかった／変化があった（具体的に）】

※37

No.	内容	種別
1	自分自身の経験は無いが、あったと聞いた	国
2	許容範囲が広がったようだが、具体的にタッチしていないので詳細は不明	国
3	自由になった	国
4	詳細は不明	国
5	報告義務の強化	国
6	基準が明確化された（新しい内規ができた）	国
7	利益相反マネジメントの届出の義務が課された	国
8	書類が簡単になった	国
9	兼業を勧める方向	国
10	制限が設けられました	国
11	ゆるくなった印象がある	国
12	報酬の範囲と内容を報告し、大学の許可を求める	公(法)
13	審査過程がより厳密になった	公(法)
14	管理側の確認システムが厳密になった	公(法)
15	緩くなった	公(法)

【Ⅱ-3-(1)-2-a 兼業報酬についての制度変化について：あるべき or なくてもよい／変化があるべき（具体的に）】

※38

No.	内容	種別
1	兼業報酬は得てもかまわないが、透明性があり、公開されること	経営
2	兼業の必要性、有用性（意義？）を点検・評価する制度が必要	経営
3	利益相反がない限り、広く認められるよう変化していくべき	経営
4	兼業の報酬は個人の報酬でなく、全額大学の収入とし（取扱い→外部資金の導入）外部資金の導入貢献度合いにより賞与等で個人には還元する	経営
5	国立大学法人として企業並みの経営優先を図ること	経営
6	個人、大学の自主性・良識を尊重し官による、こと細かな介入を排除	経営

No.	内容	種別
7	報酬の一部を大学運用資金にする義務	経営
8	非常勤役員・顧問レベルの報酬（30～50万／月）	経営
9	弾力的な制度とする	経営
10	本務が第一であることは当然のこととして、積極的な社会貢献を可能にする	経営
11	基本的な給与は国から支払われていることを考えた上で、自由度をもっと広げるべきである。時間大、有期限の専任に近い従事、見合う報酬、退職（年金）不反映など	経営
12	柔軟性と透明性を確保すること	経営
13	非公務員になったのだから、当然制度は変わって自然ではないか	経営
14	純粋の民間の大学法人であれば職務に関する秘密保持は、双方の雇用契約で担保する仕組みが必要（一般的ではない）	経営
15	大学における研究活動、教育活動、産学連携等の社会貢献に専任するのが望ましい、兼業については本当に必要なものに絞るべき。報酬は実費ベースの社会通念上の範囲	経営
16	自己責任体制の徹底と説明責任の重視	経営
17	我が国の科学技術振興のため、報酬等も特に本給までに制約せずやっていくべきである	経営
18	学の本分を逸脱しない範囲での裁量枠の拡大	経営
19	基本的には自由であるべき	経営
20	兼業収入の公開、所属大学への分配方式のルール化	経営
21	教育陣が実社会での経験を少しでも身につけ、教育に生かすため	経営
22	全て給与明細に記載される形で支払う	経営
23	人間の価値観の変化又、多様性にある程度順応することは、やむを得ない。又、経済情勢の変化に対しても	経営
24	一概に定められない部分があるので、規準を作った上で特殊事情に応じて対応が必要	経営
25	額を制限する制度は必要ない	経営
26	国立大学法人は施行されたが、文科省の実効支配は殆ど変わっていない。運営交付金、組織人事の面で国の関与をはずす法改正が不可欠、兼業や報酬の議論はその後の話	経営
27	法人化になったことは独立行政法人として、自立し営業成績をあげていくべきなので、大学に貢献した人は報酬があってもよい	経営
28	職業倫理に反しない範囲で規制を緩和する	経営
29	時代の変化に対応する制度が必要ではないかと思う	経営
30	民間は基本的に重複雇用は認められない	経営
31	報酬は基本的には大学に属するもの一制度化	経営
32	正式に届出を行うことを前提に、兼業が認められ、適切な報酬を得ることができる制度とすべき	経営
33	研究費はある程度、自分で作りだせるようにする	経営
34	大学教員のミッションである教育と研究に資することであれば法律・道徳・倫理を外さない限り自由にすればよい	経営
35	民間的発想	経営
36	活動の範囲を広げるべき	経営
37	法人化前（国立大学時代）よりも、企業の制度に近づくようにする	経営
38	学生減予算減の中で、大学維持のため報酬が個人のものか大学への寄附金か、はっきりさせるべき	経営
39	より緩和し、人材の流動化等を促進すべきである	経営

【Ⅱ-3-(2)-1-a 大学法人前後の兼業報酬について意識変化：あった or なかった／変化があった（具体的に）】

※39

No.	内容	種別
1	教員か自治体などの委員会に出席した場合、自由な意見がいない風潮が生まれてきている。具体的には反対意見をすれば、委員会メンバーから外されるといった考えが出ている	国
2	やりやすくなったと聞いた	国
3	基本的に何でもOK	国
4	（個人的には）従来の非常勤と面倒な手続きのもとでの兼業申請から離れ、より社会的活動がしやすくなったと考えた	国
5	企業での連携が奨励され、兼業は好ましいものとなった	国
6	兼業について多くの教員が躊躇していないと思われる。但し、企業を通しての社会貢献の自覚を持っていることが重要	国
7	従来、実質的にいい加減だったのが、制度化されて、少し自覚的になったと思う	国
8	ムード的に許される度合が大になったように感じる。具体的にはわからない	国
9	詳細は不明	国
10	制度の変化を意識した	国
11	数が増加した	国
12	認められた	国
13	兼業を積極的に行うことによる社会貢献の意識向上	国
14	国家の利益、仕事の効率化に良い影響があった	国
15	兼業の内容に留意するようになった	国
16	人によってルーズになったのではないかと	国
17	より正確に報告することになった（土・日の講演でも届けを出す）	国
18	規制（表だったもの）がそれほど厳しくなくなった	公(法)
19	精度の向上、もれの有無等への更なる監査意識が向上した	公(法)
20	産学連携が推奨され、常に意識するようになった	公(法)

No.	内容	種別
1	親方日の丸という考えを捨てるという意味で。しかし社会に奉仕する研究という基本理念を変えたり、ねじまげて営利重視に走るのは戒めたい	経営
2	兼業で得た知識や経験などを、本業（教育・研究・普及・応用など）に反映させること	経営
3	単なる報酬かせぎととられかねない。A大学のA教授とB大学のB教授の非常勤講師の交換はつつしむべき。当該大学に欠けた専門分野の人材に非常勤で講義を依頼する意識の定着を	経営
4	利益相反がない限り、積極的に兼業にも取り組んでいくようにすべき	経営
5	運営費交付金の支給により、安定して研究が継続出来ている事を、再認識すべきである	経営
6	大学法人は経営体制の考え方を全学に浸透させること	経営
7	大学人としてのnoblis obligeの再認識	経営
8	兼業報酬の一部は大学への報酬	経営
9	受入企業・側の前向きな姿勢が望まれる	経営
10	勤務時間内における兼業は、社会貢献ないし研究成果の活用であることを認識し、その報酬は過大であってはならない。業務の社会性を認識すること	経営
11	原則として、関係している企業から何をしよう、いくら貰おうと制限すべきではないと考える。しかし、企業の費用対効果に対する考え方は厳しさを増しており、情報公開の要請もますます高くなりつつある。従って、教授といえども、企業と関係する部分は公表公開されるという前提で身を処すべきだ。ましてや社会的名声の高い大学関係者であれば尚更で、一種のNoblesse obligeという意識を持つべきだ	経営
12	もっと自由度を与えたい	経営
13	仕事のバリエーションをなくし、土俵を広げるべき	経営
14	非公務員になったのだから、当然制度は変わって自然ではないか	経営
15	自分の哲学に基づき、積極的に判断すべきである	経営
16	大学における研究活動、教育活動、産学連携等の社会貢献に専任するのが望ましい、兼業については本当に必要なものに絞るべき。報酬は実費ベースの社会通念上の範囲	経営
17	自己責任意識の向上	経営
18	我が国の科学技術振興のため、今までより積極的に産学連携に取り組むべきである	経営
19	自助独立への自覚を徹底すること	経営
20	兼業については公益に役立つ限り、今まで以上に広く認めるべきだと思う。しかし、当事者自身の対応は更に厳しく世間より誤解を受けない様に自制すべきと考える	経営
21	視野を広げて社会貢献に資するように活用すべき	経営
22	兼業、依託研究は本人の能力次第でもっとあってよいが、あくまでも本業優先。モラルと誇りの問題として	経営
23	企業の競争を生き抜く努力を知るため	経営
24	社会の変化進度といったものに個人意識が影響されることは当然であろう	経営
25	知的財産に対する正当な評価報酬が受けられるのは当然であり、横並びの必要はない	経営
26	各大学側も実際は国の関与を期待している。知財の高度化・外部への成果波及には、運営交付金による国の支配を排し、民間資金導入、大学債発行など自主・自立を真剣にめざすよう意識改革が進むことがまず先決	経営
27	法人化になったことは独立行政法人として、自立し営業成績をあげていくべきなので、大学に貢献した人は報酬があってもよい	経営
28	個人の利益の追求でなく、社会貢献の観点に基づいて兼業を行う	経営
29	当事者としての意識変革が必要と思う	経営
30	基本的に公僕の間精神を持つべき	経営
31	報酬は全て個人に属するものではない。大学の看板を背負って兼業が可能となる	経営
32	社会への貢献を加速する意味でも、兼業を是認する環境づくりが必要	経営
33	勤務時間と営利活動は区別する	経営
34	大学教員のミッションである教育と研究に資することであれば法律・道徳・倫理を外さない限り自由にすればよい	経営
35	民間的発想	経営
36	支持的雰囲気が必要	経営
37	法人化前（国立大学時代）よりも、企業の意識に近づくようにする	経営
38	研究・開発が個人に帰属するものか、将来にわたる大学・学生の財産か	経営
39	教員がより広い範囲、広い視野で社会の中で活躍すべきである	経営
40	大学で基準を決めて、意識を向上させる	経営

【Ⅲ-1 関連企業(臨床研究等以外)の未公開株式の保有について】

【Ⅲ-2-a 関連企業(臨床研究等以外)の未公開株式の保有：( )株以上を超えた場合大学に開示し、利益相反マネジメントを行うべきである】

※41

No.	( )株/年	種別
1	1	経営
2	1	経営
3	1	経営
4	1	経営
5	1	経営
6	1	経営
7	1	経営
8	1	経営
9	1	経営
10	1	経営
11	1	経営
12	1	経営
13	1	経営
14	1	経営
15	1	経営
16	1	経営
17	1	経営
18	10	経営
19	10	経営
20	20	経営
21	20	経営
22	20	経営
23	100	経営
24	100	経営
25	1,000	経営
26	1,000	経営
27	1,000	経営
28	1,000	経営
29	10,000	経営

【Ⅲ-2-c 関連企業(臨床研究等以外)の未公開株式の保有：その他】

※42

No.	内容	種別
1	教員であっても、企業に出資する権利を持っていることは言うまでもないが、関連企業の財産が大学との共同研究等で得られたものである場合、本来その権利は大学によって行使されるべきである。また業務内容によっては、研究成果等の発表時期など、企業内の秘密事項を知る立場にあるものが株式を保有する場合には、インサイダー取引についても留意すべきではないか	経営
2	保有すべきでない	経営
3	持つべきではない	経営
4	大学に籍のある間は未公開株と云えども「インサイダー取得」の疑念のある取得は回避すべきである	経営
5	各大学の経営指針・倫理基準により規定を定めるか判断する。	経営
6	具体的な事例がないため、今後必要があれば検討	経営
7	国家公務員等の倫理規程に反しない限り、許されることと考える。しかし、二段の者が知り得ない情報を有している場合等、第三者と異なる立場を利用して、利益を得ようとしているという疑い持たれる可能性があるため、何らかの基準を明確にする必要がある	経営
8	1株でも取得した場合、所属大学に開示し、利益相反マネジメントを行うべきである	経営
9	大学での利益相反マネジメント会議での判断に任ずべき。この様な委員会の設置は不可欠	経営
10	関連企業の未公開株式は保有すべきではない	経営
11	好ましくない	経営
12	持つべきではない。未公開株式とはいえども企業の業績に関する重要な情報が入手できる可能性があり、上場した場合インサイダー取引につながる恐れがある。	経営
13	インサイダー取引などに該当しない限り、特に利益相反マネジメントは必要ないと考える	経営
14	全て公開すれば保持しても良い	経営
15	上記株式の所有については、金額のいかに拘らず金額大学に開示すべきである	経営
16	民間企業の経営役員の規定等を参考にすること、社会通念的に利益誘導と思われぬよう、自らの判断と上長或いは第三者への報告とアプルーブがよかるう	経営
17	株数に関係なく、利益相反マネジメントを行うべきである	経営
18	保有してはならない	経営
19	保有することは不適當である	経営
20	保有すべきで無い	経営
21	自己責任の自己判断で自己申告すればよい	経営

No.	内容	種別
22	未公開株式を当該教員が保有することは問題ないと思われる。ただし、保有している事実を大学に届ける必要はある（何時、何株取得したかを）	経営
23	国立大学法人与取引関係のない企業ってありますか？	経営
24	保有する動機により開示すべき時とそうでない場合がある	経営
25	株数ではなく、時価総額が問題になるのではないか	経営
26	そもそも当該教員が未公開株式を保有するべきではないが、保有した場合は株数に関係なく、全て開示すべきである	経営
27	保有すべきでない	経営
28	わからない	経営
29	基本的には保有すべきでない。未公開株式の場合、経営者の意図でどうにでもなることは念頭に入れるべき	経営

#### 【IV その他産学連携における倫理問題等についての自由記入】

※43

No.	内容	種別
1	私の経験した兼業は政府の委員、農水省プロジェクトの審査評価委員、独法研究所の評価委員、大学の非常勤講師などであり、本アンケートで取り込みたい意見は全くないものと思われます	国
2	休日や時間外に行う講演、兼業、研究は禁止されるべきではない。これには医療の向上に貢献している側面があり、禁止などしてしまうと優秀な医師は国立法人病院をやめていくでしょう。もし禁止するならば、本業の報酬を正当な水準にUPしないといけません	国
3	国立大学法人化後も研究者のモラルをきちんと維持すべき	国
4	一般教員（医学部に限らない。）の利益相反や責務相反への意識の著しい低さが問題である。役員兼業をしながら、その法的責任に無自覚な人物がいる。産学連携を行うなら、不正競争防止法などへの関心が求められるのだが、現状では殆どない	国
5	現在は連携に関与していないが、今後、何らかの組織・機関を中心に今回のアンケートで話題となっている倫理問題のガイドラインを試作し、広めていく必要があるように思う	国
6	線引きは困難と思われませんが、白か黒で区別できればと思う。それでも事例ごとの対応にならざるを得ないのでは	国
7	産学連携においては倫理観は、教員自身の倫理観に基づくものである。成果によって得る利益のために、研究内容を歪めるような研究者は、その資質が問題なのであり、そうした一部の者によって、研究遂行に支障が生じたり、かつての頭脳流出の様な事態が大学で起こることを避ける方が賢明である。一部マスコミの報道にはあきれられるばかりである	国
8	このような問題が生じないよう、国立大学はもっと予算の配分を増やすべきである。一方でしぼり、一方で推進するやり方はフェアでない。国際貢献の名でムダ使いをし、殺人をする位なら、教育・研究にもう少し配分してしかるべきである	国
9	兼業については独立法人であるから、自由（勤務時外）にすべきであると思う。現行のシステムでは独立法人になったメリットおよびデメリットが全く分からない	国
10	今後問題の発生を未然に防ぐため、統一ルール（現制）は設けておく必要があると思います。今回の回答は具体的ではなく申し訳ございませんでした	国
11	基本的に兼業自体に反対です。企業と大学の両方に所属することは、利害関係の不透明性を払拭できない。人事交流を活発化させ、教員⇄企業人の移動を容易にすべきと考えます	国
12	透明を確保できれば、普通の企業家達と同じ扱いで良い。またそうでなければ、政府からの運営交付金を減額される現状で、自分達の研究費を自分達で稼ぐという発想も生まれてこない。大多数の研究者（大学）は、自らの好奇心を満足させたり社会貢献を願っているが、一攫千金を狙うベンチャー精神を持つ大学人がいても良いと思う（私はそうではないが）	国
13	研究においてはこういった問題での過度な規制は、逆に国際競争力を低下させるだけになると思います。罰則を強化する程度にしておいたほうがよくないでしょうか？	国
14	最近の状況では研究費不足もあり、産学連携を奨励する傾向にある。そのためか多くの大学教員は科学者であり、教育者であるという自覚が薄れつつあるような気がしている。科学者・教育者としての倫理を遵守すれば、大きな問題は起こらないと考える	国
15	大学の仕事ではないと思っている教員が多く閉口	国
16	倫理や奨励等、基準が固まらないため、真の発展が阻害されている。兼業に参加できない能力の低い教員のやっかみが底流にある場合が多い。方向がぶれることは恐ろしい。教員を聖職としてしかとらえず、金銭に関わることを犯罪のように思う教員が存在し、自己の能力を社会に還元しない人々が多い	国
17	私学と準公務員の差が大きすぎる現状を考えると、法制化により制限を加えずするのは問題がある。倫理規定をきちんと行うことでよいと思う	国
18	産学連携の推進は民間活用とともに、大学への公費支出の削減を補うものとして考えられていると考えます。公としての国立大学法人の役割また規範は維持すべきですが、安易に大学のもつ人材を安く切り売りしない。逆に活用するしくみ（倫理制度の確立）が必要と感じます	国
19	報酬や兼業時間の制限によって、倫理を高めようとするのは、大多数のまじめな研究者の雑用を増やすことになり、賛成できない	国
20	産学連携に限らず、法人化後の教員の多忙により、倫理問題を考える余裕がないのが現状	国
21	産学連携によって大学側の間接経費が課されるが、使用用途が明確化されず公開もされないのはおかしいのではないかと？研究者は使用用途を明確化、管理しているにも関わらず、不明瞭な会計が行われているとしか考えられない。組織としての倫理整備の方が、研究者個人に対しての整備に比べ格段の問題があると思います	国

No.	内容	種別
22	研究費寄付については、利害関係者によりなされる可能性が高いことは、ある意味で当然であり、その事自体を問題視すべきではない。特に研究結果の公表に際しては、必ずレビューが行われるので、結果の質にも影響しない。ただし、未公開株の株に個人に対する利益供与は絶対に認めるべきではない	公(法)
23	兼業中心で、学務をおろそかにす教員が多い事も事実上あると思います。また兼業を一切行わず下へまわし、自らは自己の業績のみを考えている方もいます。学校ごとという事でなくても、何らかの規準は必要と考えます。また、大学の社会貢献をうたいながら、実際は学内での締め付けで一切協力させない学校も存在していると思います	私
24	近年、マスコミの報道一鬼の首をとったような横柄で不遜な一方向報道が多すぎる(いつの時代にもあったのでしょうか・・・)	私
25	大学レベルの研究が直接、産業に貢献する機会を増やさない、諸外国との競争に勝てない。情報開示の上、活発に行われれば良いと思います	私
26	社会と大学との間の意見の交流が円滑になされていくことを望みます。つまるところは関わる個々人のモラルが最も重要であるように思います	私
27	不正の疑いをもたれる恐れがある場合は、第三者を介して透明性を確保する必要がある。それを確実にやっておけば金額の大小は問題にならないと考える	私
28	科学的知見が利害関係によって歪められることが問題である。残念なことに、公害問題・環境問題関連にはこのような事例が過去存在した	私
29	基本は社会に還元する、奉仕することだと思います	私
30	①産学連携を推進する上で、重要な点には研究者・教員に限定されない倫理問題がある。特に筆者が勤務する私立大学では窓口が実質上理事会・法人サイドにあり「倫理問題」をしたがって研究費等の「流れ」を社会的に公開できるようなシステム作りが不可欠である ②昨今の経営第一の理事会主導型の傾向が極めて強い私立大学では、倫理問題は旧国立大学よりはるかに厳しい基準と透明性と有する手続き上のルールの実施が実現されない限り、外部資金の獲得の仕方、研究者への配分、使途等について不適切な使用等の問題が必ず生じてくる ③私立大学では旧国立大学では考えられないような「倫理」以前の問題が現に生じている。学外の第三者委員会の設置が急務であるゆえにである	私
31	質問は医療分野及び未公開株についてですが、この点について私はあまり知識がありません。また兼業についての質問ですが、私の場合は文芸創作の指導を担当しています。実作者であること、実際に商業誌などに作品を発表しているなど、学生にとって重要な要素になっています。私の場合は私大の文学部ですが、芸術系大学の場合、現役の優秀な演奏家・デザイナーなどが教員として重要な役割を果たすと思われる。創作、芸術活動について兼業という考え方をあてはめることに無理があるのではないのでしょうか	私
32	人文系研究者として、医・薬学系、生命科学系の臨床研究にどの位の経費がかかるか実感がなく、あるいは厳しすぎる回答かもしれません。そのあたりの(マネジメントを要する全額。人文系の感覚としては、年間100万円よりもっと厳しくても良い気もしています。)見当がつかないのですが、利益相反マネジメントや、被験者への十二分なinformed consentは絶対に必要だと思います	私
33	大学教員においては産学連携は、社会貢献として行い、そのことのみが業務として評価されればよいと考えます。営利として行うことは、商品価格やサービス価格に上乗せされ、消費者、利用者のためにならないと考えます	私
34	医療に関わる研究に携わっておりますが、以前と異なり個人情報などの倫理問題が足かせに感じ、大きなジレンマを覚えます。でも情報公開と倫理、中途半端な条件で妥協せずしっかりと対応していくことが、やはり大切だと思います。確かな指針がまとまりますよう、ご研究のご発展をお祈りいたします	私
35	大学側と企業側の考えに違いがあり、間に挟まって苦勞することが多い。細かい技術的相談等でも必ず事務方を通すように指示される	私
36	そもそも大学教員の倫理意識と、大学のサポート体制が問題。日本では専門分野の研究者が少なく、推進側と規制側を兼務せざるを得ないことも多い。制度をがんじがらめに作ると逆に身動きができなくなることが心配。私立大学の場合は、大学の方針という大枠も考慮すべきことか	私
37	独法化が大学に大きな変化をもたらしているか?そういう目先でなく、大きな歴史の流れの中で大学の役割を考えるべきではないか。倫理としては「研究者としての科学に対する倫理」こそがもっとも重要である。ここで企業の倫理とぶつかった時に、企業の倫理に打ち負かされぬ強固な倫理を築いている研究者はどのくらいいらるだろうか	経営
38	産学連携(兼業など)で得たことを教育現場に取り入れることにより、学生たちにとっても生きた実用性のある学問として学びを持たせることが出来よう	経営
39	国立大学に在職中にささやかな産学連携の経験がありますが、特に困ったことはありませんでした	経営
40	国立大学法人は年々運営交付金が減額され、これにとって代わる外部資金の導入が欠かせなくなっている。企業、個人、同窓会等に協力を依頼し、寄付、貢献等を集めねばならない。産学連携も積極的に行う必要がある。近年「大学は経営なり」であると思っている	経営
41	取引先金融機関の非常勤役員・監査役といった「役員兼業」については、文科省の解釈(利害関係先)厳し過ぎないか?	経営
42	原則として、関係している企業から何をしよう、いくら貰おうと制限すべきではないと考える。しかし、企業の費用対効果に対する考え方は厳しさを増しており、情報公開の要請もますます高くなりつつある。従って、教授といえども、企業と関係する部分は公表公開されるという前提で身を処すべきだ。ましてや社会的名声の高い大学関係者であれば尚更で、一種のNoblesse obligeという意識を持つべきだ	経営
43	一定の基準が不明確であり、困るケースが多く出てきそうである。早くルールを定めることが必要	経営
44	かつて産学連携が悪とされた時代から、逆に大学にいて産学連携がないと胡散くさく見られる時代になった。なぜこのような変化が劇的に起こったのかの歴史的説明が判らない人がかなり居るのです。産学連携で得るもの、失うものについて明確に示していくのが必要ではないでしょうか	経営
45	資金、株等の受取支出を学内の機関で処理すべきで、教授等個人に行わせるべきでない。常に大学と企業との組織関係であり、特定の研究者等は両組織間で認定された者とすべきである	経営
46	本末転倒にならないよう、誘惑にさらされないような制度的歯止めは必要	経営

No.	内容	種別
47	産学連携における倫理問題について特に困っている点はありません。<その他>当社といたしましては、オープンイノベーションを積極的に推進しており、多くの大学の方々と積極的に交流を行わせていただいております。今後更に関係を強化し、産学協同で産業・技術発展に取り組んでまいりたいと思っております	経営
48	産学連携活動の成果を大学とか組織全体に還元する仕組みを考え、個人レベルに終わらないようにする	経営
49	国立大学の法人化は、我が国の科学技術振興が一つの目的であり、大学の研究開発の成果を社会へ還元していかねばならない。総額2兆円ともいわれる政府資金を使用している国立大学法人は、特に成果の還元を意識すべきである。従来の国立大学と同様に厳しい倫理規定などを策定すると、その倫理規定を理由として、大学教官が象牙の塔にこもってしまう懸念が強い。米国でもTL0などを通じて大学教官が特許収入を得た時に、倫理問題が起きたといわれている。必要に応じ、この分野は事後規制せざるを得ない。我が国の産学連携はまだ満足できる状態にないため、現時点では制約をつけず積極的に推進していき、明らかに問題となる事例が出てきてから規制すべきと考える	経営
50	民間企業（メーカー、プロダクション、研究所等）の所属員の外部からの個人収入は現状どうなっているか？官庁（国・地方）の職員方の外部からの報酬等はどこに帰属しているか？それぞれBlack box部分があるのでは？明解にすべきと私は思います	経営
51	実社会の先端技術、医療等に貢献できる学者は大切にしたい。研究費等に不自由をさせては、その頭脳が海外へ流出する。金にまつわる不正は許されないが、経費や勤務の問題は監査体制を整え、ガイドラインを明確化した上で、産学協同の発展を目指すべきと考える	経営
52	特許等が原則大学等法人の所有となったが、その実用化や有用性の判断、実用の推進は本当に出来ているのだろうか。従来のように、個人に預けた場合の方が、企業等での実用化できるのではないか	経営
53	国立大学法人に移行した目的は、これまで自由な発想研究に対し制約が兎角多く、大きな成果が得られ難かった我国の大学の実体を改め、束縛をなるべく小さくして研究の発展、着想の独自性等を狙ったものと考えられる。その見地からは、とにかく制約は無いに越したことはなく、インセンティブの拡大にエネルギーを向けることが産学連携を効果あらしめる原動力であると思われる	経営
54	1. 大学の活性化を図り、技術力の向上や製品の質の向上を図るためには、産学連携は必要と思う 2. 社会通念上、合理性が認められる範囲にとどめるよう「産」と「学」が協定を結ぶべきと思う	経営
55	国立大学が法人化され、教員の営利企業との兼業が公認されるようになって、むしろ、行き過ぎの傾向がある。例えばベンチャーの役員を兼任するなど、これらに大学本来の責務に当然時間的にも影響するものであり（時間外だけと言っても現実には区別は困難）タガがはずれないようにすべきである。米国の場合、私立大学を除き州立大（我が国の国立大学）の規制は適切であり、見習うべき。大学人であれば大学の責務が主務であるべきである。そうでなければ、大学を辞し企業に専念すべきもの。周囲にタガのはずれた人達があり、実感する。米国大学での経験も合わせて考える時、法人化してからの日本の大学は確かにタガがはずれ相当いい加減になっている。もっと理性あるもので	経営
56	産学連携は或る程度の枠の中で自由にやらせることが良いと思う。それよりも大学の本来の使命である学部教育・基礎的研究の充実が必要	経営
57	事実をきちんと関係先に届出て、情報開示することが重要である。あとは個々の教員のモラル、倫理感の問題である。これは個人差があるので常識で誰が考えてもおかしいと思われることが起これば是正すべきである	経営
58	昭和40年代、50年代は大学の産学共同は否定されてきたが、その後、産学共同路線があたりまえとなり、今ではそれに官も含めた路線になり、研究・開発・学生の育成よりも名前を売ることが前面にでているように思われる。名前の売れた先生がいれば、入学希望者が増える傾向があり、NHKの解説委員が大量に客員教授の名のもとに名義貸しを行っている。倫理もない時代だと思われる	経営
59	研究者の自由性でやればよい。HPなどで公開。「公開」は活動の誇示であって、アリバイでないというカルチャーを作る	経営

【付帯意見】

【I 臨床研究と寄付金等との関係について】

※(1)

No.	付帯意見	種別
1	関係大学に医学設置なし、企業側所属につき、上記に関する回答は致しかねます	経営

【I-1 臨床研究等における寄付金のマネジメント】

※(2)

No.	付帯意見	種別
1	臨床研究等を行う部署がありません	経営
2	①臨床研究、臨床試験（治験を含む）は非常に重要と考える。大学内での評価を高く位置付けて欲しい ②寄付金が、特定の臨床研究、臨床試験のためのものでなければ、大学の正式な手続きを経て、医学部全体が独自で行う臨床研究や、臨床試験（独自で行うことがあるのかどうか分かりませんが）に医学部で定めてルールに従って使う。この場合は、金額に制限をつける必要は無い ③寄付金が特定の臨床研究のためのものならば、それは寄付金ではなく、共同研究で行い、社会から誤解を受けないように、結果の公表についての合意を含む正式な共同研究契約を締結する。したがって、金額の制限は必要ないし、大学の管理費も含めるべきである ④寄付金が、治験を含む臨床試験の場合は、受託研究として、大学の管理費を含む、当該臨床試験に必要な経費を計上した受託研究契約を締結する。結果の公表についてもどのように考えるか、双方の合意を契約書に含むことは、臨床研究の場合と同様 ⑤厚生労働省研究班については、どのようなものか知らないで答えられないが、特定の医薬品の薬効、副作用等についての結論を出す場合は、当該医薬品等について③あるいは④に関係した者は委員にならない。講演等の謝金や原稿料などの場合は、委員とするか否かは厚生労働省で判断することと思う。③、④の結果は当然その委員会では重要な判断資料となるので、いずれは公表されることになると思う ⑥患者への情報公開は、以上のように考えを整理して、合理的理由がある場合は除き、原則説明する	経営
3	情報開示と税務申告を行う	経営
4	臨床研究については、分野外であり、正確な回答が出来ないため、回答を差し控えさせていただきます	経営

【I-1.1-a 寄付金のマネジメント：正式な手続きを経ていても避けるべき】

※(3)

No.	付帯意見	種別
1	寄付金を受けたなら当該企業の利害に関わる審議から外れるべき	私
2	寄付相手方に関係する治験に係る臨床データ収集に関わることは、公正な判断ができない恐れがあるため。（外部からは癒着と判断されるため）。ただし、臨床データ収集を除く研究費の寄付であれば、問題ない	経営
3	フィブリノゲンなどの事件をみるまでもなし。医師が企業利益に対して厳しい倫理感を保持できる保証がない以上、厳しく対応すべきである	経営
4	臨床研究には、被検薬品や予算が必要なことは自明である。しかし利害関係のある特定の製薬会社から寄付を受けることは望ましくない。製薬会社や医療機関などで法人を組織し、広く寄付を集めて、臨床研究に公平な立場で研究費を支給する仕組みをつくるなどの工夫が必要	経営

【I-1.1-b 寄付金のマネジメント：条件付きで認める】

※(4)

No.	付帯意見	種別
1	金額などを安易にアンケートで決めるのは問題がある。又、開発している共同研究の場合は当然企業の研究費負担はあり得る。公開、透明性が必要。このとき審査は当然ながら、守秘義務を伴うものでなければならない	経営

【I-1.1-b-1-i 寄付金のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる寄付金額】

※(5)

No.	付帯意見	種別
1	金額によらない	経営

【I-1.1-b-1 寄付金のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる寄付金額／無記入】

※(6)

No.	付帯意見	種別
1	金額のいかに拘らず	経営

【I-1.1-b-2 寄付金のマネジメント：条件付きで認める／被験者には利害関係を開示する／無記入】

※(7)

No.	付帯意見	種別
1	金額の問題ではなく、共同研究か臨床試験かの区分	経営

【I-1.1-b-3 寄付金のマネジメント：条件付きで認める／論文等に利害関係の有無を掲載】

※(8)

No.	付帯意見	種別
1	寄付金総額と期間を公表する	経営
2	寄付金を得ていることを論文等に掲載・付記しておくこと	経営

【I-1.1-c 寄付金のマネジメント：正式の手続きを経た寄付金ならば問題はない】

※(9)

No.	付帯意見	種別
1	基本的に「正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。」or「研究成果を発表した論文等に製薬会社との利害関係の有無を掲載する。」。ただし、公の論文には、寄付金の有無と金額を明示することを義務化し、違反した場合は何らかの罰則を設ける	国
2	国立大学法人は外部資金の積極的な導入を求められているが、導入に当っては学内に何らかの機関を設け、導入の適否、留意点をチェックすべきである。但し金額の多少による判断はなまじないと思う	経営
3	競合相手に対する守秘は条件とするも、情報の透明性、特に資金用途は明らかにし、学長、副学長等のチェックを受けること	経営
4	寄付金等の使途に大学内ルールを設ける	経営

【I-1.2-a 共同研究または受託研究のマネジメント：正式の手続きを経ているも避けるべき】

※(10)

No.	付帯意見	種別
1	寄付相手方に関係する治験に係る臨床データ収集に関わることは、公正な判断ができない恐れがあるため。（外部からは癒着と判断されるため）。ただし、臨床データ収集を除く研究費の寄付であれば、問題ない	経営
2	「臨床研究等と利害関係の製薬会社等」というのは※意味があいまいで明確さに欠ける	経営

【I-1.2-b-1-イ 共同研究または受託研究のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額／総額（ ）円を超えた場合】

※(11)

No.	付帯意見	種別
1	全て	国
2	？どれくらいが良いかは理解できません。なお、製薬会社にとって不利になる結果だったとしても、それを無視（捏造）して、その結果として服用して多大な被害を未然に防ぐことができるから	国

【I-1.2-b-1 共同研究または受託研究のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額／無記入】

※(12)

No.	付帯意見	種別
1	金額のいかに拘らず	経営

【I-1.2-b-2-イ 共同研究または受託研究のマネジメント：条件付きで認める／開示する共同研究費・受託研究費の金額／総額（ ）円を超えた場合】

※(13)

No.	付帯意見	種別
1	すべて	国

【I-1.2-b-3 共同研究または受託研究のマネジメント：条件付きで認める／論文等に利害関係の有無を掲載】

※(14)

No.	付帯意見	種別
1	寄付金総額と受託期間を公表する	経営

【I-1.2-c 共同研究または受託研究のマネジメント：正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば問題は  
ない】 ※(15)

No.	付帯意見	種別
1	基本的に「正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。」 or 「研究成果を発表した論文等に製薬会社との利害関係の有無を掲載する。」。ただし、公の論文には、寄付金の有無と金額を明示することを義務化し、違反した場合は何らかの罰則を設ける	国
2	利益相反マネジメントの必要、不要の判断は金額では不可。被験者への開示は不要と考えます⇒結果「正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。」です	国
3	国立大学法人は外部資金の積極的な導入を求められているが、導入に当たっては学内に何らかの機関を設け、導入の適否、留意点をチェックすべきである。但し金額の多少による判断はなじまないと思う	経営
4	競合相手に対する守秘は条件とするも、情報の透明性、特に資金用途は明らかにし、学長、副学長等のチェックを受けること	経営
5	共同研究費、受託研究費の使途について、大学内ルールを設ける	経営

【I-1.3-a 兼業等のマネジメント：正式な手続きを経ても避けるべき】 ※(16)

No.	付帯意見	種別
1	基本的には「臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。」。給与的には報酬の場合は避けるべきである。原稿料、講演料の場合は頻度や総額による	私
2	避けるべきである→むしろ贈賄にあたるのでは？	経営
3	医師の研究が個人の科学的課題の追求になった場合、それが社会的に妥当なものか本人が倫理的、合理的に判断できぬ場合が多い。そういう点も考えると厳しく峻別しなければならない	経営

【I-1.3-b-1-i 兼業等のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる個人的利益の金額／  
総額( )円を超えた場合】 ※(17)

No.	付帯意見	種別
1	すべて	国
2	医学部の金銭感覚（特に金額）は他の理工系分野から見ると、特異（かけ離れている）に感じます（麻痺している？）	私

【I-1.3-b-1 兼業等のマネジメント：条件付きで認める／マネジメントが必要となる個人的利益の金額／  
無記入】 ※(18)

No.	付帯意見	種別
1	1件50万円以上だと報告	国
2	金額の問題ではない	経営

【I-1.3-b-2 兼業等のマネジメント：条件付きで認める／被験者には利害関係を開示する】 ※(19)

No.	付帯意見	種別
1	大学における正式の手続きを経て承認されたのなら、特に問題はないが、兼業報酬の最終帰属先とその配分方法のルール化が肝要	経営
2	開示する個人的利益の金額は必要なし	経営
3	共同研究か、臨床試験かの開示が必要	経営

【I-1.3-c 兼業等のマネジメント：正式の手続きを経た兼業等からの報酬ならば問題はない】 ※(20)

No.	付帯意見	種別
1	国立大学法人は外部資金の積極的な導入を求められているが、導入に当たっては学内に何らかの機関を設け、導入の適否、留意点をチェックすべきである。但し金額の多少による判断はなじまないと思う	経営
2	手続きに報酬金額の報告と又、処理方法（個人所得の割合）を規定する	経営

【I-2 臨床研究等における未公開株式取得のマネジメント】 ※(21)

No.	付帯意見	種別
1	臨床研究等を行う部署がありません	経営
2	臨床研究については、分野外であり、正確な回答が出来ないため、回答を差し控えさせていただきます	経営

【I-2-a 未公開株式取得のマネジメント：研究上の信頼性が損なわれるため避けるべきである】 ※(22)

No.	付帯意見	種別
1	但し、治験データ収集に関与していなければ問題なし	経営
2	言うまでもない	経営

【I-2-b 未公開株式取得のマネジメント：条件付きで認める】 ※(23)

No.	付帯意見	種別
1	本人の研究に基づき開発されていくもの。例えば医薬品等で引き受け手がなく、ベンチャーを立ち上げるときはどう考えるか。これでやめてしまう研究者が多い（日本の製薬会社は一部でも公開のものはとりたがらない）	経営

【I-2-b-1 未公開株式取得のマネジメント：条件付きで認める／利益相反マネジメントで大学に報告する  
未公開株式数／( )株以上】 ※(24)

No.	付帯意見	種別
1	具体的な株数は分かりません	国
2	第三者の不利益にならぬことは必要要件。株を持つことにより研究モチベーションが上がるのは良い	公
3	1株5万円換算（1982年以降）で10株	経営
4	数ではない	経営
5	金額（額面）で500万円	経営
6	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである	経営
7	民間企業のインサイダーも規定に準ずる面と、自ら研究資金提供のリスクとリターン、その関わりあい程度など、経営協議会マターとしてはいかが	経営

【I-2-b-2 未公開株式取得のマネジメント：条件付きで認める／被験者に利害関係を開示する場合の  
未公開株式数／( )株以上】 ※(25)

No.	付帯意見	種別
1	具体的な株数は分かりません	国

【I-2-c 未公開株式取得のマネジメント：所有していても問題はない】 ※(26)

No.	付帯意見	種別
1	マスコミによる単なるあげ足とり。データの信頼性を検証できるリテランのあるジャーナリストがマスコミにいないことの方が、よほど大きな問題である	国

【I-3.1-a-1 兼業の基準：報酬金額の制限の必要性／必要である／本給を超えない程度】 ※(27)

No.	付帯意見	種別
1	目安として。外国からの報酬は上記の限りではない	経営

【I-3.1-b 兼業の基準：報酬金額の制限の必要性／必要ではない】 ※(28)

No.	付帯意見	種別
1	けれど申告漏れは言語道断	私
2	但し、事前に大学の許可を受け、事後には領収書の提出を義務づけるなどチェック体制の整備は必要である	経営
3	但し報酬受取者を所属大学法人とし、該当教員に定める基準方法により分配する	経営
4	上記のような場合、正規の手続きを経て、研究室（大学？）の収入も可能にして良いと考える	経営
5	ただし、大学に届出て承認が得られた場合に限る	経営
6	社会通念上常識的な範囲内。引き受けた引き受けた仕事は100%遂行することが条件	経営

## 【I-3.1 兼業の基準：報酬金額の制限の必要性／無記入】

※(29)

No.	付帯意見	種別
1	今のところ分からない	国

## 【I-3.2-a-1 兼業の基準：時間制限の必要性／必要である／勤務時間内のみ時間数に制限／( )時間/週】

※(30)

No.	付帯意見	種別
1	時間まで決められるほどの考えはまだありません	国
2	週1日相当。時間の制限はあくまで目安。職員と違い教員は勤務時間の制限を実質的に受けておらず（残業代という概念がないなど）、例えば午前中病院にいて（兼業）、午後～夜遅くまで大学にいる場合は勤務時間内の時間制限に該当しないと考える	私
3	大学に縛りつけられて、ワーキングブアな可能性もあり	私

## 【I-3.2-a-4 兼業の基準：時間制限の必要性／必要である／勤務時間外のみ認め、時間数に制限をしない】

※(31)

No.	付帯意見	種別
1	区別が分かりにくいです	私
2	但し、教員としての勤務（研究・教育）を十分に行えるかのチェックが必要である（時間数での制限ではなく、内容が問題となるのではないか）	経営

## 【I-3.2-b 兼業の基準：時間制限の必要性／必要ではない】

※(32)

No.	付帯意見	種別
1	本業を週8×5=40時間行うという条件で。	国
2	兼業の業務内容は種々あり、時間での制限は現実的でない。あくまで本務に支障を及ぼさない範囲で兼業を認めるべきである	経営

## 【I-3.2 兼業の基準：時間制限の必要性／無記入】

※(33)

No.	付帯意見	種別
1	わからない	経営

## 【I-3.3-b 兼業の基準：職種制限の必要性／必要ではない】

※(34)

No.	付帯意見	種別
1	自主制限はあってもよいが、法的制限は不要	私
2	大学の名誉、評価等に支障がなく、かつオープンにすれば認めてもよい	経営

## 【I-3.3 兼業の基準：職種制限の必要性／無記入】

※(35)

No.	付帯意見	種別
1	分からない（よいか、必要であるか、同程度であるか、十分な考えをもっておりません）	国

## 【II-1 兼業経験について】

※(36)

No.	付帯意見	種別
1	関係大学に医学設置なし、企業側所属につき、上記に関する回答は致しかねます	経営

【Ⅱ-1.1-b 兼業経験について：教員の兼業者の受け入れ経験／経験はない】

※(37)

No.	付帯意見	種別
1	取引先金融機関の非常勤役員・監査役といった「役員兼業」については文科省の解釈（利害関係先）厳し過ぎないか？	経営

【Ⅱ-3-(1)-1-a 大学法人化前後の兼業報酬についての制度変化：あった or なかった／変化があった】

※(38)

No.	付帯意見	種別
1	と思う	国

【Ⅱ-3-(1)-1-b 大学法人化前後の兼業報酬についての制度変化：あった or なかった／変化はなかった】

※(39)

No.	付帯意見	種別
1	と思う	国
2	詳細は知りません	国
3	よくわかりません	国

【Ⅱ-3-(1)-1 大学法人化前後の兼業報酬についての制度変化：あった or なかった／無記入】

※(40)

No.	付帯意見	種別
1	よく知らないので答えられません	国
2	?大学側の制度か企業側の制度かを明記すること。さらに「そもそも知らない」という可能性を回答選択肢に入れる必要があるのでは	国
3	知らない	国
4	国立大学法人化前は教員ではありませんでした	国
5	知らない	国
6	法人化時に着任したためわかりません	公(法)

【Ⅱ-3-(1)-2-b 大学法人化前後の兼業報酬についての制度変化：あるべき or なくてもよい／変化はなくてよい】

※(41)

No.	付帯意見	種別
1	報酬は税金である	経営

【Ⅱ-3-(1)-2 大学法人化前後の兼業報酬についての制度変化：あるべき or なくてよい／無記入】

※(42)

No.	付帯意見	種別
1	どのような制度かによって、回答が異なる	経営

【Ⅱ-3-(2)-1-b 大学法人化前後の兼業報酬についての意識変化：あった or ない／変化はない】

※(43)

No.	付帯意見	種別
1	もらってないので	公(法)

【Ⅱ-3-(2)-1 大学法人化前後の兼業報酬についての意識変化：あった or ない／無記入】

※(44)

No.	付帯意見	種別
1	これについても法人化前がわからないので、答えられません	国
2	知らない。兼業など考えたこともないので	国
3	法人化時に着任したためわかりません	公(法)

【Ⅱ-3-(2)-2 大学法人化前後の兼業報酬についての意識変化：あるべき or なくてもよい／無記入】

※(45)

No.	付帯意見	種別
1	どのような制度かによって、回答が異なる	経営

【Ⅲ-2-a 関連企業(臨床研究等以外)の未公開株式の保有：( )株以上を超えた場合大学に開示し、利益相反マネジメントを行うべきである】

※(46)

No.	付帯意見	種別
1	1株でも	経営
2	1株5万円換算(1982年以降)	経営
3	株単価は実態にそぐわない。言いもれもある	経営
4	すべて	経営
5	額面が1000万円。査定できない場合は、その旨開示する	経営
6	具体的に回答困難	経営
7	すべて	経営
8	但し、所有株数の上限については、一様の対応は如何かと思う	経営
9	すべて	経営
10	公開上場株式については、どのように考えるのか?	経営

平成 19 年 9 月

## 大学における産学連携に関する倫理基準策定の研究について —ご協力のお願い—

産学連携が活発化する今日、産学連携に携わる教員の倫理問題がマスメディアに取り上げられることも多くなってきました。

このたび、筑波大学産学リエゾン共同研究センターでは、過去 10 年間にわたる大学における倫理問題に関連する新聞記事を調査し、典型的な事件や判断の分かれる問題等をいくつか抽出しました。私共は、そのような倫理問題に関する今後の大学における取り扱い、すなわち、倫理基準の策定を検討するための研究を行っております。倫理的基準というものは社会的に形成されるもので、しかも、時代によって意識の変動もあることから、倫理基準作りには、関連する方々のご意見をうかがうことが不可欠であると考えています。

このため、この研究では、全国の国公私立大学の教員 1,000 人の方々を無作為抽出し<sup>注)</sup>、アンケート調査のご協力をお願いしているほか、全国の国立大学法人の経営協議会の委員の方々にも同様の調査のご協力をお願いしております。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、本調査票（ホームページからもダウンロード可 <http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/activities.html>）にお答えいただき、同封の返信用封筒または E-mail、FAX で 10 月 17 日（水） までにご返信下さいますようお願い申し上げます。

- ・ 調査票返信先 E-mail アドレス [yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp)
- ・ 調査票返信先 FAX 番号 029-853-7461

本調査結果についてはすべて統計的に処理し、個人名等を公表することはありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、調査結果は調査研究報告書として刊行する予定であり、ご希望の方々にお送りいたしますので、このアンケートの末尾の該当箇所を○印で囲んでいただくようお願いいたします。

筑波大学産学リエゾン共同研究センター  
教授 菊 本 虔  
講師 新 谷 由紀子

\* この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒305-8577 つくば市天王台1-1-1  
筑波大学産学リエゾン共同研究センター

新谷 由紀子

TEL & FAX 029-853-7461

E-mail: [yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp)

注) 『平成 18 年版 全国大学職員録』（廣潤社、2006）掲載の職名・氏名で送らせていただいておりますので、ご了承ください。

< 調 査 票 >

以下の回答につきましては、該当する記号に○印を付し(または非該当の回答を消し)、また、空欄に具体的にご記入ください。

I. 以下は過去 10 年間の新聞報道の中から産学連携における倫理問題に関する記事を選択し、ご意見をうかがうものです。ご自分の意見に最も近いものを選択してください。

【臨床研究等と寄付金等との関係について】

問 1	インフルエンザ治療薬「タミフル」の輸入販売元から、厚生労働省研究班の大学教授が寄付金を受け取る一方、タミフルと異常行動の因果関係に否定的な見解をまとめていた問題を受け、同省は 2007 年 4 月、医薬品の承認審査や安全対策を審議する際、過去 3 年間、審議する医薬品などの製造販売業者から年 500 万円を超す寄付金などを受けた委員は参加できないことを当面のルールとすると決めました。受取額が年 500 万円以下の場合、議論に加われるが、議決には加わることはできません。ただし、寄付金等が講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬のみであり、かつ、3 年間いずれも年間 50 万円以下の場合には議決にも加わることができます。年内に、奨学寄付金や指導料、講演料などを対象とする正式なルールを策定する方針です。 国立大学法人において正式な手続きを経て教員に交付されている寄付金等について、研究テーマが寄付金等を提供している側の利害に絡む場合の利益相反問題等についておたずねします。 (朝日新聞(2007.4.24)ほか参照)
-----	---

1.1	医学部の場合は特に高額の研究費が寄付される場合があります。臨床研究・臨床試験(治験を含む。)(以下「臨床研究等」という。))において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等から寄付金を得た場合、どのようなマネジメントが好ましいとお考えですか。
-----	---

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、たとえ大学による正式の手続きを経ていても避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、条件付きで認める。(以下の 1~4 を選択してください。(複数回答可))

1.	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正等)を行う。 その場合、マネジメントが必要となる寄付金額は ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合
2.	被験者には利害関係を開示する。 その場合、開示する寄付金額は ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合
3.	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。
4.	その他 ( )

- c. 正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。
- d. その他(具体的に)

--

1.2	臨床研究等において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等と共同研究または受託研究を行っている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。
-----	--

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式の手続きを経ている問題もあり、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、条件付きで認める。  
(以下の1~4を選択してください。(複数回答可))

1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正等)を行う。 その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は	ア. 過去( )年以内に( )円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額( )円を超えた場合
2. 被験者には利害関係を開示する。 その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は	ア. 過去( )年以内に( )円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額( )円を超えた場合
3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。	
4. その他( )	

- c. 正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。
- d. その他(具体的に)

--

1.3	臨床研究等において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益(技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等)を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。
-----	---

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付きで認める。(以下の1~4を選択してください。(複数回答可))

1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正等)を行う。 その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は	ア. 過去( )年以内に( )円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額( )円を超えた場合
2. 被験者には利害関係を開示する。	

(国立大学法人)

その場合、開示する個人的利益の金額は

- ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合
- イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合

3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。

4. その他 ( )

c. 大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。

d. その他 (具体的に)

**【臨床研究等における未公開株式取得の取扱について】**

問 2	<p>A 国立大学発のベンチャー (1999 年 12 月設立) が開発を目指す遺伝子治療薬の臨床試験を実施した A 国立大学教授ら 5 人が、同社の未公開株式を取得していたという問題がありました。未公開株式を取得した同大教授 2 人と医師 3 人は、2000 年 12 月、同社の第三者割当増資に応じて 1 株 5 万円で 20 株～数株を取得。その後の増資で保有株数が増え、教授 2 人は 320 株を保有しました。このうちの 1 人は 2002 年 9 月のマザーズ上場時に半数を売却、約 3,200 万円を得ました。これについて会社側は次のような説明をしています。</p> <p>①教員らの購入当時は株式公開の予定すらなく、株式も紙くずになる可能性もあった。</p> <p>②問題の臨床試験は、新薬の承認申請を前提にした治験ではなく、研究活動の一環であった。</p> <p>③上場の際に多くの人に株を買ってもらいたかったので、会社から教授にお願いして買い戻した。利益を得るのが目的なら、上場後に売った方がずっとよかった。</p> <p>製薬会社の株式保有者による臨床試験は、違法ではないものの、データの信頼性が損なわれる恐れが指摘されています。この事件では、臨床試験は公正であったと判断されましたが、担当者が株を所有しているという利害関係が被験者に説明されていない点が問題とされ、以後、臨床試験の透明性を確保するため、同大では臨床研究等に係る利益相反管理ポリシー等が策定されました。このように臨床研究等において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。</p> <p style="text-align: right;">(日本経済新聞 (2004. 6. 12)、朝日新聞 (2004. 6. 13) ほか参照)</p>
-----	--

a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。

b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。(以下の 1～5 を選択してください。(複数回答可))

- 1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント (情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等) を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は ( ) 株以上。
- 2. 被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は ( ) 株以上。
- 3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。
- 4. 公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。

5. その他 ( )

- c. 未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。
- d. その他 (具体的に)

【兼業について】

問 3	<p>B 国立大学医学部教授が、1998 年までの 7 年間、大学に無届で外部の医療機関からの依頼により腫瘍の良悪の診断をして得た報酬について、8,000 万円以上の申告漏れを指摘された事件がありました。教授の兼業報酬は医学部で一括管理して、医局の購読雑誌や研究会にあてるということが慣例になっていました。これによって当該教授は訓告処分となり、また、顕微鏡などの学内施設の使用料約 45 万円を国に納めることになりました。また、C 国立大学大学院教授が、2005 年までの 7 年間、大学には無届で国内外の企業等 12 団体に景観デザインや家電製品の技術調査に関する助言、講演を行い、約 5,600 万円の収入を得ていたという事件もありました。このケースでは、大学の調査委員会設置決定後に教授が辞職したため、調査を打ち切っています。大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。</p> <p style="text-align: right;">(読売新聞 (2000.10.19)、朝日新聞 (2006.10.1) ほか参照)</p>
-----	--

3.1	<p>国家公務員時代の国立大学では、大学教員の技術コンサルティング兼業等の報酬額は「社会通念上合理的な範囲に限られる」とされ、具体的には本給を超えない程度という考え方が示されていました。国立大学法人の教員の兼業に対して、報酬金額の制限が必要だと思いますか。</p>
-----	--

a. 必要である

<p>1. 国家公務員と同じで本給を超えない程度</p> <p>2. 上限 ( ) 円/年程度</p> <p>3. その他 (具体的に: )</p>
--

b. 必要ではない

3.2	<p>国立大学法人の教員の兼業に対して、時間の制限が必要だと思いますか。必要だと思う場合は制限する時間等についてご記入ください。</p>
-----	--

a. 必要である (以下具体的に)

<p>1. 勤務時間内のみ時間数に制限をする ( 時間/週・その他 ( ) )</p> <p>2. 勤務時間外も含めて兼業時間数に制限をする</p> <p style="padding-left: 20px;">ア. 勤務時間内 ( 時間/週・その他 ( ) )</p> <p style="padding-left: 20px;">勤務時間外 ( 時間/週・その他 ( ) )</p> <p style="padding-left: 20px;">イ. 勤務時間内外を通じて ( 時間/週・その他 ( ) )</p> <p>3. 勤務時間外のみ兼業を認めて、兼業時間数に制限をする ( 時間/週・その他 ( ) )</p> <p>4. 勤務時間外のみ兼業を認め、兼業時間数に制限をしない</p> <p>5. その他 (具体的に: )</p>
---

b. 必要ではない

(国立大学法人)

3.3	国家公務員時代の国立大学では、営利企業の兼業は原則として許可されていませんでしたが、営利企業付設の診療所等の非常勤医師等、公的要素が強く営業に直接関与しない場合のほか、営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業や TLO 役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業など、特定のものに限って許可されていました。国立大学法人の教員の営利企業での兼業に対して、職種の制限が必要だと思いますか。
-----	--

a. 必要である（以下具体的に）

1. 国家公務員時代の教員と同程度の制限が必要
2. その他 ( )

b. 必要ではない

## II. 兼業全般についておたずねします。

問 1	兼業経験についておたずねします。
-----	------------------

1.1	あなたに兼業経験はありますか。
-----	-----------------

- a. 経験がある
- b. 経験はない

1.2	「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。
-----	---------------------------------

(1) その兼業に関連して何か問題が生じたことはありますか。

a. ある

具体的に（問題の内容と対処法）：
------------------

b. ない

(2) 上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

--

問 2	兼業以外の産学連携についておたずねします。
-----	-----------------------

2.1	あなたは兼業以外の産学連携（共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施）で報酬を得たことがありますか。
-----	--

- a. ある
- b. ない

2.2 「2.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。

(1) その時得た報酬について何か問題が生じたことはありますか。

a. ある

具体的に（問題の内容と対処法）：

--

b. ない

(2) 上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

--

問3 国立大学法人化前後で兼業の報酬について制度の変化はありましたか。また教員に意識の変化があったと思いますか。

(1) 制度の変化について

a. 制度に変化があった

具体的に：

--

b. 制度に変化はなかった

(2) 意識の変化について

a. 意識に変化があったと思う

具体的に：

--

b. 意識に変化はないと思う

### Ⅲ. 未公開株式の保有についておたずねします。

問1 国立大学法人と取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄付金、研究成果の移転、製品・サービスの納入）の未公開株式についておたずねします。

1.1 国立大学法人と取引関係等のある関連企業の未公開株式を持ったことがありますか。

a. ある

b. ない

1.2 「1.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。

(1) その未公開株式を持ったことに関連して何か問題が生じたことはありますか。



平成 19 年 9 月

## 大学における産学連携に関する倫理基準策定の研究について —ご協力のお願い—

産学連携が活発化する今日、産学連携に携わる教員の倫理問題がマスメディアに取り上げられることも多くなってきました。

このたび、筑波大学産学リエゾン共同研究センターでは、過去 10 年間にわたる大学における倫理問題に関連する新聞記事を調査し、典型的な事件や判断の分かれる問題等をいくつか抽出しました。私共は、そのような倫理問題に関する今後の大学における取り扱い、すなわち、倫理基準の策定を検討するための研究を行っております。倫理的基準というものは社会的に形成されるもので、しかも、時代によって意識の変動もあることから、倫理基準作りには、関連する方々のご意見をうかがうことが不可欠であると考えています。

このため、この研究では、全国の国公私立大学の教員 1,000 人の方々を無作為抽出し<sup>注)</sup>、アンケート調査のご協力をお願いしているほか、全国の国立大学法人の経営協議会の委員の方々にも同様の調査のご協力をお願いしております。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、本調査票 (ホームページからもダウンロード可 <http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/activities.html>) にお答えいただき、同封の返信用封筒または E-mail、FAX で 10 月 17 日 (水) までにご返信下さいますようお願い申し上げます。

- ・ 調査票返信先 E-mail アドレス [yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp)
- ・ 調査票返信先 FAX 番号 029-853-7461

本調査結果についてはすべて統計的に処理し、個人名等を公表することはありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、調査結果は調査研究報告書として刊行する予定であり、ご希望の方々にお送りいたしますので、このアンケートの末尾の該当箇所を○印で囲んでいただくようお願いいたします。

筑波大学産学リエゾン共同研究センター  
教授 菊 本 虔  
講師 新 谷 由 紀 子

\* この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1  
筑波大学産学リエゾン共同研究センター

新谷 由紀子

TEL & FAX 029-853-7461

E-mail: [yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp)

注) 『平成 18 年版 全国大学職員録』(廣潤社、2006) 掲載の職名・氏名で送らせていただいておりますので、ご了承ください。

< 調 査 票 >

以下の回答につきましては、該当する記号に○印を付し(または非該当の回答を消し)、また、空欄に具体的にご記入ください。

I. 以下は過去 10 年間の新聞報道の中から産学連携における倫理問題に関する記事を選択し、ご意見をうかがうものです。ご自分の意見に最も近いものを選択してください。なお、設問中、「公立大学 (法人) では・・・」といった記載がありますが、公立大学にご所属の方は公立大学について、公立大学法人にご所属の方は公立大学法人についてご回答ください。

【臨床研究等と寄付金等との関係について】

問 1	<p>インフルエンザ治療薬「タミフル」の輸入販売元から、厚生労働省研究班の大学教授が寄付金を受け取る一方、タミフルと異常行動の因果関係に否定的な見解をまとめていた問題を受け、同省は 2007 年 4 月、医薬品の承認審査や安全対策を審議する際、過去 3 年間、審議する医薬品などの製造販売業者から年 500 万円を超す寄付金などを受けた委員は参加できないことを当面のルールとすると決めました。受取額が年 500 万円以下の場合、議論に加われるが、議決には加わることはできません。ただし、寄付金等が講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬のみであり、かつ、3 年間いずれも年間 50 万円以下の場合には議決にも加わることができます。年内に、奨学寄付金や指導料、講演料などを対象とする正式なルールを策定する方針です。</p> <p>公立大学 (法人) において正式な手続きを経て教員に交付されている寄付金等について、研究テーマが寄付金等を提供している側の利害に絡む場合の利益相反問題等についておたずねします。</p> <p style="text-align: right;">(朝日新聞 (2007. 4. 24) ほか参照)</p>
-----	---

1.1	<p>医学部の場合は特に高額の研究費が寄付される場合があります。臨床研究・臨床試験 (治験を含む。) (以下「臨床研究等」という。) において、公立大学 (法人) の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等から寄付金を得た場合、どのようなマネジメントが好ましいとお考えですか。</p>
-----	--

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、たとえ大学による正式の手続きを経ていても避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、条件付きで認める。(以下の 1～4 を選択してください。(複数回答可))

1.	<p>臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント (情報公開、監視、研究計画の修正等) を行う。</p> <p>その場合、マネジメントが必要となる寄付金額は</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: none;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合</p> <p>イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合</p> </td> </tr> </table>	→	<p>ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合</p> <p>イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合</p>
→	<p>ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合</p> <p>イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合</p>		
2.	<p>被験者には利害関係を開示する。</p> <p>その場合、開示する寄付金額は</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: none;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合</p> <p>イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合</p> </td> </tr> </table>	→	<p>ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合</p> <p>イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合</p>
→	<p>ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合</p> <p>イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合</p>		
3.	<p>研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。</p>		
4.	<p>その他 ( )</p>		

- c. 正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。
- d. その他 (具体的に)

1.2 臨床研究等において、公立大学 (法人) の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等と共同研究または受託研究を行っている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式の手続きを経ている問題があり、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、条件付きで認める。(以下の1~4を選択してください。(複数回答可))

1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント (情報公開、監視、研究計画の修正等) を行う。

その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は

ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合

イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合

2. 被験者には利害関係を開示する。

その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は

ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合

イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合

3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。

4. その他 ( )

- c. 正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。
- d. その他 (具体的に)

1.3 臨床研究等において、公立大学 (法人) の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益 (技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等) を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付きで認める。(以下の1~4を選択してください。(複数回答可))

1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント (情報公開、監視、研究計画の修正等) を行う。

その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は

ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合

イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合

2. 被験者には利害関係を開示する。

(公立大学(法人))

その場合、開示する個人的利益の金額は
ア. 過去( )年以内に( )円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額( )円を超えた場合
3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。
4. その他( )

c. 大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。

d. その他(具体的に)

--

**【臨床研究等における未公開株式取得の取扱いについて】**

問2	<p>A 国立大学発のベンチャー(1999年12月設立)が開発を目指す遺伝子治療薬の臨床試験を実施したA国立大学教授ら5人が、同社の未公開株式を取得していたという問題がありました。未公開株式を取得した同大教授2人と医師3人は、2000年12月、同社の第三者割当増資に応じて1株5万円で20株~数株を取得。その後の増資で保有株数が増え、教授2人は320株を保有しました。このうちの1人は2002年9月のマザーズ上場時に半数を売却、約3,200万円を得ました。これについて会社側は次のような説明をしています。</p> <p>①教員らの購入当時は株式公開の予定すらなく、株式も紙くずになる可能性もあった。</p> <p>②問題の臨床試験は、新薬の承認申請を前提にした治験ではなく、研究活動の一環であった。</p> <p>③上場の際に多くの人に株を買ってもらいたかったので、会社から教授にお願いして買い戻した。利益を得るのが目的なら、上場後に売った方がずっとよかった。</p> <p>製薬会社の株式保有者による臨床試験は、違法ではないものの、データの信頼性が損なわれる恐れが指摘されています。この事件では、臨床試験は公正であったと判断されましたが、担当者が株を所有しているという利害関係が被験者に説明されていない点が問題とされ、以後、臨床試験の透明性を確保するため、同大では臨床研究等に係る利益相反管理ポリシー等が策定されました。このように臨床研究等において、公立大学(法人)の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。</p> <p>(日本経済新聞(2004.6.12)、朝日新聞(2004.6.13)ほか参照)</p>
----	--

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。(以下の1~5を選択してください。(複数回答可))

1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等)を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は( )株以上。
2. 被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は( )株以上。
3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。
4. 公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。

5. その他 ( )

- c. 未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。
- d. その他 (具体的に)

【兼業について】

問3	<p>B 国立大学医学部教授が、1998 年までの 7 年間、大学に無届で外部の医療機関からの依頼により腫瘍の良悪の診断をして得た報酬について、8,000 万円以上の申告漏れを指摘された事件がありました。教授の兼業報酬は医学部で一括管理して、医局の購読雑誌や研究会にあてるということが慣例になっていました。これによって当該教授は訓告処分となり、また、顕微鏡などの学内施設の使用料約 45 万円を国に納めることになりました。また、C 国立大学大学院教授が、2005 年までの 7 年間、大学には無届で国内外の企業等 12 団体に景観デザインや家電製品の技術調査に関する助言、講演を行い、約 5,600 万円の収入を得ていたという事件もありました。このケースでは、大学の調査委員会設置決定後に教授が辞職したため、調査を打ち切っています。大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。</p> <p style="text-align: right;">(読売新聞 (2000. 10. 19)、朝日新聞 (2006. 10. 1) ほか参照)</p>
----	--

3.1	<p>国家公務員時代の国立大学では、大学教員の技術コンサルティング兼業等の報酬額は「社会通念上合理的な範囲に限られる」とされ、具体的には本給を超えない程度という考え方が示されていました。公立大学 (法人) の教員の兼業に対して、報酬金額の制限が必要だと思いますか。</p>
-----	--

a. 必要である

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家公務員と同じで本給を超えない程度</li> <li>2. 上限 ( ) 円/年程度</li> <li>3. その他 (具体的に: )</li> </ol> |
|---|

b. 必要ではない

3.2	<p>公立大学 (法人) の教員の兼業に対して、時間の制限が必要だと思いますか。必要だと思う場合は制限する時間等についてご記入ください。</p>
-----	--

a. 必要である (以下具体的に)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 勤務時間内のみ時間数に制限をする ( 時間/週・その他 ( ) )</li> <li>2. 勤務時間外も含めて兼業時間数に制限をする             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 勤務時間内 ( 時間/週・その他 ( ) )</li> <li>勤務時間外 ( 時間/週・その他 ( ) )</li> <li>イ. 勤務時間内外を通じて ( 時間/週・その他 ( ) )</li> </ul> </li> <li>3. 勤務時間外のみ兼業を認めて、兼業時間数に制限をする ( 時間/週・その他 ( ) )</li> <li>4. 勤務時間外のみ兼業を認め、兼業時間数に制限をしない</li> <li>5. その他 (具体的に: )</li> </ol> |
|--|

b. 必要ではない

(公立大学(法人))

3.3 地方公務員法には、任命権者の許可を得なければ営利企業で兼業できないことが定められていますが、公立大学(法人)の教員の営利企業での兼業に対して、職種の制限が必要だと思いますか。なお、国家公務員時代の国立大学では、営利企業の兼業は原則として許可されていませんでしたが、営利企業付設の診療所等の非常勤医師等、公的要素が強く営業に直接関与しない場合のほか、営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業やTLO役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業など、特定のものに限って許可されていました。

a. 必要である(以下具体的に)

1. 国家公務員時代の教員と同程度の制限は必要

2. その他

b. 必要ではない

## II. 兼業全般についておたずねします。

問1 兼業経験についておたずねします。

1.1 あなたに兼業経験はありますか。

a. 経験がある

b. 経験はない

1.2 「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。

(1) その兼業に関連して何か問題が生じたことはありますか。

a. ある

具体的に(問題の内容と対処法):

b. ない

(2) 上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

問2 兼業以外の産学連携についておたずねします。

2.1 あなたは兼業以外の産学連携(共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施)で報酬を得たことがありますか。

a. ある

b. ない

2.2 「2.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。

(1) その時得た報酬について何か問題が生じたことはありますか。

a. ある

具体的に (問題の内容と対処法) :

b. ない

(2) 上記 (1) で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

問3 法人化された公立大学の教員の方におたずねします。公立大学法人化前後で兼業の報酬について制度の変化はありましたか。また教員に意識の変化があったと思いますか。

(1) 制度の変化について

a. 制度に変化があった

具体的に :

b. 制度に変化はなかった

(2) 意識の変化について

a. 意識に変化があったと思う

具体的に :

b. 意識に変化はないと思う

### Ⅲ. 未公開株式の保有についておたずねします。

問1 公立大学 (法人) と取引関係等のある関連企業 (共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄付金、研究成果の移転、製品・サービスの納入) の未公開株式についておたずねします。

1.1 公立大学 (法人) と取引関係等のある関連企業の未公開株式を持ったことがありますか。

a. ある

b. ない

1.2 「1.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。

(1) その未公開株式を持ったことに関連して何か問題が生じたことはありますか。

a. ある

(公立大学(法人))

具体的に(問題の内容と対処法):

b. ない

(2) 上記(1)で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

IV. その他、産学連携における倫理問題等についてお困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

V. あなたは a. 公立大学の教員  
b. 公立大学法人の教員

※お差支えなければ本調査票をご記入いただいた方のご氏名等のご記入をお願いいたします。  
なお、個人名につきましては、外部に一切公表いたしません。

貴大学名	ご所属	ご氏名
Tel	Fax	E-mail

☆ 本調査研究報告書の送付を..... 希望する ・ 希望しない  
(ご希望の場合は上記の欄に氏名等をご記入ください)

ご協力ありがとうございました。

平成 19 年 9 月

## 大学における産学連携に関する倫理基準策定の研究について —ご協力のお願い—

産学連携が活発化する今日、産学連携に携わる教員の倫理問題がマスメディアに取り上げられることも多くなってきました。

このたび、筑波大学産学リエゾン共同研究センターでは、過去 10 年間にわたる大学における倫理問題に関連する新聞記事を調査し、典型的な事件や判断の分かれる問題等をいくつか抽出しました。私共は、そのような倫理問題に関する今後の大学における取り扱い、すなわち、倫理基準の策定を検討するための研究を行っております。倫理的基準というものは社会的に形成されるもので、しかも、時代によって意識の変動もあることから、倫理基準作りには、関連する方々のご意見をうかがうことが不可欠であると考えています。

このため、この研究では、全国の国公私立大学の教員 1,000 人の方々を無作為抽出し<sup>注)</sup>、アンケート調査のご協力をお願いしているほか、全国の国立大学法人の経営協議会の委員の方々にも同様の調査のご協力をお願いしております。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、本調査票（ホームページからもダウンロード可 <http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/activities.html>）にお答えいただき、同封の返信用封筒または E-mail、FAX で 10 月 17 日（水） までにご返信下さいますようお願い申し上げます。

- ・ 調査票返信先 E-mail アドレス yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp
- ・ 調査票返信先 FAX 番号 029-853-7461

本調査結果についてはすべて統計的に処理し、個人名等を公表することはありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、調査結果は調査研究報告書として刊行する予定であり、ご希望の方々にお送りいたしますので、このアンケートの末尾の該当箇所を○印で囲んでいただくようお願いいたします。

筑波大学産学リエゾン共同研究センター  
教授 菊 本 虔  
講師 新 谷 由紀子

\* この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1  
筑波大学産学リエゾン共同研究センター

新谷 由紀子

TEL & FAX 029-853-7461

E-mail: yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp

注) 『平成 18 年版 全国大学職員録』（廣潤社、2006）掲載の職名・氏名で送らせていただいておりますので、ご了承ください。

< 調 査 票 >

以下の回答につきましては、該当する記号に○印を付し(または非該当の回答を消し)、また、空欄に具体的にご記入ください。

I. 以下は過去 10 年間の新聞報道の中から産学連携における倫理問題に関する記事を選択し、ご意見をうかがうものです。ご自分の意見に最も近いものを選択してください。

【臨床研究等と寄付金等との関係について】

問 1	<p>インフルエンザ治療薬「タミフル」の輸入販売元から、厚生労働省研究班の大学教授が寄付金を受け取る一方、タミフルと異常行動の因果関係に否定的な見解をまとめていた問題を受け、同省は 2007 年 4 月、医薬品の承認審査や安全対策を審議する際、過去 3 年間、審議する医薬品などの製造販売業者から年 500 万円を超す寄付金などを受けた委員は参加できないことを当面のルールとすると決めました。受取額が年 500 万円以下の場合、議論に加われるが、議決には加わることはできません。ただし、寄付金等が講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬のみであり、かつ、3 年間いずれも年間 50 万円以下の場合には議決にも加わることができます。年内に、奨学寄付金や指導料、講演料などを対象とする正式なルールを策定する方針です。</p> <p>私立大学において正式な手続きを経て教員に交付されている寄付金等について、研究テーマが寄付金等を提供している側の利害に絡む場合の利益相反問題等についておたずねします。</p> <p style="text-align: right;">(朝日新聞 (2007. 4. 24) ほか参照)</p>
-----	---

1.1	<p>医学部の場合は特に高額の研究費が寄付される場合があります。臨床研究・臨床試験(治験を含む。)(以下「臨床研究等」という。))において、私立大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等から寄付金を得た場合、どのようなマネジメントが好ましいとお考えですか。</p>
-----	--

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、たとえ大学による正式の手続きを経ていても避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、条件付きで認める。(以下の 1～4 を選択してください。(複数回答可))

1.	<p>臨床研究等と利害関係のある製薬会社等からの寄付金は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正等)を行う。</p> <p>その場合、マネジメントが必要となる寄付金額は</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;">ア.</td> <td>過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合</td> </tr> <tr> <td>イ.</td> <td>年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合</td> </tr> </table>	ア.	過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合	イ.	年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合
ア.	過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合				
イ.	年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合				
2.	<p>被験者には利害関係を開示する。</p> <p>その場合、開示する寄付金額は</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;">ア.</td> <td>過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合</td> </tr> <tr> <td>イ.</td> <td>年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合</td> </tr> </table>	ア.	過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合	イ.	年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合
ア.	過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合				
イ.	年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合				
3.	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。				
4.	その他 ( )				

- c. 正式の手続きを経た寄付金ならば金額等に特に問題はない。
- d. その他(具体的に)

--

1.2	臨床研究等において、私立大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等と共同研究または受託研究を行っている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。
-----	--

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式の手続きを経ている問題もあり、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、条件付きで認める。  
(以下の1~4を選択してください。(複数回答可))

1.	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正等)を行う。 その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は
	ア. 過去( )年以内に( )円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額( )円を超えた場合
2.	被験者には利害関係を開示する。 その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は
	ア. 過去( )年以内に( )円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額( )円を超えた場合
3.	研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。
4.	その他( )

- c. 正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。
- d. その他(具体的に)

--

1.3	臨床研究等において、私立大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って <u>個人的利益(技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等)</u> を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。
-----	--

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付きで認める。  
(以下の1~4を選択してください。(複数回答可))

1.	臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正等)を行う。 その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は
	ア. 過去( )年以内に( )円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額( )円を超えた場合
2.	被験者には利害関係を開示する。

(私立大学)

その場合、開示する個人的利益の金額は
ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合 イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合
3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。
4. その他 ( )

c. 大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。

d. その他 (具体的に)

--

【臨床研究等における未公開株式取得の取扱いについて】

問 2	<p>A 国立大学発のベンチャー（1999 年 12 月設立）が開発を目指す遺伝子治療薬の臨床試験を実施した A 国立大学教授ら 5 人が、同社の未公開株式を取得していたという問題がありました。未公開株式を取得した同大教授 2 人と医師 3 人は、2000 年 12 月、同社の第三者割当増資に応じて 1 株 5 万円で 20 株～数株を取得。その後の増資で保有株数が増え、教授 2 人は 320 株を保有しました。このうちの 1 人は 2002 年 9 月のマザーズ上場時に半数を売却、約 3,200 万円を得ました。これについて会社側は次のような説明をしています。</p> <p>①教員らの購入当時は株式公開の予定すらく、株式も紙くずになる可能性もあった。</p> <p>②問題の臨床試験は、新薬の承認申請を前提にした治験ではなく、研究活動の一環であった。</p> <p>③上場の際に多くの人に株を買ってもらいたかったので、会社から教授にお願いして買い戻した。利益を得るのが目的なら、上場後に売った方がずっとよかった。</p> <p>製薬会社の株式保有者による臨床試験は、違法ではないものの、データの信頼性が損なわれる恐れが指摘されています。この事件では、臨床試験は公正であったと判断されましたが、担当者が株を所有しているという利害関係が被験者に説明されていない点が問題とされ、以後、臨床試験の透明性を確保するため、同大では臨床研究等に係る利益相反管理ポリシー等が策定されました。このように臨床研究等において、私立大学の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。</p> <p>(日本経済新聞 (2004. 6. 12)、朝日新聞 (2004. 6. 13) ほか参照)</p>
-----	--

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。(以下の 1～5 を選択してください。(複数回答可))

1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント (情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等) を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は ( ) 株以上。
2. 被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は ( ) 株以上。
3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。

- 4. 公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。
- 5. その他 ( )

- c. 未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。
- d. その他 (具体的に)

**【兼業について】**

問3	<p>B 国立大学医学部教授が、1998 年までの 7 年間、大学に無届で外部の医療機関からの依頼により腫瘍の良悪の診断をして得た報酬について、8,000 万円以上の申告漏れを指摘された事件がありました。教授の兼業報酬は医学部で一括管理して、医局の購読雑誌や研究会にあてるとということが慣例になっていました。これによって当該教授は訓告処分となり、また、顕微鏡などの学内施設の使用料約 45 万円を国に納めることになりました。また、C 国立大学大学院教授が、2005 年までの 7 年間、大学には無届で国内外の企業等 12 団体に景観デザインや家電製品の技術調査に関する助言、講演を行い、約 5,600 万円の収入を得ていたという事件もありました。このケースでは、大学の調査委員会設置決定後に教授が辞職したため、調査を打ち切っています。大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。</p> <p style="text-align: right;">(読売新聞 (2000. 10. 19)、朝日新聞 (2006. 10. 1) ほか参照)</p>
----	---

3.1	<p>国家公務員時代の国立大学では、大学教員の技術コンサルティング兼業等の報酬額は「社会通念上合理的な範囲に限られる」とされ、具体的には本給を超えない程度という考え方が示されていました。私立大学の教員の兼業に対して、報酬金額の制限が必要だと思いますか。</p>
-----	--

a. 必要である

- 1. 国家公務員と同じで本給を超えない程度
  - 2. 上限 ( ) 円/年程度
  - 3. その他 (具体的に: )

b. 必要ではない

3.2	<p>私立大学の教員の兼業に対して、時間の制限が必要だと思いますか。必要だと思う場合は制限する時間等についてご記入ください。</p>
-----	--

a. 必要である (以下具体的に)

- 1. 勤務時間内のみ時間数に制限をする ( 時間/週・その他 ( ) )
  - 2. 勤務時間外も含めて兼業時間数に制限をする
    - ア. 勤務時間内 ( 時間/週・その他 ( ) )
    - 勤務時間外 ( 時間/週・その他 ( ) )
    - イ. 勤務時間内外を通じて ( 時間/週・その他 ( ) )
  - 3. 勤務時間外のみ兼業を認めて、兼業時間数に制限をする ( 時間/週・その他 ( ) )
  - 4. 勤務時間外のみ兼業を認め、兼業時間数に制限をしない
  - 5. その他 (具体的に: )

(私立大学)

b. 必要ではない

3.3	国家公務員時代の国立大学では、営利企業の兼業は原則として許可されていませんでしたが、営利企業付設の診療所等の非常勤医師等、公的要素が強く営業に直接関与しない場合のほか、営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業や TLO 役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業など、特定のものに限って許可されていました。私立大学の教員の兼業に対して、職種の制限が必要だと思いますか。
-----	--

a. 必要である (以下具体的に)

1. 国家公務員時代の教員と同程度の制限が必要
2. その他 ( )

b. 必要ではない

## II. 兼業全般についておたずねします。

問 1	兼業経験についておたずねします。
-----	------------------

1.1	あなたに兼業経験はありますか。
-----	-----------------

- a. 経験がある
- b. 経験はない

1.2	「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。
-----	---------------------------------

(1) その兼業に関連して何か問題が生じたことはありますか。

a. ある

具体的に (問題の内容と対処法) :
--------------------

b. ない

(2) 上記 (1) で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

--

問 2	兼業以外の産学連携についておたずねします。
-----	-----------------------

2.1	あなたは兼業以外の産学連携 (共同研究、受託研究、大学発ベンチャー、発明の実施) で報酬を得たことがありますか。
-----	--

- a. ある
- b. ない

2.2 「2.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。

(1) その時得た報酬について何か問題が生じたことはありますか。

a. ある

具体的に（問題の内容と対処法）：

b. ない

(2) 上記（1）で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

### Ⅲ. 未公開株式の保有についておたずねします。

問1 大学と取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄付金、研究成果の移転、製品・サービスの納入）の未公開株式についておたずねします。

1.1 大学と取引関係等のある関連企業の未公開株式を持ったことがありますか。

a. ある

b. ない

1.2 「1.1」で「a. ある」とご回答の方におたずねします。

(1) その未公開株式を持ったことに関連して何か問題が生じたことはありますか。

a. ある

具体的に（問題の内容と対処法）：

b. ない

(2) 上記（1）で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

(私立大学)

IV. その他、産学連携における倫理問題等についてお困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

--

※お差支えなければ本調査票をご記入いただいた方のご氏名等のご記入をお願いいたします。  
なお、個人名につきましては、外部に一切公表いたしません。

貴大学名	ご所属	ご氏名
Tel	Fax	E-mail

☆ 本調査研究報告書の送付を・・・ 希望する ・ 希望しない  
(ご希望の場合は上記の欄に氏名等をご記入ください)

ご協力ありがとうございました。

平成 19 年 9 月

## 大学における産学連携に関する倫理基準策定の研究について —ご協力のお願い—

産学連携が活発化する今日、産学連携に携わる教員の倫理問題がマスメディアに取り上げられることも多くなってきました。

このたび、筑波大学産学リエゾン共同研究センターでは、過去 10 年間にわたる大学における倫理問題に関連する新聞記事を調査し、典型的な事件や判断の分かれる問題等をいくつか抽出しました。私共は、そのような倫理問題に関する今後の大学における取り扱い、すなわち、倫理基準の策定を検討するための研究を行っております。倫理的基準というものは社会的に形成されるもので、しかも、時代によって意識の変動もあることから、倫理基準作りには、関連する方々のご意見をうかがうことが不可欠であると考えています。

このため、この研究では、全国の国公立大学の教員 1,000 人の方々を無作為抽出し、アンケート調査のご協力をお願いしているほか、全国の国立大学法人の経営協議会の委員の方々にも同様の調査のご協力をお願いしております。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、本調査票（ホームページからもダウンロード可 <http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/activities.html>）にお答えいただき、同封の返信用封筒または E-mail、FAX で 10 月 17 日（水）までにご返信下さいますようお願い申し上げます。

- ・ 調査票返信先 E-mail アドレス yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp
- ・ 調査票返信先 FAX 番号 029-853-7461

本調査結果についてはすべて統計的に処理し、個人名等を公表することはありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、調査結果は調査研究報告書として刊行する予定であり、ご希望の方々にお送りいたしますので、このアンケートの末尾の該当箇所を○印で囲んでいただくようお願いいたします。

筑波大学産学リエゾン共同研究センター  
教授 菊 本 虔  
講師 新 谷 由紀子

\* この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1  
筑波大学産学リエゾン共同研究センター

新谷 由紀子

TEL & FAX 029-853-7461

E-mail: yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp



--

1.2 臨床研究等において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等と共同研究または受託研究を行っている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、たとえ大学による正式の手続きを経ている問題もあり、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、条件付きで認める。(以下の1~4を選択してください。(複数回答可))

<p>1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等との共同研究や受託研究は、大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正等)を行う。</p> <p>その場合、マネジメントが必要となる共同研究費・受託研究費の金額は</p> <table border="1"><tr><td style="width: 50px;">ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合</td></tr><tr><td>イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合</td></tr></table>	ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合	イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合
ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合		
イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合		
<p>2. 被験者には利害関係を開示する。</p> <p>その場合、開示する共同研究費・受託研究費の金額は</p> <table border="1"><tr><td style="width: 50px;">ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合</td></tr><tr><td>イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合</td></tr></table>	ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合	イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合
ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合		
イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合		
<p>3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。</p>		
<p>4. その他 ( )</p>		

- c. 正式の手続きを経た共同研究や受託研究ならば金額等に特に問題はない。
- d. その他(具体的に)

--

1.3 臨床研究等において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等で兼業等を行って個人的利益(技術指導料、ロイヤリティ、原稿料、講演料等)を得ている場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。(複数回答可)

- a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、たとえ大学に正式な兼業届出等の手続きを行っていても問題があり、避けるべきである。
- b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、条件付きで認める。(以下の1~4を選択してください。(複数回答可))

<p>1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等での兼業等による個人的利益は、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント(情報公開、監視、研究計画の修正等)を行う。</p> <p>その場合、大学に報告が必要となる個人的利益の金額は</p> <table border="1"><tr><td style="width: 50px;">ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合</td></tr><tr><td>イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合</td></tr></table>	ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合	イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合
ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合		
イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合		
<p>2. 被験者には利害関係を開示する。</p>		

(経営協議会)

その場合、開示する個人的利益の金額は

- ア. 過去 ( ) 年以内に ( ) 円を超えた場合  
イ. 年限は限らず、総額 ( ) 円を超えた場合

3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。

4. その他 ( )

c. 大学における正式の手続きを経て承認された兼業等からの報酬ならば金額等に特に問題はない。

d. その他 (具体的に)

--

### 【臨床研究等における未公開株式取得の取扱いについて】

問 2	<p>A 国立大学発のベンチャー (1999 年 12 月設立) が開発を目指す遺伝子治療薬の臨床試験を実施した A 国立大学教授ら 5 人が、同社の未公開株式を取得していたという問題がありました。未公開株式を取得した同大教授 2 人と医師 3 人は、2000 年 12 月、同社の第三者割当増資に応じて 1 株 5 万円で 20 株～数株を取得。その後の増資で保有株数が増え、教授 2 人は 320 株を保有しました。このうちの 1 人は 2002 年 9 月のマザーズ上場時に半数を売却、約 3,200 万円を得ました。これについて会社側は次のような説明をしています。</p> <p>①教員らの購入当時は株式公開の予定すらく、株式も紙くずになる可能性もあった。 ②問題の臨床試験は、新薬の承認申請を前提にした治験ではなく、研究活動の一環であった。 ③上場の際に多くの人に株を買ってもらいたかったので、会社から教授にお願いして買い戻した。利益を得るのが目的なら、上場後に売った方がずっとよかった。</p> <p>製薬会社の株式保有者による臨床試験は、違法ではないものの、データの信頼性が損なわれる恐れが指摘されています。この事件では、臨床試験は公正であったと判断されましたが、担当者が株を所有しているという利害関係が被験者に説明されていない点が問題とされ、以後、臨床試験の透明性を確保するため、同大では臨床研究等に係る利益相反管理ポリシー等が策定されました。このように臨床研究等において、国立大学法人の教員が当該研究成果に利害関係のある製薬会社等の未公開株式を取得している場合、どのようなマネジメントが望ましいとお考えですか。</p> <p style="text-align: center;">(日本経済新聞 (2004. 6. 12)、朝日新聞 (2004. 6. 13) ほか参照)</p>
-----	--

a. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有していることは、研究上の信頼性が損なわれるため、避けるべきである。

b. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有することは、条件付きで認める。(以下の 1～5 を選択してください。(複数回答可))

1. 臨床研究等と利害関係のある製薬会社等の未公開株式を所有している場合、その情報を大学に開示し、その上で大学が研究に従事可能なレベルかどうかを判断する利益相反マネジメント (情報公開、監視、研究計画の修正、株の放棄等) を行う。この場合、大学に報告する未公開株式数は ( ) 株以上。

2. 被験者には利害関係を開示する。この場合、開示する未公開株式数は ( ) 株以上。

3. 研究成果を発表した論文等に製薬会社等との利害関係の有無を掲載する。

- 4. 公開の予定がないなど、未公開株式の価値が特定できない時期の取得は問題がない。
- 5. その他 ( )

- c. 未公開株式は価値が特定しづらいため、所有していても特に問題はない。
- d. その他 (具体的に)

**【兼業について】**

問3	<p>B 国立大学医学部教授が、1998 年までの 7 年間、大学に無届で外部の医療機関からの依頼により腫瘍の良悪の診断をして得た報酬について、8,000 万円以上の申告漏れを指摘された事件がありました。教授の兼業報酬は医学部で一括管理して、医局の購読雑誌や研究会にあてるとということが慣例になっていました。これによって当該教授は訓告処分となり、また、顕微鏡などの学内施設の使用料約 45 万円を国に納めることになりました。また、C 国立大学大学院教授が、2005 年までの 7 年間、大学には無届で国内外の企業等 12 団体に景観デザインや家電製品の技術調査に関する助言、講演を行い、約 5,600 万円の収入を得ていたという事件もありました。このケースでは、大学の調査委員会設置決定後に教授が辞職したため、調査を打ち切っています。大学教員は社会貢献の一環として兼業が奨励されている面がありますが、どのような基準が必要だとお考えですか。</p> <p style="text-align: right;">(読売新聞 (2000. 10. 19)、朝日新聞 (2006. 10. 1) ほか参照)</p>
----	---

3.1	<p>国家公務員時代の国立大学では、大学教員の技術コンサルティング兼業等の報酬額は「社会通念上合理的な範囲に限られる」とされ、具体的には本給を超えない程度という考え方が示されていました。国立大学法人の教員の兼業に対して、報酬金額の制限が必要だと思いますか。</p>
-----	--

- a. 必要である

- 1. 国家公務員と同じで本給を超えない程度
  - 2. 上限 ( ) 円/年程度
  - 3. その他 (具体的に: )

- b. 必要ではない

3.2	<p>国立大学法人の教員の兼業に対して、時間の制限が必要だと思いますか。必要だと思う場合は制限する時間等についてご記入ください。</p>
-----	--

- a. 必要である (以下具体的に)

- 1. 勤務時間内のみ時間数に制限をする ( 時間/週・その他 ( ) )
  - 2. 勤務時間外も含めて兼業時間数に制限をする
    - ア. 勤務時間内 ( 時間/週・その他 ( ) )
    - 勤務時間外 ( 時間/週・その他 ( ) )
    - イ. 勤務時間内外を通じて ( 時間/週・その他 ( ) )
  - 3. 勤務時間外のみ兼業を認めて、兼業時間数に制限をする ( 時間/週・その他 ( ) )
  - 4. 勤務時間外のみ兼業を認め、兼業時間数に制限をしない
  - 5. その他 (具体的に: )

(経営協議会)

b. 必要ではない

3.3	国家公務員時代の国立大学では、営利企業の兼業は原則として許可されていませんでしたが、営利企業付設の診療所等の非常勤医師等、公的要素が強く営業に直接関与しない場合のほか、営利企業の非役員としての技術コンサルティング兼業や TL0 役員・研究成果活用企業役員・監査役といった役員兼業など、特定のものに限って許可されていました。国立大学法人の教員の営利企業での兼業に対して、職種の制限が必要だと思いますか。
-----	--

a. 必要である (以下具体的に)

1. 国家公務員時代の教員と同程度の制限が必要
2. その他 ( )

b. 必要ではない

## II. 兼業全般についておたずねします。

問 1	企業等にご所属の方におたずねします。
-----	--------------------

1.1	あなたの所属する企業等で国立大学 (法人) の教員の兼業者を受け入れた経験はありますか。
-----	--

a. 経験がある

b. 経験はない

1.2	「1.1」で「a. 経験がある」とご回答の方におたずねします。
-----	---------------------------------

(1) その兼業の教員について何か問題が生じたことはありますか。

a. ある

具体的に (問題の内容と対処法) :
--------------------

b. ない

(2) 上記 (1) で「a. ある」とご回答の方におたずねします。その時とった対処法についてはどのように考えますか。

--

問 2	国公立大学法人化後では、兼業の報酬について制度や意識の変化があるべきだと思いますか。
-----	--

(1) 制度の変化について

a. 制度に変化があるべき

具体的に：

b. 制度に変化はなくてよい

(2) 意識の変化について

a. 意識に変化があるべき

具体的に：

b. 意識に変化はなくてもよい

**Ⅲ. 未公開株式の保有についておたずねします。**

問 1	国立大学法人与取引関係等のある関連企業（共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金、研究成果の移転、製品・サービスの納入）の未公開株式についておたずねします。国立大学法人与取引関係等のある関連企業の未公開株式を当該教員が保有することについてどのようなお考えをお持ちですか。臨床研究等以外の場合でお答えください。
-----	--

a. ( ) 株/年を超えた場合所属大学に開示し、利益相反マネジメントを行うべきである。

b. 上記のように開示する必要はない。

c. その他（具体的に）

**Ⅳ. その他、産学連携における倫理問題等についてお困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。**

(経営協議会)

※お差支えなければ本調査票をご記入いただいた方のご氏名等のご記入をお願いいたします。

なお、個人名につきましては、外部に一切公表いたしません。

経営協議会委員として関与 している (いた) 大学名	ご所属	ご氏名
Tel	Fax	E-mail

☆ 本調査研究報告書の送付を・・・ 希望する ・ 希望しない  
(ご希望の場合は上記の欄に氏名等をご記入ください)

ご協力ありがとうございました。

平成 20 年 5 月

新谷 由紀子

菊本 虔

(筑波大学産学リエゾン共同研究センター)

TEL & FAX 029-853-7461

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1